

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

第64号  
2015.9

### 目次

#### 巻頭言

ネパール大地震から考えたこと

前在ネパール日本大使 高橋 邦夫 …… 1

#### 特集

ベトナム特集①—ベトナム新プロジェクトがスタート

～2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト～ 国際協力部教官 川西 一 …… 5

ベトナム特集②—ベトナムにおける立法過程の概要とその特徴

国際協力部教官 渡部 吉俊 …… 24

ベトナム特集③—ベトナム法整備だより

JICA長期派遣専門家 松本 剛 …… 38

#### 出張報告

カンボジア現地セミナー（不動産登記共同省令）

国際協力部教官 内山 淳 …… 50

#### 国際研修

ミャンマー法整備支援プロジェクト第3回本邦研修

国際協力部教官 野瀬 憲範 …… 119

ミャンマー法整備支援プロジェクト第4回本邦研修

国際協力部教官 野瀬 憲範 …… 152

#### 特別企画

ネパール連邦民主共和国における大地震—そのとき現地では—

国際協力部教官 内山 淳 …… 182

#### 活動報告

～国際協力の現場から～

主任国際協力専門官 白井 涼 …… 205

#### 寄稿

祝！ クメール語スピーチコンテスト第2位

JICA長期派遣専門家 辻 保彦 …… 209

#### E～MAIL

…………… 212



## ～ 巻頭言 ～



### ネパール大地震から考えたこと

前在ネパール日本大使

(日本総合研究所国際戦略研究所副理事長)

高橋 邦夫

今年の4月25日は、私にとって生涯忘れることのできない一日となりました。その日の昼、私は、同じ時期にネパールの日本大使館で勤務していた何人かの同僚と一緒に、カトマンズでの勤務を終えて3月に帰国、その後、定年退職した元同僚の慰労会に参加していました。その同僚が大過なくカトマンズ勤務を終えたことを皆で祝して散会した丁度その頃、ネパールではあの大地震が発生していたのです。帰宅するのとほぼ同時に弟から電話があり、テレビを見ろと言われ、その後はずっとテレビのリモコンのボタンをあちこち押しながら、現地の最新状況を得ようとして、一日が終わりました。

自己紹介を兼ねて、私がネパールとどのような関わりを持ったかをお話したいと思います。私は、今から約2年前の平成25年(2013年)の秋に、35年以上に及ぶ外務省生活を終えましたが、それまでの間、在外勤務のほとんどをアジアの国々(具体的には、中国・ベトナム・スリランカ・ネパール)で過ごし、スリランカとネパールでは特命全権大使を務めさせていただきました。この2カ国は単に地理的に南アジアに属するという共通点だけではなく、共に近年内戦を終えて国造りに励んでいるという共通点も有しています。結果論かもしれませんが、外交官生活の最後にスリランカとネパールの内戦からの復興のお手伝いを通じて、「国家とは何か」あるいは「民主主義とは何か」といった根源的な問題を突き付けられた思いです。

余談になりますが、ネパールにはスリランカ勤務の後に赴任しました。コロombo時代の大使仲間がカトマンズにいる自国の同僚に「今度、高橋がそちらに行くので、よろしく」と親切に連絡してくれたりしたため、先進国の大使方からは「Post Conflictの専門家」と見られ、また意見を求められることが多々ありました。この場合のPost Conflictとは、「内戦終了後の和解・復興」というほどの意味だと思いますが、これは決して私個人がスリランカで優れた知見を以って活躍したということでは決してな

く、日本政府が内戦中から「スリランカ和平のための4共同議長国」の一員（因みに、残りの3者は米国・ノルウェー・EUです。）として、和平実現のために積極的に活動し、その流れから内戦終了後の和解や復興にも積極的に関与して来ているため、大使であった私とその分野の「専門家」と見られたに過ぎません。

ところで、同じ「内戦終了後」の国とは言っても、スリランカとネパールとは全く状況を異にしていました。スリランカの場合は、多数派シンハラ人と少数派タミル人の対立から生じた内戦であり、内戦の終結もシンハラ人を中心とする政府軍がタミル人の反乱団体を殲滅するという形で実現しました。これに対して、ネパールの場合は、インド共産党の影響を受けたマオイスト（注:名称こそ「マオイスト（毛沢東主義派）」ですが、内戦当時は中国の直接的な影響はありませんでした。）が非民主的な政治の打破・カースト制度廃止などを掲げて武装蜂起したのが発端で、その内戦は、マオイストが政府・主要政党と包括的和平合意を結んで終結しました。

また、もう一つの大きな違いは、スリランカの場合は政府側が勝利を収めたため、その後も政治体制が変わるということはありませんでしたが、ネパールの場合は2006年の内戦終了後に設置された憲法制定議会で、それまでの王制が廃止されて連邦共和制を取ることが決まったため、文字通り一から国造りをしなければならなくなったという点です。それは道路や病院などのハードなインフラを作ることと共に、或いはそれ以上に、憲法の制定に代表される様々な国の制度や仕組みといったソフト面のインフラを作成することが喫緊の課題であることを意味します。本稿で、以下御紹介します我が国が支援しております法整備も、そうしたソフト面のインフラ整備の重要な項目です。

既に、御存知の方もおられるかも知れませんが、我が国の法整備支援は1990年代の後半にベトナムで実施されたのを皮切りに、その後他のインドシナ諸国や中央アジアでも行われるようになった比較的新しいタイプの途上国に対する支援です。ネパールにおいては2009年から法整備支援が始まり、民事法・刑事法の両方を含む伝統的な「ムルキ・アイン法典」を近代的な法律に置き換える作業のうち、民法典の制定を日本が受け持ち、その成果としての民法草案は2011年に他の法案とともに憲法制定議会で提出されました（注：以下にも書きますように、残念ながら新憲法それ自体が未だ制定されるに至っていないため、これらの法案も未だ採択されていません。）。また、法務省やJICA（国際協力機構）にはそれ以外にも法制度あるいはその関連分野について様々な協力を行っていただけており、例えば、民法草案の起草に続いて実施された民法解説書の作成、訴訟遅延解決のための「事件管理」に関する裁判官研



修などがそれです。更には広く民主化を促進するために、「コミュニティー調停制度」への支援や選挙管理委員会・メディアに対する支援なども行っていただいております。

他の国や国際機関も法律関係の支援を行っていますが、日本の支援の特徴は、あくまでネパールの実情に即した法整備を行っていただいているということだと思います。例えば、上記の民法草案作成に際しては、ネパールの法曹関係者との議論を通じて、ネパールの伝統や慣習なども斟酌しつつ近代法としての民法草案を作成されたことと日本の関係者の皆さんからお聞きしておりますし、「コミュニティー調停制度」につきましても、「欧米流の合理主義」から言えば各地に正規の裁判所を設置すべしということになるかも知れませんが、未だ開発の遅れた途上国であり、かつ自然条件が厳しく、司法機関が設置されている都市へのアクセスそれ自体が容易ではない地方における紛争解決の手段としてネパール政府が導入を決めたもので、その趣旨・必要性に賛同して日本が支援を行っているものです。

このように日本のネパールに対する法整備支援は一步一步着実に進展しており、またその間、多くの民族を抱えるネパール各地の法生活の実情調査や法曹関係者との意見交換のため、カトマンズだけではなく北部の山岳地帯から南部のインドに連なるタライ平野まで出向かれている我が国の法曹関係者の皆様に心から敬意を表する次第です。ただ、残念なことは、肝心の新憲法の制定が中々進んでいないことです。和平実現2年後の2008年に設置されました憲法制定議会は当初2年間で新憲法を作成・公布する予定でしたが、連邦制や政体のあり方（大統領制か議院内閣制か）を巡り、主要政党の間の折り合いがつかず、更に2年間の延長をして議論を続けました。しかし、それでも決着がつかず2012年5月に「終了」してしまっただけです。その後、厳密に言えば、新憲法が制定されないうちに何故憲法制定議会在「終了」したのかという問題もありましたが、それ以上に憲法制定議会の再設置が大きな問題となりました。それは、憲法制定議会の設置を決めた暫定憲法では、憲法制定議会はその名前が示す通り、新憲法を制定しその下で選出される新議会にバトンタッチするとされていたため、解散に関する規定も再選挙に関する規定もなかったためです。このように何らの規定もなかったため、紆余曲折を経て、主要政党のコンセンサスで憲法制定議会議員の再選挙を行う方法・時期などを決めることになったのですが、そのコンセンサス達成までに時間を要したため2度目の憲法制定議会議員選挙が実施されたのは、何と前の憲法制定議会「終了」から約1年半を経た2013年11月でした。

このように書いて来ますと、ネパールの政治は遅れているという印象を持たれる読者もおられるかもしれませんが、ネパールの名誉のために申し上げますと、約1年半

の政治の停滞の間、途上国ではよくありがちな軍によるクーデタといった動きはありませんでしたし、何よりも私を含む多くのネパール観察者を驚かせたことは、2度目の選挙直前にはネパールの人々を含むほとんどの人が議会「終了」時に与党であったマオイストの勝利を予想していたにも拘わらず、結果はマオイストが第3党に転落してしまったという事実です。換言すれば、約4年間の執政期間中、目立った実績を残せなかったマオイストに一般国民が厳しい審判を下したということだと思います。

そうした2度目の憲法制定議会議員選挙から新憲法が作られないまま、更に1年半近くが過ぎようとしていた今年4月25日にネパール大地震が起きたのです。冒頭書きましたように、私は当初ネパールが地震により受けた人的・物的被害の大きさに驚きましたが、その後次第に事態が落ち着くにつれて、そうした地震による直接的被害とともに、これまで縷々述べてきました新憲法制定を中心とするソフト面の国造りのプロセスがどうなるのだろうか、地震からの復興を口実にそのプロセスが止まってしまうのではないか、ということが気になり始めました。結果から申し上げますと、そうした私の心配は杞憂に終わりそうです。それは、復興のためにも新憲法を早く作成すべきであるとの声が高まり、地震発生後の6月初めに主要政党間で新憲法作成に向けた16項目合意が作られ、現在は8月中の新憲法草案作成を目指して引き続き話し合いが行われています。ただ、その一方で、そうした主要政党の合意に反対する中小の政党や彼らが代表する少数民族の人達は、「バンダ（道路封鎖）」・「チャッカジャム（交通妨害）」と言われる南アジア独特の抗議手段を使って自らの反対の意思を示そうとしており、今後の新憲法制定のプロセスが順調に進むか、なお予断を許しません。このように、ネパールの政治状況は中々見通せませんが、私自身は、2年間という限られた時間ではありましたが、カトマンズに住み、ネパールの民主化の動きを注視してきた者として、一日も早い新憲法の成立、それを受けての一層の法整備の進展、そしてそれらを踏まえたネパールの地震からの復興と更なる発展を祈っているところです。<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> 筆者注：上記本文の記述は、あくまで筆者の個人的意見であることを念のため申し添えます。平成27年8月17日記。

## ～ ベトナム特集① ～

### ベトナム新プロジェクトがスタート ～ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト～

国際協力部教官

川 西 一

#### 1 はじめに

ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）では、1986年のドイモイ（刷新）政策採用以降、市場経済原理を導入・推進するため民商事分野を中心に各種法令の立法が行われ、2005年には共産党中央委員会政治局決議48号と49号が発表され、司法改革が具体的に進められてきた。また、人権保障の充実などを目指した2013年の憲法改正以降は、公法分野を含め広く法令全体について新規立法あるいは全面的な改正が行われるとともに、裁判所機能の強化などの司法改革も進められている。

法務総合研究所は、ベトナムに対する法制度整備の支援として、1994年にベトナム司法省に対する国別研修を開始し、1996年に国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構（JICA））が「法整備支援プロジェクト」を立ち上げた後は、同プロジェクト及びその後継プロジェクト<sup>1</sup>を主な舞台として同国に対する支援を継続し、これまで、基本法令の起草支援、司法関係機関の人材育成支援及び実務改善支援を行い、民法、民事訴訟法、破産法、民事判決執行法、国家賠償法などの重要法令の制定や法律実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成、さらには多くの研修経験者が司法関係機関の高官となるなど多くの成果を残してきた。

そして、2011年4月から2015年3月まで実施された「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」（以下「前プロジェクト」という。）の後継案件として、2015年4月から、新たに「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（以下「新プロジェクト」という。）が開始された。新プロジェクトでは、ベトナムの法・司法改革の目標年である2020年を見据えて、総括的かつ発展的な協力を行っていくと同時に、プロジェクト終了後の新しいパートナーシップの関係の構築を念頭に置いたアプローチをとっていくこととされ、これまでの協力機関である司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会に対し、起草支援及び実務改善支援を

---

<sup>1</sup> 「ベトナム法整備支援プロジェクト」フェーズ1（1996～1999年）、同フェーズ2（2000～2003年）及び同フェーズ3（2003～2007年）並びに「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト」フェーズ1（2007年～2011年）及び同フェーズ2（2011年～2015年）を指す。

引き続き実施するほか、首相府を協力機関に加え、法令の整合性及び明確性の確保のための能力強化支援を新たに実施することとしている。

本稿では、前プロジェクトの概要、成果及び課題等を振り返るとともに、新プロジェクトの形成過程及び新プロジェクトの概要（目標及び成果等）について紹介する。

## 2 前プロジェクトの概要<sup>2</sup>

ベトナム最初の法整備支援プロジェクトである「ベトナム法整備支援プロジェクト（フェーズ1ないし3）」（1996～2007年）では、基本法令の起草支援、司法関係機関の人材育成支援及び実務改善支援が行われ、民法、民事訴訟法の制定や実務マニュアルの共同作成などの成果を上げた。しかし、整備された法令を執行・運用する現場においては、制定された法令の趣旨が十分理解されていない状況も依然として見受けられ、同プロジェクト終了後も引き続き裁判実務や法執行実務の改善を図る必要が認められたことから、2007年4月から2011年3月にかけて、中央司法関連機関が全国的な課題の抽出や改善策の検討を行えるようになること及びその一連の活動が中央司法関連機関の業務フローに定着することを目指し、司法省（Ministry of Justice : MOJ）、最高人民裁判所（Supreme People's Court : SPC）、最高人民検察院（Supreme People's Procuracy : SPP）及びベトナム弁護士連合会（Vietnam Bar Federation : VBF）をカウンターパート（C/P）機関とした「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ1」が実施され、その後、2011年4月から2015年3月までそのフェーズ2である前プロジェクトが実施された。

前プロジェクトにおいては、上記4機関（MOJ、SPC、SPP及びVBF）を引き続きC/P機関とし、中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえた法規範文書の内容並びに法規範文書の運用及び裁判・執行実務の改善のための組織的・人的能力が強化されることが明確な目標として掲げられ、その実現に当たっては、C/P機関の性格に応じて先進活動を行うための地区をそれぞれ設けるなどして、地方における実務上の課題を抽出・蓄積した上で、中央機関がそれらの課題を分析し、地方への指導・監督方法を改善して全国的な実務改善を目指すとともに、実務上の課題を踏まえて法令の起草を行うという手法を採っていた。

## 3 前プロジェクトの成果と課題

2014年7月に実施された前プロジェクトの終了時評価調査では、前プロジェクト

---

<sup>2</sup> 前プロジェクトの開始に至る経緯等については、本誌34号「プロジェクト紹介：ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトについて」（2008年3月号）も参照していただきたい。



について、セミナー等がベトナムの実情に合った形で企画され、そのセミナー等の結果を踏まえ、実務上の課題や教訓を踏まえた執務参考資料及び教材が作成・改訂され、必要に応じ法規範文書の改正に向けた提言が出されたことなどが確認されるとともに、各 C/P 機関について、以下のとおりの多数の実績が確認された。

#### ○司法省（MOJ）

- ・改正民法草案作成のためのワーキングセッション等の開催，短期派遣専門家の招へい及び本邦研修の実施
- ・担保取引登録法に関し，ワークショップ等の成果を踏まえた，担保取引に関する163号政府議定の一部を改正した11号政府議定及び合同通達の策定
- ・民事判決執行法に関し，プロジェクトのインプットを踏まえた，執行官向けハンドブック，民事判決執行法のレビューに関するレポート，執行が困難な判決に関する調査レポート及びトレーニングのための執務参考資料の作成
- ・国家賠償法に関し，本邦研修やセミナー等の成果を踏まえた，同法を効果的に運用するための通達の策定，同法制定の影響を測るための指標の設定，手続ガイドライン及び職員のためのハンドブックの作成
- ・戸籍官へのトレーニング
- ・司法学院のテキスト改訂等

#### ○最高人民裁判所（SPC）

- ・判決書マニュアルのレビューのためのセミナー開催
- ・バクニン省人民裁判所による，ワークショップ等の成果を踏まえた，刑事裁判手続きマニュアル及び麻薬事件処理のためのハンドブックの作成。また，人民参審員と裁判所職員の能力向上のためのセミナー開催
- ・民事訴訟法改正に向けた，セミナー，短期派遣専門家招へい及び本邦研修等の実施
- ・人民裁判所組織法に関し，ワークショップ，短期派遣専門家招へい及び本邦研修等の成果を踏まえた法案の起草
- ・破産法改正に関し，セミナー，短期派遣専門家招へい及び本邦研修等の成果を踏まえた法案の起草

#### ○最高人民検察院（SPP）

- ・刑事訴訟法改正に向けたセミナー，短期派遣専門家の招へい及び本邦研修の実施
- ・人民検察院組織法に関し，ワークショップ，短期派遣専門家招へい及び本邦研修等の成果を踏まえた法案の起草
- ・ハイフォン市人民検察院における実務改善を通じた SPP の指導能力強化等に係る活動，また，刑事訴訟における簡易手続の改善のための現地調査やワークショップ

等の実施

○ベトナム弁護士連合会（VBF）

- ・地方弁護士会に対する助言・監督能力強化に向けた、地方弁護士会の実情調査並びに本邦研修及びセミナーの実施
- ・プロジェクトのインプットを踏まえた、刑事訴訟法の「弁護」の章の起草

終了時評価調査では、C/P 機関が行う法規範文書の起草・改正については、現場のニーズを踏まえた起草・改正方法について業務フローが定着し、現場からの情報や実務上の現場の課題の分析結果を踏まえて法規範文書が起草・改正されるなど、C/P 機関の実務の改善に大きな成果が確認された一方、C/P 機関との活動により完成した草案が、その後の立法過程において大きく変更されることがあること、C/P 機関以外の機関では、依然として法規範文書の統一的な理解及び運用に問題が見られ、法務・司法関係機関が関与する立案及び運用になお改善の余地があることが確認された。そこで、後継案件については、これまでの協力の成果を基盤としながらも、法規範文書の立案及び運用の過程全体の改善を目指すとともに、他の行政機関が起草・改正する法規範文書についても対応を行うなどの新たな視点を加えた新プロジェクトを立ち上げ、ベトナムの司法改革戦略を引き続き支援することを目指すこととなった。

#### 4 新プロジェクトの形成過程

ベトナム側の前プロジェクトに対する評価は高く、ベトナム側は、早い段階から、後継案件の実施の要請があり、2013年8月にベトナム政府から日本政府に対して正式な支援要請が行われ、これに対し、日本政府も同年度末までに新規技術協力案件として採択を行っていた。

そこで、2014年7月の終了時評価調査の段階から、後継案件の形成に向けた事実上の調査が開始され、その後、2014年9月、同年11月、同年12月及び2015年1月の4次にわたり詳細計画策定調査が行われた。

後継案件については、早期の段階から、日本側及びベトナム側共に、前プロジェクトに引き続き、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえた法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行実務の改善のための組織的・人的能力の強化を行うことはおおむね合意されていた。しかし、具体的な後継案件の形成作業が始まると、日本側関係者から、C/P 機関との活動により完成した草案がその後の立法過程で大きく変更されてしまう問題の解決とともに、ベトナムに進出する日本企業が直面する法制度面における困難、具体的には法令相互間の不整合や頻繁な改正、運用の不統一といった問題を解消するため、立法過程のより上位に位置する国会あるいは首相府

を C/P 機関に加えることで、全省庁横断的な課題である立法過程の改善（法令審査能力の強化）を求める声が上がリ、これをどのようにして新プロジェクトへ組み込むかが焦眉の問題として浮上した。しかしながら、これらの問題については、日本側においてもベトナムにおける法規範文書の立案過程に関する情報の蓄積が乏しかった上、新たな C/P 機関の追加や新たな活動の実施については、日本側及びベトナム側の間において認識が必ずしも共有されていなかったことから、それらの調整のため、上記のとおり複数回の調査が実施されるに至った。

これらの調査を通じて、ベトナムの法規範文書の立案過程においては、司法省及び首相府における審査が重要な役割を果たしていること、その一方で、法規範文書の起草・審査を行う者が、法規範文書に関する理解が不十分であったり、立法技術が未熟である等様々な問題があるため、制定された法規範文書相互の間の不整合や法規範文書自体に多義的かつ不明確な規定が存在していること、それにより法規範文書の運用・適用の場面においても、法規範文書の理解が不十分であったり、統一的かつ適正な運用・適用がなされていないことなどが明らかとなり、これらの改善が必要であることが判明した。

2014年9月の第一次詳細計画策定調査から、新プロジェクトの詳細、特に日本側が関心を有する法規範文書相互の間の不整合や法規範文書自体の多義的かつ不明確な規定の是正・抑制、法規範文書の統一的かつ適正な運用・適用を実現するための枠組みや活動内容について、ベトナム側と熱のこもった協議が続けられた。新プロジェクトにおける協力体制、目標、成果及び活動の設定については、日本側とベトナム側との認識の相違などから調整が難航したが、相互に粘り強い協議が続けられた結果、同年11月の第二次調査を経て、同年12月の第三次調査において、ベトナム側との間でプロジェクトの枠組み等に関する合意を形成するに至った。

ベトナム側との間では、新プロジェクトについて、ベトナムにおける法・司法改革の目標年である2020年を目前に控え、これまでの20年に及ぶ協力の集大成として、また、これまでの協力の総仕上げとしてのプロジェクトとして位置付けるとともに、2021年以降の日越関係が、対等かつ相互理解に基づくより強固なものになるよう目指すことが確認された。これは、2020年をベトナムに対する大規模な法整備支援活動の一つの区切りとして、新プロジェクト終了をもって大規模な法整備支援活動を終了するとともに、2021年以後は、これまでの法整備支援活動とは異なる、対等な協力関係を志向することを意味している。また、新プロジェクトの名称についても、2020年がこれまでの協力の一つの区切りであることを明確化するため、前プロジェクトのフェーズ3とするのではなく、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジ



ェクト」<sup>3</sup>とすることとなった。その後、JICA とベトナム側関係機関との間において、新プロジェクトの事業内容、実施体制及び日本側・ベトナム側が講じる措置等から構成される合意議事録（Record of Discussion: R/D）が2015年2月3日付けで締結され、新プロジェクトは、2015年4月1日から開始されることが正式に決定した。

## 5 新プロジェクトの概要

新プロジェクトは、前プロジェクトが2015年3月31日に終了した後、途切れることなく翌日の同年4月1日に開始した。新プロジェクトの概要、目標及び成果等は、以下のとおりである（後掲PDM参照）。

### 【概要】

期間：2015年4月～2020年3月（5年間）

実施機関：司法省（MOJ）、首相府（OOG）、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）及びベトナム弁護士連合会（VBF）

長期派遣専門家：4名（検察官出身者（総括）、裁判官出身者、弁護士及び業務調整員）

日本側協力機関：法務省、日本弁護士連合会及びアドバイザーグループ

前プロジェクトの長期派遣専門家4名のうち、裁判官出身専門家1名は新プロジェクトの開始に合わせて交代となったが、残る3名（検察官出身者、弁護士、業務調整員各1名）が引き続きその任に当たり、前プロジェクトに引き続き4名体制でのスタートとなった。長期派遣専門家については、当面は4名体制とするものの、新プロジェクトでは業務量の増加が確実に見込まれることから、必要に応じ長期派遣専門家を増員することとされた。

### 【上位目標】

整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される。

### 【プロジェクト目標】

2013年憲法並びに第48号決議及び第49号決議<sup>4</sup>の趣旨に従い、法規範文書相互の不整合の抑制・是正、並びに整合性が確保された法規範文書の適切な理解の促進及び

---

<sup>3</sup> 英文は「The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020」。また、プロジェクトの略称として、英語名の頭字語であり、ベトナム語で「法令」を意味する「PHAP LUAT 2020 (phap luật 2020)」を用いることが決定した。

<sup>4</sup> 第48号決議及び第49号決議とは、ベトナム共産党中央委員会政治局決議2005年第48号（Resolution No.48/NQ-TW of 24th May, 2005）及び第49号（Resolution No.49/NQ-TW of 2nd June, 2005）を指す。

統一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関<sup>5</sup>の組織的な能力が向上し、適正かつ効率的な法規範文書の運用・適用の基盤が整備される。

前プロジェクトは、先に述べたとおり、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえた法規範文書の内容並びに法規範文書の運用及び裁判・執行実務の改善のための組織的・人的能力の強化を目指し、プロジェクト終了時までにはその目標は達成されたことが確認されていた。新プロジェクトでは、前プロジェクトの成果を踏まえ、前プロジェクトのC/P機関（MOJ, SPC, SPP及びVBF）との活動について、さらなる発展を目指すとともに、新たに指摘された問題である法規範文書相互の間の不整合や法規範文書の多義的かつ不明確な規定について抑制・是正するとともに、法規範文書の統一的かつ適正な運用・適用を実現するための法務・司法関係機関の組織的な能力の向上をも目指そうとするものである。そして、これらの目標を達成するため、以下の成果が掲げられた。

#### 【成果】

成果1：法令間の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、かつ法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するために、MOJ及びOOGによる民事、経済、その他関連法規範文書の①事前審査、②事後監査、③整備・運用状況の監督を行う人材の能力が強化される。

成果2：2013年憲法並びに第48号及び第49号決議の趣旨に従い、2020年の法・司法制度改革を見据えて各機関で作成する工程表に基づき、民事紛争解決に資する実体法及び手続法の草案、並びに刑事手続法の草案が整備されるとともに、民事に関する適切な紛争解決の基準となる法規範文書及び刑事に関する適切な手続の基準となる法規範文書の適切な理解が促進され、統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力が向上する。

成果3：各機関において、①法規範文書の起草・審査・監査・監督、②法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用に向けた助言・指導、並びに③法規範文書の適切な理解に基づいた裁判・執行実務の実現に向けた助言・指導に関する業務を改善するための、2021年以降に各機関が実施すべき活動が、本プロジェクトの成果を踏まえて分析・検討される。

成果1は、【目標】において述べた、新たに指摘された問題である法規範文書相互の間の不整合や法規範文書の多義的かつ不明確な規定について抑制・是正するとともに、法規範文書の統一的かつ適正な運用・適用を実現するために掲げられたものであ

<sup>5</sup> 司法省（MOJ）、首相府（OOG）、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）及びベトナム弁護士連合会（VBF）を指す。

る。具体的には、C/P 機関のうち、法規範文書の①事前審査、②事後監査、③整備・運用状況の監督の権限を有する司法省（MOJ）及び首相府（OOG）について、①ないし③を実施する人材の能力向上を目指すものである。成果1については、対象法令を設定して活動を行うことが予定され、対象法令の選定に当たっては、案件形成における経緯から、ビジネス環境の改善に資するものを優先的に選定することとされた。

成果2は、前プロジェクトのC/P 機関（MOJ, SPC, SPP 及び VBF）との活動、すなわち実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえた法規範文書の内容並びに法規範文書の運用及び裁判・執行実務の改善のための組織的・人的能力の強化における成果を踏まえ、それまでの活動について、さらなる質的な発展を目指すものである。例えば、前プロジェクトにおいて行われてきた地方での活動については、司法関係機関の現場で発生している現実の問題を把握することができ、非常に有益であったことから、新プロジェクトにおいても引き続き行われることとなったが、実施に当たっては、単に対象地域を拡大するような量的な拡大ではなく、前プロジェクトと同じ地方において活動を継続することでさらなる掘り下げを行うとともに、得られた知見を全国にフィードバックするといった、質的に深化した活動を実施することを目指している。

成果3については、新プロジェクトの終了をもって大規模な法整備支援活動が終了することを前提に、各C/P 機関において成果1及び成果2を踏まえた新プロジェクト終了後の自律的な活動について検討するとともに、司法分野における日本とベトナムの協力関係の在り方についても検討することを目指している。プロジェクト形成過程において、ベトナムに対する大規模な法整備支援活動については、ベトナムにおける法・司法改革の目標年である2020年を一つの区切りとし、2021年以後は、司法分野における対等な日越の協力関係を目指すことが確認された。これを踏まえ、新プロジェクト終了後の各C/P 機関の活動あるいは司法分野の日越協力のあるべき姿について検討すること自体を、新プロジェクトの活動の一つに位置付けたものである。

#### 【活動】

活動の詳細については、後掲のプロジェクトデザインマトリックス（PDM）を参照されたい。

成果1及び成果2のための活動については、対象とするテーマについて、情報収集とその取りまとめ、セミナー・ワークショップの開催、研修の実施等を通じて、ベトナム側に対するインプットを行うことを主眼としている。対象とするテーマについては、成果1は立法過程に関するもの、成果2では起草する法規範文書に関するものなど、いろいろなバリエーションが考えられるが、長期派遣専門家による日常的な助言、

セミナー・ワークショップの開催、本邦研修の実施等、その手法は前プロジェクトと大きな違いはないと思われる。

しかしながら、新プロジェクトにおいては、それらの活動については、毎年、C/P 機関において活動計画を策定し、合同調整委員会（JCC）<sup>6</sup> 会合において、その内容について議論・確認するとともに、その実施状況をモニタリングすることとされた（後掲 PDM の活動 1-1-3, 1-2-3, 2-2-1 等参照）。

具体的には、成果 1 においては、司法省（MOJ）と首相府（OOG）において、それぞれ成果 1 達成のための年間活動計画を毎年策定し、成果 2 においては、それぞれの C/P 機関（MOJ, SPC, SPP 及び VBF）において、まず、2020 年までの法・司法改革の趣旨に従い、2020 年 3 月のプロジェクト終了までに行う活動内容と実施スケジュールを定めた 5 か年計画を作成し、それをブレイクダウンする形で各年度の具体的な活動内容と実施スケジュールを定めた年間活動計画を毎年策定することとされた。これは、2020 年の法・司法改革の実現に向け、具体的な目標とその実現のための工程を明確化することで意識付けを強めるとともに、目標達成のためのルーティンの確立をも狙いとしており、新プロジェクトにおいて新たな取組として取り入れられた。

なお、新プロジェクトをこれまでの協力の総仕上げと位置付けたことから、プロジェクト終了後の財政的持続性を担保するため、新プロジェクトの実施段階から、ベトナム側において一定のコストを負担するとともに、ベトナム側負担額を毎年増加させることについても合意されたことを付言しておく。

## 6 最後に

ベトナムに対する法整備支援プロジェクトは、開始からすでに 18 年間が経過し、今や日本の法整備支援のリーディング・プロジェクトと言っても過言ではない。

これまで 20 年弱継続してきたベトナムに対する法整備支援プロジェクトは、ベトナムのニーズに対応しながら、法曹人材の育成、民法を始めとした基本法令の整備、それら法令の具体的な適用場面である実務改善へと進み、ベトナムの法・司法制度の発展に協力してきた。前プロジェクトの終了時評価においても、法令起草に関する成果のみならず、日本の法律関係者に大きな信頼を寄せる人的組織的な関係が醸成されたこともまた大きな成果として評価されたことからすれば、新プロジェクトの 3 つの

---

<sup>6</sup> Joint Coordinating Committee。JCC は、全ての C/P 機関、プロジェクト専門家チーム及び JICA によって構成され、プロジェクト・ダイレクターである司法省国際協力局長が議長を務め、プロジェクトの方向性を決める重要な役割を果たす。



成果のうち、これまでの協力の延長であり、かつ、20 有余年の取組の総仕上げに位置付けられる成果 2 は今後も中心的な活動となるだろう。

また、成果 1 では、これまでのプロジェクトにおいて培われた整合性ある法令起草などの大きな成果を、他の機関が所管する法令にも拡大し、特に投資環境整備に資する法規範文書について、整合性が確保され統一的な適用が保障されるような起草システムと、レビュー・フィードバック等により事後的に法規範文書の統一的な運用・適用を実現するシステムを作り上げることが求められている。

成果 1 は、法令の整合性の確保や法令の統一的な適用の保障という新たな活動を行うだけではなく、首相府を新たな C/P 機関として加え、その活動も省庁あるいは部局横断的な活動が予想されるなど、特に長期派遣専門家にとっては新たなチャレンジとなることは否定できない。しかしながら、成果 1 において具体的な成果を得ることは、ベトナムの法制度及び法運用の実務の改善にとって大きな前進となるばかりではなく、日本による法整備支援にとっても新たな可能性を示す試金石となると思われる。

新プロジェクトは、ベトナムが国家戦略として設定した法・司法改革のゴールである 2020 年を、我が国による大規模な法整備支援の一区切りとして、20 数年間に及ぶベトナムに対する法整備支援の集大成とすることが予定されている。そして、我が国の大規模な法整備支援プロジェクトで初めて出口を見据えた取組が成果 3 として取り入れられ、そのような意味でも、新たな意義を有するリーディング・プロジェクトとなることは間違いない。法務総合研究所は、これまでの協力の延長にある成果 2 はもちろん、新たな問題に取り組む成果 1、そして法整備支援の次を考える成果 3 のすべての活動について、引き続き全面的な支援を行っていく所存である。

このように新たなチャレンジを多く含む新プロジェクトは始まったばかりであり、いまだ試行錯誤の部分があることは否めない。新プロジェクトの活動は、これから本格化していくものと思われるが、新プロジェクトが、ベトナムの法・司法改革の達成に貢献するとともに、司法分野における日越パートナーシップの姿を描けるようになるためには、ベトナムの法・司法に関わる多くの関係者の御協力が不可欠であり、関係者の皆様方には、引き続き変わらぬ御支援を頂けると幸いである。

以上

プロジェクトデザインマトリックス (PDM) Ver1.0 (2014年12月24日)  
 プロジェクト名：2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト  
 実施機関：司法省 (MOJ)、首相府 (OOG)、最高人民裁判所 (SPC)、最高人民検察院 (SPP)、ベトナム弁護士連合会 (VBF)  
 プロジェクト期間：5年間  
 ターゲットグループ：MOJ、OOG、SPC、SPP、VBFの法務・司法関係機関職員  
 プロジェクトサイト：ハノイ

プロジェクトの要約 Narrative Summary	指標 Objectively Verifiable Indicators	指標の入手段 Means of Verification	外部条件 Important Assumptions
<p>上位目標(Overall Goal)</p> <p>整合性が確保された法規範文書を土台とし、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される。</p>	<p>指標</p> <p>Objectively Verifiable Indicators</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際機関等が公表している法務・司法に関する国際比較指標が、プロジェクト開始時と比較して改善する。</li> <li>2. 国際機関等が公表している弁護士業務に関する国際比較指標が、プロジェクト開始時と比較して改善する。</li> <li>3. 改善された事前審査プロセスに則った法規範文書の事前審査が実施される。</li> <li>4. 改善された事後監査プロセスに則った法規範文書の事後監査が実施される。</li> </ol>	<p>指標の入手段 Means of Verification</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際機関等が公表している法務・司法に関する国際比較指標</li> <li>2. 国際機関等が公表している弁護士業務に関する国際比較指標</li> <li>3. 事前審査の実施記録及び関係者へのインタビュー</li> <li>4. 事後監査の実施記録及び関係者へのインタビュー</li> </ol>	
<p>プロジェクト目標(Project Purpose)</p> <p>2013年憲法並びに第48号決議及び第49号決議(*1)の趣旨に従い、法規範文書相互の不整合の抑制・是正、並びに法規範文書の適切な理解の促進及び統一運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関(*2)の組織的な能力が向上し、適正かつ効率的な法規範文書の運用・適用の基盤が整備される。</p>	<p>Objectively Verifiable Indicators</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. MOJにおける法規範文書の事前審査プロセスが、以下の点を考慮したものに改善される。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。</li> <li>➢ 運用・適用段階における留意点が考慮されている。</li> <li>➢ 法規範文書の整合性確保の観点からの審査が行われている。</li> <li>➢ 法規範文書の統一な運用・適用の実現の観点からの審査が行われている。</li> </ul> </li> <li>2. MOJにおける法規範文書等の事後監査プロセスが、以下の点を考慮したものに改善される。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。</li> <li>➢ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況及び原因が分析されている。</li> <li>➢ 法規範文書の不統一な運用・適用の原因を踏まえた</li> </ul> </li> </ol>	<p>指標の入手段 Means of Verification</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. MOJの事前審査プロセス記録及び関係者へのインタビュー</li> <li>2. MOJの事後審査プロセス記録及び関係者へのインタビュー</li> <li>3. MOJの法規範文書等の整備・運用状況の監督に関する記録及び関係者へのインタビュー</li> <li>4. OOGの事前検討プロセス記録及び関係者へのインタビュー</li> <li>5. OOGの法規範文書等の運用状況の監督に関する記録及び関係者へのインタビュー</li> <li>6. 民事事件改善手続の改善に関する工程表実施状況及び関係</li> </ol>	<p>外部条件 Important Assumptions</p> <p>法・司法改革に向けた政策的な枠組みに従った法務・司法関係機関の取組が継続して行われる。</p> <p>法規範文書の整合性の確保に向けたMOJ及びOOGの取組が継続して行われる。</p>

	<p>改善策が検討され、改善策を実施するための必要な措置が行われている。</p> <p>3. MOJにおける法規範文書等の整備・運用状況の監督が、以下の点を考慮したものに改善される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。</li> <li>➤ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況及びその原因となる法規範文書の未整備の実態が分析されている。</li> <li>➤ 法規範文書の不統一な運用・適用の原因となる法規範文書の未整備を改善するための必要な措置が行われている。</li> </ul> <p>4. OOGにおける法規範文書の事前検討プロセスが以下の点を考慮したものに改善される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関係者間の調整が強化されている。</li> <li>➤ より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。</li> <li>➤ 運用・適用段階における留意点を考慮している。</li> <li>➤ 法規範文書の整合性確保の観点からの検討が行われている。</li> <li>➤ 法規範文書の統一的な運用・適用の実現の観点からの検討が行われている。</li> </ul> <p>5. 法規範文書の起草・実施に関して、政府・首相が監督、指導、事前検討を行う際に、OOGがより良い支援を行えるようになる。</p> <p>6. 工程表に基づいて、民事事件解決手続の改善が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ SPCが透明性の高い適切な手続きを実施し、審理における法令の統一的な適用に貢献する。</li> <li>➤ SPPが、法令の厳正かつ統一的な執行の保証に貢献する。</li> <li>➤ VBFが、調和の取れた法令の統一的な適用、人権保護および司法アクセスの向上に貢献する。</li> </ul> <p>7. 工程表に基づいて、行政事件解決手続の改善が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ SPCが透明性の高い適切な手続きを実施し、審理における法令の統一的な適用に貢献する。</li> </ul>	<p>7. 者へのインタビュー 行政事件解決手続に関する工程表実施状況及び関係者へのインタビュー</p> <p>8. 刑事事件解決手続に関する工程表実施状況及び関係者へのインタビュー</p> <p>9. 民事裁判に関する統計情報及び関係者へのインタビュー</p> <p>10. 行政裁判に関する統計情報及び関係者へのインタビュー</p> <p>11. 刑事裁判に関する統計情報及び関係者へのインタビュー</p>	
--	---	---	--



	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ SPP が、法令の厳正かつ統一的な執行の保証に貢献する。</li> <li>➢ VBF が、調和の取れた法令の統一的な適用、人権保護および司法アクセスの向上に貢献する。</li> </ul> <p>8. 工程表に基づいて、刑事事件解決手続の改善が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ SPC が透明性の高い適切な手続きを実施し、審理における法令の統一的な適用に貢献する。</li> <li>➢ SPP が、法令の厳正かつ統一的な執行の保証に貢献する。</li> <li>➢ VBF が、調和の取れた法令の統一的な適用、人権保護および司法アクセスの向上に貢献する。</li> </ul> <p>9. 改正民事訴訟法において改正された内容が、民事裁判において適切に運用されている。</p> <p>10. 改正行政事件訴訟法において改正された内容が、行政裁判において適切に運用されている。</p> <p>11. 改正刑事訴訟法において改正された内容が、刑事裁判において適切に運用されている。</p>	
<p>成果(Outputs)</p> <p>(1) 法令間の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、かつ法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するために、MOJ 及び OOG による民事、経済、その他関連法規範文書の①事前審査、②事後監査、③整備・運用状況の監督を行う人材の能力が強化される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況の分析</li> <li>➢ 法規範文書の不統一な運用・適用の原因の分析。</li> <li>➢ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況及び原因を踏まえた改善策</li> <li>➢ 改善策を実施するための必要な措置</li> </ul> <p>4. MOJ の執務参考資料が関係職員に活用されている。</p> <p>5. OOG の開催するセミナー等が、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. MOJ が内部人材向けに開催するセミナー等の資料及び関係者へのインタビュー</li> <li>2. MOJ が他の省庁や省レベルの人民委員会の法務部門向けに開催するセミナー等の資料及び関係者へのインタビュー</li> <li>3. MOJ の執務参考資料及び関係者へのインタビュー</li> <li>4. MOJ 作成の新聞、雑誌及びウェブサイトを並びに関係者へのインタビュー</li> <li>5. 関係者へのインタビュー</li> <li>6. OOG の執務参考資料及び関係者へのインタビュー</li> <li>7. 関係者へのインタビュー</li> </ul>

		<p>る。 る。  <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況の分析</li> <li>➤ 法規範文書の不統一な運用・適用の原因の分析</li> <li>➤ 法規範文書の不統一な運用の状況及び原因を踏まえた改善策</li> <li>➤ 改善策を実施するための必要な措置</li> </ul> </p> <p>7. OOGの執務参考資料が関係職員に活用されている。</p>	<p>支援対象の実体法・手続法・組織法の立法化が大幅に遅延しない。</p>
<p>6. OOGの執務参考資料が以下の点を考慮して作成される。</p>	<p>1. 各機関の計画、前年度までの分析結果及び関係者へのインタビュー  2. 改正民法、改正民事判決執行法、改正国家賠償法、改正民事訴訟法、改正行政訴訟法の草案  3. 改正刑事訴訟法の草案  4. 財産登録法、国際私法制定に関する報告書  5. 判例法理の形成に向けた論点が整理された報告書  6. 判例法理の形成に向けた論点が反映された法規範文書及び又は実務の改善に向けた取組が記載された執務参考資料並びに関係者へのインタビュー  7. 国際的な民事紛争解決に向けた論点が整理された報告書  8. 国際的な民事紛争解決に向けた論点が反映された法規範文書及び又は実務の改善に向けた取組が記載された執務参考資料並びに関係者へのインタビュー  9. MOJの開催するセミナー等の資料及び関係者へのインタビュー</p>	<p>6. OOGの執務参考資料が以下の点を考慮して作成される。  <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況の分析</li> <li>➤ 法規範文書の不統一な運用・適用の原因の分析</li> <li>➤ 法規範文書の不統一な運用の状況及び原因を踏まえた改善策</li> <li>➤ 改善策を実施するための必要な措置</li> </ul> </p> <p>7. OOGの執務参考資料が関係職員に活用されている。</p> <p>1. 各機関が作成する計画が、以下の点を考慮して作成されている。  <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各機関における、2020年の法・司法改革の実現の観点からのレビュー</li> <li>➤ 各機関における、前年度までの活動の分析</li> <li>➤ 各機関における、目標年度を見据えた明確なプロセス</li> <li>➤ 各機関における、2020年の法・司法改革の実現の観点からの優先順位付け</li> </ul> </p> <p>2. 改正民法、改正民事判決執行法、改正国家賠償責任法、改正民事訴訟法及び改正行政訴訟法の草案が、以下の点を考慮したものに改善される。  <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2013年憲法並びに第48号及び第49号決議の内容</li> <li>➤ ベトナムの市場経済の発展</li> <li>➤ 実務上の問題点</li> </ul> </p> <p>3. 改正刑事訴訟法の草案が、以下の点を考慮したものに改善される。  <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2013年憲法並びに第48号及び第49号決議の内容</li> <li>➤ 実務上の問題点</li> <li>➤ 人権に対するより一層の配慮</li> </ul> </p> <p>4. 財産登録法、国際私法制定に向けた実務上の問題点が整理される。</p> <p>5. 判例法理の形成に向けた論点が整理される。</p> <p>6. 整理された判例法理の形成に向けた論点について、法規範文書への反映及び又は実務の改善に向けた取組が行われる。</p>	<p>2013年憲法並びに第48号及び第49号決議の趣旨に従い、2020年の法・司法改革の実現を見据えて各機関で作成する工程表に基づき、民事紛争解決に資する実体法及び手続法の草案、並びに刑事手続法の草案が整備されると共に、民事に関する適切な紛争解決の基準となる法規範文書及び刑事訴訟法に関する適切な手続の基準となる法規範文書の適切な理解が促進され、統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力が向上する。</p>

	<p>7. 国際的な民事紛争解決に向けた実務上の問題点が整理される。</p> <p>8. 整理された国際的な民事紛争解決に向けた実務上の問題点について、法規範文書への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。</p> <p>9. MOJ の開催するセミナー等が、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。</p> <p>10. 実施されたセミナーにおいて扱われた内容について、法規範文書への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。</p> <p>11. SPC の開催するセミナー等が、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。</p> <p>12. 実施されたセミナーにおいて扱われた内容について、法規範文書への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。</p> <p>13. SPP の開催するセミナー等が、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。</p> <p>14. 実施されたセミナーにおいて扱われた内容について、法規範文書への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。</p> <p>15. VBF の開催するセミナーや研修等が、法整備や現場の課題（特に人権保護及び司法アクセスに関する課題）を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。</p> <p>16. 実施されたセミナーや研修において扱われた内容について、弁護士マニュアルやガイドライン等への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。</p> <p>17. 弁護士マニュアルやガイドライン等が以下の点を考慮して作成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人権保護と司法アクセスの向上への貢献</li> <li>▶ 2013 年憲法並びに第 48 号及び第 49 号決議の内容</li> <li>▶ 国民に対する法的サービスの充実</li> </ul>	<p>ユ ー</p> <p>10. 9. のセミナーで扱われた内容が反映された法規範文書及び/又は実務の改善に向けた取組が記載された執務参考資料</p> <p>11. SPC の開催するセミナー等の資料及び関係者へのインタビュ</p> <p>ー</p> <p>12. 11. のセミナーで扱われた内容が反映された執務参考資料及び/又は実務の改善に向けた取組が記載された執務参考資料並びに関係者へのインタビュ</p> <p>ー</p> <p>13. SPP の開催するセミナー等の資料及び関係者へのインタビュ</p> <p>ー</p> <p>14. 13. のセミナーで扱われた内容が反映された執務参考資料及び/又は実務の改善に向けた取組が記載された執務参考資料並びに関係者へのインタビュ</p> <p>ー</p> <p>15. VBF の開催するセミナーや研修等の資料及び関係者へのインタビュ</p> <p>ー</p> <p>16. 15. のセミナーや研修等で扱われた内容が反映された弁護士マニュアル・ガイドライン等及び/又は実務の改善に向けた取組が記載された執務参考資料並びに関係者へのインタビュ</p> <p>ー</p> <p>17. 弁護士マニュアル・ガイドライン等及び関係者へのインタビ</p>
--	---	--

		<p>➤ 実務上の問題点</p> <p>18. 弁護士マニュアルやガイドライン等が、弁護士が活用できる状態に置かれている。</p> <p>19. 弁護士が、弁護士マニュアルやガイドライン等を活用して業務を行っている。</p>	<p>18. 関係者へのインタビュー</p> <p>19. 関係者へのインタビュー</p>	<p>ユー</p>
(3)	<p>各機関において、①法規範文書の起草・審査・監督、②法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用に向けた助言・指導、並びに③法規範文書の適切な理解に基づいた裁判・執行実務の実現に向けた助言・指導に関する業務を改善するための、2021年以降に各機関が実施すべき活動が、本プロジェクトの成果を踏まえ、分析・検討される。</p>	<p>1. 各機関の分析が、以下の点を考慮して実施される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 法の統一的な適用及び執行の確保に向けた取組</li> <li>➤ 各種紛争が適切に解決される仕組みの整備に向けた取組</li> <li>➤ 人権を重視した適正な手続の実現に向けた取組</li> <li>➤ 司法アクセスの強化に向けた取組</li> </ul>	<p>1. 各機関の分析結果及び関係者へのインタビュー</p>	
<b>活動(Activities)</b>				
(1-1-1)	<p>MOJと協力し、法規範文書の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、かつ法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現する業務について、より効果的・効率的な業務を実現するための分析・検討を行い、その結果を取りまとめる。</p>	<p>日本側</p> <p>長期専門家(チーフアドバイザー(検察)、裁判官、弁護士、調整員、+α)</p> <p>短期専門家</p> <p>アドバイザーグループ</p> <p>本邦研修の機会</p> <p>日本で行うセミナー・ワークショップ用の会議室</p> <p>J I C A N E T</p> <p>上記に関する費用</p> <p>プロジェクト活動に係る費用の一部</p>	<p>ベトナム側</p> <p>MOJ、OOG、SPC、SPP :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクトダイレクター</li> <li>・ プロジェクトマネージャー</li> <li>・ コーディネーター</li> <li>・ ワーキンググループメンバー</li> </ul> <p>・C/P 機関にて開催されるセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワークショップ用の会議室</li> <li>・ プロジェクトに関する事務的な作業に必要な資料</li> <li>・ プロジェクトに関する連絡・調整に必要な費用</li> </ul> <p>VBF :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクトマネージャー</li> <li>・ コーディネーター</li> <li>・ ワーキンググループメンバー</li> </ul>	<p>法務・司法関係機関の職員の異動や離職が頻繁に発生しない。</p>
(1-1-2)	<p>MOJが、長期専門家と協議の上、法規範文書の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、かつ法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するための活動の対象となる法規範文書等を選定する。</p>			
(1-1-3)	<p>MOJが、(1-1-1)で分析した改善策を踏まえ、(1-1-2)で合意した法規範文書等を対象とした年間活動計画を作成する。</p>			
(1-1-4)	<p>JCCにおいて、(1-1-3)で作成した年間活動計画を確認する。</p>			
(1-1-5)	<p>MOJが、長期専門家と協力し、(1-1-3)で作成した活動計画に基づき、ワークショップ/セミナー等を開催する。</p>			
(1-1-6)	<p>MOJが、長期専門家と協力し、(1-1-1)で分析した改善点をふまえ、他の省庁や省レベル人民委員会の法務部門の法規範文書等の起草能力の向上及び/又は運用能力の向上を目的としたセミナーを開催する。</p>			

(1-1-7)	MOJ が、長期専門家と協力し、(1-1-5)及び(1-1-6)で実施したセミナー等の内容や教訓を踏まえ、執務参考資料を作成する。
(1-2-1)	OOG が長期専門家と協力し、法規範文書の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正しかつ法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現する業務について、より効果的・効率的な業務を実現するための分析・検討を行い、その結果を取りまとめる。
(1-2-2)	OOG が、長期専門家と協議の上、法規範文書の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正しかつ法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するための活動の対象となる法規範文書等を選定する。
(1-2-3)	OOG と長期専門家が、(1-2-1)で分析した改善策を踏まえ、(1-2-2)で合意した法規範文書等を対象とした活動計画を作成する。
(1-2-4)	OOG が、長期専門家と協力し、(1-2-3)で作成した活動計画に基づき、ワークショップ/セミナー等を開催する。
(1-2-5)	OOG が、長期専門家と協力し、(1-2-4)で実施したセミナー等の内容や教訓を踏まえ、執務参考資料を作成する。
(2-1-1)	MOJ、SPC、SPP 及び VBF が、長期専門家と協力し、各機関において、本プロジェクト期間の各年度（日本の予算年度、以下同じ。）当初に、2020 年の法・司法改革の実現のためのロードマップを踏まえた①成果 2 についての 5 カ年計画及び②年間活動計画を作成する。
(2-1-2)	JCC において、(2-1-1)で作成した計画を確認する。
(2-1-3)	JCC において、(2-1-1)で作成した①5 カ年計画、②年間活動計画の前年度の実施状況の確認を行う。
(2-2-1)	MOJ が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、改正民法、改正民事判決執行法及び改正国家賠償責任法のそれぞれ（関連法規範文書及びその他指導的文書を含む）について、最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。
(2-2-2)	MOJ が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、財産登録法、国際私法の制定に関する情報を収集し分析するとともに、結果を取りまとめる。
(2-2-3)	MOJ が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、法規範文書の適切な理解の促進に向けた助言・指導機能を向上するためのセミナー等を企画、実施する。
(2-3-1)	SPC が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、改正民事訴訟法及び改正行政事件訴訟法のそれぞれ（関連法規範文書及びその他

- ・C/P 機関にて開催されるセミナー・ワークショップ用の会議室
- ・プロジェクトに関する事務的な作業に必要な資材
- ・プロジェクトに関する連絡・調整に必要な費用

(前提条件)  
実施機関に大き



	指導的文書を含む)について、最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。
(2-3-2)	SPC が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、法規範文書の適切な理解に基づく裁判実務の実現に向けた助言・指導機能を向上するためのセミナー等を企画、実施する。
(2-3-3)	SPC が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、法の統一的な適用を可能とする判例法理の形成に向け、情報を収集し分析するとともに、結果を取りまとめる。
(2-3-4)	SPC が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、国際的な民事紛争解決のための課題を分析するためのセミナー等を開催する。
(2-4-1)	SPP が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、改正刑事訴訟法（関連法規範文書及びその他指導的文書を含む）の最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。
(2-4-2)	SPP が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、法規範文書の適切な理解に基づく訴追・公判実務の実現又は民事・行政・刑事裁判実務の改善に向けた助言・指導能力を向上するためのセミナー等を企画、実施する。
(2-5-1)	弁護士が、調和のとれた法令の統一的な適用促進、人権保護及び司法アクセス向上の役割を果たすことを目指し、VBF が、単独あるいは他の関連機関と連携の上、長期専門家と協力し、法規範文書の適切な理解に基づく弁護士業務の改善に向けた VBF の助言・指導能力を向上するためのセミナー・研修等を企画、実施する。
(2-5-2)	弁護士が、調和のとれた法令の統一的な適用促進、人権保護及び司法アクセス向上の役割を果たすことを目指し、VBF が、単独あるいは他の関連機関と連携の上、長期専門家と協力し、本プロジェクトの支援対象である法規範文書を分析し、会員の意見を集約し、これらの法規範文書の改善あるいは統一的な適用のための提案を取りまとめるためのセミナー等を開催する。
(2-5-3)	VBF が、長期専門家と協力し、弁護士マニユアル・ガイドライン等を作成するため、WG を立ち上げる。
(2-5-4)	弁護士が、調和のとれた法令の統一的な適用促進、人権保護及び司法アクセス向上の役割を果たすことを目指し、VBF が立ち上げた WG が、長期専門家と協力し、弁護士マニユアル・ガイドライン等を作成する。
(2-5-5)	VBF が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、国際的な取引

な組織改編が生じない。

実施機関の所管業務に大きな変更が生じない。

	や民事紛争解決に携わる弁護士の養成に関する課題を分析・検討する ためのセミナー・研修等を開催する。		
(3-1)	MOJ,OOG,SPC,SPP 及び VBF が、長期専門家と協力し、各機関において、年度ごとの本プロジェクトの活動の分析結果を総括する。		
(3-2)	MOJ,OOG,SPC,SPP 及び VBF が、長期専門家と協力し、各機関において、2021 年以降の各機関の実務を改善する取組について分析・検討する。		
(3-3)	MOJ,OOG,SPC,SPP 及び VBF が、長期専門家と協力し、各機関において、総括や分析・検討結果について、報告書等を作成する。		

(\*1) 第 48 号決議及び第 49 号決議とは、ベトナム共産党中央委員会政治局決議 2005 年第 48 号(Resolution No.48/NQ-TW of 24<sup>th</sup> May, 2005)及び第 49 号(Resolution No.49/NQ-TW of 2<sup>nd</sup> June, 2005)を指す。

(\*2) 法務・司法関係機関とは、司法省 (MOJ)、首相府 (OOG)、最高人民裁判所 (SPC)、最高人民検察院 (SPP) 及びベトナム弁護士連合会 (VBF) を指す。



## ～ ベトナム特集② ～

### ベトナムにおける立法過程の概要とその特徴

国際協力部教官

渡部 吉俊

#### 第1 はじめに

本稿では、本年4月から新たに開始されたベトナム法整備支援プロジェクト（2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト）の目標の一つである「ベトナムにおける法令相互間の不整合の抑制・是正及びその統一的な運用・適用の実現」に向けた検討材料とするため、ベトナムにおける立法過程の現状について概観し、その特徴を明らかにすることを試みる。ベトナムの立法過程は、法規範文書発行法<sup>1</sup>（2008年6月3日法律第17号、2009年4月1日施行。以下「発行法」という。）及び同法の施行議定<sup>2</sup>（2009年3月5日議定第24号、2009年4月20日施行。以下「施行議定」という。）により主に規律されているが、本稿の中心は主としてこれらの条文の規定であって、実際の立法過程を追って実証的に分析するものではない<sup>3</sup>。そのため、実際の運用とは異なる記述をしていたり、実務上重要な点を見逃している可能性もある。加えて、本稿では、発行法及び施行議定の英訳版<sup>4,5</sup>を主に参照し、ベトナム語原文での確認は行っていないため、翻訳に起因する誤解が生じている可能性もあることは、予めご了承ください。なお、本稿の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをお断りしておく。

<sup>1</sup> 1996年に制定された旧法に代わり2008年に制定された現行の法規範文書発行法については、既に、同法及び2004年制定の人民評議会・人民委員会法規範文書発行法を統合した新法が本年6月に可決成立しており、2016年7月1日から施行される予定である。

<sup>2</sup> 議定とは、政府が制定する法規範文書のこと（発行法第2条第4項、第14条）。日本の政令に相当するが、日本のように法律を執行するための執行命令と法律の個別の委任に基づく委任命令に限られるわけではない。詳しくは本文第3以下を参照。

<sup>3</sup> ベトナムにおける法の矛盾や不整合の問題について、特に政府による立法の問題を中心に実証的に分析したものとして、PHAN Thi Lan Huong, *The Role of Vietnamese Government in Legislation – in Comparison with Japan* (CALE Discussion Paper No.11, September, 2014)

<sup>4</sup> 発行法については、ベトナム司法省のウェブサイトにて英訳版が参考として掲載されている ([http://www.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=10500](http://www.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=10500)) ほか、JICAプロジェクトの成果物としての日本語訳も存在する (<http://www.moj.go.jp/content/000117958.pdf>)。本稿では、基本的に同成果物の翻訳に従いつつ、一部、分かりやすさ等の観点から異なる訳語を充てている。なお、新プロジェクトのカウンターパートの一つである首相府は、同成果物では「政府事務局」と訳されているが、同じ機関を表している。

<sup>5</sup> 施行議定の英訳版についても、ベトナム司法省のウェブサイト参照 ([http://www.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=10662](http://www.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=10662))。なお、発行法と施行議定、又は発行法・施行議定それぞれの中で、同一物に異なる訳語が充てられている場合がある。

## 第2 ベトナムにおける立法過程の概要

ベトナムにおいては、憲法第84条に列記された多数の機関等<sup>6</sup>が法律案を国会に提出する権利を付与されているが、実際に立法活動の中心を担うのは政府<sup>7</sup>及び政府機関である。ここでは、政府が法律案を作成し国会に提出するケースを念頭に、手続の概要を述べることにしたい。

ベトナムにおける政府提出法律案の立法過程は、大きく、①立法計画の策定段階、②政府による法律案の起草段階、③国会による法律案の審議段階の3段階に分けて考えることができる。以下、順に手続の概要をみていく。

### 1 立法計画の策定段階

ベトナムで法律が制定されるためには、まず、法律案の提出権を有する者の提案に基づき国会において決議される立法計画の中に、当該法律の掲載がなされなければならない。発行法では、法規範文書<sup>8</sup>のうち、法律、国会常務委員会令及び議定についてこのような計画を策定することとしているが、法律と国会常務委員会令の場合は、国会の任期（5年）全体にわたる計画（以下「全体計画」という。）と、それに基づいて策定される毎年の計画（以下「年次計画」という。）で構成される（発行法第22条第2項）。例えば、今期国会（第13期）の法及び国会常務委員会令の全体計画については2011年11月26日国会決議第20号により、また、2015年の年次計画については2014年5月30日国会決議第70号により、それぞれ策定がなされている。なお、2015年の年次計画では、法律29本と国会常務委員会令2本の制定が予定されている。

法律に係る立法計画の策定手続については、発行法第Ⅲ章第1節（第22条～第29条）及び施行議定第Ⅰ章第1節（第1条～第12条）に規定されており、その概要は以下のとおりである。

---

<sup>6</sup> 国家主席、国会常務委員会、国会の民族評議会及び各委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、ベトナム祖国戦線中央委員会及び祖国戦線の構成組織の中央機関並びに国会議員である。

<sup>7</sup> ベトナム国家機構の一つであり最高の国家行政機関である政府は、首相、副首相、各省大臣及び各省同格機関の長で構成され、過半数により業務を決する（憲法第94条、第95条）。本稿では、政府関係機関を含め、単に政府という場合がある。

<sup>8</sup> 法規範文書の種類は発行法第2条に列記されているが、実際には、議定と各省大臣等が制定する通達（日本の省令に相当し、外部的効力を有する。）が多い。なお、PHAN氏の論文（前掲注3）によれば、1986年のドイモイ政策開始から2013年7月までに、市場経済化の要請を満たすため、290の法律、2,783の議定、7,080の通達（共同通達を含む。）が制定されたという（24頁）。

## (1) 政府における立法計画案の作成及び審査

発行法では、政府はその所管内の問題に係る立法計画の案を作成しなければならないと規定し（発行法第23条第2項）、全体計画の案については、国会の任期の最初の年の8月1日までに、年次計画の案については、前年の3月1日までに、それぞれ、国会常務委員会及び国会法令委員会に送付することとしている（発行法第24条第1項）。

政府の立法計画案の作成に当たっては、司法省が、各省、各省同格機関及び各政府附属機関（以下「各省等」という。）からの提案に基づく立法計画案の作成において政府を補助するものとされており（発行法第23条第2項）、施行議定において、司法省を中心とする立法計画案の作成手続が定められている。すなわち、各省等は、所管分野の立法計画につき、関係部局からの意見やウェブサイトを通じての意見収集等を経て、提案書類を作成し（施行議定第3条）、所定の期日までに司法省に送付しなければならない（施行議定第4条）。司法省は、各省等から提出された提案書類を審査するとともに、同省及び首相府のウェブサイトに20日間以上掲載し、各機関・個人からの意見を収集しなければならない（施行議定第6条）。提案書類の検討に当たり、司法大臣は、司法省の代表及び専門家で構成される諮問委員会を設置することができる（施行議定第7条）。司法大臣は、各省等の提案、諮問委員会の審査結果及び収集された意見に基づき、政府の立法計画案のドラフトを作成し<sup>9</sup>、当該ドラフトを更に20日間以上ウェブサイトに掲載して意見を求めた後、完成したドラフトを政府に提出する（施行議定第8条）。立法の提案に際しては、制定する必要性、法の対象範囲、主な内容、事前影響評価等を明らかにしなければならないとされている（発行法第23条第1項）ことから、政府に提出する立法計画案のドラフトには、それらを示した文書を含めなければならない（施行議定第9条）。

政府においては、司法省が立法計画案のドラフトを提示した後、審議が行われ、その後採決が行われる（発行法第23条第3項）。政府の審議結果を踏まえ、司法省は、首相府と協力して政府の立法計画案を完成させ、首相の委任に基づき、司法大臣が政府を代表して、国会常務委員会に対し政府の立法計画案を報告する（施行議定第10条）。

## (2) 国会における審査、審議及び決議

国会では、国会法令委員会が立法計画案の審査を主管し、制定の必要性や規制の

---

<sup>9</sup> 各省等からの提案を立法計画に含めることについて、實際上、司法大臣にどの程度決定権限があるのかは、明らかでない。

対象範囲，基本的な方針，整合性，実施可能性等を中心に審査を行う（発行法第25条第1項）。また，国会の民族評議会及びその他の各委員会も，法令委員会と協力して，自らの所管分野に係る立法提案に関して意見を表明する（同条第2項）。

国会常務委員会は，政府からの説明や国会法令委員会の審査報告等を踏まえて審議を行い（発行法第26条第1項），立法計画の原案を作成して国会に提出する（同条第2項）。国会では，国会常務委員会からの説明を受けて審議が行われ，その意見を踏まえて国会常務委員会を中心に原案の修正がなされ，国会に報告された後，最終的に，国会において立法計画の採択についての決議が行われることになる（発行法第27条第1項）。

計画の採択後における社会経済情勢の変化等による立法計画の修正についても規定があり，基本的には，当初の計画策定時と同様の手続によって，修正案の作成及び決議が行われる（発行法第29条，施行議定第12条。なお，発行法第29条は，立法計画の決議に関する第27条を準用していないが，実際には，翌年の年次計画の決議と併せて当該年の年次計画の修正に係る決議がなされているようである。）。

なお，立法計画の策定後は，国会常務委員会を中心に，立法計画の実施に向けて，法律案の提出機関や国会の審査機関の割当てが行われるが，政府における立法計画の実施については，司法省が政府を補助する役割を担うこととされている（発行法第28条，施行議定第11条）。

## 2 政府による法律案の起草段階

立法計画に基づく政府による法律案の起草，審査，審議及び採決については，発行法第Ⅲ章第2節（第30条～第40条）及び施行議定第Ⅱ章第1節（第20条～第30条）に規定されている。

### (1) 法律案の起草

#### ①起草委員会の設置

法律案が政府によって提出される場合は，政府が，司法省の提案の下，各省又は各省同格機関の一つを起草主管機関に割り当てるとともに，当該起草主管機関が起草委員会を設置する（発行法第28条第3項，第30条第2項）。基本的には，立法の提案を行った所管の省等が起草主管機関に指定されるものと思われる。なお，法律案が複数の分野に関連する内容を含む等の場合には，国会常務委員会が起草委員会の設置及び起草主管機関の割当てを行う（発行法第30条第1項）。

起草委員会は，法律案の起草ごとに設置されるアドホックな委員会であり，当該法律が制定されれば解散する（施行議定第20条第3項）。起草委員会は，起草



主管機関の長（各省大臣等）を委員長とし、起草主管機関及び関係機関・団体の上級職員のほか、当該分野の専門家等を委員として9人以上で構成され、さらに政府が法律案を提出する場合には、司法省及び首相府の代表も委員に含めることとされている（発行法第31条第1項）。

起草委員会の役割は、法律案のドラフトに関する基本的な方針や内容、各機関・個人から提出された意見の反映等についての審議のほか、ドラフトが党の方針・政策に照らして適切であることや、合憲性、合法性、法体系との整合性及び実施可能性について保証することであるとされている（発行法第32条第2項）<sup>10</sup>。

## ②編集班の設置

起草委員会の委員長は、起草委員会の業務を補助する編集班を設置しなければならない（発行法第32条第3項a）。編集班は、起草主管機関の専門家（全構成員の半数以下でなければならない。）やその他の起草委員会に所属する機関の専門家等により9人以上で構成される（施行議定第25条第2項）。編集班は、起草委員会の委員長から割り当てられた任務を遂行する（同条第3項、第4項）。

## ③起草の進め方

起草に当たっては、起草主管機関の任務として、既存の関連法令の施行状況調査、事前影響評価、関連資料の収集等を行うことが定められている（発行法第33条第1項～第3項）ほか、関係機関及び当該法律の直接の対象者からの意見収集義務についても規定され（発行法第35条第1項）、ワークショップの開催やウェブサイト等を通じた意見収集の方法が定められている（同条第2項、施行議定第27条）。法律案のドラフトについては、その全文を政府及び起草主管機関のウェブサイト上に60日間以上掲載しなければならない（発行法第35条第1項）。また、起草主管機関から各省等に対してドラフトが送付され、各省等はドラフトの受領後20業務日以内に起草主管機関に対し意見を送付しなければならない（施行議定第27条第4項）。特に財務省（財源）、内務省（人的資源）、資源環境省（環境への影響）及び外務省（国際条約との適合性）については、それぞれ括弧内の事項に関する意見を示さなければならないとされている（発行法第35条第3項）。なお、ドラフトが企業の権利義務に関わる場合には、ベトナム商工会議所にも送付され、ベトナム商工会議所が企業の意見を集約して司法省、首相府及び起草機関に送付することとされている（施行議定第27条第4項）。

---

<sup>10</sup> 起草委員会と起草主管機関の関係や、起草委員会が法律案の起草についてどの程度の決定権限を有するのかについては、明らかでない。

## (2) 司法省等による法律案のドラフトの審査

発行法第 36 条及び施行議定第 4 章第 1 節（第 41 条～第 48 条）では、政府が提出する法律案のドラフトに対し司法省が中心となって行う審査について規定している。前述のとおり、政府が法律案を提出する場合には、司法省の代表者も起草委員会の委員として参加することが予定されているところ（発行法第 31 条第 1 項）、司法省が同一の立場で起草・審査ともに関与するのか、司法省の内部で起草に関与する部局と審査を担当する部局が分けられているのか等、その考え方や運用は必ずしも明らかでない面がある。

法律案が複数の分野に関連する場合や司法省が起草主管機関となっている等の場合には、司法大臣は、関係機関の代表及び専門家等で構成される審査委員会を設置しなければならない（発行法第 36 条第 1 項）。議定によれば、審査委員会の委員の数は 9 名とされ、司法省及び首相府の代表も審査委員会に加わるようである（施行議定第 46 条第 1 項、第 2 項）。なお、審査委員会を設置しない場合でも、司法省は、必要に応じ、関係機関の代表や専門家等が参加する審査会議を開催しなければならない（施行議定第 45 条）。

これら政府の審査機関（司法省又は司法大臣が設置する審査委員会）による審査の内容については、発行法第 36 条第 3 項に規定されており、当該法律を制定する必要性、党の方針・政策に照らして適切であること、合憲性、合法性、法体系との整合性、実施可能性、用語及び起草技術等を中心に審査するものとされている。審査機関は、審査書類の受領後 20 日以内に、審査報告書を起草主管機関に対して送付しなければならない（発行法第 36 条第 4 項）。起草主管機関は、審査意見を踏まえてドラフトを検討し完成させ、審査報告書等とともに政府に提出する責任を有する（同条第 5 項、第 37 条）。

このほか、施行議定では、首相府の審査についても規定されており、首相府は、ドラフト関係書類の受領後 7 業務日以内に、その審査意見を示して提出書類を完成させることとされている（施行議定第 29 条）。政府の事務局的な役割を担う首相府が、政府での審議前に法律案等の書類の最終的な審査を行うという趣旨の規定と思われるが、首相府についても、起草・審査の両面に参加しているという点では、司法省と同様の問題がある<sup>11</sup>。

なお、ドラフトについて各省等の間で意見の相違が残っている場合には、首相府

---

<sup>11</sup> 首相府が行う審査の手續等については、2014 年 8 月 28 日付けで首相府の長が決定した審査規程が別途存在するが、これによれば、立法の必要性や内容、法体系との整合性等が審査内容とされているようである。

の長は、起草主管機関、司法省及び関係各省等の代表を集めた会議を開いて議論を行い、その意見を踏まえて起草主管機関がドラフトを修正することとされている（発行政法第 38 条、施行議定第 29 条第 2 項）。

### (3) 政府による審議及び採決

以上の手続を経て、政府において当該法律案の国会への提出に係る審議及び採決が行われる。手順としては、まず起草主管機関が法律案の説明を行い、首相府が法律案につき議論が残っている問題を提示した後、政府での審議が行われる（発行政法第 39 条第 3 項）。

審議の結果、法律案の国会への提出が採択された場合、起草主管機関は、司法省、首相府及び関係機関と協力して法律案を完成させ、首相の委任に基づき政府を代表して、当該法律案を国会に提出する（施行議定第 30 条）。法律案の提出が採択されなかった場合は、首相が再審議の時期を決定し、起草主管機関を中心に法律案の修正等が行われ、改めて政府による審議及び採決が行われる（発行政法第 39 条第 4 項）。

## 3 国会による法律案の審議段階

国会による法律案の審査、審議及び採決については、発行政法第Ⅲ章第 3 節から第 6 節まで（第 41 条～第 57 条）に規定されている。

### (1) 国会の審査機関による審査

法律案は、国会の本会議に付される前に、国会の民族評議会及び関係委員会（併せて「審査機関」と呼ばれる。）による審査を受けなければならない。国会の民族評議会及び委員会は、所管分野に属する法律案については審査主管機関として、その他の分野の法律案については国会常務委員会の割当てに基づき審査参加機関として、法律案の審査に参加する（発行政法第 41 条第 1 項）。特に法令委員会は、法律案の合憲性、合法性、法体系との整合性を保証するため、社会問題委員会は、ジェンダー平等に関わる法律案の審査を行うため、それぞれ審査に参加する責任を有するとされている（発行政法第 46 条、第 47 条）。法律案の提出機関は、国会の開会日の 30 日前までに、これらの審査機関に対し法律案等の関係書類を送付しなければならない（発行政法第 42 条、第 46 条第 4 項、第 47 条第 4 項）。

国会の審査機関による審査は、審査主管機関が審査のための全体会議を開催して行う（発行政法第 44 条第 1 項）。審査に際しては、関係機関、専門家、法律案の直接の対象者等からの意見聴取のほか、起草主管機関と協力して法律案に関するワークショップの開催や実態調査の実施等をすることも可能とされている（発行政法第 41 条第 3 項、第 4 項）。審査内容は、法律案の対象範囲や内容、意見が分かれている



問題、党の方針・政策や憲法その他の既存法との整合性、実施可能性等を中心とするとされており（発行法第 43 条）、審査の結果は審査報告書にまとめられる（発行法第 45 条）。

## (2) 国会常務委員会による審議

法律案の提出機関は、国会常務委員会会議の開会日の 7 日前までに、法律案等の関係書類を国会常務委員会に提出し、意見を求めなければならない（発行法第 48 条）。

国会常務委員会は、法律案の提出機関からの説明や審査主管機関からの審査報告等を受けた後、一回又は複数回にわたり審議を行い、法律案に対して意見を付さなければならない（発行法第 49 条）。法律案の提出機関（政府提出法律案の場合は、首相から提出の委任を受けた者）は、国会常務委員会の意見に基づき法律案の修正を行う責任を有する（発行法第 50 条第 1 項）が、提出機関の意見が国会常務委員会の意見と異なる場合は、その審議及び決定のため、国会に報告しなければならないとされている（同条第 2 項）。

## (3) 国会による審議及び採決

国会（本会議）における法律案の審議及び採決は、一つの会期のみ、又は二つの会期にわたって行われる<sup>12</sup>。法律案は、国会の会期の開会日の 20 日前までに、国会議員に送付されなければならないが、既に一つ目の会期で審議され、二つ目の会期において採決のため提出される場合は、開会日の 45 日前までに送付しなければならない（発行法第 51 条第 1 項）。

以下、二つの会期にわたって審議・採決する場合の手続について述べる。

### ①第一会期

最初の会期では、法律案の提出機関からの説明や審査主管機関からの審査報告等を受けた後、法律案の基本的内容や意見が相違している問題点について審議を行い、国会常務委員会の求めに応じ、それらの問題について多数決による採決が行われる（発行法第 53 条第 1 項）。

### ②法律案の修正

第一会期の後、国会常務委員会の指導の下、法律案の修正の検討が行われる。まず、審査主管機関が、法律案の提出機関、国会法令委員会、司法省及びその他の関係機関と協力して法律案の修正を検討し、その修正案について国会常務委員会が審議を行うとともに、国会議員等に修正案を送付して意見を聴取する。審査

---

<sup>12</sup> ベトナムの国会は、毎年 2 回、会期を開くこととしている（憲法第 83 条第 2 項）。

主管機関は、それらの意見を統合・整理して検討し、修正点についての説明文書を完成させて、国会常務委員会に提出する（発行法第 53 条第 2 項）。

### ③第二会期

第二会期では、国会常務委員会が法律案の修正点について報告した後、なお意見の相違が残っている問題について審議を行う（発行法第 53 条第 3 項）。この段階において、法律案は、再び国会法令委員会に採決の日の 5 日前までに送付され、国会法令委員会が、審査主管機関及び法律案の提出機関と協力して起草の技術的なチェックを行い、法律案の合憲性、合法性、法体系との整合性を保証するものとされている（同項 d）。

以上の手続を経て、国会において当該法律案の最終的な採決がなされる。法律案が可決された場合は、採決の日から 15 日以内に、国家主席により当該法律の公布が行われる（発行法第 57 条第 1 項）。否決された場合又は法律案の一部のみ可決された場合は、国会常務委員会の求めに応じ、国会が当該法律案の今後の審議について決定する（発行法第 53 条第 3 項 f）。

以上が、政府が法律案を提出する場合の基本的な立法過程である。なお、立法過程の主な流れを別紙フロー図に示しておく。

## 第 3 議定の制定過程について

次に、政府が制定する法規範文書である議定の制定過程（発行法第 59 条～第 66 条、議定第 13 条～第 30 条に規定）についても、法律の場合と異なる点を中心に、簡単に確認しておきたい。

まず、議定の制定計画（年次計画のみ）の策定については、首相府が、司法省等と協力して、各省等から提出された提案書の審査、制定計画案の作成、ウェブサイトへの掲載、政府への案の提出等を行うこととされている（発行法第 59 条、施行議定第 13 条～第 17 条）。政府において制定計画案が採択されると、首相府は、司法省と協力して議定の制定計画を完成させ、公布のため首相に提出する（施行議定第 17 条第 3 項）。

なお、政府が議定を制定することができる場合として、発行法は 4 つの類型を挙げており、①法律等の上位規範の施行のための詳細事項を規定するもののほか、②政府の管轄分野における政策の実施のための具体的措置を規定するもの、③各省等及び他の政府機関の任務、権限及び組織機構を規定するもの、④法律及び国家常務委員会令の制定には至らないその他の重要な問題の規定を規定するものを挙げている（発行法第 14 条。なお④については、国会常務委員会の同意が必要）。これら 4 つの議定の内

容及び法律等との関係については更に精査する必要があるが、議定の制定計画の策定過程においては、個々の法律等を具体化するための①の議定と、その他の議定とで異なる規律が設けられており、後者の方では、制定の必要性等の説明や、予め財務省及び内務省に財源・人的資源に関し意見を求めること等が必要とされている（施行議定第14条、第15条）。

次に、議定の起草については、法律の場合と同様に、起草主管機関が起草委員会を設置して行うものとされている（発行法第60条第1項）。議定の起草委員会は、起草主管機関の代表者を委員長とし、その他委員として、審査機関、関係機関・団体、専門家等が参加する（司法省及び首相府も、法律の場合と同様に参加するのかどうかは明らかでない）。また、法律の場合と同様に、起草委員会の下に編集班が設置される。

起草の進め方についても、法律の場合に準じた規定が設けられており、起草主管機関が関連法令の施行状況調査、関連資料の収集、事前影響評価等を行うことのほか、各省等及び議定により直接影響を受ける者等から意見聴取を行うことや、意見聴取のためのワークショップの開催やウェブサイトへの掲載等が規定されている（発行法第61条、第62条）。なお、上で述べた議定の4類型のうち、国家常務委員会の同意が必要とされる④の議定を定める場合は、起草機関が首相府及び司法省と協力して、常務委員会に提出する文書を用意しなければならない（施行議定第26条）。

議定案の審査については、法律の場合と同様に司法省が中心的な役割を担うものとされ、議定案が複数の分野に関連する場合又は司法省が起草主管機関である等の場合には、関係機関の代表や専門家等で構成される審査委員会を設立することについても、法律案の場合と同様であり（発行法第63条第1項、施行議定第46条）、審査の内容についても、法律案の場合における審査事項の規定が準用されている（発行法第63条第3項）。審査報告書の起草主管機関への送付は、審査書類の受領後15日以内とされている（同条第5項）。なお、首相府においても、法律案の場合と同様に一定の審査を行うものと思われる（施行議定第29条）。

議定案の提出を受けた政府は、一回又は二回の会議において審議を行う。審議の進め方は法律案の場合と同様であり、起草主管機関及び首相府からの説明の後、政府による審議及び採決が行われる（発行法第66条）。

#### 第4 ベトナムの立法過程の特徴

以上、政府が法律案を提出する場合を中心にベトナムの立法過程について概観したが、特に日本の立法過程との比較を念頭に、ベトナムの立法過程の特徴と思われる点を挙げてみたい。

## 1 立法計画に基づく立法

第2の1で述べたとおり、ベトナムで法律が制定されるためには、国会で審議・決議される立法計画に掲載がなされなければならない、掲載がなされない限り当該法律を制定することはできない。計画の修正についても規定されているが、その場合でも修正案の決議を経た上で個々の法律案の起草が進められる。このように、立法計画に基づく立法は、最終決定機関である国会の承認の下、計画的に立法作業を進めることができる反面、立法の機動性が劣る面は否めないとと思われるし、また、仮に国会に対して立法の提案を行う時点で、当該立法の必要性・有効性等につき十分な検討がなされていないとすれば、不必要な立法や一貫性のない立法の制定を助長するおそれもあるように思われる<sup>13</sup>。

## 2 多数の機関・個人が参加するコンセンサス重視型の立法過程

前述のとおり、起草主管機関が設置する起草委員会には、起草主管機関だけでなく、関係各省・関係団体や専門家など多数の機関・個人が参加することが予定されており、起草過程においても、ワークショップの開催等により、関係機関や対象者等から意見を聴取しつつ起草を進めることが規定されている。また、司法省による審査の場面でも、一定の場合には、関係機関や専門家等が参加する審査委員会又は審査会議を開催して審査を行うこととされている。さらに、国会に法律案が提出された後も、審査主管機関が全体会議を開催するほか、関係機関や専門家等からの意見聴取やワークショップの開催、実態調査の実施等を行うことができるとされている。

このように、一つの機関が起草あるいは審査を専属的に担うのではなく、多数の関係機関が参加する会議体を中心に、その都度、関係者や専門家への意見聴取等を行って、コンセンサスを形成しながら徐々に法律案が仕上げられていく方式をとっているように見受けられる。このような方式は、政策形成の場面では望ましい面が多いものと思われ、特に多民族国家で地域差も大きいベトナムにおいては、できる限り多くの関係者等から意見を聴取しつつコンセンサスを形成していくことの必要性は高いものと思われる。一方で、具体的な条文の起草自体は一定の法文上のルールに従い厳格になされるべきところ、仮にその都度提出される意見を元に条文を書き換えているとすれば、全体の整合性・一貫性を欠くことにつながる危険性が高

<sup>13</sup> PHAN 氏の論文（前掲注3）では、立法計画制度の問題として、提案機関による提案後の取消や変更により立法計画が不安定であること、案の提出時点で詳細に起草されておらず影響分析も適切になされていないこと等が指摘されている（17～18頁）。



い<sup>14</sup>。幅広い関係者の多様な意見を踏まえて行われるべき政策形成の場面と、専門家によりテクニカルに行われるべき条文の起草の場面は、分けて考える必要がある。

この点、規定上は、法律案の合憲性、合法性、法体系との一貫性について審査し保証しなければならないとされる機関が複数存在し（起草委員会、政府の審査機関（司法省等）、国会の審査機関（特に国会法令委員会））、重層的なチェックが行われることが予定されているが、審査の方法、審査の基準、審査意見の反映といった運用の実態については、さらに吟味しなければならないと思われる<sup>15</sup>。

なお、上記の点を含めたベトナムの法制度の特徴や問題点については、本号 38 頁掲載の松本剛長期派遣専門家による「ベトナム法整備だより」において実情に即した報告がなされているので、そちらを参照されたい。

## 第5 おわりに

本稿では、ベトナムの立法過程及びその特徴を概観したが、法文の不統一・不整合や不透明な運用といった問題に対処するには、立法過程の見直しだけでなく、条文の書き方など法制執務的なルールの確立、法律と議定等の他の法規範文書との関係の整理やこれらが一体として制定されるための運用の改善等も必要になるとと思われるし、より根本的には、行政活動が法律に従って行われること、あるいは法の支配に係る意識付けの徹底といった観点からの様々な対策が必要であろう。一方で、法のあり方は国家のあり方と密接に関わることから、日本が時間をかけて議論し、構築してきた法制度、運用、理論等を参考にしつつも、ベトナムの国家体制に合ったものをベトナム人自身が主体的に考え、構築できるように支援することが何よりも重要であると思われる。

以上

---

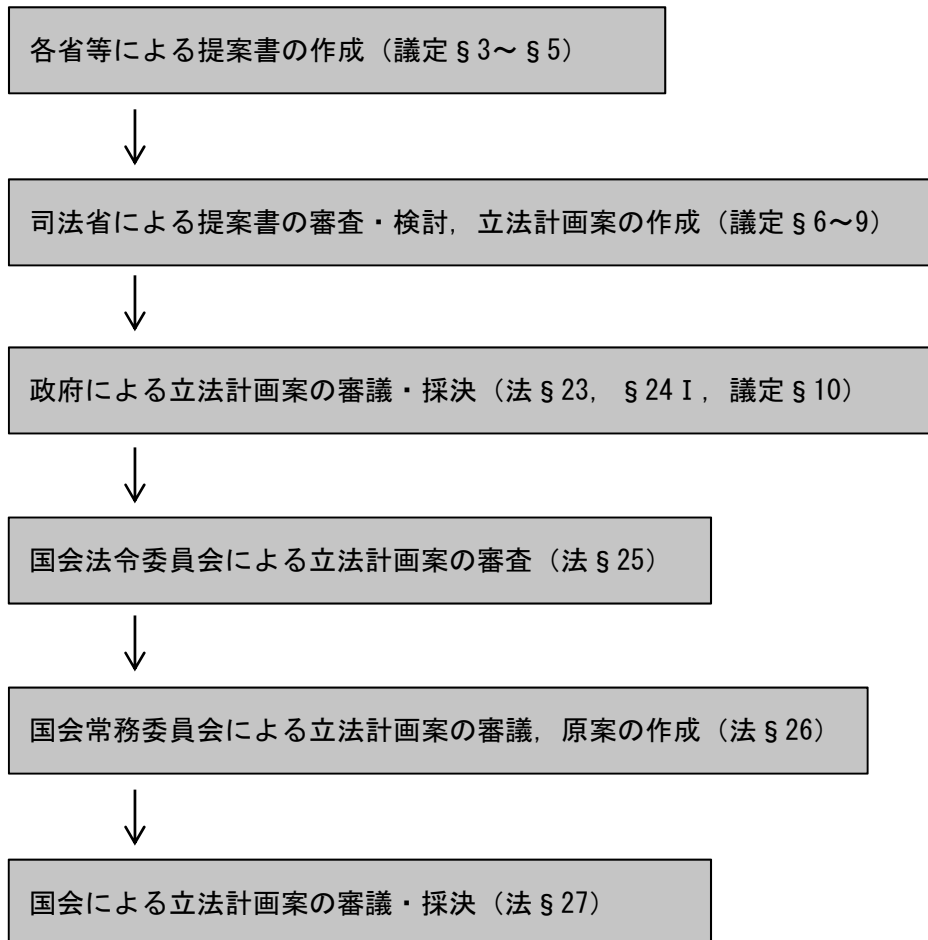
<sup>14</sup> もちろん、起草を担当する機関において起草の専門家が十分に育成されていない状況では、条文案を公開して広く意見を求め、憲法に反するような規制や相互に矛盾した規定等がないかチェックする仕組みも重要であると思われる。

<sup>15</sup> 本稿では、司法省、首相府、国会法令委員会等の主体にかかわらずすべて「審査」としたが、ベトナム語原文及び英訳版では、審査の主体によって異なる用語が充てられている場合があり、これらの使い分けについても今後検討する必要がある。

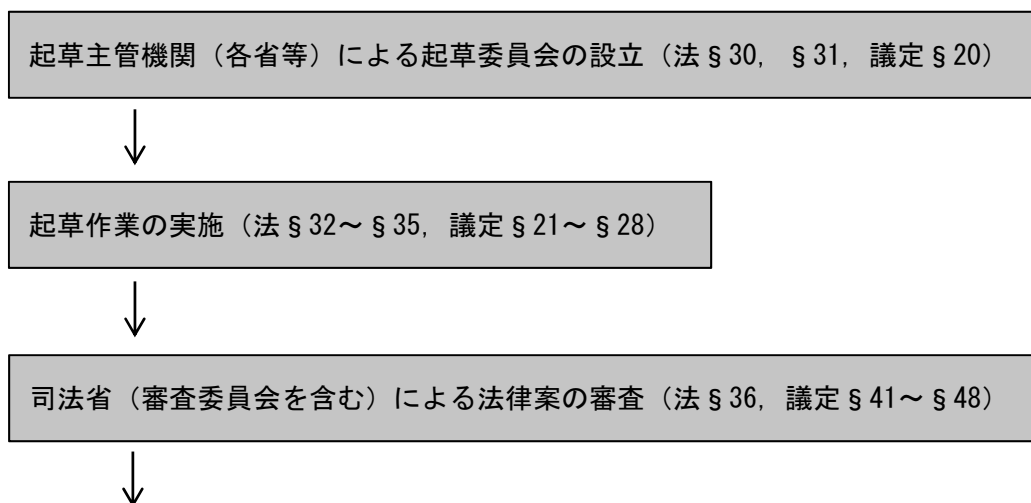


## ベトナムにおける立法の流れ（政府が法律案を提出する場合）

### 【1. 立法計画の策定段階】



### 【2. 政府による法律案の起草段階】



首相府による法律案の審査（議定 § 29）



政府による法律案の審議・採決（法 § 39, 議定 § 30）

【3. 国会による法律案の審議段階（二会期で審議する場合）】

審査機関（国会民族評議会及び関係委員会）による法律案の審査（法 § 41～ § 47）



国会常務委員会による法律案の審議（法 § 48～ § 50）



国会（第一会期）における法律案の審議（法 § 53 I）



法律案の修正の検討（法 § 53 II）



国会（第二会期）における法律案の審議・採決（法 § 53 III）



法律の公布（法 § 57）

## ～ ベトナム特集③ ～

### ベトナム法整備だより<sup>1</sup>

2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト  
JICA 長期派遣専門家（チーフアドバイザー）松本 剛

#### 1 新プロジェクト開始のお知らせ

皆様、法整備支援という言葉に耳にされたことはあるでしょうか。JICAでは、1996年以降、ベトナムの法令、特に民法や民事訴訟法、民事判決執行法などの民事基本法を中心とする法令の整備を支援するとともに、ベトナムの裁判官、検察官、弁護士、執行官などの法律実務家・司法関係職員の能力強化を図り、司法の力を強化するための技術協力プロジェクトを継続実施してきました。具体的には、日本の法曹三者（裁判官<sup>2</sup>、検察官、弁護士）からなる専門家チームをハノイに常駐させ、司法省や最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会などの協力機関に対する支援活動を行っているほか、日本国内においても著名な法学者・法律実務家からなる国内支援委員会を立ち上げ、大きな支援方針について指導を求めたり、研修での講師を依頼したりしています。このプロジェクトでは、これまで多種多様な法令の制定、改正に関与し、あるいは法律実務家のトレーニング教材の作成などを支援して一定の成果を上げてきましたが、人口約9000万人の巨大な国における法制度を真の意味で整備すること、そしてそれを支える人材を育成することは一朝一夕になし得るものではなく、ベトナムはいまだこの分野における日本からの技術協力を必要としています。

そこで、JICAでは、2015年4月1日付けで、新たに「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」を開始しました（英語名は“The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020”で、下線部の“PHAP LUAT 2020”が略称（Pháp Luật はベトナム語で「法令」の意））。

この新プロジェクトでは、引き続き、司法省や最高人民裁判所を始めとする司法関係機関を支援して、法令の整備や法律実務家・司法関係職員の能力強化に取り組むこととなりますが、それに加えて、新たなチャレンジとして「ベトナムにおける法令相互間の不整合を抑制・是正し、その統一的な運用・適用の実現を図ること」を目標に掲げたことが大きな特徴です。ご承知の方も多いでしょうが、日系企業を対象とする

<sup>1</sup> 本稿は、時事速報ベトナム便において2015年6月15日～19日にかけて連載されたコラムを転載したものです。

<sup>2</sup> 派遣時は検事に身分を変更。

各種調査の結果によると、ここ近年、「法制度の未整備・不透明な運用」がベトナム投資環境上のリスクの筆頭に挙げられる状態がずっと続いています。具体的に言えば、①法令相互間、あるいは上位法令と下位の通達との間に齟齬矛盾があり、どちらに従えば良いのか分からない、②法令に規定すべき内容の事前検討が不十分である上、影響を受ける企業に対する周知不足もあって実務と乖離したものが出来上がる、③そもそも法令の文言が曖昧である上、その運用も省庁ごと、地方ごと、担当者ごとにまちまちで統一されていない、④新しい法令の内容が行政窓口で共有されておらず、法令に沿った取扱いを受けられない等々ですが、ベトナムで仕事をされている方であれば、一度ならずこれらの問題に悩まされたことがあるのではないのでしょうか。我々の新プロジェクトでは、このような実態を踏まえ、ベトナム側協力機関の理解も得た上で、この法令相互間の不整合の抑制・是正、法令の統一的な運用・適用の実現という課題に正面から取り組むこととしました。これはベトナムが抱える構造的かつ深刻な問題であり、これまでベトナム政府自身はもとより、どの外国援助機関もなし得なかった困難な挑戦ではありますが、首相府（Office of the Government）及び司法省を協力機関とし、また、日本側の関係機関・関係者のご助力もいただきながら、全力で臨みたいと思っております。

次回以降は、そもそもなぜベトナムの法令は相互に齟齬矛盾するのか、そしてなぜその運用・適用が統一的になされないのかという根本的な疑問について考えてみたいと思います。

## 2 ベトナム法令にはなぜ齟齬矛盾が生じるのか

前回、新プロジェクトでは、ベトナムにおける法令相互間の不整合を抑制・是正し、その統一的な運用・適用の実現を図ることを目標に掲げたと述べました。しかし、そもそもなぜベトナムでは法令相互間の齟齬矛盾、不透明な運用といった問題が生じているのでしょうか。これはなかなかの難問ですが、私としては、主に以下のような複数の要因が絡み合った結果ではないかと考えています（以下、断定調で書かれている部分も含め、あくまで私個人の見解に過ぎないことをあらかじめお断りしておきます。）。

### (1) 「法令」の位置付けが日本とは異なること

全ての前提として、ベトナムにおける「法令」というものの位置付け、期待される社会的役割が、そもそも日本のそれとは異なるということを指摘したいと思います。ベトナムでは、一般国民はもとより、行政窓口の公務員、果ては立法当局の担当者に至るまでが、そもそも法令というものに対し、「そのとおりに守られねばな

らない規範である。」という確固たる認識を有していないように感じられます。誤解ないように申し上げると、もちろん彼らにも法令を守らなければならないという認識はあります。しかし、その認識の程度が、日本のそれとは異なり、「努力はするが、守ることができなければやむを得ない。」という含みというか、遊びのような幅があるように感じられるわけです。これがどのように影響するか、法律を作る場合を例に考えてみます。日本であれば、法律を作る際は、立法関係者の間で「法律はきちんと守られねばならない。」という大前提が共有されていますので、そもそも実現可能性がない法律が制定されることはまずありません。しかし、ベトナムの場合、立法当局の担当者自身にそのような認識が薄いため、結果として、到底実現できそうにない規定が法令に盛り込まれたり、施行日が過ぎても必要な下位法令がまだ出そろっていないかったりという現象が生じることとなります。この現象を目の当たりにすると、ついつい、ベトナム人は遵法精神が希薄であるとか、ベトナム人は法令の何たるかを知らない、などと上から目線で切り捨ててしまいたくなりますが、事はそれほど単純ではありません。ベトナムの立法担当者と話をする、彼らは、「法律が想定する状態に社会を誘導していくためには、当面実現不可能と思われる規定であってもあえて法令に入れ込む必要がある。しばらく経った後に、想定する状態に移行していればそれでよい。」などとして、日本人とは全く異なる方向ではあるものの、法令が果たすべき社会的機能・役割について積極的かつ重要な位置付けを与えていることが分かります。つまり、彼らにとって法令とは、極端な言い方をすれば、国家、社会をあるべき姿に向けて誘導し、運営していくための一つのツールであり、施行後直ちに一言一句が墨守されねばならないような硬直的なものではないのです。多少の不遵守には目をつぶることが許される程度に柔軟であり、実務と多少乖離していてもいずれ解消されるのであれば構わないものなのです（このような意味で、政治的な宣言であるはずの共産党政治局決議等との性質の違いはあまり意識されていないと言えるかもしれません。）。法令に対するこのような認識が昔からベトナム社会に存在するものなのか、それとも社会主義国家となつてからのことなのかは分かりませんが、ベトナムの現在の法令の在り方が日本人の考えるそれと異なっている根底には、このような「法令観の違い」があるであろうことは心に留めておきたいところです。

## (2) 法的素養のある人材が不足していること

ベトナムには十分な法的素養のある人材が不足しているという事実も見落とすことはできません。ここでいう「法的素養のある人材」とは日本におけるそれと同様の意味であり、きちんとした法的な思考、すなわち、①法律上の要件と効果



をきちんと把握した上で、②具体的な事実を認定・評価してその要件に当てはめ、③結論を導き出すという論理的な思考様式のできる人材のことを指します。ベトナムの大学を始めとする高等教育機関は、残念ながら、このような法的な思考力を備えた人材を十分に社会に輩出することができていないというのが私の率直な印象です。実は、北ベトナムでは、1960年代以降、大学における法学教育が廃止され、国内で全く法学教育が行われない時期がありました（その背景には、法律はブルジョア支配の手段であり、法律家はその手先だという、法律や法律家に対する厳しい見方があったと耳にしたことがあります。）。その後、1970年代半ばになって大学における法学教育は復活し、例えば、1976年9月にはベトナム国家大学ハノイ校法学部が、1979年11月にはハノイ法科大学が設立されましたし、また、現在のベトナムは、自らを「社会主義的法治国家」（憲法2条1項）と定義するなど、法令や法学教育というものに対する敵対的姿勢を大きく転換させていますが、この60年代から70年代にかけての空白期間に知の蓄積が失われたことの影響、及びそれと同時に受けたソ連あるいは旧東欧諸国からの社会主義的法理論の影響は非常に大きく、その後遺症はいまだ拭い去られていないと言われています。このような事情が影響してか、現在のベトナムの大学法学部・法科大学では、「法律の規定はこうである。この用語の定義は〇〇条に書かれている。」というような、法律の条文の文言をそのまま詰め込むだけの教育が中心であり、条文の文言を様々な事例に当てはめた場合にどのような解釈上の問題が生じ得るのか、そしてそれにどのように対応したら妥当な解決を導けるのかといった、法的思考の要をなす法解釈論はほとんど教えられていません。また、日本では巷にあふれている「逐条解説」や「コンメンタール」（一か条ごとに条文の趣旨や解釈を示したもの）のような学習・研究用の書籍も存在していないため、このような法解釈論を自ら習得することも相当困難です。その結果、大学法学部・法科大学等を優秀な成績で卒業し、省庁等において法令の立案を担当している人でさえも、法令において「いかなる要件で、いかなる効果が生じるのか」を明確にすることや、「ありとあらゆる事例を事前に想定し、それに対応し得る条文の文言とすること」の重要性について十分な配慮ができないことがある、という困った事態が生じているわけです。

### (3) 法学研究及びそれを支える研究者の層が薄いこと

(2)で述べたこととも重なりますし、むしろその原因であるとも言えるのですが、法学研究及びそれを支える研究者層に厚みがないことも大きな問題です。憲法、法律及び国会常務委員会令の解释权が国会常務委員会にあるとされ(憲法74条1項)、裁判官にすら自由な法解释权が認められていないことと関係するのではないかと想

像していますが、実は、ベトナムには日本で言うところの「〇〇法学会」のようなものは存在しません。大学の紀要や公的機関が発行する雑誌など、論文を発表する場はありますが、聞くところによると、個別の法学研究者たちは、それぞれの大学の「方針」に強く拘束され、それに反する独自の見解を発表することは非常に難しいようです。このように、ベトナムにおいては、特定の法律の制度や規定を巡って、研究者たちが、その制度趣旨や文言の解釈についての見解を自由に戦わせる場、いわゆる「思想・言論の自由市場」が十分に形成されていないと言わざるを得ません。これでは、国全体の法学研究のレベルは向上していきませんし、法理論の発展も望めないでしょう。もちろん、個々を見れば、優秀な研究者はいますし、外国の大学で研究したり教鞭を取ったりして、国際的に見ても尊敬されるような学者もたくさんいるのですが、全体を見ると、彼らが国内において互いに切磋琢磨し、若手を研鑽し、自分たちの法学研究のレベルを向上させていくための仕組み、システムが構築されていないのです。ベトナムが、真の意味で、自力で継続的な法整備を行うことができるようになるためには、この状況を改善し、法学研究及び法学教育のレベルを自ら維持向上させる仕組みを整えた上で、十分な法的素養のある人材を社会に輩出し続けることが必要だと思います。

#### (4) 問題発生を防止するための手続上の仕組みが整っていないこと

ある法令の規定それ自体が曖昧で不明確であったり、他の法令と整合しない内容になっていたりすることの原因としては、(2)で述べた立案者自身の能力の問題もさることながら、このような問題の発生を未然に防ぐ立法手続上の仕組みが整っていないことも大きく影響しているように思われます。

ア まず、ベトナムでは政策形成の過程と、その政策を実現する手段としての法令立案（ドラフティング）の過程が分離されていないため、立案過程における技術的過誤が非常に起こりやすい手続的構造となっています。例えば、日本では、何か新しい社会的事象に対応しなければならないというとき、まず、①その問題に対応するため、どのような手段を取るべきか、行政的手段によるべきか、立法的手段によるべきか、立法的手段による場合には、具体的にどのような制度とすべきかという議論を先行させ、利害関係者の意見聴取もその過程で十分に行い、制定する法令の内容を先に固めてから（政策形成）、②それを実際のドラフトに落とし込むという作業（法令立案）が行われます。そのため、②の過程は純然たる立法技術の問題として処理され、作業を担当する官僚集団の質の高さ及び内閣法制局（議員立法の場合には議院法制局）の審査の厳しさもあいまって、立案の過程で技術的過誤が生じる可能性は非常に低く抑えられ

ています。ところが、ベトナムでは①と②の手続が実質上分離されていません。ある法律を制定・改正することが決まり、主管機関が定められると、まず、当該機関及びその他関係機関の大臣・局長級で構成される起草委員会が組織され、その下に実際の立案作業を担当する編集班が編成されますが、実は、その段階では、具体的にどのような法令を作るのかについての詳細な方針はまだ決まっていないことがほとんどです。新法を制定する、あるいは法改正を行う具体的かつ実際上の必要性があるからそれをするのではなく、「現行法は時代に合わなくなっている。」という程度の理由で、法改正をいわば政治的に決めてしまった後（少なくとも外部からはそのように見えます。）、そこからおもむろにどのような立法をするかを検討していくという手順で物事が進むためです。そのため、編集班としては、どのような法律を作るべきかの明確な方向性を欠いたまま取り急ぎドラフトを作成し、その後、各種の意見聴取セミナーなどを開いて、関係機関・団体から「こういう規定は問題がある。」「こういう制度にするべきだ。」等の意見を受け、あるいは上層部からの指導を受けるたびに、ちょこちょこドラフトに手を加えて随時修正していくというやり方を取らざるを得ません。しかし、このようなやり方をすると、修正作業を通じてドラフト全体の整合性、一貫性を保つことが非常に難しくなります。些細な修正であれば特に問題は生じないのですが、編集班が考えた新しい制度の導入そのものを否定されたり、逆に新しい制度の導入を求められたりというような根本的な変更を余儀なくされる場合には、修正しなければならないドラフトの範囲も一気に膨れ上がります。そうすると、検討時間の短さもあいまって、ある意見を受けてドラフトの一部を手直ししたものの、それに関連する条文を修正し忘れたり、適切に修正できなかつたりという事態が生じてしまうわけです。しかも、大きな法案になればなるほど、あるいは、意見聴取の相手が上層部になればなるほど（つまり最終段階に近づけば近づくほど）、このような重大な変更が加えられる可能性が高まるというのもやっかいなところですね。この現象は、政策形成の過程と法令立案の過程が分離されておらず、政策論議をしながら、議論が左右に振れる度に、その都度ドラフトに手を加え続けるという作業工程を取っていることから起こる構造的問題と言えるでしょう。ベトナムの官僚たちも激務をこなしてこのような過誤を減らすべく頑張っていますが、構造的な問題を個々人の努力で克服するのが難しいことはどこの国でも変わりありません。

イ また、ベトナムには日本における内閣法制局(あるいは議院法制局)のような、

法体系の整合性、一貫性を保つための法令審査の専門機関がないことも問題の一つです。ベトナムでも、政府提出法案については司法省が事前審査を行うことになっていますが、司法省内にそのための専門部署が存在するわけではなく、例えば、民事・経済関係の法令であれば民事経済法局が、刑事・行政関係の法令であれば刑事行政法局が、いわばサブの業務として審査を担当するということになっています。また、審査の方法も、資料一式の送付を受けてから20日間以内に審査報告書を作って送り返すというものにすぎず、体制面においても実質面においても、日本の緻密な法制局審査と比べるとその密度の薄さ・実効性の弱さは顕著です。もちろん司法省も頑張ってはいるのですが、検討日数の短さや、他省庁作成法案の審査における専門性の欠如などの限界があり、当該法令案の内容をひとつおき審査検討するだけで手一杯で、膨大に存在する他の法令との整合性の検討にまではなかなか手が及ばないというのが実情のようです。

#### (5) 法令の階層構造への理解不足

法令の階層構造とは、例えば日本であれば、基本法たる「憲法」を頂点とし、その下に議会制定法である「法律」があり、その下に「政令」、そして「省令」が位置付けられるというような、各種法形式相互間の上下・優劣関係のことを意味します。そこでは、上位法令は下位法令に常に優先し、上位法令に反する下位法令は無効とされること、法律による委任なしに下位法令において実質的な内容（それが何を意味するかについては議論がありますが）を定めてはならないこと、重要事項は上位法令で定め、詳細事項を下位法令で定めること等が基本となります。このような階層構造の存在は法令を扱う者にとっては常識であり、それが関係者の間に浸透している限り、わざわざ口に出して確認するほどのことでもありません。ところが、ベトナムでは、法形式の種類が多すぎることも災いしてか、関係者の間における理解というか、法令間の階層構造や役割分担を尊重しなければならないという意識がいささか怪しいように感じられます（ベトナムの法形式は、国会の「法律」「議決」、国会常務委員会の「令」「議決」、国家主席の「令」「決定」、政府の「議定」、政府首相の「決定」、最高人民裁判所裁判官評議会の「議決」、各省庁の「通達」、複数の機関が連名で発出する「合同議決」「合同通達」、各地方の人民評議会や人民委員会の「議決」「決定」「指示」など、数え方にもよりますが、かなり整理された現在においても17～18種類以上あります。）。ベトナムの法令（法規範文書）を制定する際の手順等を定める法律に「法規範文書発行法」というものがあり、同法において、それぞれの法形式ではどのような内容を定めるべきか、優先関係はどうなるか



等の事項も一応定められているのですが、(1)で述べたような法令観の問題や、後記(6)で述べるような現実の必要性の問題もあってか、あまり厳密には守られていないというのが実情のようです。この関係者の法の階層構造やそれぞれの階層の役割分担に対する認識、態度が、本来、上位法令で定めるべき重要事項が何の委任もないまま下位法令で突然定められるというような事態を招き、あるいは上位法令と下位法令との間に齟齬矛盾を生じさせる素地となっているように思われます。

#### (6) 立法計画制度の存在

ベトナムにおける立法計画制度の存在も、上位法令と下位法令との間の齟齬矛盾の発生に対し、動機面において密かに影響を与えている可能性があります。ベトナムでは、通常5年に一度開催される党大会が終わり、各期の国会（5年間）が開幕すると、その後の5年間に国会が制定すべき法律の立法計画を定め、その後、それをブレークダウンする形で毎年の立法計画を定めます。これらの計画は、必要に応じて修正されることはありますが、基本的にはこれに沿って立法がなされていくことが予定されています。ベトナムの国会は、毎年2会期、各会期約1か月間しか開催されず、1年間に制定可能な法律が十数本程度と極めて少数に限定されているため、事前に計画を立てて国会審議にかける法律を調整しているわけです（ちなみに、日本では2013年には112本、2014年には137本の法律が制定されています。これと比較して、いかにベトナムの法律制定件数が少ないかお分かりでしょう。）。一見合理的な制度のようですが、これをある法律の所管省庁の立場から見るとどうなるでしょうか。それは、「立法計画に載らない限り、どのような必要性、不都合が生じていても、法律を改正することができない。」ということの意味します（逆に言えば、立法計画に載った以上は何らかの改正をしなければならないということでもあります。その問題点については(4)アで触れました。）。場合によっては5年後、10年後を待たねばならないこともあるわけで、社会情勢の変化に既存の法律が対応しきれなくなっているにもかかわらず、その現状を座視するほかないというのは、責任感が強ければ強いほど、耐え難いものとなります。そこで、現実には発生している実務上の課題に対処するため、法理論上は許されないことを承知の上で、「やむを得ず」に通達等（下位法令）で法律等（上位法令）を上書きしてしまうという現象が起きている可能性が少なからずあると思われます。

#### (7) 下位法令の制定手続が簡易なものであること

上位法令と下位法令との齟齬矛盾の発生を制度的に可能としているのが、各省庁の通達、あるいは各地方の人民評議会や人民委員会の制定する法令（法規範文書）等の下位法令の制定手続が簡易なものであることです。これらの下位法令は、法律



等を制定するときのような複雑な手続を経ずに発行することができ、例えば、省庁の通達であれば、所管省庁の内部検討とパブリックコメントを経れば足り、司法省など外部機関の事前審査を受ける必要もありません。つまり、ある省庁が、「法律には反するかもしれないが、必要性があるからやる。」と決断すれば、それだけで上位法令を上書きするような通達を作ることができてしまうのです（したがって、これは省庁ごと、地方ごとに通達の内容が異なり、運用が異なる原因の一つでもあります。また、立法計画に縛られる法律等とは異なり、必要と思えばすぐに制定することが可能なため、通達が頻繁に改正される要因の一つでもあります。）。このように作られた「違法な」下位法令については、司法省の法規範文書事後監査局という部局が事後的に監査を行い、是正を求めるといった仕組みが用意されていますが、各地方の人民評議会や人民委員会のもも含めた全国における下位法令の数は膨大であり、到底手が回るものではないため、そのまま生き延びるものも相当数出てきます。そして、実際に行政機関の窓口で働く職員は、法律よりも通達を直接参照しながら仕事をするという傾向が強いため、結果として、本来は無効とされるべき違法な下位法令に従った実務運用が形成されていくこととなり、法律を基準として動こうとする国民等（特に外国企業関係者などはそうでしょう。）との間に混乱を引き起こしてしまうのです。

#### (8) 役所の側にサービス提供者としての意識が薄いこと

行政実務に携わる人たちの意識の問題も指摘することができるでしょう。ベトナムの行政機関の職員の間には、自らを国民に対する公的サービスの提供者であると思わず意識がまだまだ薄いように思われます。そのこともあってか、彼らは、他の法令と整合性のない通達を作ってしまったたり、現在の実務の変更を余儀なくさせるものであるのに事前周知が不足したまま通達を発行したりといったことによる混乱が生じたとしても、それを自分たちの責任であると捉える認識が乏しいようです。もっとも、事前周知の点については、よく探して見ると各機関のウェブサイト上に何らかのお知らせが掲示されていることも多いので（通達は、発行前に、発行機関のウェブサイト上で少なくとも60日間のパブリックコメントに付されることとされています。）、利用者の目線を大切にしているとか、配慮が行き届いているとはとても評価できないにせよ、「やるべきことはやっている。あとはその情報を必要とする人が自力で探せば良い。」という彼らの主張にも一理がないわけではありません。日本でもかつてそうであったように、この種の意識の改革には非常に長い時間がかかりますので、この点については粘り強く事前周知の重要性を訴え続けるとともに、ある程度は割り切って、利用者側においても、ベトナムの行政機関の情報発

信の手法を研究し、自らの調査能力を高めて自衛する必要があるかもしれません。

### 3 ベトナムで法整備支援を行うことの意義

以上、長々と、なぜベトナムでは法令相互間の齟齬矛盾、不透明な運用といった問題が生じているのかについての私見を述べてきました。これをお読みになられた方の中には、「ではなぜ、法令に対する考えも異なり、人材も手薄で、構造的な問題も山積しているベトナムに対し、法整備支援など行っているのか。」という疑問を持たれた方もおられるかもしれません。そこで、この連載コラムの最後に、このような疑問に対する私なりのお答えをしたいと思います。

まず、端的に言ってそれだけの実益があるからです。私は、法整備支援には「被支援国の繁栄と安定が支援国の繁栄につながる」という ODA 一般の論理を超えて、直接的とまではいえないにせよ、もう少し具体的で手ごたえのある「効用」があると思っています。それは、言葉も習慣も文化も異なる相手との間に、相互に対等の立場で活動できる共通の土台、土俵を作り上げるということです。皆様が日々痛感されているとおり、異国の地において、文化風習の異なる相手と適切にコミュニケーションを行うことは非常に難しく、双方の認識をすり合わせるだけでも一苦勞です。双方の認識がすり合ったと考え、同じ土俵で相撲を取っているつもりでも、ふたを開けたら先方は全然違う競技をしているつもりだったということもまま起こります。しかし、ある国における法制度（運用も含む。）を整え、公正な紛争解決手段としての司法を強化することができれば、たとえ異国からやってきた者であっても、透明なルールの下で安心して活動を行うことができます。法令に明記された要件がそろえば明記された効果が生じることが保証されれば、その国で活動する人々は法律上の要件をそろえることに集中すれば足りるようになり、「誰を押せば誰が動く」とか「どのルートで根回しをすれば認可が早く降りる」というような、不透明で複雑怪奇な人治主義を前提とした余計なことを考える必要もなくなるでしょう（ゼロにはならずとも格段に減るはずです。）。誰もが等しく認識できるルールである「法」による支配が進むということは、誰もが同じ「法」を基点として見ながら活動するようになること、すなわち、全員に対して「法」を中心とする共通の土台が形成されるということを意味します。このことは、ヒト・モノ・カネが国境を越えて動き回ることが当然となった現在の国際社会においては極めて重要なことです。そして、言うまでもありませんが、ベトナムは日本にとって非常に大切な国です。政治的にも経済的にもつながりは年々強固になり、相互の交流もますます進んでいます。そのような中、ベトナムの法整備が進むこと、特に日本の支援によってそれが進むことは、相互のコミュニケーションギャッ

プを減らし、両国にとって計り知れない効用をもたらすはずです（余談ですが、以上のような効用をきちんと認識していたからこそ、明治維新直後の日本政府も、不平等条約の改正という目標に向かって、欧米列強諸国と同じ土俵で交渉できるようになるために自らの法整備を急ぎ、近代的な司法制度を整えたわけです。）。ベトナムにおける法整備支援において問題が山積しているのは事実ですが、山がいかにも高くても、乗り越えねばならない現実の必要性があり、それによる実益も見えている以上、粘り強く支援を続けなければならないと思います。

その一方で、いかに必要があろうとも、砂漠に水をまくような支援は行うべきではありません。しかし、幸いにもベトナムにおける法整備支援の効果は着実に上がっています。ベトナムという国は、足元における個別の現象面ではあれこれ右往左往して方針が定まっていないうにも見え、大局観を欠いているのではないと言われることも多いのですが、10年、15年といったスパンで見ると、国全体の構造改革が着々と進められていることが確かに感じられます。例えば、上述した立法過程における構造的問題についても、1996年に法規範文書発行法が初めて制定されたときに比べれば、現在の制度には格段の進歩が見られます。同法は2015年中に再度改正される予定ですので、ここでまた一段の改善が期待できるでしょう。法解釈論を中心とする法学研究が発展していないという話にしても、2013年憲法及び2014年裁判所組織法の制定により、とうとう最高人民裁判所による「判例」制度（過去の裁判事例における裁判所の判断を、後の裁判等において参照する仕組み）の導入が決定されました。具体的な制度設計はまだまだこれからという段階ですが、このことは、ベトナムの司法制度がより透明で予測可能なものになるべく着実に前進していることを示していますし、これによりベトナムの法学研究が活性化することは間違いありません。若い人たちの間では、日本を始めとする先進諸国への留学熱が沸騰し、多数の人々が往来することにより、期せずして、国際標準的な法令観を国内に持ち帰り続けていますし、教育分野においても、例えば、名古屋大学の「ハノイ法科大学日本法教育研究センター」（ベトナム人学生に対して日本語で日本法教育を行う教育拠点）のような、優秀で国際感覚あふれる若者たちを社会に送り出すための野心的な取組が進んでいます。実際、当地において業務をしていると、ベトナムの人々の改革への意志は強いと感じられますし、日本を始めとする国際社会もそれを後押ししています。これらの動きが継続していけば、ベトナムの人々が、我々日本人と同じ土俵に立って法の支配を語るができるようになる日もそう遠くないはずです。

ということで、冒頭の疑問に対する私なりの答えは、「実益もあり、支援効果も認められるベトナムへの法整備支援を行わない理由はない。」ということになります。

そのため、我々 JICA 法整備支援プロジェクトに関わる者一同、今後も、ベトナムの明るい未来を信じ、両国の今後の発展のため、与えられたフィールドにおいて力を尽くしたいと思っております。読者の皆様におかれましても、あまり馴染みのない分野かもしれませんが、当プロジェクトに対し、何卒、暖かなご理解とご支援をいただきたく、この場を借りてお願い申し上げる次第です。

以上

## ～ 出張報告 ～

### カンボジア現地セミナー（不動産登記共同省令）

国際協力部教官

内 山 淳

#### 第1 はじめに

2015年3月2日から同月4日（以下「3月セミナー」という。）及び同年7月8日から同月10日（以下「7月セミナー」という。）の合計2回にわたり、カンボジア王国<sup>1</sup>において、同国の民法関連不動産登記共同省令（以下「民法関連共同省令」という。）及び民事訴訟法関連不動産登記共同省令（以下「民訴法関連共同省令」という。）についての現地セミナーを実施した<sup>2</sup>。

テーマ設定は、長期派遣専門家を中心に、カンボジアにおいて関心が高い分野を取り上げるべく検討した結果、頭書のものになった。



3月セミナーの会場入口

#### 第2 セミナー内容

##### 1 参加者<sup>3</sup>

アン・ボン・ワッタナ（Ang Vong Vathana）司法大臣<sup>4</sup>

チャン・ソティアビ（Chan Sotheavy）司法省<sup>5</sup>次官

リン・ボン（Lim Voan）国土管理都市計画建設省<sup>6</sup>（国土省）次官



7月セミナーの開会式

<sup>1</sup> Kingdom of Cambodia

<sup>2</sup> 3月セミナーは、カンボジア東部及び南部諸州の裁判官や書記官、登記官を対象に首都プノンペン（Phnom Penh）で実施。7月セミナーは、カンボジア西部及び北部諸州の裁判官や書記官、登記官を対象にシェムリアップ（Siem Reap：世界遺産アンコール・ワット Angkor Wat 遺跡群で有名なカンボジア第二の都市）で実施。いずれもホテルの会議場を使用し、各日約130名が参加した。

<sup>3</sup> 日本側の出席者は、長期派遣専門家、プロジェクト・オフィスのスタッフ、JICA国際協力専門員、JICAカンボジア事務所職員、国土省リーガルアドバイザー、通訳人、当部教官。

<sup>4</sup> 7月セミナーの開会式のみ出席。

<sup>5</sup> Ministry of Justice

<sup>6</sup> Ministry of Land Management Urban Planning and Construction



司法省職員，国土省職員，裁判官，書記官，登記官

## 2 背景<sup>7</sup>

2007年に民事訴訟法が適用され，同法に定める強制執行（第6編）及び保全処分（第7編）に関連して，2011年に，不動産に対する差押えや保全の登記手続等について規定する民訴法関連共同省令が発令された。

また，2011年に民法が適用され，同法が定める各種物権（第3編等）に関連して，2013年に，不動産登記手続等について規定する民法関連共同省令が発令された。

しかし，その後の状況は，両共同省令が十分に普及しているとは言い難く，そもそも裁判官や書記官，登記官の中には，両共同省令の基本的な理解に欠ける者も散見されるとのことであった。

また，判決書や裁判所からの登記嘱託書の中には，不動産登記手続をするのに適さない表現のものも多いとのことであり，このままでは，裁判による正当な権利の実現や勝訴判決の実効性確保ができないおそれがある。

このような状況下では，紛争解決手段として裁判手続を利用しやすいとは言い難く，現行プロジェクトの目的である民法・民事訴訟法の普及にもそぐわない。

そこで，現地セミナーを通じて，両共同省令の理解を促進し，あるべき不動産登記実務に近づくための契機としてもらうとともに，裁判や登記手続がより利用しやすいものになって，民法・民事訴訟法の普及につながるようにするためにも，現地セミナーを実施することとした。

## 3 講義内容

### (1) 民法関連共同省令の解説

まずは，不動産登記手続の基礎を理解してもらうべく，「所有権に関する不動産登記手続の基礎」<sup>8</sup>と題して，民法関連共同省令の概要を解説することとした。



3月セミナーの会場内

<sup>7</sup> 民法関連共同省令及び民訴法関連共同省令の制定経緯については，ICDNEWS 第60号「カンボジアの不動産登記について」（JICA 国際協力専門員・弁護士磯井美葉）を参照。

<sup>8</sup> 別添1。配付資料は，クメール語（カンボジア語）版。他の配付資料も同じ。

(2) 登記訴訟の判決書主文

次に、適切な判決書の主文を理解してもらうべく、『求める判決』『主文』の基礎<sup>9</sup>と題して、典型的な不動産登記訴訟事案における判決書の主文例を解説することとした。



7月セミナーでの講義

(3) 不動産強制執行に関する登記手続

さらに、強制執行手続の基礎や適切な登記嘱託書の記載事項等を理解してもらうべく、「不動産強制執行と登記」<sup>10</sup>と題して、不動産の差押えに関する登記嘱託書の記載例等を解説することとした。

その際、実際に民訴法関連共同省令の添付別紙 (annex) などを参考にしながら、参加者にリアルタイムで登記嘱託書の起案をしてもらった。具体的には、具体的な設例に基づき、順次、会場の参加者が口頭で回答し、会場のスクリーンに映写したパソコン画面の登記嘱託書サンプルの空欄に穴埋めしていくという方法をとった。



7月セミナーでの講義

(4) 不動産の民事保全処分に関する登記手続

最後に、民事保全手続の基礎や適切な登記嘱託書の記載事項等を理解してもらうべく、「民事保全執行と登記」<sup>11</sup>と題して、典型的な不動産保全処分（仮差押え・処分禁止の仮処分）事案における登記嘱託書の記載例等を解説することとした。ここでも、登記嘱託書の起案を実施した。



3月セミナーでの講義

<sup>9</sup> 別添 2。

<sup>10</sup> 別添 3。

<sup>11</sup> 別添 4。

## (5) 質疑応答

各講義では、それぞれ参加者との質疑応答の時間を設けた。

参加者からの質問<sup>12</sup>は、今まさに現場で悩んでいる問題に基づくものが多く、カンボジアの不動産登記実務の実際を垣間見ることができた。



質疑応答

## 第3 おわりに

3月セミナーと7月セミナーを合わせると、カンボジア全土の裁判官や書記官、登記官にセミナーへの参加の機会が与えられたことになる。各セミナーの参加者は、いずれも連日約130名となり、当初の予想を大幅に上回る盛況ぶりであった。このことから、現地における不動産登記分野への関心の高さがうかがえる。

また、現地セミナーに多数の司法関係者が参加することにより、カンボジア国内各地にいる多くの実務家にも、広く知識が共有されることになり、これは、民法・民事訴訟法の普及を目指す現行プロジェクトの目的に沿うものであって、好ましい状況である。この点については、現地セミナーのテーマ設定において、カンボジア側のニーズを的確に見抜いた長期派遣専門家の高い調査力・分析力を忘れてはならないと思う。

カンボジアでは、1990年代からの長い法整備支援の歴史があるが、その中でカンボジア側のニーズや問題点は、刻々と変化している。その変化を捉えるには、「生」のカンボジア司法と日々接している長期派遣専門家の存在が不可欠である。

他方で、いずれの現地セミナーでも、決して学術的に深い議論をしたわけではなく、不動産登記の専門家からすれば、経験の乏しい当部教官による講義や質疑は、緻密さに欠けた雑な内容との印象を受けるかもしれない。

しかし、今のカンボジアにおいて、実務家向けのセミナーで必要とされているのは、「基本的な知識を正確に理解してもらうこと」、「そのために分かりやすく伝えること」であろうと思っている。その意味では、各講義資料は、その目的を概ね達したものと自負している。

併せて、本稿を通じ、日本にいる皆さんに、カンボジアの不動産登記実務について、少しでも有益な情報を提供でき、カンボジアの実務を知っていく一助となれば幸いである。

<sup>12</sup> 3月セミナー分につき、別添5。7月セミナー分につき、別添6。



プロジェクト・オフィスの窓<sup>13</sup>

最後に、3月及び7月セミナーが盛況のうちに終わったのは、長期派遣専門家を始めとするプロジェクト・オフィスの皆さん、JICA関係者の皆さん、通訳人の先生、その他多くの関係者の方々の御尽力の賜物である。この場を借りて、関係者各位に、改めて心から御礼を申し上げたい。ありがとうございました。


以上

---

<sup>13</sup> 窓の格子が正義を表す「天秤」になっている。

民法関連の不動産登記手続に関する共同省令


**所有権に関する不動産登記手続の基礎**



法務省 法務総合研究所 国際協力部  
法務教官 内山 淳

1

もし、あなたが土地を手に入れたら、  
どうしますか？




忘れずに「登記」をしましょう！

…でも、どうやって？

2

その手続を定めているのが…


**「民法関連の不動産登記手続に関する  
共同省令」！！**



※スライド内の条文は、特に断りがない限り、同省令のもの。

3

例えば… 土地の売買



A → B

場所 プノンペン市  
トンレバサック区  
広さ 500㎡  
代金 50万ドル

所有権  
登記

4

この場合…

**【登記の申請について】**

- ① 誰が？
- 2 どこで？
- 3 どのようにして申請する？

**【登記の閲覧等について】**

- 1 そもそも登記には何が書かれている？
- 2 どのようにして閲覧等する？

5

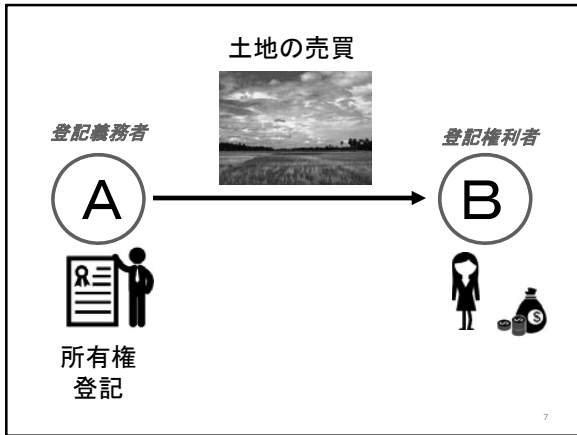
**【登記の申請について】**

1 誰が？

(登記申請の主体)

6





**【重要なルール】**

**「共同申請の原則」(10条1項)**

→ AとBと一緒に登記申請する。

- ・売主A: 登記義務者(4条4項)
- ・買主B: 登記権利者(4条3項)

10条 不動産上の物権の登記申請は、登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならない。  
4条3項 登記権利者とは、登記により直接に利益を受ける者をいう。  
4条4項 登記義務者とは、登記により直接に不利益を受ける者をいう。

8

**「共同申請の原則」の趣旨**

登記官が申請書類以外にも調査して、申請内容が真実かどうかを確認する

↓

「登記内容の正しさ」は向上

↓しかし

調査に時間がかかると、多くの登記申請を迅速に処理できず、登記事務が滞る

↓

「登記事務の迅速さ」は悪化

↓そこで...

9

**「共同申請の原則」の趣旨**

↓

「登記内容の正しさ」と「登記事務の迅速さ」の調和

↓

・「登記内容の正しさ」  
当事者が共同して申請することで確保

・「登記事務の迅速さ」  
登記官が申請書類だけを形式的に審査することで確保

10

**相手が共同申請に応じない場合**

共同申請できないので、このままでは、登記できない

...どうしたらいいでしょうか？

11

**【「共同申請の原則」の例外】**

**単独申請 (10条2項)**

例えば...

i 登記手続を命じる執行名義たる確定判決  
例: 移転登記請求を認容する判決

→ 勝訴判決が確定すると、被告が共同申請の意思表示をしたものとみなされる(民法529条1項本文)

10条2項(抄) 次に定める場合は、登記権利者は単独で申請を行うことができる。  
- 登記手続を命じる、執行名義たる、確定判決・決定、和解・請求の認諾調書があるとき  
民事訴訟法529条1項本文  
意思表示をすべきことを執行債務者に命ずる判決若しくは決定が確定し、又は執行債務者が意思表示をすべき旨の和解若しくは認諾に基づく執行名義が成立したときは、執行債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。

12

## 「共同申請の原則」の例外

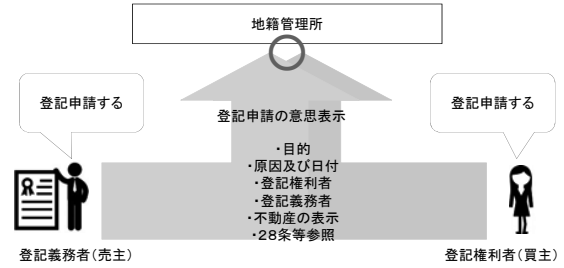
→ 確定判決を添付書類として、単独で登記申請できる  
(27条, 民法共同省令2条, 40条)

※この確定判決の「記載例」については、後ほど。

27条(抄) 登記の申請を行うときは、申請人は、登記申請の種類に応じて次の必要書類を添付しなければならない。  
 ・確定判決等に基づく登記を申請するときは、確定判決等  
 民事訴訟法に基づく不動産登記規則第2条  
 本省令は、民事訴訟法529条に基づく判決、決定、もしくは和解又は請求の認諾を債務名義とする登記手続についても規定する。  
 同40条  
 判決、決定、または和解もしくは請求認諾に基づく執行による登記の設定、変更及び消滅に関しては、勝訴当事者、又は和解調書もしくは請求の認諾調書が送付された当事者が、管轄登記機関に対して、判決、決定、または和解もしくは請求認諾調書その他の必要な書類を添付して申請しなければならない。

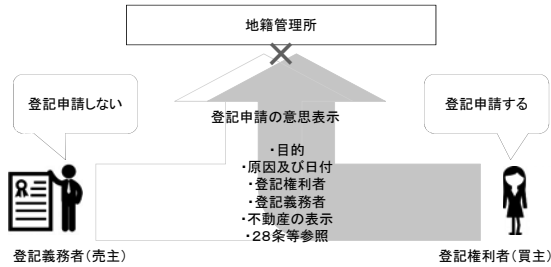
13

## 【イメージ】 共同申請の原則



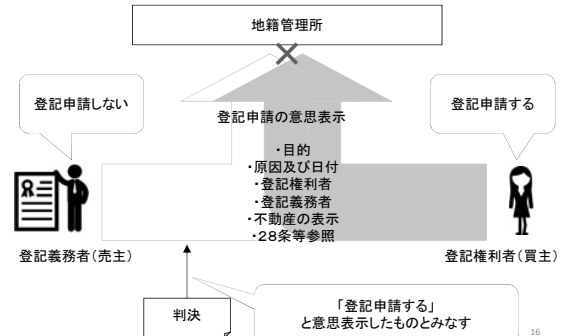
14

## 【イメージ】 共同申請の原則



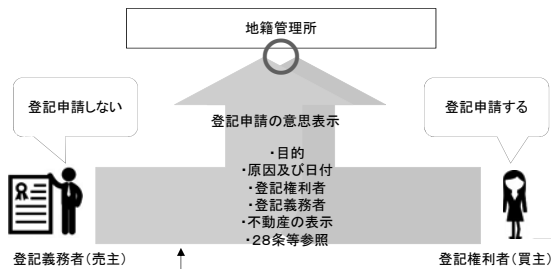
15

## 【イメージ】 共同申請の原則



16

## 【イメージ】 共同申請の原則



17

## 「共同申請の原則」の例外

### ii 相続(遺贈を除く)

例: 相続

Aが亡くなり、土地と銀行預金が遺産。

相続人は、Aの妻と息子1人のみ。

遺産分割協議により、妻は土地、息子は預金を相続。

→妻は、単独で登記申請できる

= 移転登記等の訴えは不要

10条2項(抄) 次に定める場合は、登記権利者は単独で申請を行うことができる。  
 ・相続を原因とする権利の移転のとき。遺贈の場合は、本条第1項の規定に従って行う。  
 民法1199条 (包括遺贈とは、遺言者が遺言により、その財産の全部又は割合をもって指定する一部を、一人又は数人に対して贈与することをいい、特定遺贈とは、遺言者が遺言により、特定の財産を一人又は数人に対して贈与することをいう。)

18

## 「共同申請の原則」の例外

### ii 相続(遺贈を除く)

例:遺贈

Aが亡くなり、遺言で、親友Bに土地を贈与。

相続人は、Aの妻のみ。

遺産の銀行預金を妻が相続。

→親友Bは、Aの妻と共同申請しなければならない

(単独では登記申請できない)

=争いあれば、移転登記等の訴えが必要

10条2項(抄) 次に定める場合は、登記権利者は単独で申請を行うことができる。  
-相続を原因とする権利の移転のとき、遺贈の場合は、本条第1項の規定に従って行う。  
民法1199条 包括遺贈とは、遺言者が遺言により、その財産の全部又は割合をもって指定する一部を、一人又は数人に対して贈与することをいい、特定遺贈とは、遺言者が遺言により、特定の財産を一人又は数人に対して贈与することをいう。

19

## 【登記の申請について】

- 1 誰が?
- ② どこで?
- 3 どのようにして申請する?

## 【登記の閲覧等について】

- 1 そもそも登記には何が書かれている?
- 2 どのようにして閲覧等する?

20

## 【登記の申請について】

### 2 どこで?

(登記申請の管轄)

21

## 土地の売買



22

## 【申請を受け付ける機関】(5条1項)

不動産が所在する地籍管理所

- ・キャピタル/プロビシヤル地籍管理所  
※「C/P地籍管理所」と略す。
- ・ムニシヤル/ディストリクト/カン地籍管理所  
※「M/D/K地籍管理所」と略す。

## 【登記をする機関】(5条2項)

不動産が所在するC/P地籍管理所

↓  
詳しくは、チャート図へ

5条1項(抄) 本令において、不動産上の物の登記申請の受付管轄機関は、不動産が所在する、キャピタル/プロビシヤル地籍管理所、及びムニシヤル/ディストリクト/カン地籍管理所とする。  
2項 本令において、不動産上の物の登記管轄機関は、不動産が所在する、キャピタル/プロビシヤル地籍管理所とする。

23

## 【登記の申請について】

- 1 誰が?
- 2 どこで?
- ③ どのようにして申請する?

## 【登記の閲覧等について】

- 1 そもそも登記には何が書かれている?
- 2 どのようにして閲覧等する?

24

## 【登記の申請について】

### 3 どのようにして？ (登記申請の方法)

25



【申請】  
登記申請は書面(6条1文)



【受付】  
地籍管理所は、登記申請書を受付の  
順番で番号を付ける。(7条1文)



【登記】  
登記管轄権がある地籍管理所が登記簿に登  
記(6条2文、3文)

6条 不動産上の物権に関する登記の申請は、書面で行わなければならない。  
登記管轄権のある、キャピタル/プロビシヤル地籍管理所は、申請人が作成した申請書または嘱託書に記載された登記  
事項を登記しなければならない。  
登記事項の登記は、関連する登記簿になされなければならない。  
7条1文 不動産上の物権に関して登記管轄権を有するキャピタル/プロビシヤル地籍管理所は、直接受領した登記申請  
書、又はムニシパル/ディストリクト/カン地籍管理所から受領した登記申請書、又は裁判所、他の公的機関から受領した嘱託  
書について、受付の順番で番号を付すこととする。

26



では、申請書には、何を書いたらいいでしょうか？

27



書くべきことは…

- 1 登記申請に共通する記載事項
- 2 登記申請の種類ごとに違う記載事項

それから…

- 3 一定の添付書類

も必要です。

28

### 【登記申請に共通する記載事項】(26条)

〈基本型〉

- ・国の正式名称
- ・標語
- ・不動産が所在する地籍管理所
- ・登記申請の目的
- ・登記申請の原因及びその日付
- ・登記権利者及び登記義務者の氏名及び住所
- ・不動産の表示
- ・申請日、登記申請人の署名指印
- ・登記申請書の添付資料(27条)

注：申請書の記載事項は、登記簿の記載事項とリンクしている。  
他にも、必要に応じて記載する事項あり(26条)。  
下線部については、登記申請の種類ごとに個別的な記載事項あり。

29

### 【登記申請の種類ごとに違う記載事項】

〈所有権移転登記申請書の場合の一例〉(28条a~e)

- i 登記申請の目的について(a)  
所有権全部移転 など
- ii 登記申請の原因及び日付について(b)  
売買/遺産分割/遺贈/確定判決 など
- iii 不動産の表示について(e)  
土地の所在/地番もしくは権利証番号

注：「確定判決」(28条b)

判決主文に登記原因が記載されていない不適切な判決のせいで、登記ができな  
いことを防ぐための救済規定。  
登記原因が分かるのであれば、判決主文に記載すべき。  
登記申請時も、やみくもに「確定判決」と書かず、適切な登記原因を記載すべき。

30

### 【登記申請の種類ごとに違う記載事項】

〈所有権移転登記の抹消登記申請書の場合の一例〉(31a~d)

- i 登記申請の目的について(a)  
所有権移転抹消 など
- ii 登記申請の原因及び日付について(b)  
契約取消/契約解除 など
- iii 不動産の表示について(d)  
土地の所在/地番もしくは権利証番号

31

### 【登記申請書の添付書類】(27条)

〈基本型〉

- ・登記申請人の身分証明書
- ・登記原因を証する書面  
例 売買契約書、遺産分割協議書
- ・権利証

必要に応じて・・・

- ・確定判決等に基づく申請(民訴法共同省令2条, 40条)  
確定判決等
- ・10条2項(単独申請)に定める登記申請  
相続を証する書面 例: 死亡証明書

注: 他にも、必要に応じて添付する書類あり(27条)。

32



では、申請書に不十分な点があった場合、  
どうすればいいでしょうか？

33

### 【登記申請書の補正等】(9条)

↓  
詳しくは、チャート図へ

9条1項(抄) もし、申請書に下記のような不足点があった場合は、登記権限を有するキャピタル/プロビシヤル地籍管理所は相当期間を定めて補正を命じなければならない。  
・必要書類の添付を欠くとき  
・申請書と添付書面の内容が一致しないとき  
・登記最終者の身分事項が登記簿と一致しないとき  
・登記に関わる税金および手数料の支払いがないとき  
2項 もし、登記申請人が、第1項に規定した補正命令に基づいて補正をしない場合は、その地籍管理所は、当該登記申請書を却下しなければならない。

34

### 【登記の申請について】

- 1 誰が？
- 2 どこで？
- 3 どのようにして申請する？

### 【登記の閲覧等について】

- ① そもそも登記には何が書かれている？
- 2 どのようにして閲覧等する？

35

### 【登記の閲覧等について】

- 1 そもそも登記には何が書かれている？

(登記事項)

36



**【登記事項】（14条）**

**登記簿**

〈基本型〉（1項）

- ・登記権利者の氏名
- ・登記の目的
- ・登記の原因及びその日付
- ・登記した順序を示す番号

〈所有権について〉（2項）

1項に規定するものに加え、

- ・登記権利者の生年月日と出生場所
- ・法人ならば設立年月日
- ・登記権利者の父母の氏名

注：他にも、必要に応じて登記する事項あり(14条1項)。

37

**【登記された権利の順位】（8条）**

〈同一不動産上の権利〉（1項）

登記の順序による

※登記の順序は、受付順(7条・前掲)

8条1項 同一不動産上の権利の順位は、法令に定める場合を除き、登記の順序による

38

**【登記の申請について】**

- 1 誰が？
- 2 どこで？
- 3 どのようにして申請する？

**【登記の閲覧等について】**

- 1 そもそも登記には何が書かれている？
- ② どのようにして閲覧等する？

39

**【登記の閲覧等について】**

2 どのようにして閲覧等する？

（登記の閲覧等の方法）

40

例えば・・・

抹消登記請求をする際、対象となる登記を特定するため、登記簿の閲覧が必要

**【申請】**  
閲覧、証明書申請は書面(138条1項)

申請書

↓  
詳しくは、チャート図へ  
↑

**【許可・発行】**  
閲覧の許可(139条2項)  
証明書の発行(同条4項)

閲覧許可 証明書

138条1項 閲覧と証明書発行の申請は、書面で行う。  
139条2項 閲覧の申請を受領したときは、登記官は申請人に対して遅滞なく3日以内に登記簿の閲覧を許可する。  
4項 証明書発行申請書を受領したときは、登記官は申請人に対して遅滞なく3日以内に証明書を発行する。

41

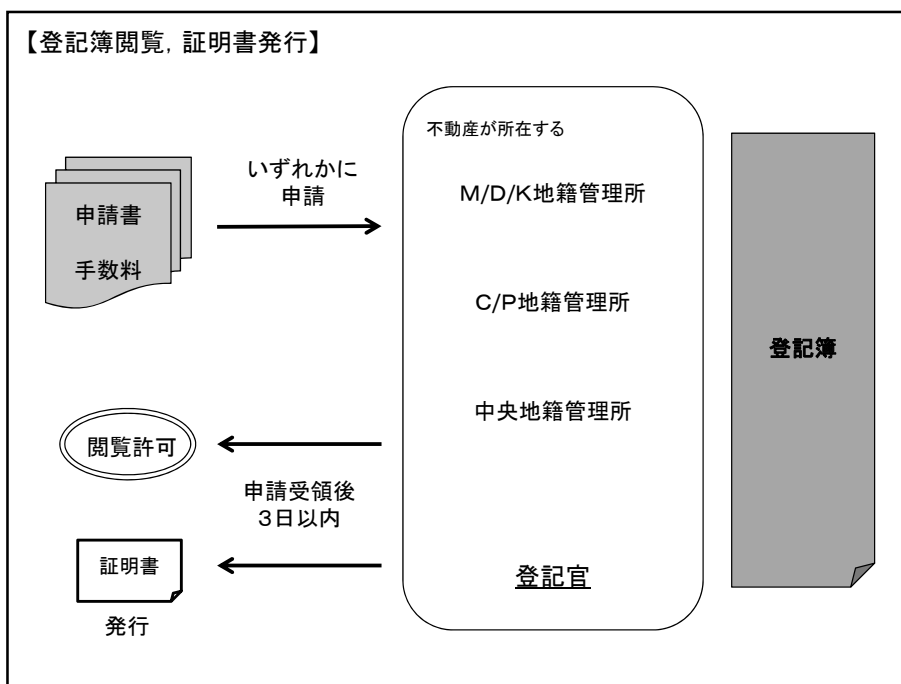
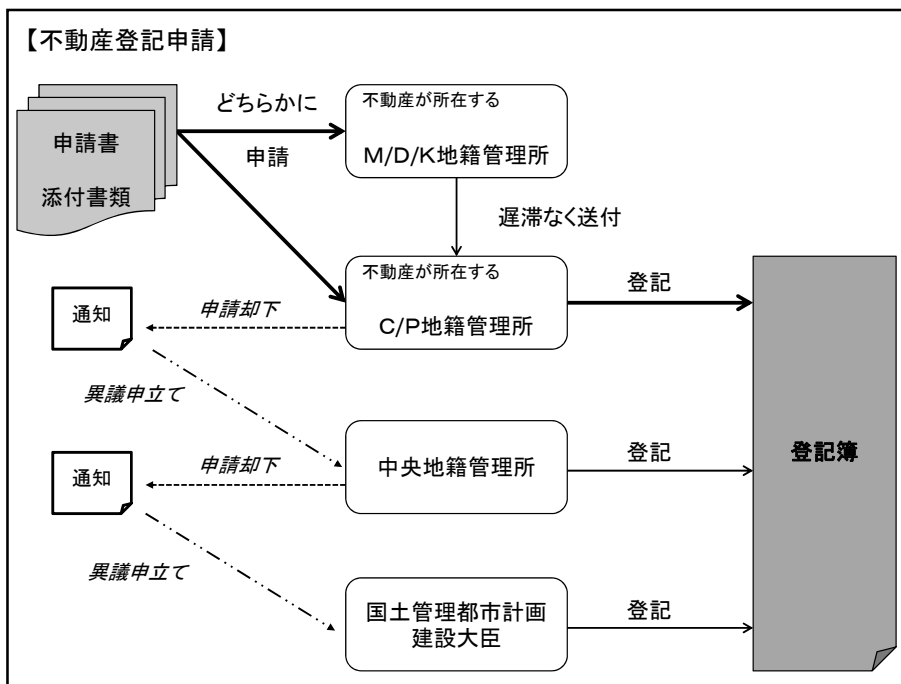
 

ありがとうございました。

International Cooperation Department  
Research and Training Institute  
Ministry of Justice of Japan


4th Floor, Osaka Nakanoshima National Government Building,  
1-1-60 Fukushima, Fukushima-ku, Osaka City 553-0003  
Phone: 81-6-4796-2153 Fax: 81-6-4796-2157  
E-mail: icdmoj@moj.go.jp

42



登記に関する事件類型別

「求める判決」「主文」の基礎 1



法務省 法務総合研究所 国際協力部  
法務教官 内山 淳

1

【紹介する事件類型】

1 契約に基づく移転登記請求

基本 2 抹消登記請求

応用 3 離婚による財産(不動産)分割請求

4 遺産分割に基づく登記請求

2

【留意点】

× 記載例を暗記するだけ  
↓  
初めての事例に対処できない

○ 記載例の理由を理解する  
↓  
初めての事例でも対処できる  
登記に適した判決になる

3

【紹介する事件類型】

1 契約に基づく移転登記請求

2 抹消登記請求

3 離婚による財産(不動産)分割請求

4 遺産分割に基づく登記請求

4


【事例1】

売買 (錯誤取消し)

5

事例1

土地の売買



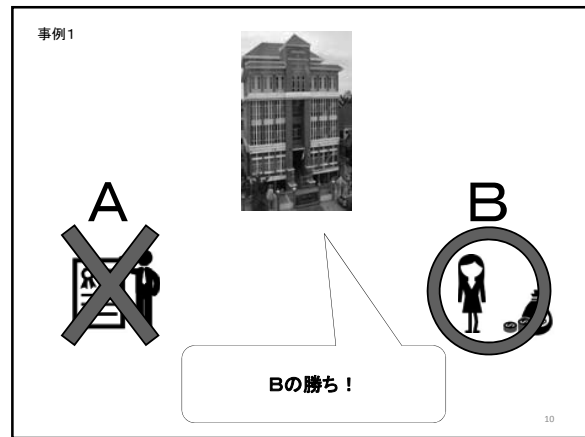
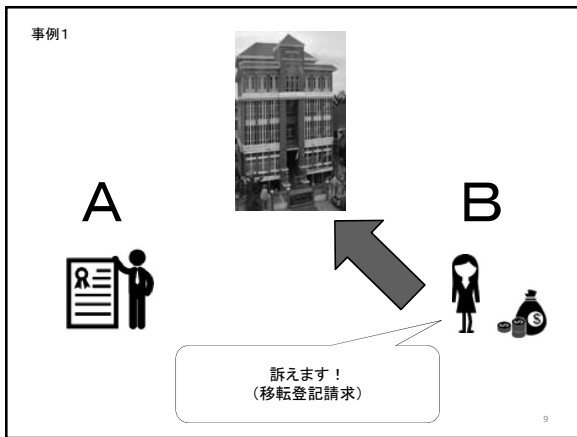
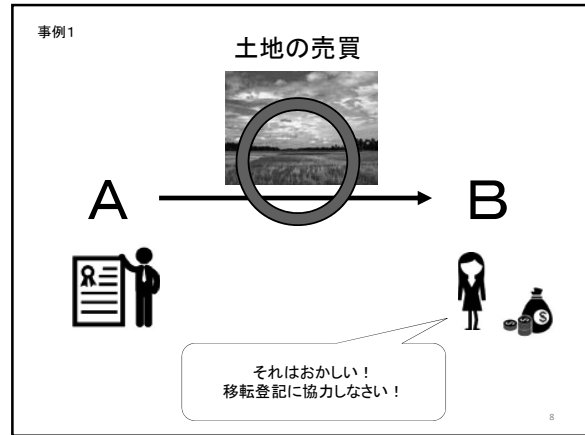
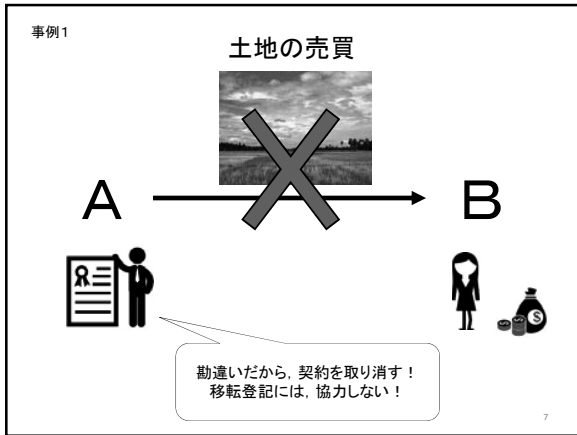
A → B

場所 ブノンベン市  
ブンケンコン1区  
広さ 600㎡  
契約日 2013年1月29日  
代金 60万ドル

所有権  
登記

代金

6



**【求める判決／主文】**

被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地について、2013年1月29日付け売買を原因とする所有権全部移転登記手続をせよ。

11

- 分解してみると・・・
- 1 「被告は」
  - 2 「原告に対し」
  - 3 「別紙物件目録記載の土地について」
  - 4 「2013年1月29日付け売買を原因とする」
  - 5 「所有権全部移転登記手続をせよ」
- 12

### 1 「被告は」

〈理由〉

登記は、  
「主文」(民訴法189 I ⑥)に基づいて行う  
(民訴法共同省令2 II, 40)

↓ そのため  
裁判所は、「主文」に、  
「登記するのに適した内容」を記載する必要あり  
その前提として、当事者も、「求める判決」(民訴法75 II ②)に、  
「登記するのに適した内容」を記載する必要あり  
↓

13

### 1 「被告は」

↓  
「登記するのに適した内容」というのは、  
「登記申請するときに必要な情報」ということ

↓  
「登記申請するときに必要な情報」の1つは、  
「登記義務者」(民法共同省令26)

↓ そこで  
「登記義務者」としての「被告は」の記載が必要

14

### 2 「原告に対し」

〈理由1〉

「登記申請するときに必要な情報」の1つは、  
「登記権利者」(前記1, 民法共同省令26)

↓ そこで  
「登記権利者」としての「原告」の記載が必要

15

### 2 「原告に対し」

〈理由2〉

登記に関する訴訟は、共同申請に応じない相手に対し、  
登記申請という「意思表示」を求める訴訟

↓ そのため  
「意思表示」が、  
誰から「誰に対して」のものであるかを示すべき

↓ そこで  
「に対し」との記載が必要

16

### 3 「別紙物件目録記載の土地について」

〈理由〉

「登記申請するときに必要な情報」の1つは、  
「不動産の表示」(前記1, 民法共同省令26)

↓ 具体的には  
所有権移転登記の場合、  
「土地の所在」「地番もしくは権利証番号」(民法共同省令28e)  
※別紙として、物件目録を作成した方が分かりやすい

↓ そこで  
「別紙物件目録記載の土地について」との不動産特定のための  
記載が必要

17

### 物件目録の例 (カンボジア)

※登記簿の記載を参考にした。

#### 物件目録

Province/City名  
District/Khan名  
Commune/Sangkat名  
Village名

(権利証番号)  
Parcel番号  
所有者名

18



## 物件目録の例（日本）

※登記簿の「土地の表示」欄に従った。

### 物件目録

所在 大阪市福島区福島1丁目  
地番 1番60  
地目 宅地  
地積 123.45㎡

19

## 4 「2013年1月29日付け売買を原因とする」

〈理由〉

「登記申請するときに必要な情報」の1つは、  
「登記申請の原因およびその日付」  
(前記1, 民法共同省令26, 28b)

↓ そこで

「2013年1月29日付け売買を原因とする」との登記原因の記載が必要

20

## 5 「所有権全部移転登記手続をせよ」

〈理由1〉

「登記申請するときに必要な情報」の1つは、  
「登記申請の目的」(前記1, 民法共同省令26, 28a)

↓ そこで

「所有権全部移転登記」との登記目的の記載が必要

21

## 5 「所有権全部移転登記手続をせよ」

〈理由2〉

「登記」つまり登記簿への記載は、被告ではなく、登記官が行う  
(民法共同省令6)  
被告ができるのは、「登記手続」つまり登記申請にとどまる  
(民法共同省令10)

↓ そこで

「登記」せよではなく、「登記手続」をせよとの記載が必要

22

## 5 「所有権全部移転登記手続をせよ」

〈理由3〉

登記申請は、共同申請が原則(民法共同省令10 I)

↓ 例外として

登記義務者が登記申請に協力しない場合に、  
「登記手続を命じる、執行名義たる、確定判決・決定」があるとき  
には、単独申請できる(同 II)

登記訴訟の「確定判決」は、その典型例

↓

23

## 5 「所有権全部移転登記手続をせよ」

↓ また

「登記手続を命じる」ものなので、  
「給付」判決(『民事訴訟法要説』第3編第3節第1-1)

↓ したがって

「確定した給付判決」に当たる(民法350 II ①)

↓ そこで

登記手続を「せよ」との給付判決を示す記載が必要

24

Q1 仮執行宣言(民訴法196)を付けないのか？

A1 付けられない

- 登記訴訟は、登記申請という意思表示を求める訴訟
- 判決確定の時に意思表示をしたものとみなす(民訴法529)
- 判決確定以前には、「仮に」登記申請という意思表示をしたものとするは、条文上、認められない
- 仮に執行するという仮執行宣言は付けられない

25

Q2 「Aが所有者である。」との記載例は、適切か？

A2 不適切

- 「求める判決／主文」には、「登記するのに適した内容」を記載する必要あり
- 「Aが所有者である」との記載は、何ら給付を命じていないので、確認判決
- 確認判決は、執行名義とならない(民訴法350Ⅱには、確認判決は列挙されていない)
- 単独申請できるのは、登記手続を命じる「執行名義たる」確定判決・決定である(民法共同省令10Ⅱ)
- 設問の記載例では、執行名義にならず、登記ができないので、不適切

26

Q3 「登記官は、登記せよ。」との記載例は、適切か？

A3 不適切

- 「求める判決／主文」には、「登記するのに適した内容」を記載する必要あり
- 登記訴訟は、登記義務者の意思表示を求める訴訟で、確定判決により、意思表示をしたものとみなす
- 登記官は、登記義務者ではなく、意思表示をする者でもない
- 設問の記載例では、意思表示をしたものとみなすことはできず、登記ができないので、不適切

27

## 【紹介する事件類型】

- 1 契約に基づく移転登記請求
- 2 抹消登記請求
- 3 離婚による財産(不動産)分割請求
- 4 遺産分割に基づく登記請求

28

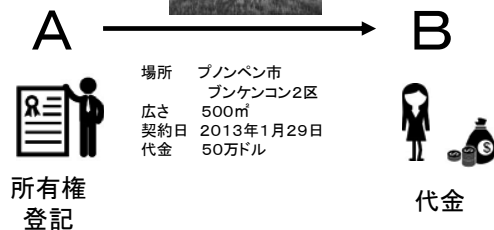
## 【事例2】

売買 (詐欺取消し)

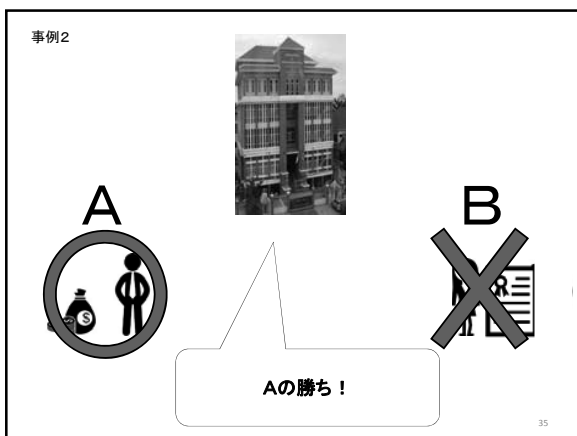
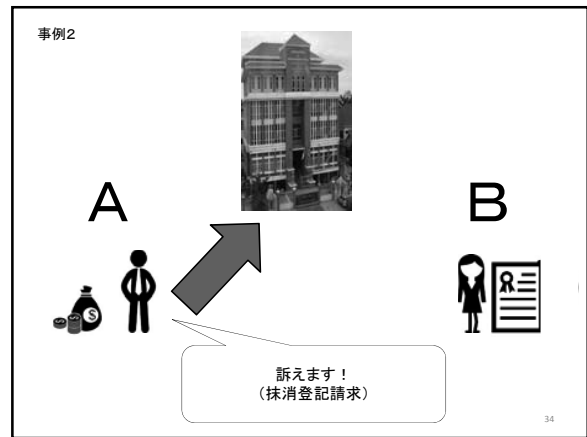
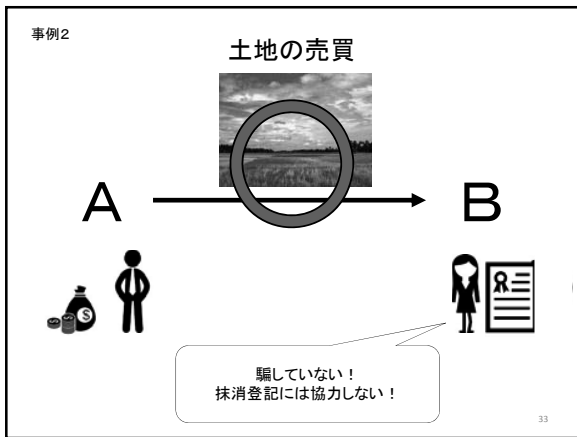
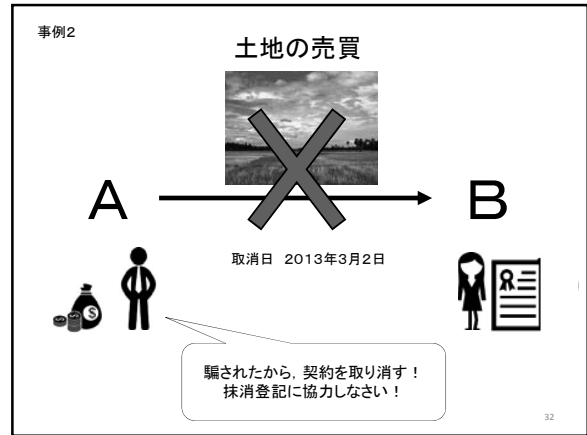
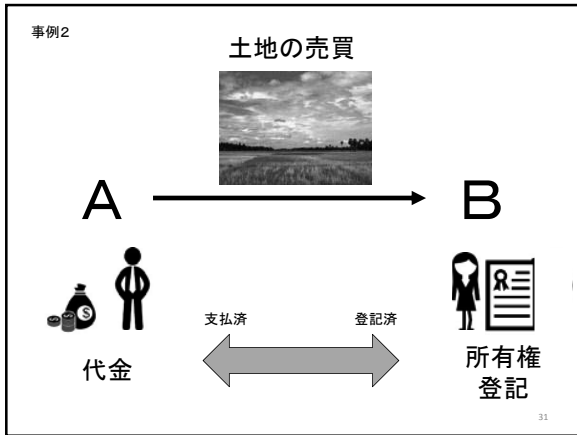
29

事例2

### 土地の売買



30



【求める判決／主文】

被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地について、別紙登記目録記載の所有権移転登記に関し、2013年3月2日付け売買の取消しを原因とする抹消登記手続をせよ。

36

分解してみると…

- 1 「被告は」
- 2 「原告に対し」
- 3 「別紙物件目録記載の土地について」
- 4 「別紙登記目録記載の所有権移転登記に関し」
- 5 「2013年3月2日付け売買の取消しを原因とする」
- 6 「抹消登記手続をせよ」

37

1 「被告は」

2 「原告に対し」

3 「別紙物件目録記載の土地について」

※引用条文:民法共同省令28e → 31d

↓  
いずれも【事例1】と同じ

38

#### 4 「別紙登記目録記載の所有権移転登記に関し」

〈理由〉

抹消登記をするためには、  
抹消対象となる登記を特定する必要あり  
※別紙として登記目録を作成した方が分かりやすい。

↓ そこで  
「別紙登記目録記載の所有権移転登記について」との登記を特定する記載が必要

39

#### 登記目録の例(カンボジア)

※登記簿の記載に従った。

登記目録
地籍管理所名 (Provinceレベル)
登記原因
その他登記事項

40

#### 登記目録の例(日本)

※登記簿の「所有権に関する事項」欄に従った。

登記目録
大阪法務局平成27年2月3日受付 第100号所有権移転 原因 平成27年1月10日付け売買 所有者 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号 法務一郎

41

#### 5 「2013年3月2日付け売買の取消しを原因とする」

※登記原因:売買 → 売買の取消し

日付: 契約日 → 取消日

引用条文:民法共同省令28b → 31b

↓  
【事例1】と同じ

42

## 6 「抹消登記手続をせよ」

〈理由〉

「登記申請するときに必要な情報」の1つは、  
「登記申請の目的」(事例1, 民法共同省令26, 31a)

↓ そこで  
「抹消登記」との記載が必要

「登記手続」→【事例1】〈理由2〉と同じ  
「をせよ」 →【事例1】〈理由3〉と同じ

43



続きは、また明日！

44

登記に関する事件類型別

## 「求める判決」「主文」の基礎 2



法務省 法務総合研究所 国際協力部  
法務教官 内山 淳

45

## 【紹介する事件類型】

- 1 契約に基づく移転登記請求
- 2 抹消登記請求
- 3 離婚による財産(不動産)分割請求
- 4 遺産分割に基づく登記請求

46

## 【事例3】

### 財産分割 (不動産)

47

事例3

### 土地の分割



A



所有権登記  
A・B共有名義

B



離婚

場所 ブンベン市  
ワットブン区

婚姻中に取得  
→共有(民法973)

48



前提として...

**当事者間で合意できた場合**  
土地 → B

AからBへの持分移転登記:原則どおり、「共同」申請  
(民法共同省令10 I)

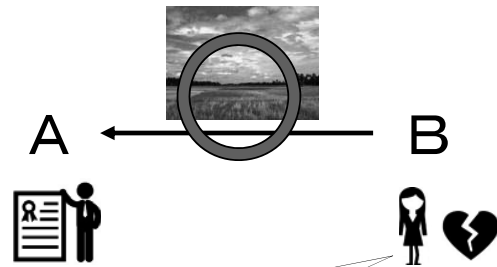
↓ しか  
合意できているので、裁判所へ訴えを起す必要なし  
=「求める判決／主文」の記載例は問題にならない

では、  
当事者間で合意できなかった場合は？

49

事例3

土地の分割

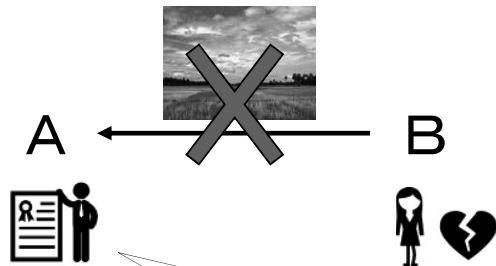


貯金はあなたにあげるから、  
土地は私に渡しなさい！  
移転登記に協力しなさい！

50

事例3

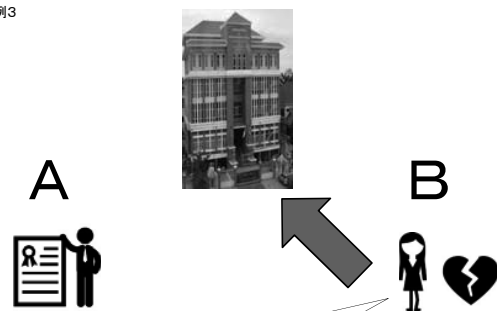
土地の分割



この土地は、渡せない！  
持分移転登記にも協力しない！

51

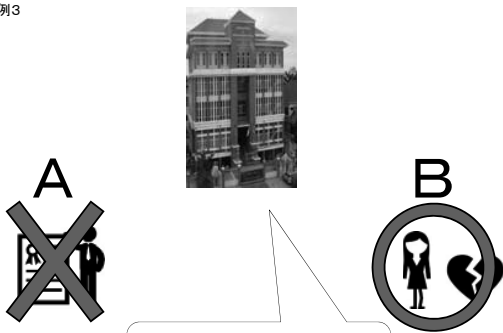
事例3



訴えます！  
(離婚)

52

事例3



Bの勝ち！

53

**【求める判決／主文】**

1 別紙共有財産目録記載の土地を次のとおり分割する。

(1) 原告は、上記土地を取得する。

2 被告は、原告に対し、上記土地の2分の1の被告共有持分につき、財産分割を原因とする所有権共有持分全部移転登記手続をせよ。

主文1: 権利が変動したことを示す記載。  
主文2: 給付判決であることを示す記載。

54

前半部分を分解してみると・・・

- 1 「別紙共有財産目録記載の土地を」
- 2 「次のとおり分割する」
- 
- 3 「原告は」
- 4 「上記土地を取得する」

55

### 1 「別紙共有財産目録記載の土地を」

※物件目録 → 共有財産目録

引用条文：民法共同省令28e → 29e

↓

【事例1】と同じ

56

## 共有財産目録の例（カンボジア）

※登記簿の記載を参考にした。

### 共有財産目録（土地）

Province/City名  
District/Khan名  
Commune/Sangkat名  
Village名

（権利証番号）  
Parcel番号  
所有者名  
原告 共有持分1/2  
被告 共有持分1/2

57

### 2 「次のとおり分割する」

〈理由〉

夫婦が婚姻中に取得した財産は、共有（民法973）

↓

離婚に伴う財産「分割を行う」（民法980Ⅱ）ことにより、  
権利関係が変動する  
（本件では、原告の単独所有になる）

↓ そこで

「次のとおり分割する」との分割による権利変動であることの  
記載が必要

58

### 3 「原告は」

〈理由〉

「登記申請するときに必要な情報」の1つは、  
「登記権利者」（事例1，民法共同省令26）

↓ そこで

「原告は」との記載が必要

59

### 4 「上記土地を取得する」

〈理由〉

財産分割（民法980）により、権利関係が変動する  
（上記2）  
本件では、共有だった権利関係が、Bの単独所有になる

↓ その結果

共同申請により、共有名義からB単独名義へ登記申請  
できる（主文2）

↓ そこで

登記申請の前提として、  
「上記土地を取得する」との記載が必要

60

後半部分を分解してみると・・・

- 5 「被告は」
- 6 「原告に対し」
- 7 「上記土地の2分の1の被告共有持分につき」
- 8 「財産分割を原因とする」
- 9 「所有権共有持分全部移転登記手をせよ」

61

## 5 「被告は」

## 6 「原告に対し」

↓

いずれも 【事例1】と同じ

62

## 7 「上記土地の2分の1の被告共有持分につき」

〈理由〉

「上記土地の」という不動産特定のための記載が必要

※引用条文: 民法共同省令28e → 29e

物件目録 → 共有財産目録(前掲)

↓

【事例1】と同じ

63

## 7 「上記土地の2分の1の被告共有持分につき」

↓ ただし、共有

「登記申請するときに必要な情報」の1つは、  
「二人以上の権利者がいるときは、各々の持分」(民法共同省令26)

↓ そこで

「2分の1の被告共有持分につき」との共有持分特定のための記載も必要

64

## 8 「財産分割を原因とする」

〈理由〉

財産分割は、民法共同省令29bの登記原因に明記されていないが、「他の法令に定める原因」に当たると考えられる

↓

「登記申請するときに必要な情報」の1つは、

「登記申請の原因およびその日付」

(事例1, 民法共同省令26)

↓ そこで

「財産分割を原因とする」との登記原因の記載が必要

日付: 性質上なし

65

## 9 「所有権共有持分全部移転登記手をせよ」

※所有権: 妻(本判決による)

登記名義: 夫と妻の共有

〈理由〉

「登記申請するときに必要な情報」の1つは、  
「登記申請の目的」(前記1, 民法共同省令26, 29a)

↓ そこで

「共有持分全部移転登記」との記載が必要

「登記手続」→ 【事例1】〈理由2〉と同じ

「をせよ」 → 【事例1】〈理由3〉と同じ

66

## 【紹介する事件類型】

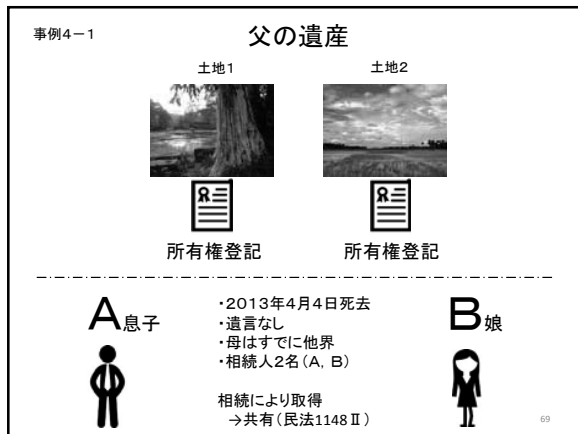
- 1 契約に基づく移転登記請求
- 2 抹消登記請求
- 3 離婚による財産(不動産)分割請求
- 4 遺産分割に基づく登記請求

67

## 【事例4-1】

### 遺産分割

68



前提として...

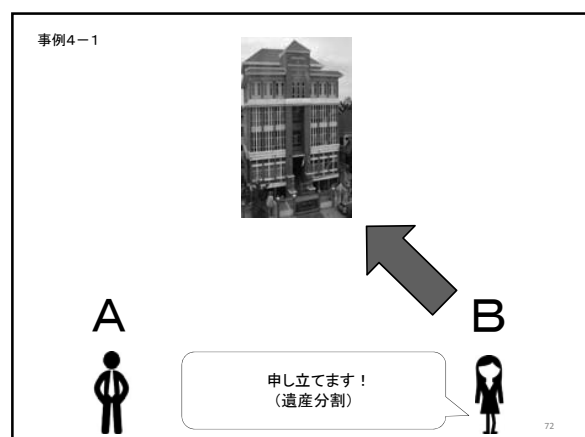
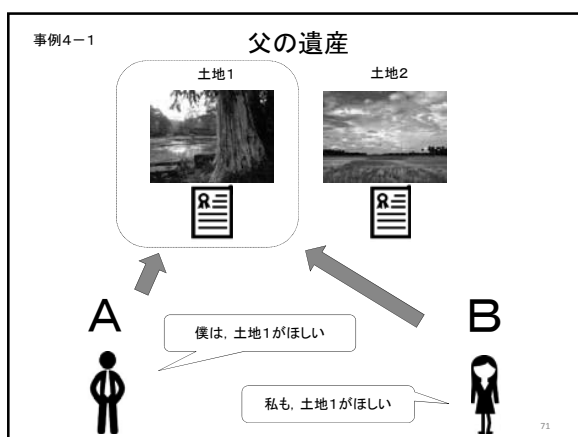
### 当事者間で合意した場合

土地1 → A  
土地2 → B


父名義からA, 父名義からBの各移転登記:  
いずれも単独申請(民法共同省令10 II)  
つまり, Bにとって, Aは登記義務者ではない

↓  
裁判所へ訴えを起す必要なし。  
=「求める判決/主文」の記載例は問題にならない。  
では、  
当事者間で合意できなかった場合は？


70



事例4-1

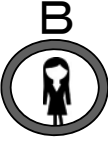


A



土地1は、Bに分割！

B



73

**【求める判決／主文】**  
※判決→決定

別紙遺産目録記載の土地を次のとおり分割する。  
(1) 原告は、上記土地を取得する。

---

※決定の根拠について  
民事非訟事件手続法3条1項  
民法の規定により裁判所の権限に属する事項のうち、別表各項に掲げるものについては、裁判所は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、本法の規定に従って裁判する。  
2項 第1項の定める裁判は、決定によって行う。  
別表5項17号 第1270条(裁判所による分割)第1項の規定による遺産の分割

74

分解してみると・・・

- 1 「別紙遺産目録記載の土地を」
- 2 「次のとおり分割する」

---

- 3 「原告は」
- 4 「上記土地を取得する」

75

- 1 「別紙遺産目録記載の土地を」  
※共有財産目録→遺産目録
- 2 「次のとおり分割する」  
※財産分割→遺産分割(民法1270Ⅱ)
- 3 「原告は」

↓  
【事例3】と同じ

76

**4 「上記土地を取得する」**

〈理由〉

遺産分割(民法1270)により、権利関係が変動する(上記2)

本件では、共有だった権利関係が、Bの単独所有になる

↓ その結果

単独で、父名義からBへの登記申請できる

\* その場合に申請書に記載する登記原因は遺産分割(民法共同省令26, 28b)

↓ そこで

登記申請の前提として、  
「上記土地を取得する」との記載が必要

77

Q 離婚に伴う財産分割と同様に、遺産分割でも「移転登記手続をせよ」との記載は、不要か？

A 不要

→遺産分割による権利取得の効力は、相続開始時に遡る(民法1273Ⅰ)ので、共同相続人から権利を取得するわけではない(共同相続人は、登記義務者ではない)

→共同相続人の登記申請の意思表示を求める必要なし  
登記を単独申請できる(民法共同省令10Ⅱ)

→設問の記載例は、不要

78



## 【事例4-2】

### 遺贈

79

事例4-2

### 父の遺産

土地2

土地3



所有権登記

所有権登記

遺贈

B妻



・2013年4月4日死去

遺贈：共同申請

(民法共同省令10Ⅱ「遺贈の場合は、  
本条1項の規定に従って行う」)

C親友



80

事例4-2

### 父の遺産

土地2

土地3



遺贈

B



移転登記に協力してほしい！

その土地は渡せない！  
移転登記にも協力しない！

C



81

事例4-2



B



訴えます！  
(移転登記請求)

C

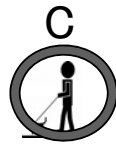


82

事例4-2



Cの勝ち！



83

## 【求める判決／主文】

被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地について、2013年4月4日付け遺贈を原因とする所有権全部移転登記手続をせよ。

84

分解してみると・・・

- 1 「被告は」
- 2 「原告に対し」
- 3 「別紙物件目録記載の土地について」
- 4 「2013年4月4日付け遺贈を原因とする」
- 5 「所有権全部移転登記手をせよ」

85

1 「被告は」

2 「原告に対し」

3 「別紙物件目録記載の土地について」

4 「2013年4月4日付け遺贈を原因とする」

※登記原因: 売買 → 遺贈

日付: 契約日 → 相続時

5 「所有権全部移転登記手をせよ」

↓  
いずれも 【事例1】と同じ

86



ありがとうございました。



International Cooperation Department  
Research and Training Institute  
Ministry of Justice of Japan

4th Floor, Osaka Nakanoshima National Government Building,  
1-1-60 Fukushima, Fukushima-ku, Osaka City 553-0003  
Phone: 81-6-4796-2153 Fax: 81-4796-2157  
E-mail: icdmsj@msoj.go.jp

87

2015年7月カンボジア現地セミナー

## 不動産強制執行と登記

2015年7月9日  
 法務省 法務総合研究所  
 国際協力部 教官 湯川 亮

### 講義の構成

1. 民事執行と不動産強制執行
2. 申立て及び差押え
3. 売却手続
4. 質疑応答

1

## 1 民事執行と不動産強制執行

2

### 1-1 民事執行の主な類型

- 強制執行
  - 金銭執行
    - 動産執行(384~401)
    - 債権等執行(402~416)
    - 不動産執行(417~453)
  - 非金銭執行
    - 物の引渡請求権の執行(524~526)
    - 代替執行(527)
    - 間接強制(528)
    - 意思表示の擬制(529)
- 担保権の実行(496~523)

3

### 1-2 民事執行制度の意義

1. 私法上の権利を
2. 国家機関により
3. 強制的に実現する手続

4

### 1-3-1 強制執行手続の特徴1

- 権利の判断機関と執行機関の分離
- 権利の判断機関
  - 権利の存否及び内容を判断
  - 権利関係を証明した形式的文書(執行名義)を作成(民訴法350条2項)
  - 強制執行によって権利を実現できる効力(執行力)が執行名義にあることを公証(執行文)(民訴法354条1項)

5

## 1-3-2 強制執行手続の特徴2

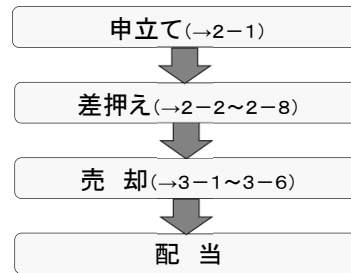
### ■ 権利の執行機関

- 権利関係について実質的な審査はしない
- 執行名義と執行文による形式的な判断

➡ 迅速な執行行為が可能に

6

## 1-4 不動産強制執行手続の流れ



7

## 2 申立て及び差押え

8

## 2-1-1 申立て

### ■ 管轄裁判所

- 所在地を管轄する始審裁判所(民訴法418条)
- 専属管轄(民訴法346条)

### ■ 申立書

- 申立ては書面による(民訴法349条1項)
- 目的不動産の表示等を記載(民訴法349条2項)

9

## 2-1-2 申立て(その2)

### ■ 添付書類

- 執行名義の執行力ある正本(民訴法349条2項)
- 不動産登記簿謄本等(民訴法417条3項)  
\* 債務者所有不動産であることの証明

### ■ 執行名義(民訴法350条)

- 確定した給付判決
- 仮執行宣言を付した給付判決
- 仮執行宣言を付した督促決定
- 確定判決と同一の効力を有する調書(和解調書等)
- その他

10

## 2-2 強制売却の開始決定

### ■ 開始決定の内容(民訴法419条1項)

- 強制売却手続の開始
- 不動産の差押え

### ■ 差押えの効力

- 目的不動産の処分禁止(民訴法431条)→3-3  
差押登記後に、債務者が第三者に譲渡や担保権設定をし、その旨登記しても、その登記は強制売却手続との関係では無視され、強制売却手続は続行される。
- 債務者の利用は妨げられない(民訴法421条3項)

11

### 2-3-1 差押登記嘱託1

- 嘱託者: 裁判所書記官(民訴法420条1項)
- 嘱託時期: 開始決定後直ちに(同項)
  - 差押えの効力発生時期(民訴法421条2項)
    - a. 開始決定の債務者への送達時
    - b. 差押登記の時
  - 実務上はbを先にするのが望ましい
    - aが先にされると、差押え登記の前に、債務者が目的不動産を第三者に譲渡し、その者の所有権取得登記が先にされてしまう危険がある。

12

### 2-3-2 差押登記嘱託2

- 嘱託先  
管轄登記機関(民事訴訟法に関する不動産登記共同省令[以下「省令」という。]7条)  
= 首都/州の地籍局(省令4条, 2条1項)
- 提出書類(省令7条)
  - 不動産差押登記嘱託書→2-3-3
  - 強制売却開始決定正本

13

### 2-3-3 差押登記嘱託3

- 登記嘱託書の記載事項(省令7条, 5条)
    - ・ 主題
      - a. 不動産の特定
      - b. 所有権者の名前
      - c. 登記の目的
      - d. 原因
      - e. 執行債権者の名前
      - f. 執行債務者の名前
- ※書式は、ANNEX1を参照

14

### 2-4 差押登記

- 記載箇所(省令22条a)
  - 不動産の負担欄
- 記載事項(省令23条a)
  - 決定番号
  - 決定年月日
  - 執行裁判所名
  - リファレンス番号(Aj)
  - 強制売却開始決定により不動産所有権差押え
  - 刻印及び登記日

15

### 2-5 登記後の手続

- 地籍局(民訴法420条2項, 省令38条)  
裁判所書記官に差押登記後の登記簿謄本を送付
- 裁判所書記官(省令39条)  
送付された登記簿謄本の記載をチェック  
必要に応じ、地籍局に対して更正の申請

16

### 2-6-1 差押登記の抹消嘱託1

- 要件(民訴法428条1項)
  - a. 強制売却申立ての取下げ
  - b. 強制売却手続の取消決定
- 嘱託者: 裁判所書記官(同項)
- 嘱託先: 首都/州の地籍局(省令8条, 4条, 2条1項)

17



## 2-6-2 差押登記の抹消嘱託2

### ■ 提出書類

- 不動産差押登記抹消嘱託書→2-6-3
- 以下の添付書類

### ■ 添付書類(省令8条)

- a. 取下書の謄本 or 取下調書の正本
- b. 確定証明を付した取消決定書の正本

18

## 2-6-3 差押登記の抹消嘱託3

### ■ 登記嘱託書の記載事項(省令8条, 5条)

- ・ 主題
  - a. 不動産の特定
  - b. 所有権者の名前
  - c. 登記の目的
  - d. 原因
  - e. 執行債権者の名前
  - f. 執行債務者の名前

※書式は, ANNEX2を参照

19

## 2-7 差押登記の抹消登記

### ■ 記載箇所(省令24条1項)

- 差押登記がされた場所と同一の「不動産の負担」欄

### ■ 記載事項(省令24条1項)

- 裁判所の○年○月○日付け第△△号所有権差押決定は,
  1. ●●裁判所の□年□月□日付け第××号強制売却手続取消決定(LR Aj\*\*\*)により抹消する。
  2. 執行債権者の■年■月■日付け強制売却申立ての取下げにより抹消する。
- 刻印及び登記日

20

## 2-8 登記後の手続

### ■ 地籍局(省令38条)

裁判所書記官に登記後の登記簿謄本を送付

### ■ 裁判所書記官(省令39条)

送付された登記簿謄本の記載をチェック  
必要に応じ, 地籍局に対して更正の申請

21

## 3 売却手続

22

## 3-1 売却条件

### ■ 評価書(民訴法430条)

評価人が以下の2点を記載

- I. 不動産の現況(形状や占有関係等)の調査結果
- II. 不動産の評価(これに基づき, 執行裁判所が最低売却価額を決定[民訴法432条])

### ■ 物件明細書(民訴法434条)

執行裁判所が以下の2点を記載

- I. 不動産の表示
- II. 売却後も存続する不動産上の権利及び仮処分  
の執行で売却によりその効力を失わないもの<sup>23</sup>

### 3-2-1 入札による不動産売却の流れ

入札期日の決定(民訴法436条3項)

↓ 執行裁判所が, 日時及び場所を指定

入札期日(民訴法439条)

↓ 執行官が, 最高価買受申出人を決定

売却決定期日の決定(民訴法440条2項)

↓ 執行裁判所が, 売却決定の期日を指定

売却決定期日(民訴法440条1項)

↓ 執行裁判所が, 売却の許可・不許可を決定

24

### 3-2-2 入札による不動産売却の流れ (売却許可決定確定後のもの)

代金納付期限の決定(民訴法447条1項)

↓ 執行裁判所が指定

代金納付(民訴法447条1項)

↓ 買受人が, 上記期限までに代金を納付  
→ 所有権の移転(民訴法447条4項)

登記嘱託(民訴法448条)

裁判所書記官が, 所管官庁に嘱託

25

### 3-3-1 登記嘱託の対象1 (民訴法448条1項)

1. 買受人の取得した権利の移転登記  
Ex. 売却対象不動産の所有権
2. 売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得に関する登記の抹消
3. 売却により効力を失った仮処分に関する登記の抹消
4. 差押え又は仮差押えの登記の抹消  
→2~4については, 431条を参照

26

### 3-3-2 登記嘱託の対象2 (売却後に消滅する権利~民訴法431条)

- 不動産上の権利で執行債権者の差押えに對抗できないもの(431条2項, 448条1項2号)  
Ex1. 差押登記後の所有権移転  
Ex2. 差押登記後に設定された抵当権
- 不動産に係る差押えの執行(431条3項前段, 448条1項4号)  
差押えの目的は, 不動産の強制売却→執行手続が売却にまで至れば, 目的は達成

27

### 3-4-1 強制売却による所有権移転等登記嘱託1

- 嘱託者: 裁判所書記官(民訴法448条1項)
- 嘱託時期: 買受人の代金納付後(同項)
- 嘱託先: 首都/州の地籍局  
(省令9条, 4条, 2条1項)

28

### 3-4-2 強制売却による所有権移転等登記嘱託2

- 提出書類(省令9条)
  - 不動産所有権移転等登記嘱託書→3-4-3
  - 売却許可決定正本(民訴法448条2項)
  - 買受人のIDカード又はパスポートの写し
  - 買受人が執行裁判所に対して代金を納付したことを証明する調書の正本

29

### 3-4-3 強制売却による所有権移転等登記嘱託3

#### ■ 登記嘱託書の記載事項(省令9条, 5条)

- ・ 主題
- a. 不動産の特定
- b. 所有権者の名前
- c. 登記の目的
- d. 原因
- e. 執行債権者の名前
- f. 執行債務者の名前
- g. 買受人の特定

※書式は, ANNEX3を参照

30

### 3-5-1 強制売却による所有権移転登記の記載事項(省令25条1項a)

1. 買受人の名称
2. 買受人の出生日及び出生地
3. 買受人の父母の名称
4. 書面又は判決の略号
  - 第●●号売却許可決定及び買受人の○年○月○日付け××裁判所への代金納付(LR Aj△△号)により所有権移転
  - 刻印及び登記日

31

### 3-5-2 強制売却による各種抹消登記の記載(省令25条2~4項)

#### ■ 所有権移転登記の抹消登記(2項)

- 記載場所
  - 当該移転登記が記載されている欄
- 記載事項
  - 第●●号売却許可決定及び買受人の○年○月○日付け××裁判所への代金納付(LR Aj△△号)により所有権移転登記抹消
  - 刻印及び登記日

#### ■ 差押え等(3項, 4項)の抹消登記も同様

32

### 3-6 登記後の手続

- 地籍局(省令38条)  
裁判所書記官に登記後の登記簿謄本を送付
- 裁判所書記官(省令39条)  
送付された登記簿謄本の記載をチェック  
必要に応じ, 地籍局に対して更正の申請

33

## 4 質疑応答

34

ご静聴ありがとうございました。



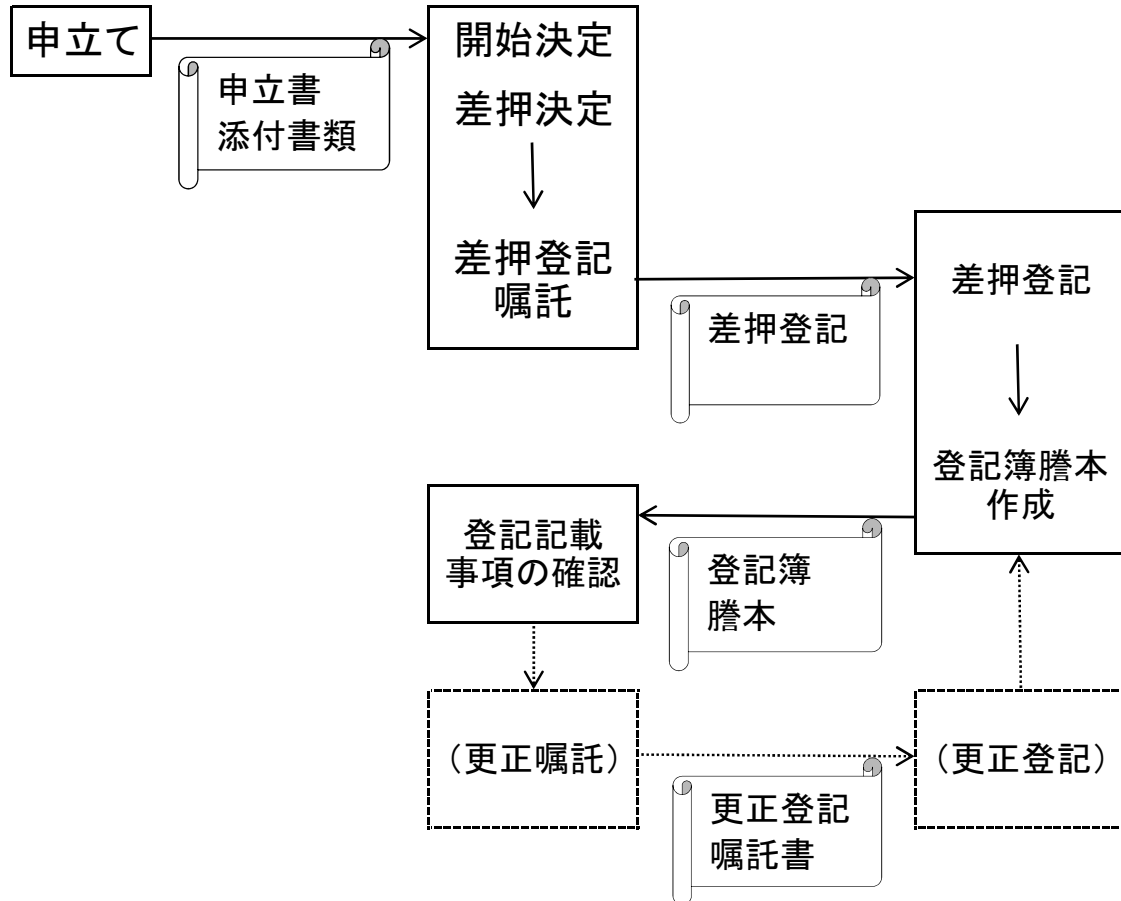
35

## 【申立てから差押登記】

<申立人>

<裁判所>

<地籍局>

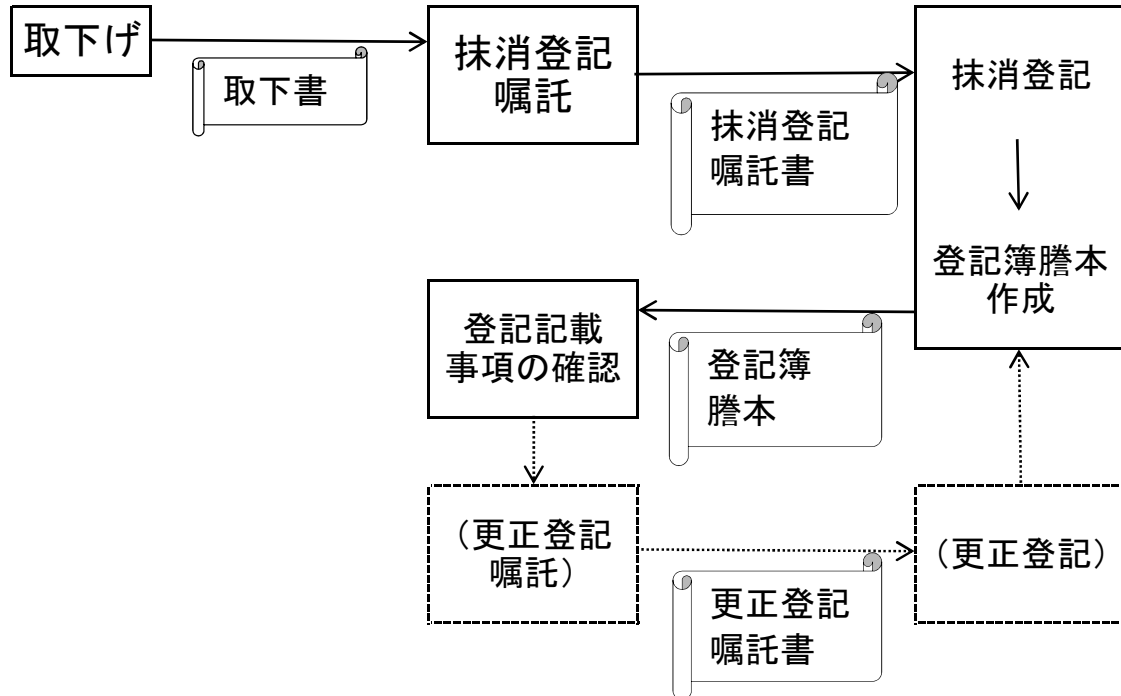


## 【申立ての取下げと登記】

<申立人>

<裁判所>

<地籍局>

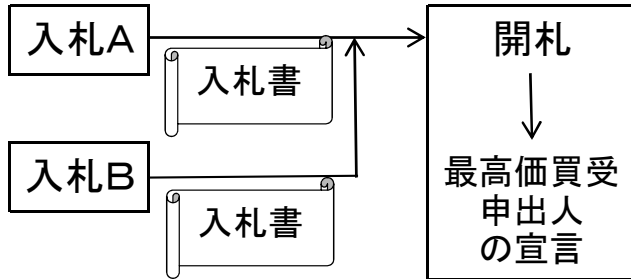




## 【売却手続と登記】

<買受申出人>

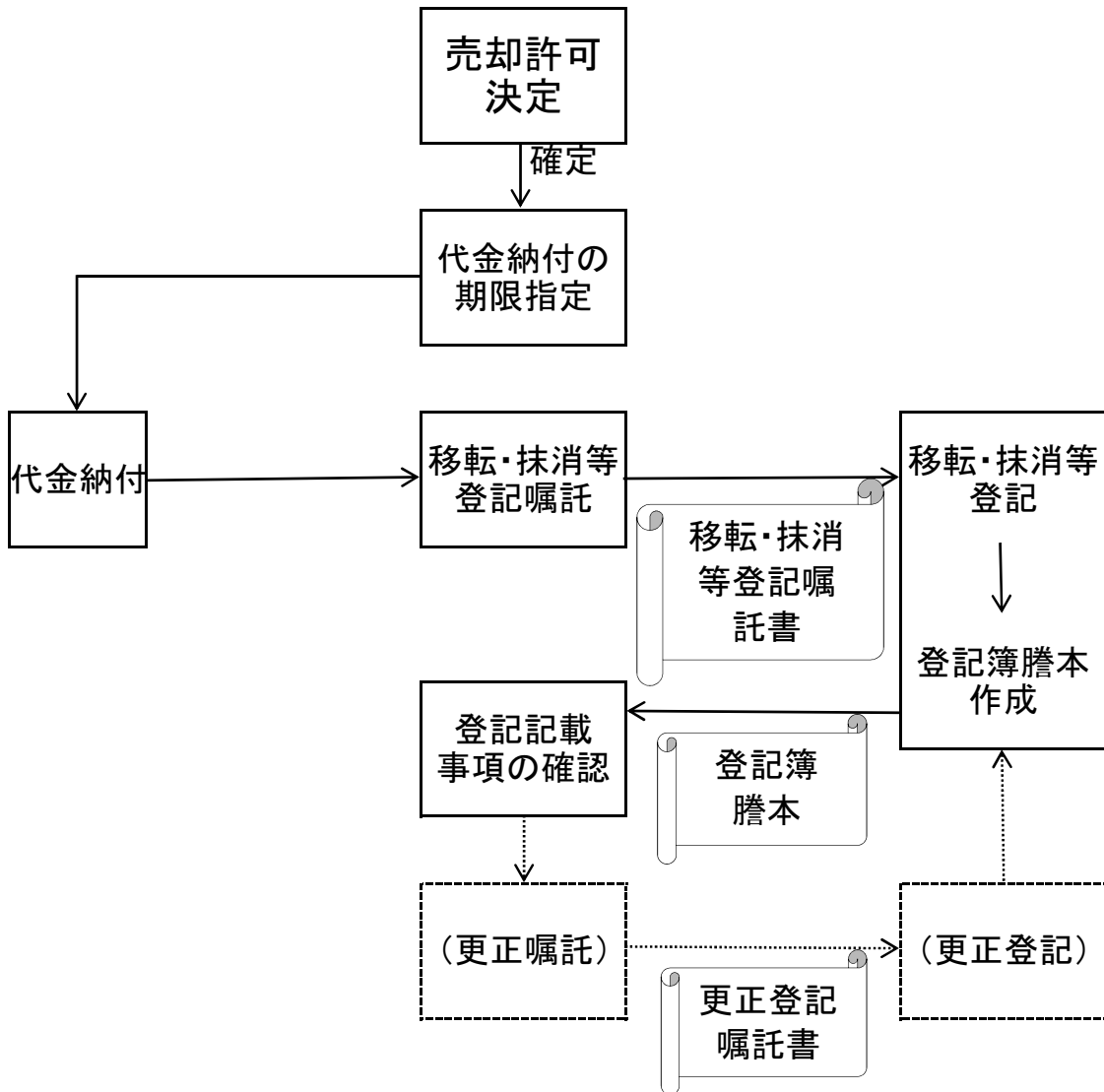
<執行官>



<買受人>

<裁判所>

<地籍局>



## 設 例

(以下は全て 2014 年の出来事である。)

Xは1000ドルをYに貸し付けたが、Yは弁済期到来後もこれを返還しなかった。

そこで、XはYを被告として、1000ドルの貸金返還を求める訴訟を提起し、「YはXに対して1000ドルを支払え。」という確定判決を得た。

しかし、その後もYは、貸金を返還する様子はない。

Yはプノンペン市内に土地 $\alpha$ を所有していたことから、Xは、先に得た確定判決に基づき、Yを相手方とする土地 $\alpha$ の強制売却手続をプノンペン始審裁判所に申し立てた。

その後、手続は以下の〔時系列1〕又は〔時系列2〕のように進化した。

なお、関係者等に関する情報は、以下の〔関連情報〕のとおりである。

### 〔時系列1〕

- 6月25日 強制売却手続の申立受理 (事件番号：C222)
- 7月 4日 強制売却開始決定・不動産差押決定 (決定番号：a222)
- 7月 5日 不動産差押の登記嘱託 (嘱託番号：e123)
- 9月12日 強制売却手続の申立て取下げ
- 9月15日 不動産差押登記の抹消嘱託 (嘱託番号：e345)

### 〔時系列2〕

- 6月25日 強制売却手続の申立受理 (事件番号：C222)
- 7月 4日 強制売却開始決定・不動産差押決定 (決定番号：a222)
- 7月 5日 不動産差押の登記嘱託 (嘱託番号：e123)
- 11月15日 入札期日→最高価買受人はZ
- 11月23日 強制売却許可決定 (Zへの売却許可) (決定番号：p222)
- 12月 3日 Zによる代金納付
- 12月 5日 強制売却による所有権移転登記等嘱託 (嘱託番号：e678)

### 〔関連情報〕

○プノンペン始審裁判所の 2014 年 C222 号事件担当者

裁判官：Feb, (Mar, Apr)

書記官：Jan

○土地 $\alpha$

区画番号：abc123

住 所：321, Central Street, Phnom Penh

○X

生年月日：1977年7月7日

出生地：Gamma Commune

両親：父親F X，母親MX

住所：456, North Avenue, Phnom Penh

○Y

生年月日：1975年8月8日

出生地：Beta Commune

両親：父親F Y，母親MY

住所：789, South Avenue, Phnom Penh

○Z

生年月日：1970年5月1日

出生地：Delta Commune

両親：父親F Z，母親MZ

住所：123, West Avenue, Phnom Penh

**Kingdom of Cambodia**  
**Nation Religion King**

.....Court of first instance  
No.....  
Month....Year....

....., Day...

**Entrustment Letter for Registration of Immovable Attachment**  
**(Article 7)**

I,....., court clerk of.... court of first instance

**To**

**.....Department Director of Land Management, Urban Planning, Construction and  
Cadastre ( Capital/Provincial Cadastral Administration )**

**Subject:**.....(entrustment for registration of attachment of ownership or perpetual lease or usufruct).....

**a- Description of the immovable, parcel number or title number:**.....

Land

location:.....

**a- Name of owner, perpetual lease holder or usufructuary of the immovable**

Address:.....

**c- Purpose of registration:** ..... (Attachment of ownership or perpetual lease or usufruct) ..... (over the immovable in item "a").

**d- Grounds:** .....(a ruling of commencement of compulsory sale, no.....dated Day..... Month..... Year..... and name of the court.....).

**e- Name of a creditor in execution:**.....  
address:.....

**f- Name of a debtor in execution:**.....  
address:.....

**Attached documents:**

An authenticated copy of a ruling of commencement of compulsory sale, no... dated Day..... Month..... Year..... and name of the court.....

**Signature and seal**

**Name of Court clerk**

**Kingdom of Cambodia  
Nation Religion King**

.....Court of first instance  
No.....  
Year...

....., Day... Month...

**Entrustment Letter for Deregistration of Immovable Attachment  
(Article 8)**

I,....., court clerk of..... court of first instance

**To**

**.....Department Director of Land Management, Urban Planning, Construction and  
Cadastre (Capital/Provincial Cadastral Administration)**

**Subject:** .....(entrustment for deregistration of attachment of ownership or  
perpetual  
lease or usufruct).....

**a- Description of the immovable, parcel number or title number**.....

Land location:.....

**b- Name of owner, perpetual lease holder or usufructuary of the immovable**

.....

.....address:.....

**c- Purpose of registration:** .....(deregistration of attachment of  
ownership or  
perpetual lease or usufruct)..... (over the immovable in item "a").

**d- Grounds:**

.....  
- (A motion for compulsory sale was withdrawn dated Day..... Month.....  
Year.....  
.....of name.....); or

- (A ruling canceling the proceedings of compulsory sale, no...dated Day.....  
Month..... Year..... and Day..... Month..... Year..... when a ruling comes into effect and  
name of the court.....).

**e- Name of a creditor in execution**.....

address:.....

**f- Name of a debtor in execution:**.....

address:.....

**Attached documents:**

(A court clerk shall attach the relevant documents)

**Signature and seal**

**Name of Court clerk**

**Kingdom of Cambodia  
Nation Religion King**

.....Court of first instance  
No.....  
Year.....

....., Day.... Month....

**Entrustment Letter for Registration of Transfer of Ownership or Perpetual Lease or  
Usufruct  
(Article 9)**

I,....., court clerk of..... court of first instance

**To**

**.....Department Director of Land Management, Urban Planning, Construction and  
Cadastre (Capital/Provincial Cadastral Administration)**

**Subject:** Entrustment for registration  
of.....

- 1- (transfer of ownership, perpetual lease or usufruct acquired by the purchaser);  
or  
2- (deregistration of acquisition of rights extinguished by the sale or rights  
lapsed by the sale);  
3- (deregistration of provisional disposition lapsed by the sale); or  
4- (deregistration of attachment or provisional attachment).

**a- Description of the immovable, parcel number or title number**.....  
Land location:.....

**b- Name of owner, perpetual lease holder or usufructuary of the  
immovable**.....  
address:.....  
.....

**c- Purpose of registration:** .....(transfer of ownership, perpetual lease or  
usufruct).....  
..... by compulsory sale to name..... (and deregistration of attachment  
by a ruling of commencement of compulsory sale, no....., dated Day..... Month.....  
Year..... of the .....court or deregistration of provisional attachment or provisional  
disposition by a ruling, no....., dated Day..... Month..... Year.....of  
the .....court over the item "a") .

**d- Grounds:**  
.....  
- (A ruling permitting sale, no..., dated Day.... Month.... Year... and name of the  
court)  
- (A purchaser paid the proceeds to the court..... on Day.... Month.....  
Year.....)

**e- Name of a creditor in  
execution**.....  
address:.....  
.....



**f- Name of a debtor in execution:**.....  
address:.....  
.....

**g- Identification of a purchaser:**.....  
- (Date and place of birth of a purchaser:.....)  
- (Address of a purchaser:.....)  
- (Parents' names of a purchaser:.....)

**Attached documents:**  
- An authenticated copy of a ruling permitting sale  
- A copy of ID card or passport of a purchaser  
- An authenticated copy of a protocol certifying that a purchaser already paid the purchase price to the execution court

**Signature and seal**

**Name of Court clerk**

SAMPLE

**Kingdom of Cambodia**  
**Nation Religion King**

Phnom Penh Court of First Instance  
No e123

July 05, 2014

**Entrustment Letter for Registration of Immovable Attachment**  
**(Article 7)**

I, **Jan**, court clerk of Phnom Penh Court of First Instance

**To**

Phnom Penh Capital **Department Director of Land Management, Urban Planning,  
Construction and Cadastre**

**Subject:** Entrustment for registration of attachment of ownership

**a- Description of the immovable, parcel number** abc123

Land location: 321 Central Street, Phnom Penh

**b- Name of owner of the immovable** Y

Address: 789 South Avenue, Phnom Penh

**c- Purpose of registration:** Attachment of ownership over the immovable in item “a”.

**d- Grounds:** A ruling of commencement of compulsory sale, no a222 dated July 04, 2014, Phnom Penh Court of First Instance.

**e- Name of a creditor in execution.** X

Address: 456 North Avenue, Phnom Penh

**f- Name of a debtor in execution:** Y

Address: 789 South Avenue, Phnom Penh

**Attached documents:**

An authenticated copy of a ruling of commencement of compulsory sale, no a222 dated July 04, 2014, Phnom Penh Court of First Instance

*Jan* 

**Kingdom of Cambodia**  
**Nation Religion King**

Phnom Penh Court of First Instance  
 No e345

September 15, 2014

**Entrustment Letter for Deregistration of Immovable Attachment**  
**(Article 8)**

I, Jan, court clerk of Phnom Penh court of first instance

To

Phnom Penh Capital Department Director of Land Management, Urban Planning,  
 Construction and Cadastre

**Subject:** entrustment for deregistration of attachment of ownership

**a- Description of the immovable, parcel number** abc123

Land location: 321 Central Street, Phnom Penh

**b- Name of owner of the immovable** Y

Address: 789 South Avenue, Phnom Penh

**c- Purpose of registration:** deregistration of attachment of ownership over the immovable in item "a"

**d- Grounds:**

- (A motion for compulsory sale was withdrawn dated September 12, 2014 of name X)

**e- Name of a creditor in execution.** X

Address: 456 North Avenue, Phnom Penh

**f- Name of a debtor in execution:** Y

Address: 789 South Avenue, Phnom Penh

**Attached documents:**

A copy of the motion which is certified as duly copied from the original by a court clerk.

*Jan* 

**Kingdom of Cambodia  
Nation Religion King**

Phnom Penh Court of First Instance  
No e678

December 05, 2014

**Entrustment Letter for Registration of Transfer of Ownership  
(Article 9)**

I, **Jan** court clerk of **Phnom Penh** Court of First Instance

To

**Phnom Penh Capital Department Director of Land Management, Urban Planning,  
Construction and Cadastre**

**Subject:** Entrustment for registration of transfer of ownership and deregistration of attachment

**a- Description of the immovable, parcel number** abc123

Land location: 321 Central Street, Phnom Penh

**b- Name of owner of the immovable** Y

Address: 789 South Avenue, Phnom Penh

**c- Purpose of registration:** transfer of ownership by compulsory sale to Z and deregistration of attachment by a ruling of commencement of compulsory sale, no a222, dated July 04, 2014 of the Phnom Penh Court of First Instance over the item "a").

**d- Grounds:**

- (A ruling permitting sale, no p222, dated November 23, 2014, Phnom Penh Court of First Instance)
- (A purchaser paid the proceeds to Phnom Penh Court of First Instance on December 03, 2014)

**e- Name of a creditor in execution.** X

Address: 456 North Avenue, Phnom Penh

**f- Name of a debtor in execution:** Y

Address: 789 South Avenue, Phnom Penh

**g- Identification of a purchaser:** Z

- (Date and place of birth of a purchaser: May 01, 1970, Delta Commune)
- (Address of a purchaser: 123, West Avenue, Phnom Penh)
- (Parents' names of a purchaser: Father: FZ, Mother: MZ)

**Attached documents:**

- An authenticated copy of a ruling permitting sale
- A copy of ID card of a purchaser
- An authenticated copy of a protocol certifying that a purchaser already paid the purchase price to the execution court

*Jan* 

Capital/Province  
Parcel No  
Land Type

Municipality/District/Khan  
Map sheet  
Use

Commune/Sangkat  
Method of Identifying Land  
Type of Use

Village  
Land Size  
Acronym : .....

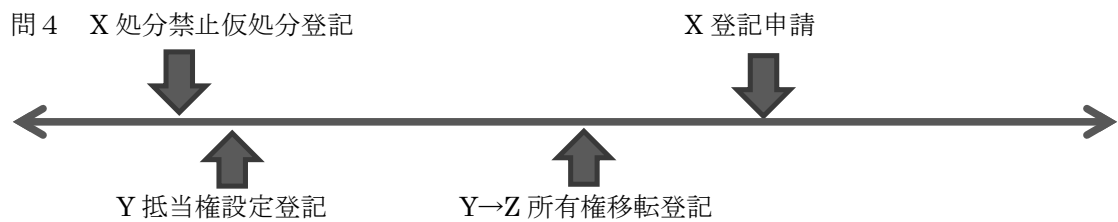
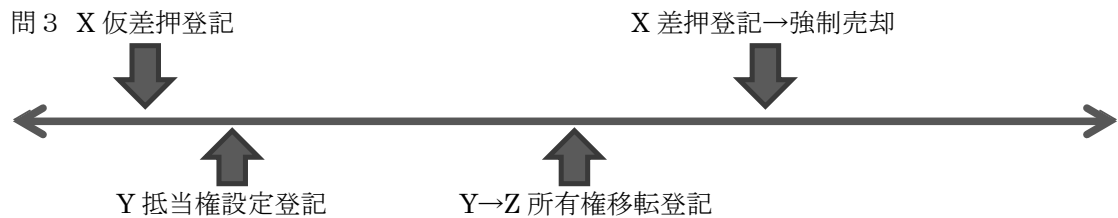
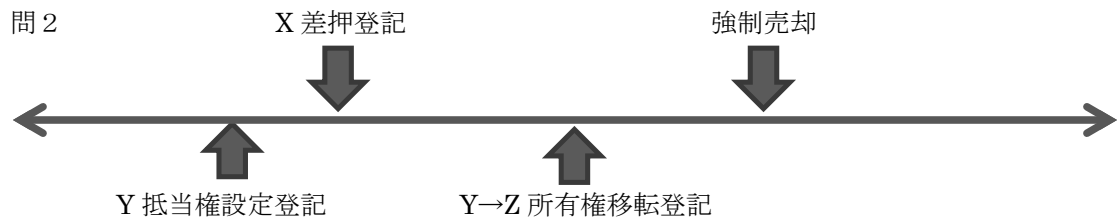
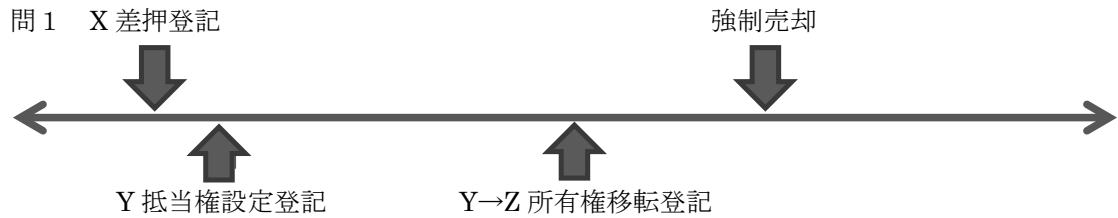
Road  
m<sup>2</sup>

Right holder : R (single)

Immovable Owner's Civil Status		Change		
Name-Surname (Property Type)	Date and Place of Birth	History	Brief Inscription of Deed or Court's Judgment	Immovable Encumbrance
1 1. Y (Single)	2 08 Aug 1975 Beta Commune,	3 F: FY M: MY	4 R sells to Y, Letter dated May 05, 2004 LR.AC 001	5 6
				6 Others

差押, 仮差押・処分禁止仮処分による「処分禁止」

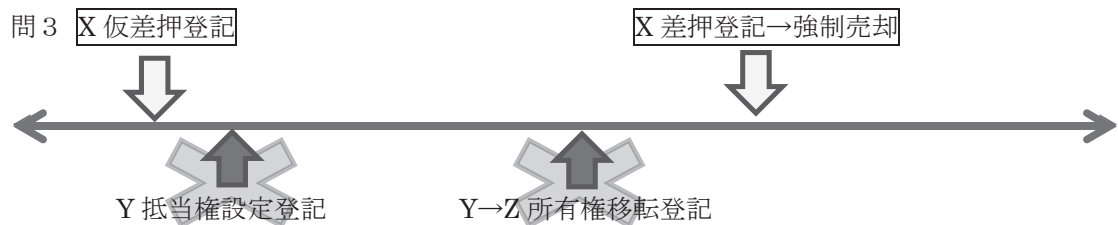
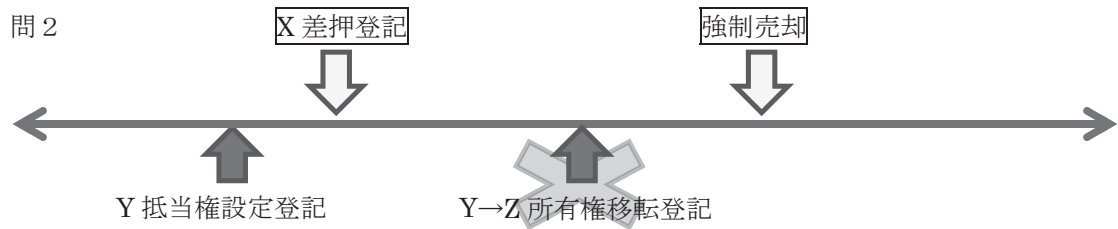
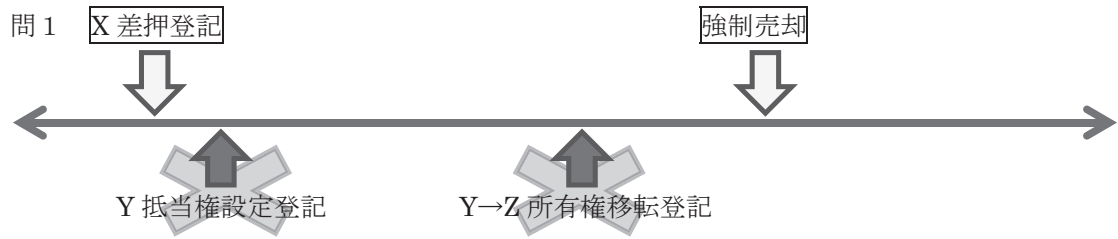
【設例】債権者 X, 債務者 Y, 第三者 Z





差押, 仮差押・処分禁止仮処分による「処分禁止」

【回答】



2015年7月カンボジア現地セミナー

## 民事保全執行と登記

2015年7月10日  
法務省 法務総合研究所  
国際協力部 教官 湯川 亮

## 講義の構成

1. 民事保全制度
2. 申立て
3. 仮差押登記
4. 処分禁止の仮処分登記
5. 質疑応答

1

## 1 民事保全制度

2

### 1-1 民事保全の意義

- 判決による強制執行ができるようになるまでの間の仮の救済手段
- 民事保全制度の必要性

3

### 1-2 民事保全の主な種類

- 仮差押え(民訴法531条1号)
  - ～保全される権利は金銭債権
  - 不動産仮差押え
  - 動産仮差押え
  - 債権仮差押え
- 係争物に関する仮処分(民訴法531条2号)
  - ～保全される権利は非金銭債権
  - 処分禁止の仮処分(以下では不動産を前提とする)
  - 占有移転禁止の仮処分

4

### 1-3 民事保全手続の特徴

- 暫定性
  - 債務者に対する強制執行が可能になるまでの間の仮の救済措置
- 緊急性
  - 債務者が財産を散逸したり、目的物を第三者に移転してしまう前にしなければ意味がない
- 密行性
  - 債務者に知られないうちにするのが普通である

5

## 1-4 民事保全・訴訟・執行

- 民事保全
  - 保全決定手続(民訴法第七編第2章)
  - 保全執行手続(民訴法第七編第3章)
- 民事訴訟
- 民事執行

6

## 1-5 民事保全執行の特質

- 強制執行の規定の多くを準用(民訴法564条)  
ただし、暫定性・緊急性・密行性という保全の特質に鑑み、
  1. 執行文の付与を要しない(民訴法562条1項)
  2. 保全執行期間(2週間)あり(同条2項)
  3. 債務者への保全命令送達前でも執行開始可能(同条3項)

7

## 2 申立て

8

### 2-1-1 保全決定手続の管轄裁判所

1. 本案の管轄裁判所
  2. 仮に差し押さえるべき物or係争物の所在地を管轄する始審裁判所(民訴法540条1項)
- 専属管轄(民訴法533条)

9

### 2-1-2 保全決定の申立て

- 申立書
  - 申立ては書面による(民訴法534条1号)
  - 記載事項→民訴法541条1項
    - ※目的不動産の表示を記載する?  
(民訴法546条参照)
- 添付書類
  - 民訴法の規定は?
  - 対象不動産特定のために必要な書類は?

10

### 2-1-3 保全決定の主文

- 仮差押え  
「債権者の債務者に対する別紙請求債権目録記載の債権の執行を保全するため、別紙物件目録記載の債務者所有の不動産は、仮に差し押さえる。」
- 処分禁止の仮処分  
「債務者は、別紙物件目録記載の不動産について、譲渡並びに質権、抵当権及び賃借権の設定その他一切の処分をしてはならない。」

11

## 2-2-1 保全執行の申立て

- 管轄裁判所
  1. 仮差押え(民訴法567条2項)
  2. 処分禁止仮処分(民訴法570条, 567条2項)→ いずれの場合も, 保全決定をした裁判所
  - 専属管轄(民訴法533条)
- 申立書
  - 申立ては書面による(民訴法534条6号)
  - 記載事項→民訴法564条, 349条2項
- 添付書類

12

## 2-2-2 保全執行の方法

- 仮差押え  
仮差押えの登記をする(民訴法567条1項)
- 処分禁止の仮処分  
処分禁止の登記をする(民訴法570条, 567条1項)

13

## 3 仮差押登記

14

### 3-1-1 仮差押登記嘱託1

- 嘱託者: 裁判所書記官(民訴法567条3項)
- 保全執行の効力発生時期  
仮差押登記時  
→ 嘱託は, 執行申立て後速やかに行うのが望ましい

15

### 3-1-2 仮差押登記嘱託2

- 嘱託先  
管轄登記機関(民事訴訟法に関する不動産登記共同省令[以下「省令」という。]16条)  
= 首都/州の地籍局(省令4条, 2条1項)
- 提出書類(省令16条)
  - 不動産仮差押登記嘱託書→3-1-3
  - 仮差押決定正本

16

### 3-1-3 仮差押登記嘱託3

- 登記嘱託書の記載事項(省令16条, 5条)
    - ・ 主題
      - a. 不動産の特定
      - b. 所有権者の名前
      - c. 登記の目的
      - d. 原因
      - e. 債権者の名前
      - f. 債務者の名前
- ※書式は, ANNEX12を参照

17

### 3-2 仮差押登記

- 記載箇所(省令32条a)
  - 不動産の負担欄
- 記載事項(省令32条a)
  - 決定番号
  - 決定年月日
  - 執行裁判所名
  - リファレンス番号(Aj)
  - 仮差押決定により不動産所有権仮差押え
  - 刻印及び登記日

18

### 3-3 登記後の手続

- 地籍局(民訴法567条4項, 420条2項, 省令38条)  
裁判所書記官に仮差押登記後の登記簿謄本を送付
- 裁判所書記官(省令39条)  
送付された登記簿謄本の記載をチェック  
必要に応じ, 地籍局に対して更正の申請

19

#### 3-4-1 仮差押登記の抹消嘱託1

- 要件(省令17条, 民訴法567条4項, 428条1項)
  - a. 仮差押決定申立ての取下げ
  - b. 仮差押決定執行申立ての取下げ
  - c. 仮差押決定執行の取消決定の効力発生
- 嘱託者: 裁判所書記官(同項)
- 嘱託先: 首都/州の地籍局(省令17条, 4条, 2条1項)

20

#### 3-4-2 仮差押登記の抹消嘱託2

- 提出書類
  - 不動産差押登記抹消嘱託書→3-4-3
  - 以下の添付書類
- 添付書類(省令17条)
  - a. 仮差押決定申立ての取下書の謄本 or 取下調書の正本
  - b. 仮差押決定執行申立ての取下書の謄本 or 取下調書の正本
  - c. 確定証明を付した執行取消決定書の正本

21

#### 3-4-3 仮差押登記の抹消嘱託3

- 登記嘱託書の記載事項(省令17条, 5条)
    - ・ 主題
    - a. 不動産の特定
    - b. 所有権者の名前
    - c. 登記の目的
    - d. 原因
    - e. 債権者の名前
    - f. 債務者の名前
- ※書式は, ANNEX13を参照

22

### 3-5 仮差押登記の抹消登記

- 記載箇所(省令33条1項)
  - 仮差押登記がされた場所と同一の「不動産の負担」欄
- 記載事項(省令33条1項)
  - ●●裁判所の○年○月○日付け第△△号仮差押決定は,
  - 1. ●●裁判所の□年□月□日付け第××号仮差押執行取消決定(LR Aj \* \*)により抹消する。
  - 2. 債権者の■年■月■日付け仮差押決定申立ての取下げにより抹消する。
  - 3. 債権者の■年■月■日付け仮差押決定執行申立ての取下げにより抹消する。
- 刻印及び登記日

23

### 3-6 登記後の手続

- 地籍局(民訴法567条4項, 420条2項, 省令38条)  
裁判所書記官に登記後の登記簿謄本を送付
- 裁判所書記官(省令39条)  
送付された登記簿謄本の記載をチェック  
必要に応じ, 地籍局に対して更正の申請

24

## 4 処分禁止の仮処分登記

25

### 4-1-1 仮処分登記嘱託1

- 嘱託者:裁判所書記官(民訴法570条, 567条3項)
- 保全執行の効力発生時期  
仮処分登記時  
→嘱託は, 執行申立て後速やかに行うのが望ましい

26

### 4-1-2 仮処分登記嘱託2

- 嘱託先  
管轄登記機関(省令20条)  
=首都/州の地籍局(省令4条, 2条1項)
- 提出書類(省令20条)
  - 不動産仮処分登記嘱託書→4-1-3
  - 仮処分決定正本

27

### 4-1-3 仮処分登記嘱託3

- 登記嘱託書の記載事項(省令20条, 5条)
    - ・ 主題
    - a. 不動産の特定
    - b. 所有権者の名前
    - c. 登記の目的
    - d. 原因
    - e. 債権者の名前
    - f. 債務者の名前
- ※書式は, ANNEX17を参照

28

## 4-2 仮処分登記

- 記載箇所(省令36条a)
  - 不動産の負担欄
- 記載事項(省令36条a)
  - 決定番号
  - 決定年月日
  - 執行裁判所名
  - リファレンス番号(Aj)
  - 仮処分決定により不動産の処分を仮に禁止
  - 刻印及び登記日

29

### 4-3 登記後の手続

- 地籍局(民訴法567条4項, 420条2項, 省令38条)  
裁判所書記官に仮処分登記後の登記簿謄本を送付
- 裁判所書記官(省令39条)  
送付された登記簿謄本の記載をチェック  
必要に応じ, 地籍局に対して更正の申請

30

### 4-4-1 仮処分登記の抹消嘱託1

- 要件(省令21条, 民訴法570条, 428条1項)
  - a. 仮処分決定申立ての取下げ
  - b. 仮処分決定執行申立ての取下げ
  - c. 仮処分決定執行の取消決定の効力発生
- 嘱託者: 裁判所書記官(同項)
- 嘱託先: 首都/州の地籍局(省令17条, 4条, 2条1項)

31

### 4-4-2 仮処分登記の抹消嘱託2

- 提出書類
  - 不動産差押登記抹消嘱託書→4-4-3
  - 以下の添付書類
- 添付書類(省令21条)
  - a. 仮処分決定申立ての取下書の謄本 or 取下調書の正本
  - b. 仮処分決定執行申立ての取下書の謄本 or 取下調書の正本
  - c. 確定証明を付した執行取消決定書の正本

32

### 4-4-3 仮処分登記の抹消嘱託3

- 登記嘱託書の記載事項(省令21条, 5条)
  - ・ 主題
    - a. 不動産の特定
    - b. 所有権者の名前
    - c. 登記の目的
    - d. 原因
    - e. 債権者の名前
    - f. 債務者の名前
- ※書式は, ANNEX18を参照

33

### 4-5 仮処分登記の抹消登記

- 記載箇所(省令37条1項)
  - 仮処分登記がされた場所と同一の「不動産の負担」欄
- 記載事項(省令37条1項)
  - ●●裁判所の○年○月○日付け第△△号処分禁止の仮処分決定は,
    1. ●●裁判所の□年□月□日付け第××号仮処分執行取消決定(LR Aj \* \*)により抹消する。
    2. 債権者の■年■月■日付け仮処分決定申立ての取下げにより抹消する。
    3. 債権者の■年■月■日付け仮処分決定執行申立ての取下げにより抹消する。
  - 刻印及び登記日

34

### 4-6 登記後の手続

- 地籍局(民訴法567条4項, 420条2項, 省令38条)  
裁判所書記官に登記後の登記簿謄本を送付
- 裁判所書記官(省令39条)  
送付された登記簿謄本の記載をチェック  
必要に応じ, 地籍局に対して更正の申請

35



5 質疑応答

36

ご静聴ありがとうございました。



37

## 質疑応答要旨

※以下の質疑応答時の条文は、特段の記載がない限り、カンボジア法。

### 【3月2日午前】

- ・当事者が外国にいる場合の申請手続は？
  - 共同省令には当事者が外国にいる場合の特則はない。
  - 理論的には、共同申請が原則。
  - 民法関連共同省令 26 条等に代理人による申請を前提とした規定があるから、代理人を使えばよい。
- ・精神障害者が当事者の申請手続は？
  - 基になる売買がきちんとできたかどうかを検討する必要がある。
  - 登記の場面では、民法 1104 条, 24 条 1 項本文の一般後見人を付して申請手続をすべき。
- ・所有権移転の証書を作成した 5～10 年後に死去。この証書は、遺贈として有効か？
  - 民法 1170 条の規定する遺言の要式を満たしていれば有効。
- ・不動産売買の登記をする場合、公正証書と納税証明を添付書類とできるか？
  - 公正証書については、売買の効力要件なので、必要。
  - 公正証書の意義は、民法適用法 9 条に規定。
- ・日本の登記簿の記載事項やサンプルは？
  - この後の講義で示すので参照されたい。
- ・遺言の受遺者は権利者か義務者か？
  - 権利者。
- ・被相続人（夫）が亡くなった場合、遺言後の権利証には、受遺者と相続人（妻）の両方の記載が必要か？
  - 権利証は権利を証明する書面。権利者たる受遺者のみを記載。
- ・カンボジアでは、未登記土地の登記が問題となっているが、日本での未登記土地についての最初の登記の手続は？
  - 土地家屋調査士などの専門家が調査・測量して作成した書類等を当事者又は代理人が提出して、各都道府県にある法務局又は地方法務局に登記申請し、その後所有権の保存登記をする。
  - 日本の場合、カンボジアのように、「キャピタル／プロビンス」「ディストリクト／カン」という行政区分に応じた 2 段階構造にはなっていない。
- ・AB 夫婦の間に子供 4 人（CDEF）。A が死亡、3 人の子供が相続放棄。相続人は、妻 B と残る 1 人の子供 F。妻の意思は、全財産を F に譲るといふもの。遺産には A 名義の土

地あり。

この場合、登記の方法は、①BとFが共有登記した後、BからFへの持分移転登記となるのか、②直接、F単独相続の登記となるのか？

→②。遺産分割の効力は、相続時に遡って生じる（民法1273条1項本文）から。

ただし、遺産分割協議書の添付は必要。

- ・移転登記訴訟の敗訴者が権利証を勝訴者に渡さない場合、どうするか？

（民法関連共同省令27条は、権利証を必要添付書類と規定している。）

→この場合、権利証の添付は不要。

民訴法関連共同省令40条が勝訴判決に基づく移転登記の必要書類として権利証を明示規定していない。（過去の南先生のコメントに同旨）。

- ・日本の実務はどうなっているか？

→カンボジアと同様に権利証の添付は不要。登記により新たな権利証が作成される。

なお現在は、権利証の制度は廃止されている。少なくとも、移転登記の執行手続において、権利証の引渡を求めるのは不可能。

※国土省次官によるコメント

権利証を無効とする手続（元々は、遺失、破損などを予定。）

→一定期間（30日間）「権利証を出して下さい」という公告。出てこなければ、（国土省が？）無効宣言。その後、新たな権利証を再発行し、登記簿に沿った新しい情報を全てそこに反映させる。

カンボジアでは、未だに権利証に高い信頼がある。<sup>1</sup>

### 【3月2日午後】

- ・「登記官は、登記せよ。」という判決が出ることもあり、こう書かないと登記してくれないことがあるが、それでも書かないということか？

→今回のセミナーを聞いて、出席した登記官は、改めてくれると思う。

講義で説明したとおり、登記官は自らが判決の名宛人になっていないから、登記官に向けた主文は無意味である。そのことを早く広めるべき。

- ・給付判決確定後、原告は執行裁判所に執行申立てをすると共に、登記官にも移転登記申請をする必要があるのか？

→執行の問題なので、明日の午後以降の講義で対応。

- ・求める判決にどこまで記載するのか？

→共同省令には登記原因及び日付を記載とある。主文に基づいて登記をする観点から

---

<sup>1</sup> 抵当権を設定する際にも、権利証を提出することが求められ、抵当権者がその権利証を所持しておくことが多い。二番抵当権を設定する場合には、債務者は、一旦、権利証を返してもらい、権利証に二番抵当権を記載した上で、一番抵当権者に権利証を返すという運用がなされているとのことである。

は、主文には必要事項を全て記載すべき。条文に登記原因「及び」日付も記載する旨規定されている以上、主文には、登記原因のみでなく、その日付も記載すべき。

・登記関係訴訟で仮執行宣言を付けられない根拠は？

→民訴法 529 条。意思表示の効力は、判決確定後に生じるから。

なお、意思表示を求める判決も「給付」判決。給付判決というのは、一定の行為を命じるものであり、登記関係訴訟は、意思表示を求めることを内容とするから、給付判決に当たる。

ただ、「給付」という語感からは、物を渡すイメージが浮かぶので、違和感があるかもしれない。

・当事者が登記申請をしたが登記手続が完了する前に、当事者が意思表示の瑕疵を理由に原因契約を取り消した場合、移転登記をしてから抹消登記すべきか？

→登記完了前であれば、登記申請の取下げ（民法関連共同省令 88 条）ができる。既に移転登記をした場合は、抹消登記による。

・抹消登記に対する税金は？

→あり。ただ、移転登記に比べると安い。取消、無効、法定解除による抹消登記は無税<sup>2</sup>にする方向。

※国土省次官によるコメント

→抹消登記の税金については、現在、司法省、財政省、国土省で検討しているが結論は出ていない。

理論的には、民法 358 条で抹消原因となる取消しをする場合、取消しに遡及効があるとなれば、当初に遡って、移転登記の原因契約が存在しなかったことになるから、抹消登記の税金の支払は、不要となる。他方、取消しに遡及効がないとなれば、抹消登記の税金の支払は、必要となる。

→また、税金を回避するための便法として、合意解除するが、実体としては利益目的の再移転との場合もある。この場合には、解除後の抹消登記について課税すべきという意見もある。

・物件目録等の「目録<sup>3</sup>」は、判決に必ず添付しないとイケないのか？根拠規定はあるか？

→物件目録等について明示した規定はない。しかし、判決に添付した方が、登記官が登記する際に分かりやすい。

・A と B が 20 m<sup>2</sup>を共有。双方が合意して 10 m<sup>2</sup>を分筆の上、C に売却。その場合、共同省

<sup>2</sup> ここでいうカンボジアでの「税金」というのは、日本でいう登録免許税ではなく、「不動産取得税」。カンボジアでは、土地の売買に伴う移転登記手続では、地価評価額の 4% が取得税額となるとのこと。なお、移転登記でも抹消登記でも、税金とは別に、比較的安い定額の「手数料」が必要。

<sup>3</sup> これまで「目録」については、クメール語でいろいろな訳語が使用されてきたが、いずれも長い単語で使いにくいので、今回、新たな訳語を付した。英語で言うなら、「annex」「appendix」に近い語である。

令に基づく登記申請は可能か

→共同省令には分筆に関する規定はない。

分筆後の土地売却については、共有物の持分譲渡として、民法関連共同省令に基づき持分移転登記をすればよい。

### 【3月3日午前】

- ・離婚訴訟における土地の財産分割で、当事者からは移転登記請求がなく、土地の引渡請求しかしなかったため、裁判所は、判決で、引渡請求についてのみ判断を示した（例えば、主文例は「別紙記載の土地を原告に引き渡せ。」など）。この場合、後日、この判決に基づいて移転登記申請ができるか？
  - できない。上記主文は、講義で説明したとおり、登記に適した内容ではない。
  - 本来なら、この場合、裁判所が当事者に対して適切に釈明をして、引渡しを求めているのか、移転登記を求めているのかを明確にすべき。
- ・夫名義の土地を離婚時に財産分割することで、妻に渡せるのか？
  - 実質的には夫婦共有で、形式的には夫名義の土地（ただし、夫婦共有財産は共有登記すべきなので、このような状態は本来適切ではない。）を、財産分割して妻に持分を与えることは可能。
  - 他方、当該土地が夫の特有財産（例えば、婚姻前からの所有地など）の場合、財産分割の対象にはならない。財産分割の対象は、あくまでも夫婦共有財産。<sup>4</sup>
- ・夫婦が2つの土地を共有名義でいずれも共有していたところ、一方を夫名義、他方を妻名義にする合意ができた場合、所有権全部移転登記か共有持分移転登記か？
  - 共有持分移転登記。
- ・「別紙記載の土地をAのものとする。」という判決をされた場合、移転登記はできるか？
  - 登記に適した主文ではないから、判決に基づく移転登記手続は不可。
  - 登記をするためには、原則どおり、改めて移転登記請求をする。そして、適切な判決主文を得る必要がある。
- ・財産分割事件の判決後、被告が共同申請に応じるとして態度を改めた場合、登記原因は？
  - 合意による財産分割
- ・カンボジアの登記制度は、対抗要件主義か効力要件主義のいずれか？
  - 両面ある。

---

<sup>4</sup> もしこの特有財産も考慮して財産分割をしたいとなると、かなり手続が煩雑になると思われる。すなわち、カンボジアで離婚訴訟をした場合、人訴又は非訟事件として手続が進むが、いずれも和解が認められていないので、夫の特有財産を含めた財産分割案による和解はできない。そこで、訴外で、夫の特有財産を含めた財産分割協議を成立させ、それと引き換えに、人訴又は非訟事件の申立てを取り下げるという方法により、夫の特有財産を財産分割の内容に反映させることになる。

※国土省次官による補足

→不動産の所有権移転の事案，未登記土地の登記の事案は，いずれも効力要件（民法，土地法）。他方，それ以外は，対抗要件。

- ・遺産分割の事案で，主文に「登記手続をせよ。」という記載がなかったのはなぜか？

→講義で説明したとおり，被相続人は死亡しており，他の相続人も登記義務者にならず，登記義務者が存在しない。遺産分割は，被相続人から直接権利を取得するもので，誰かに意思表示をせよと求める必要がない。

- ・実務では，「登記手続をせよ。」という判決だけでなく，「判決執行調書」もなければ登記してくれないが，そのような主文だけで良いのか？

→理論的には，判決執行調書は不要であり，上記は誤った運用。

※国土省次官から補足

→新民訴法適用前に出された司法省通達には，不動産所有権移転登記について判決執行調書を付すべきと記載されている。新民訴法適用後は，判決執行調書を求めない取扱いにしている。その周知が不十分だったのではないかと推測する。

新しい共同省令の普及が不足しているのだろうと思う。

- ・被相続人が他人と共有する土地の場合も，「登記手続をせよ。」という記載がない判決となるのか？

→なる。遺産分割の対象となるのは，被相続人の持分だけである。

他人の共有持分については，遺産分割の対象とならないので，登記を命じる理由はない。

- ・Aが所有する土地をBに売却（公正証書あり）。移転登記前にBが死亡。この場合，移転登記はAからBの相続人2名に直接できるのか？

→Bの相続人は，買主たる地位を承継するが，移転登記がなければ所有権はBに移転していない（登記が効力要件：民法135条）から，所有権はAのまま。したがって，AからBの相続人2名のそれぞれに直接共有持分権が移転し，当該持分について移転登記すればよい。

※国土省次官によるコメント

→この事例では，公正証書を作成しているから，税金は既払いである。そこで，Aが新たに相続人2名と売買契約をするとなると，また別に税金の支払が必要になるが，その税金を誰が支払うのかという問題がある。

相続人の特定をどうするのかも問題。カンボジアの戸籍制度<sup>5</sup>は信頼できないため。

※日本側のコメント

---

<sup>5</sup> 戸籍は，内務省管轄。カンボジアでは，「出生」「婚姻」「死亡」の各証明書があるだけで，日本のような一個人について横断的連続的な身上を記載した戸籍制度はない。

→当初の AB 間の売買契約書を流用できれば、新たな税金は不要になるのではないか。

### 【3月3日午後】

・今回の民訴法関連共同省令と未登記土地に関する省令との違いは？

→登記されたものは、今回の共同省令による（民訴法関連共同省令3条）。

未登記のものは、未登記土地に関する省令<sup>6</sup>による。

※国土省次官からコメント

未登記土地の共同省令を発令した経緯

→未登記土地については、差押え等の嘱託書が裁判所から送付されてきても、登記がない以上、仮差押えなどをどうやって実施するのかという問題があった。そのため、国土省と司法省が話し合っ、未登記土地に関する共同省令を作成した。

・裁判所からの嘱託による登記の場合、執行費用（民訴法371条1号）は誰の負担か？

→まずは、執行債権者が予納金（民訴法375条）から支払い、その後、強制競売代金から支払分に優先して充当するので、最終的な負担者は、債務者（民訴法376条）。なお、取得税等は、別途、買受人が支払う。

### 【3月4日午前】

※（昨日の予納金と費用についての続き）国土省次官のコメント

→民訴法372条には、申立て手数料として、1万リエル<sup>7</sup>を規定するがこれでは費用として足りない。

国土省と財政省の共同省令で、嘱託費用として、処分禁止仮処分事案は8～12万リエル、抹消登記事案は12万リエルと定めている<sup>8</sup>。

しかし、裁判所からの嘱託では、裁判所側がこれらの費用を持ってこない。きちんと予納金を納めさせているのか疑問。

・抹消登記の方法は？

→民訴法関連共同省令24条では「抹消の旨記載する方法」、民法関連共同省令93条で

<sup>6</sup> 未登記不動産の差押え等に関する共同省令で、2014.11.21 発令（即日適用）。これにより、法律上は未登記不動産への差押え等が可能となった。

<sup>7</sup> 為替レートは、1ドル＝約4000リエル。

<sup>8</sup> 当該省令について、詳細未確認。

プノンペン地裁限定であるが、弁護士によると、予納金は、1不動産につき、①申立費用（filing fee）2.5ドル、②裁判手続費用（litigation fee）50ドル、③土地評価人費用（evaluator fee）200ドル、④執行官費用（bailiff fee）50ドル、⑤登記費用（land fee）30ドルで、合計330.5ドルとのこと。



は「赤インクの抹消線を書く方法」であるところ、全国統一的方法にするのであれば、どちらを選択するかはカンボジアに委ねる。ただ、後者の方が分かりやすい。

- ・差押登記後にも、当該土地を第三者に売却できるとのことだが、その後、差押えにより「処分」が制限されるのに、なぜ所有権移転登記できるのか？

→ここでいう「処分」の制限というのは、語感とは異なり、対抗できないという制約付きの処分で、完全なる第三者への譲渡ではない。

### 【3月4日午後】

- ・執行費用が高いときに訴訟救助（民訴法 69 条）による救済措置はあるのか？

→適用できないという考え方（A 説）と適用できるという考え方（B 説）がある。

保全でも強制執行でも、民訴法 69 条が含まれる第 1 編を準用していない（民訴法 539, 335 条）と考えると、A 説。他方、第 1 編は「通則」なので、準用規定の有無に関わらず適用できると考えると、B 説。

以 上

## 質疑応答要旨

※以下の質疑応答時の条文は、特段の記載がない限り、カンボジア法。

### 【7月8日午前】

- ・登記申請を代理人がする場合について、弁護士は当事者双方を代理できるか？  
→民法関連共同省令にはこれに関する規定がないので、民法 367 条 3 項（双方代理）に基づいて利益相反にならないかを判断する。当事者双方の合意があれば、利益相反にはならない。  
※日本では、司法書士が、当事者双方から依頼されて申請することが一般的。
- ・単独申請の場合で、確定判決以外の添付書類として、判決執行調書の添付は必要か？  
→不要。  
※前回セミナーでも、同旨の質問あり。旧民訴法下では、判決執行調書を付すべき旨の司法省通達を出ていたが、現在では、判決執行調書を求めない運用にしている。
- ・相続の遺産分割協議書は要式行為だが、具体的な書式は？  
カンボジアでは、まだ公証人がいないが、公正証書による必要があるか？  
→遺産分割協議書は、公正証書である必要はない。  
民法コンメンタールでは、公正証書であることが必要である旨記載があるが、これは訂正（南先生が 2013 年 12 月のセミナーで言及）。  
民法 336 条 2 項では、「当事者の一方が不動産の所有権を譲渡し、又はこれを取得する義務を負う契約」について公正証書を要求しているが、遺産分割は遡及効があり、この「契約」に当たらない。また、共有物分割と同じように考えるべき。

### 【7月8日午後】

- ・判決主文で、「手続をせよ」と書かれておらず、「手続をする」などの不適切な判決主文の場合、どうしたらいいか？  
→方法としては、判決の更正によるものと、勝訴者の上訴によるものが考えられる。  
ただ、これが「更正」というレベルを超えていないかは解釈が分かれると思う。  
また、上訴期間経過後は、上訴によることができない。そういう意味でも、きちんとした主文を書くことが重要。
- ・A（売主）が B（買主）に土地を売ったが、A が登記に協力しないので、B が A に対して移転登記請求訴訟を提起。その訴訟中に A が死亡。このとき、裁判官は、登記官に指示する旨の主文にするべきか？  
→登記官に指示するような主文は間違い。民事訴訟法に従って訴訟を承継した当事者

に対し、登記手続を命じる主文にする。

- ・権利証の中に氏名として「A」と記載されていたが、判決書では名前が「A'」と記載されていた。この場合、どうするか？

→判決の更正によるべき。

- ・その場合、もし裁判所が更正しなかったら、どうするか？

→更正申請して付記登記すべき（民法関連共同省令 78, 79 条）

- ・では、名前について、権利証では「A」、判決書では「A'」と記載されている場合、登記官は、どちらの名前で登記したらいいのか？

権利証の名前を変えさせることはできるか？

→登記官には、権利証にある名前の記載を変更する権限はない。

（「A」と「A'」は、記載上の違いで、同一人であるという前提であれば）登記官には形式的審査権限があるので、申請資料等から、真の名前が「A」なのか「A'」なのかを総合的に判断する。

登記官の裁量として、正しいと認定できる名前で登記する。

- ・AがBに土地Xを売却（移転登記済）。Aが抹消登記請求訴訟を提起。その訴訟中に、Cが土地Xに抵当権を設定（登記済）。その後、Aが勝訴。Aは、Cの抵当権がない土地Xを取得できるか？

→実体法上は、（抹消原因にもよるが、基本的には）AがCに対抗できる（Cの抵当権の負担のない土地Xを取得できる）。

ただ、カンボジアの民事訴訟法では、判決効が承継人にも及ぶことになっている（民事訴訟法 198 条 3 号）。

そこで、実体法と訴訟法とで齟齬が生じるが、この解決についてはまだ議論が煮詰まっていない。

予防としては、土地Xについて保全手続をしておくべき。

### 【7月9日午前】

- ・財産分割の主文で、主文2（給付判決部分）を書かない裁判官がいるが、主文1だけで登記できるか？

現実には、このような主文でも登記してしまっているが、どうか？

→登記できない。登記を命じる主文2が必要。

- ・未登記土地の場合、財産分割の主文2は、どうするか？

→仮差押等については、別の省令があり、この省令については解釈等でいろいろと検討すべき点があるので、その中身についてはまた別の機会に。

そもそも民法関連共同省令では、所有権が登記された土地に適用される（民法関連共同省令 3 条）ので、未登記土地には適用されない。ただ、別途、初期登記をして

- 所有権が保存された場合には、民法関連共同省令で処理できる。
- ・財産分割の裁判で、夫婦共有財産の土地 X を半分ずつの単独所有とする場合（夫 A が土地 X1 を取得、妻 B が土地 X2 を取得）、主文はどうか？
    - 権利変動の点と給付判決の点に分けて考えてみる。
      - 権利変動の点は、共有から単独所有になったので、「原告は、土地 X1 を取得する。被告は、土地 X2 を取得する。」となるはず。
      - 給付判決の点は、夫 A から妻 B への持分移転、妻 B から夫 A への持分移転と考える。
  - ・登記の閲覧や証明書の発行は、誰でもできるか？
    - 民法関連共同省令上は、主体に制限なし。債権者でも閲覧できる。
    - 登記の公示機能からも、そのように考えられる。
    - 閲覧等の申請に問題があれば、権利濫用（民法 4 条）で処理する。
- (質問者)
- カンボジアでは、所有者以外が閲覧を求めても、閲覧が許可されない運用になっているので、今回のセミナーでの回答を機に、これまでの運用が変わることを期待したい。
- (国土省次官)
- 閲覧できるようにすべきなのは、そのとおり。
- ただ、現在でも、土地法 226 条に基づき、一定の事項を開示しているが、一部プライバシーに関わる事項は閲覧できないことになっている。
- (司法省次官)
- 民法関連共同省令 138 条 3 項で、申請目的を記載することになっているので、これにより権利濫用なら、閲覧等を拒めるはず。
- ・A (売主) が B (買主) に土地 X を売却した。しかし、移転登記する前に A が死亡。C が相続して承継。この場合、登記は、「A→B」か「A→C→B」か？
    - 原則論に従って、「A→C→B」とすべき。これが権利変動にも一致する。
    - ただ、民法関連共同省令 11 条を類推適用し、「A→B」によることも可能という解釈もある。
    - 登記手数料や税金の問題があるのだと思うが、それらと登記をどうするかは別の次元の議論なので分けて考えるべき。
  - ・A が B に土地 X を売却。2015 年 1 月 1 日、当事者が移転登記申請して、登記手続進行中。翌日 2 日、第三者 C が仮差押命令書を持参して、土地 X を仮差押えしようとして登記所に来た。この場合、移転登記と仮差押のどちらが優先するのか？
    - カンボジアでは、裁判所からの命令ということで、仮差押えの登記を優先させる登記官がいるので、どう考えるべきか？
      - 移転登記が優先する。
      - 民法関連共同省令 7 条 1 項で、「受付の順番で番号を付す」と規定され、同 8 条 1 項

で、同一不動産上の権利の順位は、…登記の順序による」とある。

- ・未登記土地 X について事実上の所有者である A は、B に土地 X の管理を頼んだ。ところが、B が勝手に B 名義で初期登記（所有権保存登記）をしてしまった。A は B に訴えを起し、勝訴。この場合、どのような主文になるのか？

B 名義を抹消しても、元々、A 名義の登記があるわけではないので、抹消登記によることはできないのではないかと？

→真正名義回復を登記原因とする所有権移転登記によるべき。

本来的には、抹消登記によるべきかもしれないが、元々 A 名義の登記があるわけではないので、B 名義の登記を抹消しても、A 名義の登記に戻るわけではない。

- ・その場合、結果的には、B に所有権があったことにならないかと？

→判決でも、理由中の判断で、B に所有権がないことを明示しているはず。そうしないと、真正名義回復にならない。だから、B に所有権があったことにはならない。登記簿上も、真正名義回復という登記原因が書かれると、所有権がなかったことがはっきりする。

#### 【7月9日午後】

- ・強制執行の申立書の添付書類として登記簿謄本が要求されている（民訴法 417 条 3 項）が、登記所が発行してくれないことがある。この場合、どうしたらいいかと？

その場合、カンボジアでは、登記簿謄本の代わりに権利証写しを添付することがあるが、このような方法はどうか？

→原則どおり、法律に規定されているのだから、登記簿謄本が必要。

登記所も、きちんと謄本を交付しないとイケない（民法関連共同省令 138 条以下参照）。土地の所有者の承諾がないと登記簿謄本を出せないという実務もあるそうだが、それは間違っている。

(国土省次官補)

きちんと所有権登記されている土地であれば、謄本についてきちんと交付できるはずである。

問題は、未登記土地だと思う。未登記土地なのに、登記を移転するというような判決が出たりして困る。ちなみに、現在、土地の登記は、ほぼ全体の 50% が完了している。

#### 【7月10日午前】

- ・差押登記の抹消について、①債権者の取下げによる場合と②裁判所による取消決定の場合がある（民訴法 428 条）が、それぞれの具体例は？

- ①の具体例としては、差押後、債務者が任意に弁済したため差押を続ける必要がなくなった場合。債権者の取下げによる場合は、特に取り下げる理由は不要。
- ②については、①と異なり、取消理由が必要。具体的には、民訴法関連共同省令8条（添付書類2a～eの事由）。
- ・取下げによる抹消の場合、登記官は、どのようにして抹消登記をするのか？
  - 抹消登記嘱託書を作成する。取下げによる場合も裁判所の決定による場合も変わらない。異なる点は、民訴法関連共同省令8条dの登記原因欄の記載。取下書の写しなど、必要となる添付書類も異なる。
  - 差押登記の抹消登記は、登記簿の5「負担」欄に記載する。記載事項は、民訴法関連共同省令24条1項に従う。
- ・強制執行手続に他の債権者はどう関わるか？
  - 配当手続で関与する（民訴法453条）。
- ・裁判所からの登記嘱託書に間違いがある場合などに、登記官は更正できるのか？更正しなければ却下できるか？
  - 民法関連共同省令9条を適用して補正を命じることができる。応じなければ、却下もできる（登記嘱託書も登記を申請するための書面であるから、「登記申請書」に含まれるので、類推適用ではなく、直接適用）。
- ・民訴法関連共同省令に基づく登記の場合も登記の順序を記載するべきとのことだが、民法関連共同省令7条のような規定が民訴法関連共同省令にはないが、根拠は何か？
  - 確かに民訴法関連共同省令にはそのような規定はないので、国土省の運用として実施している。このような運用は、民法関連共同省令に基づく登記の場合と整合的。
- ・差押え後でも、処分（譲渡、担保権設定等）できるが、強制売却されたら対抗できないとのことだが、書記官がどの登記が対抗できないか分からないので、「差押後の全ての登記を抹消する」などという嘱託書を送ってくることもある。これでもよいのか？
  - よくない。嘱託書では、抹消すべき登記をきちんと特定する必要がある。
- ・強制売却手続に付したが、買い手がいない場合、何回まで強制売却をやり直せるのか？
  - 民訴法上、回数制限なし。売れるまで価額を下げていくこともできる（民訴法432条2項）。ただ、民訴法435条2項により、無剰余（費用倒れ）になるときは原則として強制売却できない（手続取消し）。
- ・仮差押後、所有権移転登記がなされたが、強制執行がされれば、仮差押後の所有権移転登記は抹消できるとのことだが、どのような手続か？ 買受人の申立ては必要か？
  - 書記官から登記官に対して登記嘱託するのは、他の場合と同じ。
  - 買受人は、裁判所に代金を納付するため、買受人から代金納付がなされたことは、裁判官や書記官も分かるので、買受人の申立ては不要（法律上も要求されない）。

【7月10日午後】

- ・全ての登記申請には登記嘱託書が必要か？

→仮差押や仮処分に関する登記嘱託については登記嘱託書が必要。

他方，執行や保全ではなく，単独申請できる登記申請のような事案では，登記嘱託書は不要。

- ・カンボジアでは，多くの裁判官が，主文で「保全」ということだけを記載し，仮差押なのか仮処分なのかを明記していない。また，仮差押なのに仮処分のような主文になっているものもある。どうしたらいいだろうか？

→そのような主文は良くない。そもそも，そのような主文では，登記嘱託書を作成する書記官がどのような嘱託内容・記載事項にするかを悩んでしまうはず。そのときに，書記官が裁判官に相談して，趣旨を確認し，きちんとした登記嘱託書を作成すべき。

以 上



## ～ 国際研修 ～

### ミャンマー法整備支援プロジェクト第3回本邦研修

国際協力部教官

野 瀬 憲 範

#### 第1 はじめに

- 1 2015年（平成27年）3月2日から3月13日まで<sup>1</sup>、ミャンマー法整備支援プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）第3回本邦研修（以下「今次研修」という。）が行われた。
- 2 本プロジェクトは、(1)ミャンマーが直面する喫緊の立法課題への対応能力の強化（立法起草・法案審査能力向上支援）、(2)両機関所属の裁判官及び検察官の人材育成の基盤整備を内容としており、これまでに、2014年（平成26年）5月及び同年11月に、カウンターパート機関である連邦最高裁判所及び連邦法務長官府を対象に、2回の本邦研修を実施したところである<sup>2</sup>。
- 3 これまでに実施した本邦研修と比較して、今次研修は、カウンターパート機関以外から、大統領府及び議会関係者が研修員として参加しているという点に特徴がある。すなわち、今次研修は、各機関の相互の連携（横の連携）の重要性を含めてミャンマーにおける立法過程全体の効率化を対象とすることから、大統領府法律顧問、議会<sup>3</sup>法案委員会事務局からの研修員が含まれている点に特徴がある。

以下、今次研修の概要等を紹介するが、本稿中、意見にわたる部分は、もとより私見である。

#### 第2 ミャンマーの背景事情及び研修目的

- 1 ミャンマーでは、2015年11月に控える総選挙前までに、100を超える法律の新規立法・改正が必要とされているところ<sup>4</sup>、その進捗状況は芳しくない。その理由としては、種々の要素が考えられるが、立法プロセスにも問題があると考えら

<sup>1</sup> 移動日を含まない。別添日程参照。

<sup>2</sup> ICD NEWS 60号、62号参照。

<sup>3</sup> ミャンマー議会は、連邦議会、民族代表院、国民代表院と日本語訳されることがあるが、本研修においては、わかりやすさを優先し、それぞれ合同院、上院、下院と標記することとした。

<sup>4</sup> 例えば2014年6月3日及び同月4日の国営紙「Myanmar Allin」によると2011年1月31日の時点で401の法律が存在し、136件の法律について法律が廃止（9件）、改正（67件）、代替（廃止・再編）（41件）、新規策定（19件）されるべきであるとのリストが連邦議会に提出されたとのことである。

れる。例えば、各法律を所管する各省に法律専門家はおろか、法案作成に携わった経験を有する職員がほとんど存在しないことや、各省が法案を作成するに当たって、法律専門家（連邦法務長官府職員）の知見や助言を得る機会がないこと、連邦法務長官府において法案に対する助言を与えるだけの能力を有する職員が限られていること、複雑な審査プロセスを経る必要があること、関係機関の協働態勢がほとんどみられないことなどが挙げられる。これらの問題を解決して、必要とされている新規立法・改正を遂げるためには、立法プロセスをスリムかつ効率化することが必要不可欠である。

- 2 そこで、今次研修では、ミャンマーの抱える立法プロセスにおける上記問題点を踏まえ、「立法過程全体の効率化」をテーマとして、研修を行い、ミャンマー側に対し、政治体制などの実情に沿った形で、効率的かつ国民の意見を十分に反映し得る制度を構築できるよう、有用な知見を提供することを目的として研修を実施することとした。

### 第3 研修の概要

今次研修のプログラムは、大きく、①日本を含む諸外国の立法プロセスの紹介（それぞれの国家が採用する政治体制と関連づけながら紹介）、②日本の立法プロセスに関連するアクター<sup>5</sup>の役割・課題の紹介、③ミャンマーの立法プロセス全体<sup>6</sup>を俯瞰し、課題を抽出するといった作業に関するもので構成した。

以下講義等のアウトラインについて簡単に記載する。

#### 1 日本を含む諸外国の立法プロセスの紹介

##### (1) 日本の立法過程～諸外国との比較を交えて

早稲田大学法学学術院法務研究科の長谷部恭男教授から、法の支配（諸原則と、法の支配の意義と限界）、議院内閣制（日本国憲法の採用する政治体制、アメリカ、フランス、イギリスとの違い、違憲審査制）、立法の準備作業（内閣提出法案と議員提出法案の準備作業）、内閣法制局（法案の審査、法律問題に関する意見）について講義が行われた。



長谷部教授の講義

##### (2) ASEAN 諸国における立法過程について

日本貿易振興機構アジア経済研究所の今泉慎也課長 / 主任研究員から、

<sup>5</sup> 省庁、衆議院法制局、関係団体など。

<sup>6</sup> 各省や連邦最高裁判所での起草、連邦法務長官府での審査、閣議決定、議会での審議・採決。

ASEAN 諸国のうち、タイの立法過程に焦点を当て、新興民主主義国が直面する二つの課題、すなわち、新興民主主義国の不安定な議会のもとで立法をどのように管理するか、という点と、優秀な立法専門家をどのようにして管理するか、という点を中心に講義が行われた。



今泉主任研究員の講義

### (3) 立法過程のルール化及び関係者間での共有の重要性について

慶應義塾大学法科大学院の松尾弘教授から、標記テーマで講義が行われた。松尾教授からは、立法過程は、①調査・研究段階、②法律案の作成段階、③国会審議の段階の三つに大別されることについて説明があった。さらに、同教授から、③をはじめとする一部には憲法や法律に規定があるが、それは立法過程の一部に過ぎず、その他の部分についても必要に応じルール化することの重要性（法律を作るというルールを作るためのルール（メタ・ルール）を明確に、関係者間で共有することの重要性）について、カンボジアにおける例（土地法と民法、民法と商事契約法など）を挙げながら講義が行われた。



松尾教授の講義

## 2 日本の立法プロセスに関連するアクターの役割・課題の紹介

### (1) 実務に応じた柔軟かつ迅速な法改正の必要性について

ミャンマーの証券取引所開設に関わっている日本取引所グループの高良美紀子調査役／弁護士から、標記講義が行われた。ミャンマー証券取引法は、今後、市場の成熟に伴い生じる様々な実務上の問題点に、投資者保護や市場の公正性確保の観点から柔軟かつ迅速に対応していくことが想定されており、また、改正を控えた関連法制との整合性や、国際標準への対応など、これからより一層実情に応じた法令改正を繰り返していく必要があると想定されているところ、そうした観点から、市場の公正を図るために柔軟かつ迅速に法令改正を行う必要性や、規制当局・取引所を含む市場関係者などとの協働により実務上の問題点を吸い上げる必要性などについて、日本における証券取引法令の沿革について、インサイダー取引規制と企業内容の開示制度を例にとった上、法改正過程において様々な



高良調査役の講義

意見をどのように反映するか、立法過程の課題と挑戦について講義が行われた。

(2) 民事関連法令／刑事関連法令の起草について

法務省民事局内野宗輝参事官から、①日本における法律制定過程、②民事局の所管法令の立案過程、③破産法の立案・制定過程について講義が行われた。

同刑事局榊局付から、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律を例に、①刑事立法作業の企画・立案（所管事項を取り巻く現状を認識し、現行法制がどのようになっているのかなどについての分析・検討）、②内閣法制局を含む関係機関との協議などについて講義が行われた。



内野参事官の講義



榊局付の講義

(3) 官僚組織と立法過程について

東京大学先端科学技術研究センターの牧原出教授から、日本における内閣・省における意思決定と調整のメカニズムについて講義が行われた。分担管理原則による各省各庁による価値選択・政策展開が、国家目標が複雑化する過程で機能障害を露呈し、代わって、合議体としての内閣が実質的な政策議論を行い、トップダウン型の政策形成・遂行の担い手となり、省庁調整システムの要として機能していることなどについて、省庁再編等などの具体例も交えて講義が行われた。



牧原教授の講義

(4) 立法過程における関係団体の関与について

日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）経済基盤本部の和田照子上席主幹（当時）から、経団連内部での意見形成プロセス、経団連から各省の審議会に委員を派遣し政策審議への関わり方などについて、会社法改正（コーポレートガバナンスに関する議論）、民法改正（債権法の議論）、独占禁止法、消費者法などを例にとり、講義が行われた。



和田上席主幹の講義



(5) 衆議院法制局への訪問等

衆議院本会議場，予算委員会等が開かれる衆議院第一委員室，両院協議会等が開かれる常任委員長室など衆議院（国会）の立法審議において重要な場所を御案内していただいた。引き続き，衆議院法制局の吉澤紀子法制企画調整部調査課長から、「日本の立法過程」というテーマで講義が行われた。吉澤課長から，議員提出法案の立法過程の概要，衆議院法制局の組織と職務（職員の採用や研修，育成等の内容も含む）などについて講義が行われた。



吉澤課長の講義

3 ミャンマーの立法プロセス全体を俯瞰し，課題を抽出する作業

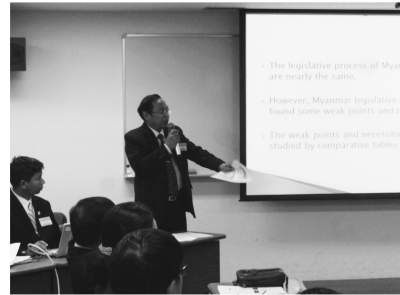
- (1) ミャンマーにおける立法過程（起草段階からの各機関の権限と役割などを含む）については，ミャンマーの各機関（からの参加者）によっても認識が異なることが予想されたことから，研修冒頭において，研修に参加している各機関から，各機関の立法手続への関わり方について<sup>7</sup>プレゼンテーションが行われた。
- (2) また，研修の後半には，今次研修から得た知見・教訓等を参考にして，ミャンマーが直面する立法過程の課題をどのように克服していくか，などについて，プレゼンテーションが行われた。
- (3) 詳細は，別添資料のとおりであるが，連邦法務長官府の役割等のうち，当プロジェクトと関わりが深いと考えられる法案審査機能に関係した部分について1点だけ発表から引用して御紹介する。

すなわち，連邦法務長官府からの発表では，連邦政府，その他連邦レベルの機関<sup>8</sup>は，議会に法案を提出することができるが，各省は法案を連邦法務長官府に審査のために送付し，各省以外の連邦レベルの機関は，必要があれば<sup>9</sup>連邦法務長官府に法案を送付するとの由である。また，連邦最高裁がコメントをつけて，各省等に法案を投げ返した場合，制度上，各省はそのコメントを反映させなければならない義務はなく，各省が議会に提出することが可能とのことである。

<sup>7</sup> 「ミャンマーにおける立法過程の現状と課題」

<sup>8</sup> 最高裁判所，憲法裁判所などもその他連邦レベルの機関である。

<sup>9</sup> if necessary との表現。今次研修に参加していた最高裁関係者によると，これまでの例によると，最高裁所管の法案については，連邦法務長官府に送付しているとのことである。



左上から時計回りに、大統領府、連邦議会、連邦法務長官府、連邦最高裁からの発表風景

#### 第4 おわりに

1 紙面の関係上割愛したが、今次研修の研修員は、日本側からの講義に際し、しばしば講義の時間を超過しても質問の手が挙がるなど積極的に質問する姿が見られた。

また、講義後に研修員から聴取したところ、ほぼ全ての研修員が講義内容につき「直接業務に活用できる、直接は活用できないが、業務に役立つ。」と回答し、講師の説明についても「分かり易かった。」と回答が得られるなど研修員の反応も好評であった。

さらに、発表を取り入れたことについても、こうした参加型の研修については、知識の整理に役立ったとの声が聞かれ、こうした手法に対する研修員の反応も好評であった。

2 今次研修がこのとおりの実り多い結果となったのも、講師の先生の皆様、快く訪問を受け入れていただいた見学先の皆様、その他関係者の皆様のおかげであり、皆様に心から感謝申し上げたい。

3 最後に、今次研修で得られた知見、教訓等を元にしたミャンマーにおける取組を御紹介して、今次研修の報告を終えたい。

今次研修には、長期派遣専門家3名が帯同していたところ、研修終了後、長期派遣専門家の働きかけ等もあり、連邦法務長官府において、チョウ・サン事務局長<sup>10</sup>をはじめとする幹部の前で、本邦研修の報告会が行われ、同報告会において、研修員から、①連邦法務長官府から、各省庁に対し、起草過程への専門家の関与やパブリックコメントの活用や事前の審査の導入などを推奨すること、②連邦法務長官府が効率的な審査を可能とするため組織改革を行うことや法案起草マニュアルを作成することなどについての提案があったとのことであった。

前記事務局長から、基本的には提案に賛成であるとの言葉があり、今後、ワーキンググループ活動で議論を行い、細部を詰めることとなった由である。

前記第3の3記載と関連し、連邦法務長官府が、他省庁の所管法令についてどの程度、実質的なコメントをすることができるかについては、依然、注視が必要であるが、帰国後、直ちに研修員が日本で得た知見を生かそうとしている姿勢、長期派遣専門家の情熱、カウンターパート機関の理解ある上層部の存在を見ると、本プロジェクト活動が活発になることが期待される場所である。

(編集部注記:本稿は、前号に掲載予定であったが、紙幅の都合上、本号に譲ったものであり、記載内容は、平成27年5月現在を基準としている。)

---

<sup>10</sup> ミャンマーでは2015年当初に幹部公務員特別研修が行われ、2015年度から大臣や副大臣の交代期間・選挙運動期間中等に各省庁を代表して業務を遂行するための事務次官 (Permanent Secretary) 制度が導入されており、UAGOにおいては、チョウ・サン氏がこれに就任するとの話もあるが、本稿では、チョウ・サン氏について事務局長と表記している。



研修員によるプレゼンテーション①  
「ミャンマーにおける立法過程のプロセスと課題」

大統領府スライド資料

**Roles of the Office of the President and  
Presidential Legal Advisors in the Legislative  
Process**

**Presidential Legal Advisor**

- ❖ **The Union Government Law**
- ❖ **Formation of the Advisory body**
  - Section 23 (a) form the advisory body
  - Section 23 (b) the emolument, allowance and insignia
  - Determined by the Union Government and incurred from its fund .

Published on Myanmar President Office (<http://www.president-office.gov.mm/en>)  
Home > Republic of the Union of Myanmar President Office (Notification No. 53/2013)

**Republic of the Union of Myanmar  
President Office**  
(Notification No. 53/2013)  
1st Waxing of Wagaung, 1375 ME  
(7th August, 2013)

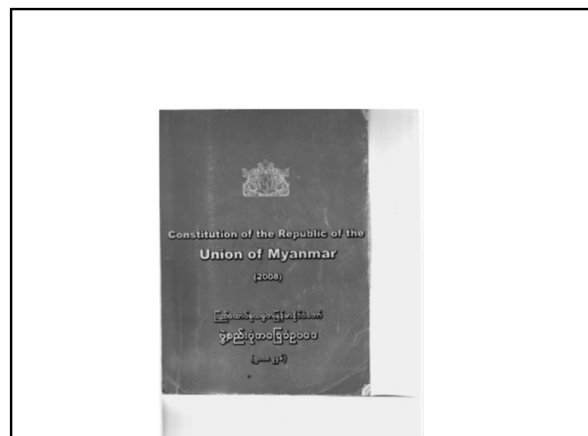
**Appointment of Presidential Advisors**

The following persons have been appointed as members of the Presidential Advisory Teams formed under the Notification No. 1/2011 dated 19-4-2011 and assigned duties shown against each.

- (a) Dr Aung Tun Thet Economic Advisory Team
- (b) Dr Zaw Oo Economic Advisory Team
- (c) U Nyan Naing Win Legal Advisory Team

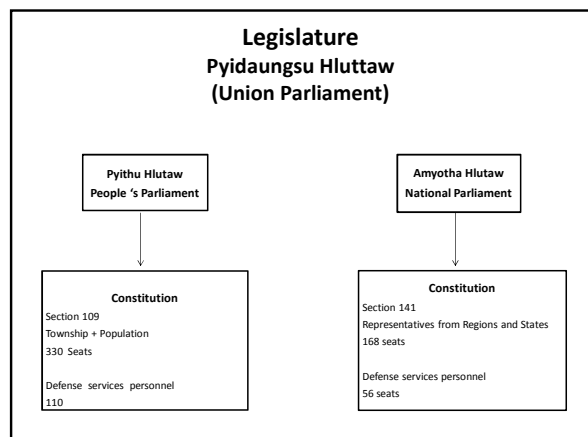
By order,  
**Zaw Than Thin**  
Secretary  
Union Government

Source URL: <http://www.president-office.gov.mm/en/?q=briefing-room/notifications/2013/08/08/id-2524>



**The Constitution of the Republic of the Union of  
Myanmar  
section(11)  
Separation Power and Check and Balance.11(a)-**  
-----

Legislative	Executive	Judicial
-------------	-----------	----------



### **Pyidaungsu Hluttaw**


- the Power to enact laws.
- which are prescribed in Schedules One of the Union Legislative List for the entire or any part of the Union.
- When the Pyidaungsu Hluttaw enacts a law, it may confer to the Union level organization to issue rules, regulations and by-laws concerning that law.
- Furthermore, it may empower the respective organization or authority to issue notifications, orders, directives and procedures.

### **Power to submit bill**

- either Pyithu Hluttaw or Amyotha Hluttaw has power to submit the Bill by their own initiatives.
- if a Bill be initiated in the Pyithu Hluttaw or the Amyotha Hluttaw and if it is approved by both Hluttaws, the Bill is deemed to be approved by the Pyidaungsu Hluttaw.
- However, if there is any differences between the Pyithu Hluttaw and the Amyotha Hluttaw regarding the Bill, the Bill shall be discussed and resolved in the Pyidaungsu Hluttaw.
- Thereafter it is sent to the President for his assent and after the assent of the President the Bill becomes law.

### **Submit bill by the union level organization**

- The Union level organizations have also right to propose the draft law relating to matters they administer and that included in the Union Legislative List to the Pyidaungsu Hluttaw.
- If a union level organization intends to make a new law, union level focal organization has to prepare the draft law and send it to the Union Attorney General's Office.
- When Union Attorney General's Office receive it, the Law Scrutiny and Vetting Department vet the draft law whether it is consistent with the existing laws and the Constitution.
- After that, the UAGO sends it back to the Ministry concerned, with opinion and comments.

- Focal Ministry revise the draft law and submit to the President office.
  - When the draft law is sent to legal advisors, it is vetted whether it is in conformity with the existing laws, constitution and international norms. And Legal Advisors submit Legal Advice or opinion to the President.
  - The President office send the findings to the Ministry concerned, for final drafting.
- 

- The Ministry prepares the draft law to be in conformity with the Legal Advice and submit it to the Hluttaws Bill Committee, through Cabinet's approval.
- As soon as Hluttaw receives the draft bill, publicize in the newspaper and website for public awareness and opinion.

- Bills is vetted by joint Bill Committee of both Hluttaws before submitting to the Pyidaungsu Hluttaw.
- If Pyidaungsu Hluttaw approves it become approved Bill.
- Pyidaungsu Hluttaw send the approve Bill to the president for signing.

- When the President received it and within 14 days after the day of receipt, the President may sign the Bill approved or the Bill deemed to be approved by the Pyidaungsu Hluttaw and promulgate it as law.
- The President ,within the prescribed period, may send the Bill back to the Pyidaungsu Hluttaw together with his comments.
- If the President does not send the Bill back to the Pyidaungsu Hluttaw together with his signature and comments within the prescribed period, or if the President does not sign to promulgate, on the day after the completion of that period, the bill shall become a law as if he had signed it.

- If the President sends the Bill back to the Pyidaungsu Hluttaw together with his comments within the prescribed period,
- the Pyidaungsu Hluttaw, after discussion of the President's comments, may accept his comment and
- resolve to amend the Bill or
- may resolve to approve the Bill as it is without accepting the President's comment.

- When the Bill which is amended in accord with the President comment or the Bill which is approved as it is without accepting the President's comment is sent back to him by the resolution of the Pyidaungsu Hluttaw, the President shall sign the Bill and promulgate it as law within seven days after receiving the Bill back.

- If the Bill sent back by the Pyidaungsu Hluttaw is not signed by the President within the prescribed period, it shall become law as if he had signed it on the last day of the prescribed period.

- The laws signed by the President or the laws deemed to have been signed by him shall be promulgated by publication in the official gazette.
- The Law shall come into operation on the day of such promulgation unless the contrary intention is expressed.

**နိုင်ငံတော်သမ္မတလက်မှတ်ရေးထိုးခြင်းမပြုဘဲ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်က ပြဋ္ဌာန်းခဲ့သောဥပဒေများ**

**၁။ ၂၀၁၂ ခုနှစ်၊ပြည်သူ့လွှတ်တော်ဆိုင်ရာဥပဒေ**  
(၂၀၁၂ ခုနှစ်၊ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ဥပဒေအမှတ်-၂၃ ဖြင့် ၂၆-၁၁-၂၀၁၂ ရက်တွင် ပြဋ္ဌာန်းသည်။)

**၂။ ၂၀၁၂ ခုနှစ်၊အမျိုးသားလွှတ်တော်ဆိုင်ရာဥပဒေ**  
(၂၀၁၂ ခုနှစ်၊ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ဥပဒေအမှတ်-၂၄ ဖြင့် ၂၆-၁၁-၂၀၁၂ ရက်တွင် ပြဋ္ဌာန်းသည်။)

**၃။ ၂၀၁၃ ခုနှစ်၊ တိုင်းဒေသကြီး သို့မဟုတ် ပြည်နယ်လွှတ်တော်ဆိုင်ရာဥပဒေ**  
(၂၀၁၃ ခုနှစ်၊ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ဥပဒေအမှတ်-၂၂ ဖြင့် ၆- ၈-၂၀၁၃ ရက် တွင် ပြဋ္ဌာန်းသည်။)

**၄။ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ဆိုင်ရာဥပဒေကိုပြင်ဆင်သည့်ဥပဒေ**  
(၂၀၁၄ ခုနှစ်၊ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ဥပဒေအမှတ်-၂ ဖြင့် ၂၅- ၁-၂၀၁၄ ရက်တွင် ပြဋ္ဌာန်းသည်။)

**၅။ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ဆိုင်ရာပုံနှိပ်ရေးရန်ပုံငွေဥပဒေ**  
 (၂၀၁၄ခုနှစ်၊ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ဥပဒေအမှတ်- ၉ ဖြင့် ၁၂-၃-၂၀၁၄ ရက်တွင် ပြဋ္ဌာန်းသည်။)

**၆။ ၂၀၁၄ ခုနှစ်၊ စာရွက်တော်အမိန့်လျှောက်ထားမှုဆိုင်ရာဥပဒေ**  
 (၂၀၁၄ခုနှစ်၊ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ဥပဒေအမှတ်- ၂၄ ဖြင့် ၅-၆-၂၀၁၄ ရက်တွင် ပြဋ္ဌာန်းသည်။)

**၇။ ပြည်သူ့လွှတ်တော်၊ အမျိုးသားလွှတ်တော်၊ တိုင်းဒေသကြီး(သို့) ပြည်နယ် လွှတ်တော်ကိုယ်စားလှယ်များနှင့် ကိုယ်ပိုင်အုပ်ချုပ်ခွင့်ရတိုင်း (သို့) ကိုယ်ပိုင် အုပ်ချုပ်ခွင့်ရဒေသဦးစီး အဖွဲ့ဝင်များ၏ ရုံးဖြင့်ငွေနှင့်စရိတ်များဆိုင်ရာ ဥပဒေ**  
 (၂၀၁၅ ခုနှစ်၊ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ဥပဒေအမှတ်၁၂/၀၁၅ ဖြင့် ၃၁-၁-၂၀၁၅ ရက်နေ့ တွင်ပြဋ္ဌာန်းသည်။)

**နိုင်ငံတော်သမ္မတကသတောထားမှတ်ချက်ပြု၍ လက်မှတ်ရေးထိုး ပြဋ္ဌာန်းခဲ့သော ဥပဒေများ**

**၁။ ပြည်ထောင်စုစာရင်းစစ်ချုပ်ဥပဒေကိုပြင်ဆင်သည့်ဥပဒေ**  
 (၂၀၁၃ခုနှစ်၊ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ဥပဒေအမှတ်-၃ ဖြင့် ၂၁- ၁-၂၀၁၃ ရက်တွင်ပြဋ္ဌာန်းသည်။)

**၂။ နိုင်ငံတော်ဖွဲ့စည်းပုံအခြေခံဥပဒေဆိုင်ရာ နံရိုးဥပဒေကို ပြင်ဆင်သည့်ဥပဒေ**  
 (၂၀၁၃ခုနှစ်၊ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ဥပဒေအမှတ်-၄ ဖြင့် ၂၁- ၁-၂၀၁၃ ရက်တွင်ပြဋ္ဌာန်းသည်။)

**၃။ အင်္ဂတီလိုက်စားမှုတိုက်ဖျက်ရေးဥပဒေ**  
 (၂၀၁၃ခုနှစ်၊ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ဥပဒေအမှတ်-၂၃ ဖြင့် ၇- ၈-၂၀၁၃ ရက်တွင်ပြဋ္ဌာန်းသည်။)

**၄။ တောင်သူလယ်သမားအခွင့်အရေးကာကွယ်ရေးနှင့်အကျိုးစီးပွားမြှင့်တင် ရေးဥပဒေ**  
 (၂၀၁၃ခုနှစ်၊ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ဥပဒေအမှတ်-၃၂ ဖြင့် ၈-၁၀-၂၀၁၃ ရက်တွင်ပြဋ္ဌာန်းသည်။)

**Non Signing Statement**

No.	Law	Law No. and Date
1.	The Law Relating to the Pyithu Hluttaw 2012.	23/ 26-11-2012
2.	The Law Relating to the Anyotha Hluttaw.	24/26-11-2012
3.	The Law Relating to the Region or State Hluttaw 2013.	22/6-8-2013
4.	The Law Amending Pyidaung Hluttaw.	2/25-1-2014
5.	The Law Relating Pyidaung Hluttaw development fund.	9/12-3-2014
6.	The Law Relating to Application of Writs 2014.	24/5-6-2014
7.	The Law Relating to the Emoluments, Allowances and insignia of member of Pyithu Hluttaw , Anyotha Hluttaw and Region or State Hluttaw.	1/31-1-2015

**Signed with Signing Statement**

No.	Law	Law No. and Date
1.	The Law Amending the Union Auditor General of the Union Law.	3/21-1-2013
2.	The Law Amending the Constitutional Tribunal of the Union Law.	4/21-1-2013
3.	Anti Corruption Law.	23/7-8-2013
4.	The Law of Protection of the Farmers Rights and Enhancement of their Benefits.	32/8-10-2013

**Committee for cooperation of Legislative process**

**ဥပဒေပြုရေးဆိုင်ရာပူးပေါင်းဆောင်ရွက်ရေးလုပ်ငန်းကော်မတီဖွဲ့စည်းခြင်း(အမိန့်ကြော်ငြာစာ (အမှတ်) ၇၂ / ၂၀၁၃)**

ပြည်ထောင်စုသမ္မတမြန်မာနိုင်ငံတော်  
 ပြည်ထောင်စုအဖိုးရအဖွဲ့  
 အမိန့်ကြော်ငြာစာ  
 (အမှတ်) ၇၂ / ၂၀၁၃)

၁၃၇၅ ခုနှစ်၊ သီတင်းကျွတ်လပြည့်ကျော် ၆ ရက်  
 (၂၀၁၃ ခုနှစ်၊ အောက်တိုဘာလ ၂၅ ရက် )

**ဥပဒေပြုရေးဆိုင်ရာ ပူးပေါင်းဆောင်ရွက်ရေး လုပ်ငန်းကော်မတီ ဖွဲ့စည်းခြင်း**

၁။ ဖွဲ့စည်းပုံအခြေခံဥပဒေပြဋ္ဌာန်းချက်နှင့်အညီဥပဒေပြုလွှတ်တော်များသည် ဥပဒေကြမ်း တစ်ရပ်ကိုနည်းလမ်းတကျစတင်လက်ခံရသည်အချိန်မှစ၍ ဆွေးနွေး အတည်ပြုပြီး နိုင်ငံတော်သမ္မတက ဥပဒေအဖြစ်ထုတ်ပြန်ရေး လက်မှတ်ရေးထိုးရန် ပေးပို့သည်အထိ အကောင်အထည်ဖော် ဆောင်ရွက်ပါသည်။ နိုင်ငံတော်သမ္မတသည် ဖွဲ့စည်းပုံအခြေခံ ဥပဒေက ပေးအပ်ထားသော အခွင့်အာဏာအရ ပြည်ထောင်စု လွှတ်တော်က အတည်ပြု ပြီးသော သို့မဟုတ် အတည်ပြုပြီးသကဲ့သို့ဖြစ်သော ဥပဒေကြမ်း တစ်ရပ်အား ဥပဒေအဖြစ် ထုတ်ပြန်ရန် လက်မှတ်ရေးထိုးခြင်းကို ဆောင်ရွက်ပါသည်။

ဥပဒေပြု လွှတ်တော်များနှင့် နိုင်ငံတော်သမ္မတသည် နိုင်ငံတော်နှင့် နိုင်ငံသားများ၏ အကျိုး အတွက် တူညီသောဆန္ဒဖြင့် လိုအပ်သော ဥပဒေများ အသစ်ပြဋ္ဌာန်းခြင်း၊ ပြင်ဆင် ပြဋ္ဌာန်း ခြင်းနှင့်ရုပ်သိမ်းခြင်းတို့ကို ဆောင်ရွက်နေခြင်းဖြစ်ပါသည်။

၂။ ဥပဒေပြုလွှတ်တော်များသည် ဥပဒေကြမ်းတစ်ရပ်ကို ဥပဒေပြဋ္ဌာန်းချက်နှင့်အညီ လက်ခံရရှိပြီး ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်က အတည်ပြုပြီးသည်အထိ ဆောင်ရွက်သည် လုပ်ငန်းစဉ်များတွင် ပူးပေါင်း ဆောင်ရွက်ရန် ဒုတိယရှေ့နေချုပ် ဦးဆောင်သော ဥပဒေပြုရေးဆိုင်ရာပူးပေါင်းဆောင်ရွက်ရေးလုပ်ငန်းကော်မတီကို အောက်ပါ ပုဂ္ဂိုလ်များ ဖြင့်ဖွဲ့စည်းတာဝန် ပေးအပ်လိုက်သည်-

(က) ဦးထွန်းထွန်းဦး  
 ဒုတိယရှေ့နေချုပ်၊ ပြည်ထောင်စုရှေ့နေချုပ်ရုံး

ဥက္ကဋ္ဌ  
 (ခ) ဒေါ်ထူးထူးထွေး  
 ညွှန်ကြားရေးမှူး၊ ပြည်ထောင်စုရှေ့နေချုပ်ရုံး  
 အဖွဲ့ဝင်

(ဂ)ဦးဆောင်နိုင်  
ညွှန်ကြားရေးမှူး၊ ပြည်ထောင်စုရှေ့နေချုပ်ရုံးအဖွဲ့ဝင်  
(ဃ) ဦးမင်းဆွေ  
ဒုတိယညွှန်ကြားရေးမှူး၊ ပြည်ထောင်စုရှေ့နေချုပ်ရုံး  
အဖွဲ့ဝင်  
(င)ဦးသန့်စင်  
ဒုတိယညွှန်ကြားရေးမှူး၊ ပြည်ထောင်စုရှေ့နေချုပ်ရုံး  
အဖွဲ့ဝင်  
(စ)ဦးဝင်းမြင့်  
ဒုတိယညွှန်ကြားရေးမှူးချုပ်၊ ပြည်ထောင်စုရှေ့နေချုပ်ရုံး  
အတွင်းရေးမှူး  
၃။ ဥပဒေပြုရေးဆိုင်ရာ ပူးပေါင်းဆောင်ရွက်ရေး လုပ်ငန်းကော်မတီ၏  
လုပ်ငန်းတာဝန် များမှာ အောက်ပါအတိုင်းဖြစ်သည်-

(က)ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်နာယက၊ ပြည်သူ့လွှတ်တော်ဥက္ကဋ္ဌနှင့် အမျိုးသား  
လွှတ်တော်ဥက္ကဋ္ဌ တို့က ဥပဒေရေးရာ အကြံဉာဏ် တောင်းခံပါက ဥပဒေရေးရာ  
အကြံဉာဏ်ပေး ဖြစ်၊  
(ခ)ဥပဒေကြမ်းတစ်ရပ်နှင့်စပ်လျဉ်း၍ ဆွေးနွေးညှိနှိုင်းရန်အတွက် ဥပဒေပြု  
လွှတ်တော်များ ၏ဥပဒေကြမ်း ကော်မတီများ သို့မဟုတ် ပူးပေါင်းကော်မတီ တို့က  
ဖိတ်ကြားလာက ပူးပေါင်းဆောင်ရွက်ခြင်း၊  
(ဂ)အတည်ပြုပြီးသောဥပဒေကြမ်းတစ်ရပ်ကို ဥပဒေအဖြစ်ထုတ်ပြန်နိုင်ရေးဖွဲ့စည်းပုံ  
အခြေခံ ဥပဒေ ပြဋ္ဌာန်းချက်နှင့်အညီ နိုင်ငံတော်သမ္မတထံ ပေးပို့လာက  
လက်မှတ်ရေးထိုးနိုင်ရေး သုံးသပ်အကြံပြုပေးခြင်း၊  
(ဃ)အဆိုပါဥပဒေနှင့် သက်ဆိုင်သည့် နည်းဥပဒေများနှင့် စည်းမျဉ်း စည်းကမ်းများ  
ထုတ်ပြန်နိုင်ရန် ရေးဆွဲသောဌာနသို့ လိုအပ်သော ဥပဒေရေးရာ အကြံဉာဏ်  
ပေးခြင်း။

၄။ ဥပဒေပြုရေးဆိုင်ရာ ကိစ္စရပ်များနှင့်စပ်လျဉ်း၍ ဥပဒေရေးရာ အကြံဉာဏ်များကို နိုင်ငံတော်သမ္မတထံ  
တင်ပြနိုင်သည်။  
၅။ ဥပဒေကြမ်းအပေါ် အကြံပြုရေးဆိုင်ရာ ပူးပေါင်းဆောင်ရွက်သည့် လုပ်ငန်းစဉ်တွင် လိုအပ်ပါက  
နိုင်ငံတော်သမ္မတ၏ ဥပဒေ အကြံပေးအဖွဲ့၊ အဆိုပါဥပဒေကို ကျင့်သုံး  
အကောင်အထည်ဖော်မည့်ဌာနနှင့် သက်ဆိုင်ရာဌာနတို့အား ဘာသာရပ်ဆိုင်ရာ အကြံဉာဏ်များ  
ရယူရန် ဖိတ်ကြားနိုင်သည်။ ထိုသို့ ဖိတ်ကြားရာတွင် လိုအပ်လျှင် ပြည်ထောင်စုအစိုးရအဖွဲ့ထံ တင်ပြ  
ဆောင်ရွက် နိုင်သည်။  
၆။ ဥပဒေကြမ်းဆိုင်ရာအပြင် အခြားဥပဒေရေးရာ အကြံပြုရေး ပူးပေါင်းဆောင်ရွက်ရန် ဥပဒေပြု  
လွှတ်တော်များနှင့် ယင်းတို့၏ ဥပဒေကြမ်းကော်မတီများ သို့မဟုတ် ပူးပေါင်းကော်မတီတို့က  
ဖိတ်ကြား  
လာကပူးပေါင်းဆောင်ရွက်ရမည်။  
အမိန့်အရ  
ဇော်သန်းသင်း  
အတွင်းရေးမှူး  
ပြည်ထောင်စုအစိုးရအဖွဲ့

### Current Legislative Process in Myanmar



Daw Nant Aye Aye Kyi (DyDG)  
U Kyaw Ze Ya (Director)  
U Win Thein (Director)



- The largest country in mainland South East Asia
- 160,000 sq miles or 677,000 sq km
- About the size of UK and France combined
- Borders with China, Thailand, Bangladesh, Laos, India
- 7 Regions, 7 States, 1 Union territory, 1 Self-Administered Division and 5 Self-Administered Zones.

2



PYITHU HLUTTAW SESSION

3

## MYANMAR CONSTITUTIONS

- **Constitution (1947)**
- **Constitution (1974)**
- **Constitution (2008)**

4

## PRESENT LEGISLATURES

- **PYIDAUNGSU HLUTTAW (Schedule-1)**
- **7 REGION and 7 STATE HLUTTAWS (Schedule-2)**
- **5 SELF-ADMINISTERED ZONES and 1 SELF-ADMINISTERED DIVISION (Schedule-3)**

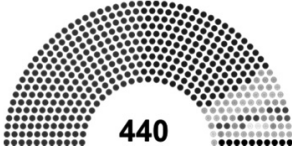

5

## ABOUT HLUTTAWS

- Bicameral
- **Pyithu Hluttaw** (House of Representatives)
  - 75% representatives are elected from geographical constituencies
  - 25% are Defence Services Personnel nominated by the Commander-In-Chief of the Defence Services
- **Amyotha Hluttaw** (House of Nationalities)
  - 75% of representatives are elected in equal numbers from Regions and States
  - 25% are Defence Services Personnel nominated by the Commander-In-Chief of the Defence Services
- **Pyidaungsu Hluttaw** (Union Assembly) with members of both Houses

6

## Pyithu Hluttaw (House of Representatives)






- 18 Parties
- 1 Individual
- Defence Services Personnel
- 420 Representatives including 26 Women

- USDP 214
- NLD 38
- Other Parties 57
- Individual 1
- Defence Services Personnel 110
- Vacancies 20

7

## Amyotha Hluttaw (House of Nationalities)

- 17 Parties
- 1 Individual
- Defence Services Personnel
- 215 Representatives including 4 Women

- USDP 118
- NLD 5
- Other Parties 35
- Individual 1
- Defence Services Personnel 56
- Vacancies 9

8


## PYIDAUNGSU HLUTTAW

-Pyidaungsu Hluttaw (joint Hluttaw) comprising the members of both the Houses of Representatives and Nationalities

-The role of Speaker is shared



Considers legislation when the two Houses don't agree

-Discusses important matters such as the Budget and Plans



9

## SPEAKERS






H.E THURA U SHWE MANN  
PYITHU HLUTTAW

H.E U KHIN AUNG MYINT  
AMYOTHA HLUTTAW

10

## DEPUTY SPEAKERS

H.E U NANDA KYAW SWA  
PYITHU HLUTTAW

H.E U MYA NYIEN  
AMYOTHA HLUTTAW

11

## WHO CAN SUBMIT THE BILL

- Union Level Organizations ( Bills included in Schedule - I)
- Union Cabinet (Bills for Planning, Budget and Tax)
- President (Bills for Union Territory Included in Schedule - II & III)
- MPs (Bills Included in Schedule - I)

12



**Pyithu Hluttaw ( House of Representatives)**

- (4) Standing Committees
- (19) Ad- Hoc Committees
- (1) Commission

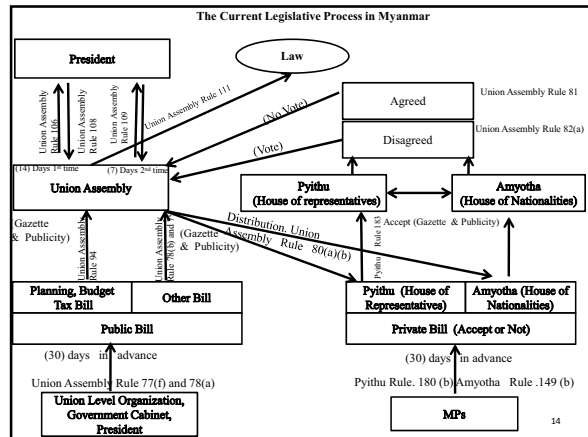
**Amyotha Hluttaw ( House of Nationalities)**

- (4) Standing Committees
- (12) Ad- Hoc Committees
- (1) Commission

**Pyidaungsu Hluttaw ( Union Assembly)**

- (2) Joint Committees

13



**Promulgation**

- 1<sup>st</sup> time - within (14) days. (Art.105)
- 2<sup>nd</sup> time - within (7) days. (Art.106)
- Gazette (Art.107)

15

**Lists of Promulgated Law**

- Laws signed by the President . (133)
- Laws not signed by the President. (9)

As of 27<sup>th</sup> February 2015

16

**Issuing Rules and Regulations**

- Rules, Regulations and by-laws are authorized by the Union Level Organizations (Art. 97 (a) of the Constitution)
- Orders ,Notifications and Procedure are authorized by the Government Department . (Art. 97 (b) of the Constitution)
- The Union Level Organizations shall distribute such Rules, Regulations and by- Laws to the Union Assembly.( Art .137 (a) of the Constitution)
- When some provisions of such Rules, Regulations and by Laws are found contrary to relevant law, MPs shall make the proposal to amend or annul to the Hluttaws within (90) days . (Art- 137 (b) of the Constitution)

17

**Problems in the Current Legislative Process**


- Almost MPs are poor legal background and poor skills. (Capacity Building)
- Staffs are also poor knowledge and experience for the works of legislative process. (Capacity Building)
- Almost people have read less although Bills are published, so they couldn't well participate in the process. (Awareness)
- Legal awareness for those who implementing operators and follower. (Awareness)
- Time frame or time limitation .
- Although received some comments and views from the public, they are seldom taken into account by MPs.
- Although totally (142) Laws have been passed until today, every single law need to be take much time for deeply insightful.
- Cooperation and Coordination between Hluttaws and Hluttaw and union level organization.

18

**THANKS YOU FOR YOUR  
ATTENTION**

19

The Republic of the Union Of Myanmar  
Union Attorney General's Office



The Role of Union Attorney General's Office  
in the process of Legislative Vetting

Aung Naing  
Director  
Legislative Vetting Department

1

**Constitution**

- The Constitution of the Republic of the Union of Myanmar came into force on 31<sup>st</sup> January, 2011.
- Under Section 11, the three branches of sovereign powers are separated and exert reciprocal control, check and balance among themselves.
- Under section 12, the legislative power is empowered to Pyidaungsu Hluttaw, Region or State Hluttaws and Self-Administered Areas.
- Each Legislative List is provided with Schedule 1, 2 and 3.

2

**Submission Bills to Pyidaungsu Hluttaw**

- Bills relating to Schedule - 1
- Bills relating to national plans, annual budgets and taxation, which are to be submitted by the Union Government
- Bills may be submitted by Union Level Organizations in accord with prescribed procedure.
- Bills may be submitted by Union Government in accord with prescribed procedure.

3

**Union Level Organizations**

- Pyidaungsu Hluttaw, Pyithu Hluttaw and Amyotha Hluttaw,
- The Union Government,
- The National Defense and Security Council,
- The Financial Commission,
- The Supreme Court of the Union
- Constitutional Tribunal,
- Union Election Commission,
- The Union Civil Services Board.

4

**Drafting Process**

- Union Ministries and relevant Organizations draw drafts which they can administer concerning the matters to enact and amend.
- Union Ministries send drafts to Union Attorney General's Office for vetting.
- Other Union Level Organizations send drafts to Union Attorney General's Office if necessary.

5

**The Role of UAGO regarding with Drafting**

- Section 12(c) of Attorney General of the Union Law, tendering legal advice when requested by the President, Speakers of Hluttaws, Union Level Organizations, Ministries of the Union or Nay Pyi Taw Council,
- To perform these duties Legislative Vetting Department is formed with the following Divisions;
  - (i) Legislative Vetting Division,
  - (ii) Rules, Regulations, Orders and Directives Vetting Division,
  - (iii) Legal Translation and Vetting Division and
  - (iv) Constitutional Division.

6

### Legislative Vetting Criteria

- To be conformity with the Constitution and existing laws,
- To be conformity with Policies and Objectives of the State,
- To be favor of protection and safeguarding the State and public interest,
- To take care the facts affecting and harmful to perpetuation and security of State,
- To take care not to affect the security of people and property,
- To abstain from the writings and usages that affect and nullify national unity,
- Not to affect the customs of national race,

7

- Not to confuse the authority of Ministries or Organizations each other,
- Not to violate the sovereignty of the State and to be conformity with International Conventions and regional agreement agreed and accepted by the State,
- To include matter of principle which are relevant to the Law concerned.

8

### Procedure and Format for Vetting

- Preamble
  - Objectives of the provision of the Law,
  - Title of the Law,
  - Date of Law to come into force,
- Body
  - Not to overlap and omit the important fact,
  - To be conformity with the Interpretation of Expressions Law, 1973, or Orders,
  - Smooth and easy performance when implementing,

9

- To have separate Chapters,
- To take care not to punish more than once for same offence in mentioning offences and penalties,
- The Miscellaneous Chapter
  - To mention exemption, Sanction, Special burden of proof,
  - Authority to issue notifications, orders, and directives if necessary,
  - To mention which the law is repealed, (if any)

10

- When the Draft Law is Vetted by relevant Division,-

- submit to Deputy Director General, Head of the legislative vetting Department;
- Vet, confirm and submit to Attorney General through Deputy Attorney General;
- Giving advice Draft Law by Attorney General and send to relevant Ministry or Organization.

11

### The Role Of UAGO regarding with Bills in Hluttaws

- In vetting process, the Union Attorney General's Office is invited by Pyithu Hluttaw, Amyotha Hluttaw and Joint Bill Committee to discuss concerning the Bill.
- In Such discussing, the members of the Legislative Joint Cooperation Committee led by the Deputy Attorney General formed by the Union Government attend and tender the necessary advice and discussion on behalf of the Union Attorney General's Office.
- The Committee includes Deputy Director General, Head of the Department, 3 Directors and 1 Deputy Director.

12

• Challenges and Difficulties

- Scarcity of drafting scholars in Ministries and Organizations,
- Only 15 officers of UAGO for the draft laws of 36 Ministries,
- Need technical skills for Oriented Market Implementation and 30 officers trained in Japan are operating,

13

- Being 2/3 of Laws enacted in English, need Legal English Proficiency,
- The Bill of the "Law Translation Commission" under the process to enact,

14

Review

- It is necessary to open Legislative Drafting and Vetting Training to have experts and to develop technical skills for Union Government, Union Level Organizations and UAGO.

15

Thank You !!

Aung Naing  
Director  
Legislative Vetting Department  
Union Attorney General's Office

16

## **The Role of the Union Supreme Court of Myanmar on Drafting Process**

---

Presented by  
Aye Aye Thein  
Director  
Law and Procedure Department  
Office of the Supreme Court of the Union

## **Contents**

---

- Introduction
  - Legal Drafting Process in the Supreme Court of the Union
  - Repealed, Amended and Renewed laws which are administered by the Supreme Court
  - Difficulties in Legal Process in the Supreme Court of the Union
  - Conclusion
- 

## **Introduction**

---

- Judicial and Administration functions speedily and effectively
  - 52 existing laws administrated by the Supreme Court of the Union
  - Legal Drafting Process
- 

## **Legal Drafting Process in the Supreme Court of the Union**

---

- Law and Procedure Department
  - Drafting Committee
  - Administration Committee
  - Procedures for Legal Drafting Process
- 

## **Repealed, Amended and Renewed laws which are administered by the Supreme Court**

---

- Repealed Laws**
    - The Custodian of Moveable Property Act
    - Special Limitation and Limitation of Interest Act
    - The Whipping Act
- 

## **Repealed, Amended and Renewed laws which are administered by the Supreme Court**

---

- Laws Amendment**
    - Amendment of Transfer of Property Act
    - Amendment of Union Judiciary Act
    - Amendment of Limitation Act
    - Amendment of Civil Procedure Code
      - Penal Code
      - Criminal Procedure Code
-

**Repealed, Amended and Renewed laws which are administered by the Supreme Court**

---

**New Laws**

- The Arbitration Law
  
  - Insolvency Law
- 

**Repealed, Amended and Renewed laws which are administered by the Supreme Court**

---

**The Arbitration Law**

■ **Reasons**

- Outdate and inadequate provisions
  
  - Provisional weakness and problems in practice
- 

**Repealed, Amended and Renewed laws which are administered by the Supreme Court**

---

■ **Legal Drafting Process**

- Exploring issues in theory and practice
  
  - Lessons from UNCITRAL Model and national statutes and practices of developed countries
  
  - Considering the suitable system for Myanmar
- 

**Repealed, Amended and Renewed laws which are administered by the Supreme Court**

---

**Insolvency Law**

■ **Existing Insolvency Laws**

- Yangon Insolvency Act
- Myanmar Insolvency Act

■ **Reason**

- Outdated and inadequate provisions

**Legal Drafting Process**

- Examining the UNCITRAL Model Law and Bankruptcy Act of Singapore and experiences of other countries
- 

**Difficulties in Legal Drafting Process of the Supreme Court of the Union**

---

- Improvement of human resource development
  - Lack of the system of exploring international legal materials, judicial practices and journal article from famous websites
  - Necessity to learn the domestic and foreign legislations and legislative process
- 

**Conclusion**

---

- Learn the method of legal drafting process
  
  - Explore the system of other countries
  
  - Perform the legal drafting process systematically and effectively
-





研修員によるプレゼンテーション②  
「立法過程の改善に関する提案」

大統領府スライド資料

**Exchange of opinion**

by

Nyan Naing Win  
Presidential Legal Advisor  
Office of the President

Needs for amending laws in flexible and speedy manner in legal practice  
Ms. Takara

- > Stock exchange
- > Jwg/Mwg
- > insider trading
- > Stock trading before not register as listed co
- > disclosure
- > financial statement
- > Challenges- continue implementing the law with the assistance of relevant expert

Legislative Bureau of House of Representatives  
Ms. Yoshizawa

- > Private Bill
- > Public Bill 89.2%
- > Whether consistent with the constitution existing laws
- > Drafting practice
- > R o l
- > accountable

Legislative process in Japan in comparison with process in other countries  
Prof. Hasebe, Waseda University

- > importance of rol in legislative process
- > parliamentary system
- > difference of US,UK,France
- > review of constitution
- > preparation for legislative process
- > preparation of bill by MP
- > Government legislative committee(Conseil d'Etat)
- > submission of opinion to the government

Legislative process in ASEAN countries  
Mr. Imaizumi, Director, IDE

- > e.g Thailand
- > parliament approve
- > no assent of the King
- > become law
- > parliament amend the law as they respect their king
- > Myanmar has friction between legislature and executive
- > this challenge should address

Drafting civil related laws  
Mr. UCHINO

- > Drafting Bankruptcy law
- > 2004
- > responding financial crisis
- > as Myanmar is practicing market oriented economic system ,Myanmar need to enact this kind of law with the assistance of reliable experts

## Drafting of criminal related laws Mr. Kunogi

- Legislating with plan
- legal review and scrutiny committee
- drafting process
- whether it is in line with constitution, existing laws
- references
- discussion with relevant ministries
- inclusiveness e.g victim of offence
- challenges
- Myanmar need to think inclusiveness of victim

## Legislative process and bureaucracy

Prof. Makihara, University of Tokyo

-Focal ministry initiate draft law

-Important laws initiated by Prime Minister

## Formulation of rules on legislative process and sharing them among stakeholders

Prof. Matsuo

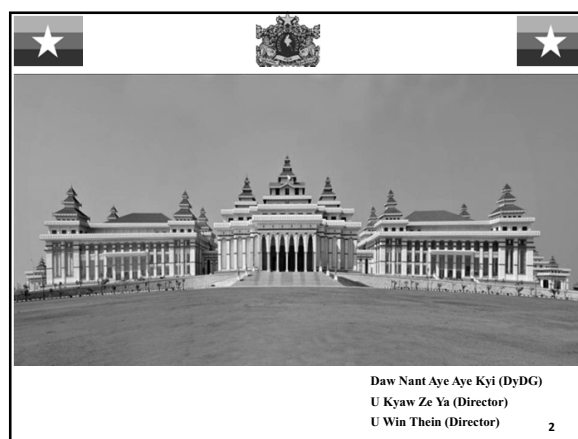
- Legislative Drafting
  1. Research
  2. Drafting
  3. Scrutinize by legislature.
- TOR for legal Scrutinizing Committee for drafting the Code.
- Systematically crafted the CODE

## Lessons Learnt From Study Tour

- Participants are eager to learn from every lesson to justify their problems.
- Diverse groups learning together to solve their problems.
- Good Chance to Understand each other to reduce the frictions between L & E by submitting the advice to the authorities when they have chance.
- When there is a will, there is a way.
- Cooperation is essential in every level.

Thank you for your attention.

Nyan Naing Win



Problem - Weak skills and experience of staffs and MPs on legal matters .

Reason - Most of them didn't graduate from law faculty university.

Future Activities

- Recruitment ( exam team )
- Establishment of the legislative support group
- Training ( inside, outside ,study tour to foreign countries )

Problem -Not necessary information and data to support MPs' vetting of the public bills

Reason - Internet connection  
- IT skill , Library

Future Activities

- Recruitment (IT skill , English skill )
- Training for Research Department
- Cooperation between governmental organizations , Bill Committee and Research Department

Problem - Weak to consider the suggestions of people.

Reason - People do not have interests in bill, some of MPs do not consider people's suggestion.

Future Activities-

- Public comment (not only collection but also announcement of collected comments )
- Website
- Newspaper

Problem - Much time for vetting for public bills in two Houses .

Reason - Many amendment are necessary .  
Two vetting processes .

Future Activities

- Consultation meeting between ministers and MPs ,( Bill Committee Chairperson and relevant committee Chairperson ) before submitting bills


**THANK YOU**



7

連邦法務長官府スライド資料

The Comparative Study of Legislative Process Between Myanmar and Japan



Aung Naing  
Director  
Legislative Vetting Department

- The legislative process of Myanmar and Japan are nearly the same.
- However, Myanmar legislative process can be found some weak points and necessities.
- The weak points and necessities may be studied by comparative tables .

Issues and challenges in legislative process in UAGO	Experiences in Japan	Possible Solution
Unavailable Specific Guidance except from the criteria as provided in Attorney General Rules	Available Specific Guidance for drafting;	Need an accurate Procedural Guide
Weak function of reviewing laws in UAGO	Review Laws by Cabinet Legislative Bureau;	Reorganization of UAGO structure

Issues and challenges of Myanmar	Experiences in Japan	Possible Solution
Less Cooperation and coordination among Union Ministries and UAGO;	Preliminary review by Cabinet Legislative Bureau	Creating efficient coordinating system among Union Ministries and UAGO (e.g. preliminary review by UAGO);
It has to be vetted in rush without receiving public comment and studying relevant foreign laws	Preparation and discussion before draft law; Record and publish the result ,and invite the opinion of society; Amend and substitute when necessary base on public comment and draft law;	Creating general policy through consultation with scholars and stakeholders before drafting laws;

Issues and Challenges of Myanmar	Experiences in Japan	Possible Solution
Lack of Capacity in drafting laws by Ministries;	Trained experts in Ministry; Reflecting opinions of Research groups to the drafts of laws before revising and promulgation of law;	Need to share knowledge of Japan to relevant Ministries;
Less Cooperation and coordination among Union Ministries;	Cooperate and coordinate for drafting among Ministries;	Creating the efficient coordination system.

Thank you for your attention!!

Aung Naing  
Director  
Legislative Vetting Department

## Challenges and Solutions in Legal Drafting Process of Union Supreme Court

Daw Aye Aye Thein  
Director  
Law and Procedural Department of  
OUSC

### 1. Introduction

- 1. Developing Market Economy
- 2. Necessity to make or amend the laws to meet International Legal Standard,
- 3. Useful and fruitful study tour in Japan,

### 2. Lessons learnt from Study Tour In Japan

- 1. Drafting related laws by Ministry-wise in Japan,
- 2. Setting legal frameworks, forming commission and specialized groups including scholars & stakeholders from 10 to 20 people,
- 3. Formating drafting processes with time frame,

- 4. Hearing Public Comments,
- 5. Submitting necessary facts and findings found from the Public Comments to Legal Advisory Group,
- 6. Checking Draft with legal norms of Japan,
- 7. Cooperation and Coordination with concerned ministries and stakeholders,

- 8. Submitting draft to Cabinet Legislative Bureau for checking,
- 9. Approval not only from Cabinet but from the Ruling Party,
- 10. Sending Bill before Senate & House of Representative to approve,

### 3. Challenges

- 1. Legality/ Legitimacy of drafting laws by the Supreme Court of Myanmar,
- 2. Systematic ways for legal drafting,
- 3. Almost all laws administered by OUSC are written in English as official text,
- 4. Insufficient human resources,
- 5. Lack of research skills and database,



- 6. More legal knowledge needed (opportunity to study in abroad)
- 7. Lack of cooperation and coordination,
- 8. Need to formulate special drafting team systematically,

#### 4. Solutions

- 1. Not easy to change this situation,
- 2. Needs assessment for legal drafting, making framework before drafting, research existing laws for consistency and public comments,
- 3. Needs to translate all related laws administered by OUSC from English version to Myanmar version,
- 4. Capacity-building and appointing more legal experts,
- 5. Establishing modern library and accessible databases,

- 6. Necessity to study in long term and short term in foreign countries,
- 7. Discussing with the ministries concerned to cooperate and coordinate,
- 8. Reconsidering to reform special drafting team,

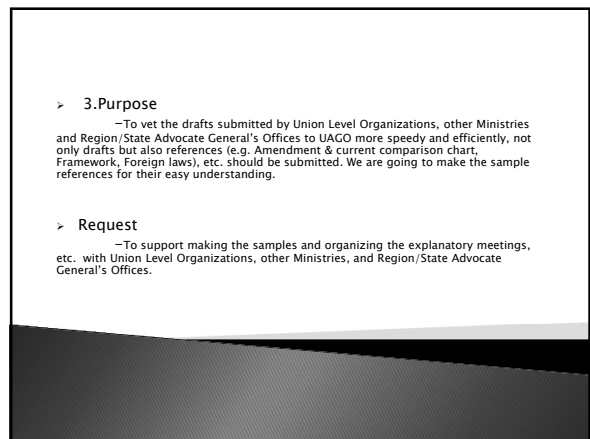
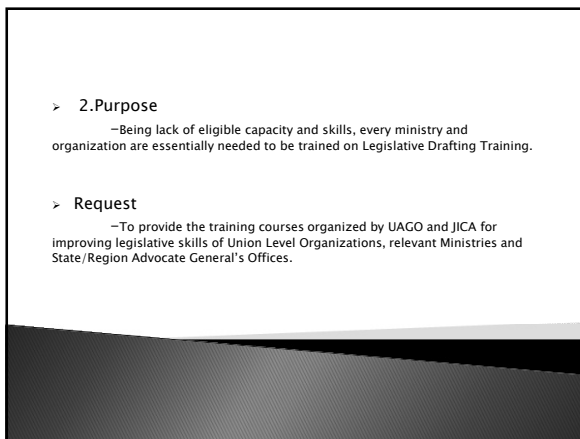
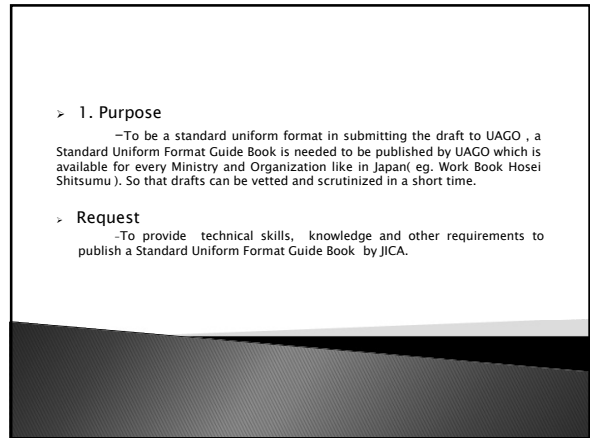
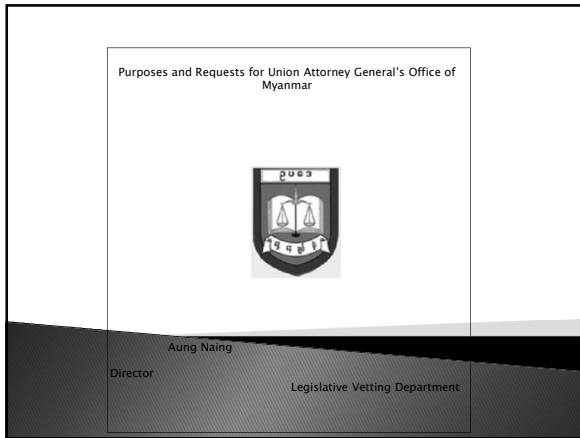
#### 5. Conclusion

1. striving hard to do not only its judicial and administrative functions but also legal drafting in cooperation with international organizations,
2. Upgrading Human Resources,
3. Outsourcing specialized legal experts,
4. Sending HR to get international legal expertise and knowledge,

6. Making efforts to improve cooperation and coordination among concerned ministries and stakeholders,

研修員によるプレゼンテーション③  
 「将来的なプロジェクト活動及びプロジェクトに関する要望」

連邦法務長官府スライド資料



## Legal Drafting Process of the OUSC and Necessity

### Purpose

- To apply in legal drafting process of the OUSC from the lessons learnt in the 3<sup>rd</sup> Study Tour of Japan,

### Implementation of Work Plan 2015 of JICA

- 1. To Prepare for Explanatory note,
- 2. To draft a Insolvency Bill,
- 3. To learn the court procedures relating to digital evidence and Intellectual Property Court,
- 4. To review the necessary procedures,

### Needs

- 1. Legal Materials and necessary Knowledge for setting up Database system,
- 2. Legal materials of other countries such as Law books, Commentary books and Law Reports of other countries,
- 3. comments from the Legal Experts,
- 4. Seminar,
- 5. Short and Long Term training,

- **Thanks Millions**

## ミャンマー法整備支援プロジェクト第3回本邦研修 研修員

1	ニャン ナイン ウィン
	<b>Mr. Nyan Naing Win</b> Presidential Legal Advisor, Legal Advisory Team, Office of the President 大統領府 法律助言チーム 法律顧問
2	ナン エイ エイ チ
	<b>Ms. Nant Aye Aye Kyi</b> Deputy Director General, Session and Committee Department, Pyithu Hluttaw Office 連邦議会(下院) 本会議・委員会担当事務局 事務局次長
3	チョウ ゼ ヤ
	<b>Mr. Kyaw Ze Ya</b> Director, Joint Bill Committee Department, Pyidaungsu Hluttaw Office 連邦議会(合同院) 合同法案委員会担当局 部長
4	ウィン ティン
	<b>Mr. Win Thein</b> Director, Bill Committee Department, Amyotha Hluttaw Office 連邦議会(上院) 法案委員会担当局 部長
5	アウン ナイン
	<b>Mr. Aung Naing</b> Director, Legislative Vetting Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法令審査調査局 部長
6	ティン ジ ウィン
	<b>Ms. Tin Yi Win</b> Director, Legal Vetting and Scrutinizing Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法令審査調査局 部長
7	チョウ ニュン
	<b>Mr. Kyaw Nyunt</b> Deputy Director, Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法令審査助言局 次長
8	アウン ミン ティン
	<b>Mr. Aung Min Thein</b> Law Officer (Grade-3), Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法令審査助言局 局付
9	エイ エイ ティン
	<b>Ms. Aye Aye Thein</b> Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草局 部長
10	キン ラ チ
	<b>Ms. Khin Hla Kyi</b> Deputy Director, Criminal Justice Department, Office of the Union Judicial Supervision, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 刑事局 次長
11	エイ エイ キン
	<b>Ms. Ei Ei Khin</b> Assistant Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草局 部長補佐
12	ミン タン
	<b>Mr. Min Thant</b> Staff Officer, Law and Procedural Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草局 局付

### 【研修担当/Officials in charge】

教官 / professor 野瀬 憲範(NOSE Kazunori)

国際協力専門官 / Staff Officer 若生耕介(WAKAO Kosuke)

## ミャンマー第3回本邦研修日程表

日	曜	10:00	12:30	14:00	15:00	17:00	
3 /	日	移動日					
3 /	月	10:00 【JICAブリーフィング】	12:30	14:00 【ICDオリエンテーション】	15:00	17:00 【演習】 発表準備	
		TIC		TIC		TIC	
3 /	火	10:00 【発表】 ミャンマー側からの発表 「ミャンマーにおける立法過程のプロセスと課題」	12:00	12:15 所長主催 意見交換会	13:15	17:00 【発表】 ミャンマー側からの発表 「ミャンマーにおける立法過程のプロセスと課題」	
		赤れんが 共用会議室		日比谷パレス		赤れんが 共用会議室	
3 /	水	9:30 【講義】 「実務に応じた柔軟かつ迅速な法改正の必要性」	12:00	14:00 【訪問・講義】 衆議院法制局訪問/講義	17:00		
		株式会社日本取引所グループ 調査役・弁護士 高良美紀子 赤れんが 共用会議室		衆議院法制局			
3 /	木	10:00 【講義】 「日本の立法過程～諸外国との比較を交えて①」	12:30	14:00 【講義】 「日本の立法過程～諸外国との比較を交えて②」	17:00		
		早稲田大学 教授 長谷部恭男 赤れんが 共用会議室		早稲田大学 教授 長谷部恭男 赤れんが 共用会議室			
3 /	金	10:00 【講義】 「ASEAN諸国における立法過程について」	12:30	14:00 【講義】 「民事関係法令の起草について」	17:00		
		JETROアジア経済研究所 研究企画課長 今泉慎也 赤れんが 共用会議室		法務省民事局参事官室 参事官 内野宗揮 赤れんが 共用会議室			
3 /	土						
3 /	日						
3 /	月	10:00 【講義】 「刑事関係法令の起草について」	12:30	14:00 【講義】 「官僚組織と立法過程」	17:00		
		法務省刑事局 刑事法制管理官 局付 榑 清隆 赤れんが 共用会議室		東京大学 先端科学技術研究センター 教授 牧原出 赤れんが 共用会議室			
3 /	火	10:00 【講義】 「立法過程のルール化及び関係者間での共有の重要性」	12:30	14:00	15:00	17:00 【演習】 発表準備	
		慶應義塾大学 教授 松尾弘		赤れんが 共用会議室		赤れんが 共用会議室	
3 /	水	10:00 【演習・発表】ミャンマー側からの発表/講評・意見交換 「立法過程の改善に関する提案」	12:30	13:00	17:00		
		慶應義塾大学 民事局参事官室 刑事局法制管理官 教授 松尾弘, 参事官 内野宗揮, 局付 榑 清隆			赤れんが 第6教室		
3 /	木	10:00 【講義】 「立法過程における関係団体の関与について」	12:30	14:00 【演習】 総合発表準備	17:00		
		日本経済団体連合会 上席主幹 和田照子 赤れんが 共用会議室		赤れんが 共用会議室			
3 /	金	10:00 【発表・総括質疑応答】 ミャンマー側からの総合発表/総括質疑応答 「将来的なプロジェクト活動及びプロジェクトに関する要望」	12:00	12:15 【評価会・修了式】	17:00		
		TIC		TIC			
3 /	土	移動日					

## ～ 国際研修 ～

### ミャンマー法整備支援プロジェクト第4回本邦研修

国際協力部教官

野 瀬 憲 範

今次研修は、ミャンマーにおいて現在改正作業が進められている会社法をテーマとして行われた。そこで、本稿においては、本邦研修の内容等とともに、会社法改正に向けたこれまでの長期派遣専門家等の取組も含め、紹介することとしたい。

本稿中、意見にわたる部分は、もとより私見である。

#### 1. ミャンマー会社法の状況等

(1) ミャンマーに会社法<sup>1</sup>が制定されたのは、イギリス統治下の1914年である。当時、ミャンマーは、イギリス領インドの一州であったため、1908年イギリス会社法を基礎とした1913年インド会社法を継受して、会社法が制定された。その後、会社法については、1929年イギリス会社法の改正を受けた1936年のインド会社法の改正に倣った改正がされた以降、独自の限定的な一部改正が数回行われたにすぎない<sup>2</sup>。

(2) 2013年以降、会社法を所管するミャンマー国家計画経済開発省（Ministry of National Planning and Economic Development）投資企業管理局（Directorate of Investment and Company Administration）（以下「DICA」という。）は、アジア開発銀行（Asian Development Bank）（以下「ADB」という。）の支援を受けて、会社法の改正案の起草を進めている<sup>3</sup>。

なお、ミャンマー政府での会社法の起草担当は、DICAであるものの、実際の改正案の作成は、ADBから委託を受けたコンサルタント（Baker & McKenzie 法律事務所）（以下「B&M」という。）が行っている。

(3) ADBは、同支援について、日本貧困削減基金を用いているところ、資金拠出にあたって、JICAを含めた日本政府全体と協調していくこととされていること、

---

<sup>1</sup> The Myanmar Companies Act (1914)

<sup>2</sup> 1914年会社法制定後の改正経緯や現行会社法の内容については、当部が調査を委託した森濱田松本法律事務所報告書（[http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05\\_00056.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00056.html)）に詳細が記載されている。

<sup>3</sup> ①会社法の現代化、②会社電子登録制度の樹立、③DICA 職員の能力開発の3点を内容とするプロジェクト。

実質的に見ても、長期派遣専門家が活動する連邦法務長官府（UAGO）は、法令の審査を担当するのであるから、前広に法令案を知り、その内容や方向性についてコメントをすることができれば、審査が効率的に行われること等を考慮して、長期派遣専門家が法案起草段階から関与することとなった。

## 2. 法案作成段階での関与等

これまでに、会社法改正について、長期派遣専門家等を含めた関与状況等は、以下のとおりである。

- ① 2014年8月29日  
B&Mとの協議（8/19, 8/20にB&Mが行ったコンサルテーションの結果共有。今後のドラフトスケジュールの確認。）。
- ② 同年10月3日  
会社法アドバイザリーグループ第1回会合。
- ③ 同年10月10日  
森・濱田松本法律事務所作成の会社法改正ポイントをB&Mに提出。
- ④ 同月16日  
会社法第2章のドラフトを入手。
- ⑤ 同月20日～21日  
会社法ワークショップ（UAGO及びDICA職員向け）。
- ⑥ 同月27日  
第2章についてのコメントを作成し、ADBにコメント送付。
- ⑦ 同月31日  
UAGO WG3<sup>4</sup>（セミナー・ワークショップのフォローアップ）。
- ⑧ 同年11月20日～21日  
UAGO WG3（セミナー・ワークショップのフォローアップ）。
- ⑨ 同年12月18日  
DICAのウェブサイト第2章（10.16版から若干修正あり）及び第8章のドラフトがアップロード。
- ⑩ 2015年1月16日  
第2章及び第8章についてのコメントを作成し、DICAに提出。
- ⑪ 同月30日

---

<sup>4</sup> 会社法ワーキンググループ



UAGO WG3（第2章，第8章について）。

- ⑫ 同年2月4日  
DICAのウェブサイトにて第3章のドラフトがアップロード。
- ⑬ 同月16日  
第3章についてのコメントを作成し，DICAに提出。
- ⑭ 同月23日  
第4章（運営，管理及びガバナンス）及び第5章（解散）について，DICAのウェブサイトにてアップロード。
- ⑮ 同月末頃  
会社法の残りの章についてもDICAのウェブサイトにてアップロード。
- ⑯ 同年3月10日  
第4章及び第6章についてのコメント提出。
- ⑰ 同月19日  
DICA，ADB，B&M，UAGO及び長期派遣専門家との間で，法案の抱える問題点について協議。
- ⑱ 同月20日  
協議（UAGO職員を対象として，法案の抱える問題点の振り返り）。
- ⑲ 同月29日  
第1章及び第7章についてのコメント提出。
- ⑳ 同年6月第3週  
コンサルテーション及びパブリックコメントの結果をもとにB&Mがドラフトを修正。DICAにおいて，ミャンマー語版を作成の上，DICAから，上級庁であるミャンマー国家計画経済開発省に案を送付。
- ㉑ 同月20日～21日  
UAGO主催：ドラフト検討会議（参加者：UAGO，DICA，UAGOが招待した実務家，ADB，B&M及びJICA）。
- ㉒ 同年7月8日ころ  
会社法案が，UAGOに送付。

### 3. 改正会社法案の主たる課題

- (1) B&Mがドラフトした法案は，1914年制定の現行法<sup>5</sup>を基礎にしているものの，

---

<sup>5</sup> 英国植民地時代に制定されているため，正文は英文である。

設立（第2章）、株式（第3章）、運営（第4章）を中心にオーストラリア、ニュージーランド等の英国系会社法の規定が大量に導入されている。

- (2) ミャンマーにおける会社法の実務、司法制度の状況、社会経済状況などに関するリサーチが不十分と思われる部分が存在する。
- (3) 会社法案は、英国系会社法の影響を強く受けているため、会社、特に取締役会の裁量に委ねる範囲を広くする一方、株主の利益が侵害されるなど不都合が生じれば裁判所が解決するというアプローチが採用されているが、裁判所の商事事件に関する能力を考えるとそのようなアプローチがミャンマーで妥当するののかどうか疑わしい。
- (4) 他の法律との整合性が配慮されていないと思われる箇所や条文の引用の間違いなども散見される。

#### 4. 研修の目的等

上記の改正会社法案の現状等に鑑み、改正会社法案が連邦議会に上程される前に、自国の実情に即して会社法を改正することの重要性や、改正会社法案は実情に照らして問題点を抱えていることについて認識してもらう必要があった。

そこで、まず、本邦研修の研修員としては、カウンターパート機関である UAGO 及び連邦最高裁判所（SC）のみならず、会社法所管官庁である DICA 関係者も研修員に加え、法案起草／審査及びその後の運用を担う機関相互の間で、問題点等の認識を共有してもらうこととした。

さらに、研修の方式についても、単に論点ごとにスクール形式で講義を行った場合、適切にインプットされないことも予想されたため、会社法の重要性や法令間の不整合によって起こりうる問題点などに関する総論的な講義と、裁判所訪問のほか、論点ごとに事例を設定した事例研究<sup>6</sup>とを組み合わせる研修を実施した。

#### 5. 研修の概要

- (1) 「法律相互間の体系的整備の重要性」

慶應義塾大学法科大学院松尾弘教授から、「法律と法律の不整合」、「法律と命令の不整合」についてメコン諸国の具体例をもとに、御説明があった。さらに、松尾教授からは、法令の体系的整合性を高めるための方策や立法過程のルール化の必要性について御説明いただいた後、法体系全体を一本の木に例え、「新たに

---

<sup>6</sup> 研修員を班分けして班ごとに当該事例について検討し、講師陣と質疑応答を行うという方式を採用した。

法令を制定したり、既存の法令を改正するためには、当該法令が1本の木において、どの葉や枝に当たり、どの枝に通じ、他の枝葉とどのように関係しながら、幹や根に通じているかを確認しながら、細心の注意をもって、慎重に、木全体のバランス=体系的整合性に留意しながら、作業を進める必要がある。」旨の御説明があった。



松尾教授（写真左）による講義

(2) 「会社法の重要性について」

東京大学法学政治学研究科神作裕之教授から、日本会社法の特徴のみならず、社会経済に占める株式会社の重要性、株主有限責任の原則や株式会社の機関（コーポレート・ガバナンス関係）の趣旨・背景等について御説明があった。また、「企業の発展は、国民経済及びイノベーションの発展と密接に関連している。良い会社法は、企業の発展に貢献できると考えられる。会社法は、企業活動の健全性（ブレーキ）と効率性（アクセル）の質を上げるとともに、両者のバランスをうまくとることが非常に重要である。」旨の御説明があった。



神作先生による講義

(3) 「ASEAN 諸国の会社法制及びその運用上の問題点について」

ASEAN 諸国の競争法の専門家である静岡大学グローバル企画推進室土生英里教授から、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムを例にあげ、ミャンマーと同じような社会経済状態にある、あるいはミャンマーが目標とする状態にある ASEAN 諸国の会社法制やその運用上の問題点を紹介し、それぞれの国の問題点について、会社法の歴史を交えた御説明があった。

(4) 「会社法の法案起草について」

法務省民事局の野澤大和局付（参事官室）から、我が国の会社法の内容・構成について説明があった後、会社法起草に当たっての考え方、法律改正に当たっての局内での検討の体制、法制審議会における議論、パブリックコメントを含めた法律改正（制定）の流れについて御説明いただいた。

(5) 「商業登記について」

法務省民事局の辻雄介局付（商事課）から、上記テーマで御講義をいただいた。

現在、ミャンマーでは会社に関する情報を電子媒体で登録できるようシステムを構築しようとしているが、それらの電子情報及び紙媒体の情報も外部には公開されておらず、商業登記システムの改革も必要である。そこで、将来、商業登記システムを構築する際の参考になるよう、我が国の商業登記の基本的制度の概要、経済社会における役割、商業登記へのアクセスの方法について説明していただいた。

(6) 東京地方裁判所民事第8部（商事部）訪問

同部部総括裁判官やその他多数の裁判官から、商事事件を担当する裁判官に求められる資質や、商事事件の特色や留意点について御講義いただいた。また株式会社代表訴訟の第1回口頭弁論期日を傍聴させていただいた。

(7) 事例研究

名古屋大学松中学准教授、長島・大野・常松法律事務所の黒田裕弁護士、東京大学加藤貴仁准教授を講師としてお迎えし、①設立手続、②取締役の義務、③株主の利益保護のための救済措置について、事例研究を行った。事例研究の目的は、会社法の抱える問題点について、抽象的な講義形式によって伝えるのではなく、具体的な事例に対するあてはめを通じて問題点を把握してもらう点にあった。

具体的なプロセスとしては、研修員を3班に分け、先生方に作成していただいた事例について、研修員において、適切な条文選択、法律要件への事実のあてはめ、結論を検討するという作業を行い、先生方と議論をし、先生方から問題点について指摘していただくという形をとった。

こうした事例研究を通じ、改正会社法の条文が不明確であり適用が困難になる条文が存在することや、事例の設定を少し変えた場合に適用結果が異なるおそれがあるなど適用結果が妥当性を欠く場合があることなどについて研修員は認識できたのではないと思われる。



事例研究（向かって左から黒田弁護士、松中准教授）



事例研究（真ん中が加藤准教授）

## 6. おわりに

- 1 会社法は、経済関係法令の基本をなすものである。基本となる法が、法として機能するためには、諸外国の法令を参考にしつつも、各国の実情に沿った形で導入される必要がある。我が国の会社法の歴史を見ても、ドイツ法系の会社法から出発し、戦後、アメリカ会社法の制度を導入し、日本独自のルールと合わせ発展させてきたのである。
- 2 現在検討されているミャンマー会社法改正案は、オーストラリアなどコモンローカントリーの法制度を引き写しただけのものであり、ミャンマーの社会経済情勢や、運用の担い手となる裁判所の実情等を考慮していないように思われる。そうした法が、ミャンマーという社会の中で運用され、うまく根付くのかについては懸念があるところである。
- 3 今次研修員が、自国の経済関係法令の基本となる重要な法案作成・審査等に関わっているという責任感を持ち、現行会社法の法技術的な問題点のみならず、会社法の機能や意義などについても積極的に吸収しようとして、講師の方々に質問し、それに対して講師から真摯な回答があるという姿は印象的であった。一例を挙げると、研修員から、講師に対して「会社法を改革するために新法を制定するのがよいのか。現行会社法を改正する方がよいのか。」などと質問をしたのに対し、講師から、現行の裁判制度との整合性を考えるべきで、英米法系の会社法は、経営の自由を広く認める反面（アクセルの側面）、クラスアクションを含め裁判所に強い是正権限を与え（ブレーキの側面）、バランスをとっているところ、ミャンマーの裁判所の権限や実務の運用に十分配慮した上で、決めるべき問題であるなどとの回答があり、研修員が深く感銘を受けた様子であったのが印象的であった。
- 4 ミャンマー会社法案は、2015年7月8日頃に、所管官庁から、UAGOに法案が送付されたとのことである。なお、ミャンマーでは同年5月11日から議会在開中であり、議会は、遅くとも同年8月末までには閉会すると言われている。  
所管官庁は同議会での成立を目指していたようであるが、まだ審査が始まったばかりであることや、議会スケジュールを勘案すると、今次議会で法案が可決される見込みは少ないであろう。  
同年11月8日に予定される総選挙の結果次第では、本法案の取扱いも少なからず影響を受ける中、本プロジェクトとしては、引き続き、改正会社法案の動向について注視し、下位法令を含め協力をしていくことが肝要であるところである。



5 最後に、御多忙の中、本研修で講義や事例研究を引き受けていただいた講師の皆様、御訪問を引き受けていただいた裁判所の皆様、長期派遣専門家を含め関係者の皆様に心から御礼を申し上げたい。

特に、松中先生及び黒田先生におかれては、数日にわたり事例研究に参加していただき、特に感謝を申し上げたい。

## Incorporation: cases

Manabu Matsunaka  
Nagoya University



1

## Case1: limit of power of a company

- General facts
- Company A is a company limited by shares.
- Company A (A Co.) has following clauses in its constitution:
  - the object of A Co. is to run retail business of computers, computer parts and related devices.
  - A Co. has power to run any other related businesses and to take necessary actions.
- A Co. has only taken actions directly related to its business so far.
  - sell computers to its customers.
  - purchase computers in order to sell it.
  - hired employees to deal with its customers.
  - rent money from a bank to open a new shop.
  - and so on
- D1 and D2 are directors of A Co.
- Are the following actions by A Co. void or voidable?

2

## Case1-1: Limit of power of a company1

- A Co. purchased refrigerators from B Co.
- The judgment to purchase was made by D1 and D2.
- They intend to start home electronics retail business.

3

## Case1-2: Limit of power of a company2

- A Co. lend money to C.
  - C was a D1's friend.
  - D1 made the judgment of the loan.
  - D2 did not oppose.
- C is planning to start a hotel business.
  - The loan was a part of start up finance of the C's business.

4

## Case1-3: Limit of power of a company3

- A Co. donated a half of its annual net income in 2015 to a charity association E.
  - E is based in the same city as A Co. does.
  - E helps poor children in the city to attend schools.

5

## Case1-4: Limit of power of a company4

- Does the conclusion change if E's activity is following one?:
  - E is based in country F in Africa.
  - E helps children in F
- A Co. has no business ties to F or any other countries in Africa at all and has no plans to have any ties in a near future.

6



## Guides for solving the problems

- Need to distinct between validity of an action by a company and responsibilities of directors.
- Need for an interpretation of clauses in a company's constitution.
- The attitude of new Myanmar Companies Act toward "*ultra vires*" doctrine.
- Consider interests of counter parties of each transaction.

7

## Ultra vires doctrine

- Related sections: §§7(2) & 27(1)
- A company can restrict its power by a provision of its constitution (see §7(2)).
  - The object provision in Case1.
  - A company does not necessarily have to provide its objects in its constitution, but they can.
- What happens if directors act on behalf of the company that is beyond the provision?→Case1-1
  - 1.No power→no validity (void or voidable) or
  - 2.No influence to the validity of actions.
- § 27(1) expressly abolishes *ultra vires* doctrine.
  - power≠validity

8

## Interpretation of constitution clauses

- Objective clauses should be interpreted flexibly.
- A Co.'s objective clause.
  - "A Co. has power to run *any other related businesses* and to take *necessary actions*."
  - Does not clearly provide about donations.
  - However, donations *may* help A Co.'s business.
    - A matter of business judgments.
- Even if a donation is not in the interest of A Co., the validity will not affected (§ 27(2)).
  - See also §§29 and 30 providing a counterpart of company's dealing with protection of assumption.

9

## Case2: Pre-incorporation expenses and contracts

- 2017/6/1: X and Y decided to incorporate A Co.
- 2017/6/10: X hired B.
  - This was to help X prepare the documents necessary for the incorporation.
  - X paid salary to B.
- 2017/6/20: X and Y applied for the registration of A Co.
  - Y paid fees for the registration.
- 2017/7/10: X and Y received the certificate of incorporation of A Co.
  - The date of incorporation in the certificate is 2017/7/10.
- Can X and Y be reimbursed for their expenditures?

10

## Case3: Pre-incorporation expenses and contracts

- 2017/6/1: X and Y decided to incorporate A Co.
- 2017/6/10: X rent an office for A Co. from B.
  - X paid the rent for the office to B.
- 2017/6/20: X and Y applied for the registration of A Co.
- 2017/7/10: X and Y received the certificate of incorporation of A Co.
  - The date of incorporation in the certificate is 2017/7/10.
- What is the requirement for X to be reimbursed for the rent?

11

## Pre-incorporation expenses

- The draft explicitly provides for expenses for incorporation.
  - §31: "Subject to the following provisions in this Division, the expenses...in promoting and setting up a company may be paid out of the company's assets."
- §§32-35 in the Division 7 only provide for pre-incorporation contracts.
- Are these two concepts identical?
  - If so, pay out should follow the procedure set out in §32 (2)-(5).
  - If not, the procedure should be clarified through interpretation.
- "pre-incorporation contract" under §32(1).
  - "(a) a contract purporting to be made by a company before its incorporation" or
  - "(b) a contract made by a person on behalf of a company before and in contemplation of its incorporation."
  - if the incorporated company will be a party to the contract, a contract that brings about the incorporation expense falls under (a) or (b).
- ★ The procedure for a reimbursement should be clearly provided.

12

#### Case4: Pre-incorporation expenses and contracts

- 2017/6/1: X and Y decided to incorporate A Co.
- 2017/6/10: X purchased materials for future business of A Co. from C.
- 2017/6/20: X and Y applied for the registration of A Co.
- 2017/7/10: X and Y received the certificate of incorporation of A Co.
  - The date of incorporation in the certificate is 2017/7/10.
- 2017/7/30: A Co. has not yet ratified the contract between C.
- Can C demand X or A Co. to ratify the contract?

13

#### Case5: Pre-incorporation expenses and contracts

- 2017/6/1: X and Y decided to incorporate A Co.
- 2017/6/10: X purchased materials for future business of A Co. from C.
- 2017/6/20: X and Y applied for the registration of A Co.
- 2017/7/10: X and Y received the certificate of incorporation of A Co.
  - The date of incorporation in the certificate is 2017/7/10.
- 2017/7/30: A Co. refused to ratify the contract between C.
- Can C demand X to pay rents and/or damages?

14

#### Pre-incorporation contracts and expense

- Contracts by X in Cases 4 & 5 are "pre-incorporation contracts" under § 32(1).
- If ratified by the incorporated company, a pre-incorporation contract is valid (§32 (2) and (3)).
- Implied warranty in a pre-incorporation contract (§33)
  - Warranty that a company will ratify the contract (§33(1)(b))
    - If there are a breach of the warranty, a counter party can sue for damages (id. (2)).
    - In Case 4, C can demand X to pay damages, otherwise should be ratified by A Co.
- If an incorporated company does not ratify it, a counter party may demand court several protections under §34 (1).
  - (a)restorations
  - (b)damages and other reliefs
  - (c)validation
- In Case 5, C can apply the court to validate the contract under this provision.

15

#### Case6: Pre-incorporation expenses and contracts

- 2017/6/1: X and Y decided to incorporate A Co.
- 2017/6/20: X and Y applied for the registration of A Co.
- 2017/6/22: X rent an office for future A Co. from B.
- 2017/7/1: DICA rejected the application due to inadequacies in the documents.
- 2017/12/10: X and Y abandoned the incorporation of A Co.
- To whom can B demand the payment of the rent?

16


#### Pre-incorporation contracts and expense

- Implied warranty in a pre-incorporation contract (§33(1))
  - not only a warranty to ratify a pre-incorporation contract (id.(b)),
  - but also a warranty that the company will be incorporated within a reasonable period of time (id.(a)).
- In Case 6, X clearly owes the liability to pay damage.
  - X is "the person who purports to make a pre-incorporation contract" (§33 (1)), who gives the warranty.
- ★ It may be better to clarify the scope of person who owes the responsibility.

17

**Duties of Directors: cases**

Manabu Matsunaka  
Nagoya University



1

**General**

- Two distinct duties
  - Duty of care
  - Duty of loyalty
- Conflict of interest distinguishes the two duties:
  - no conflict of interest between a company and a director: duty of care
  - conflict of interest between them exists: duty of loyalty

2

**General**

- Why we need the distinction?
- No conflict of interests:
  - director's judgments are reliable.
  - giving broad discretion to directors is basically consistent with shareholder's interests.
  - courts should not second guess their judgments.
- Conflict of interest exists
  - directors judgments become unreliable.
  - giving broad discretion to directors may harm shareholders.
  - court should review the conduct of directors more strictly.

3

**General: duties in the draft (Pt.4, Div.3)**

duty of care

- §137(1)
- §137(2)
- §138(1)(a)[good faith], (b)

duty of loyalty

- §138(1)(a)[best interest], (2)-(5)
- §139
- §140
- §144
- §156-158\*
- §159

4

**General: duties in the draft (Pt.4, Div.3)**

protecting stakeholders in general

- §141
- §138(5)(a)

protecting creditors

- §142
- §143

5

**Case1: Failure in business**

- About A Co.
  - Engaging in wholesale and retail business of tea.
  - Directors: D1(CEO), D2 and D3
  - A Co.'s business was doing well until 2015 (all amounts are in USD).
    - Annual sales: 10million, operating profit: 1.3million, net profit: 1million.
    - Total assets: 0.3billion, retained earnings: 50 million.
- In 2016, A Co. started handling coffee.
  - Invested 20 million for the new business.
  - Supported by all directors. D2 and D3 relied on the following report by D1.
    - D1 submitted a report to D2 and D3 based on a research by a market research firm.
    - Specialists of coffee market did the research suggesting a large chance in this business.
- The new business failed and caused loss of 30million.
  - The main reason: many new competitors entered into the market.
  - The number of new competitors was not predictable when A Co. made the decision.
- Did directors breached their duties?

6

## Duty of care and business judgments

- Case1 concerns duty of care.
- §137(1) provides the general standard of duty of care:
  - "with the degree of care and diligence that a *reasonable person* would exercise as a director or an officer"
  - of the company
  - in the *company's circumstances*
- Practically, the standards of review set out in (2) is important.
  - (a) good faith for a proper purpose
  - (b) no material personal interest in the subject matter
  - (c) inform themselves...to the extent they reasonably believe to be appropriate
  - (d) rationally believe that the decision is in the best interests of the company

7

## Case2: Failure in business2

- Does the conclusion in Case1 change if the facts are changed as following?
- About A Co.: same as in the case1
- In 2016, A Co. started handling coffee.
  - Invested 20 million USD for the new business.
  - At a board meeting on 2016/6/1, all directors supported D1's proposal to entering into the business. D2 and D3 simply relied on D1 who strongly insisted that the business is profitable.
  - D1 was simply inspired by several blog articles on coffee, which he read on the morning.
  - This was the only board meeting considering the new business.
- The new business failed and caused loss of 30million USD.
  - The main reason: many new competitors entered into the market.
  - It was easy for A Co. to predict this if A Co. had done market research.

8

## Duty of care and business judgments

- §137(1) provides the general standard of duty of care:
  - "with the degree of care and diligence that a *reasonable person* would exercise as a director or an officer"
  - of the company
  - in the *company's circumstances*
- Practically, the standard of review set out in (2) is important.
  - (a) good faith for a proper purpose
  - (b) no material personal interest in the subject matter
  - (c) inform themselves...to the extent they reasonably believe to be appropriate
  - (d) rationally believe that the decision is in the best interests of the company
- Compare Case 1 with Case 2 regarding §137(2)(c).

9

## Case3: self-dealing1

- About A Co.: same as in Case1
- In 2016, A Co. started handling coffee.
  - All directors supported the judgment.
  - A Co. purchased coffee beans only from B Co.
- About B Co.
  - One of companies importing coffee beans from African countries.
  - Wholly owned by D1 and the sole directors was D1.
- The transaction between A Co. and B Co.
  - The purchase price was 20% higher than the usual market price.
  - Same coffee beans were available from other importers.
  - The total price A Co. paid to B Co. was USD 12million in year 2016.
  - D1 started the transaction in order to improve B Co.'s profitability.
  - The transaction was not approved by the board or the shareholder meeting of A Co. and D1 made no disclosure to A Co. at all.
- Can A Co. demand D1 to pay the damage? If so, how much can A Co. get from D1?

10

## Self dealing and director's duty.

- Duty to make a disclosure (§144(1))
  - When a director has a *material personal interest* in a matter that relates to the affairs of the company,
  - he must disclose his interests to other directors (at the board. §144(5)(b)).
  - D1 in Case 3 breached the duty to disclose his interests in B Co.
- What happens when a director breaches the duty to disclose?
  - No provisions other than §162(1)(2) providing fines (*compare* §159(5)(a)).
  - However, it is a precondition that a director owes liabilities to the company if he breaches his duties (see §§.162(3), 152-154).

11

## Case4: self-dealing2

- Does the conclusion in Case3 change if the facts are changed as following?
- About A Co.: same as in the case1
- In 2016, A Co. started handling coffee (same as in the case3).
- About B Co.: same as in the case3
  - One of companies importing coffee beans from African countries.
  - Wholly owned by D1 and the sole directors was D1.
- The transaction between A Co. and B Co.
  - The purchase price was equivalent to the usual market price.
  - Same coffee beans were available from other importers.
  - One importer (C Co.) offered 1% discount from usual market price for the same beans.
  - The total price A Co. paid to B Co. was USD 12million in year 2016.
  - D1 chose B Co. because he can order B Co. to provide the coffee beans to A Co. stably.
  - The transaction was not approved by the board or the shareholder meeting of A Co. and D1 made no disclosure to A Co. at all.

12

## Self dealing and director's duty.

- Duty to make a disclosure (§144(1))
  - When a director has a *material personal interest* in a matter that relates to the affairs of the company,
  - he must disclose his interests to other directors.
- D1 in both Cases 3 and 4 breached the duty to disclose his interests in B Co.
  - It *does not* matter whether there is a reasonable ground for A Co. to enter into the contract such as in Case 4.
  - A Co. should be able to choose what to do after it finds out there are conflict of interests.

13

## Case5: self-dealing3

- Does the conclusion in Case4 change if the facts are changed as following?
- About A Co.: same as in the Case1
- In 2016, A Co. started handling coffee (same as in Case3).
- About B Co.: same as in Case3
  - One of companies importing coffee beans from African countries.
  - Wholly owned by D1 and the sole directors was D1.
- The transaction between A Co. and B Co.
  - The purchase price was equivalent to the usual market price.
  - Same coffee beans were available from other importers.
  - One importer (C Co.) offered 1% discount from usual market price for the same beans.
  - The total price A Co. paid to B Co. was USD 12million in year 2016.
  - D1 chose B Co. because he can order B Co. to provide the coffee beans to A Co. steadily.
  - After D1 fully disclosed his relationship with B Co. and the price, the board of A Co. approved the transaction.

14

## Self dealing and director's duty.

- If a director with a conflict of interest properly disclose the interest under §144, the director will not be liable because of breach of the duty under §144.
- However, qualifications for releasing directors from liabilities are not clear. Possible views are:
  1. Require nothing other than the disclosure under §144.
  2. Require approval by either:
    - a) members under §§157 and 158.
    - b) a board under §159.
  3. Require it to be substantially fair if not approved by the proper body.
    - Which interpretation should we adopt?

15

## Self dealing and director's duty: view1

- Difficult to take view1.
  - There are §§157 and 159 which may contradict with view1.
  - In addition, common law principle is that a self dealing needs to be approved by a principal, otherwise it is void.
    - Usually, a clear statutory provision is provided in a statute if one intends to modify the principle (see, e.g., §144(6)).

16

## Self dealing and director's duty: view2a

- §157 provides:
  - "A company must not give an officer...., a benefit in connection with the transfer of the whole or any part of...property of the company....unless there is member approval under section 158..."
  - "officer" may include a director (see §131(a)).
    - at least includes a director appointed as an officer at the same time.
- However, is always requiring a member approval for a self dealing beneficial to a company and its shareholders?
  - A company may need to transact with its directors or their associates.
  - It may take time to obtain an approval from company's members.

17

## Self dealing and director's duty: view2b

- §159(1)(e) provides that a board *may* authorize
  - "the entering into of a contract to do any of the things set out in paragraphs (a), (b), (c), and (d) or to the provision of any other kind of financial benefit to a director or a related party *not otherwise regulated under this Law*..."
- Do contracts between a company and its directors in general fall into §159(1)(e)?
  - Are the transactions regulated under §159(1)(e) limited to those provided in (a) to (d) and similar ones to them?
    - (a) remuneration, (b) compensation for loss of office, (c) loans and (d) guarantees by a company.
    - §159(1)(e) can be interpreted as including only transactions similar to remuneration, provision of credits.
    - However, "any other kind of financial benefit" can be read broader.
  - Are these contracts regulated under §157?
    - If so, these are excluded from §159(1)(e) because of the clause "not otherwise regulated under this Law" in it.

18

### Self dealing and director's duty: view3

- Requires fairness in a conflicting transaction.
  - procedural fairness
  - substantial fairness
    - contents of the transaction needs to be fair: the price, the quantity or quality of the objects...
    - requires the transaction to be in the best interests of the company.
- View 3 can be used with view 2a or b.
  - Either acquire an approval for the transaction or the transaction should be substantially fair.
  - Require a board approval and substantial fairness at least to some extent (see, e.g., §159(5)).
- ★ Whichever opinion you adopt, it may well be better to clarify what the rule is in the draft.

19

### Self dealing and director's duty: Case5

- View1: no breach of duty.
- View2
  - a): breach of duty under §157
  - b): no breach of duty.
- View2a+view3
  - no member approval: the transaction is can not be justified under §157.
  - However, it can be evaluated as being substantially fair to A Co.

20

### Case6: self-dealing4

- Does the conclusion in case3 change if the facts are changed as following?
- About A Co.: same as in Case1
- In 2016, A Co. started handling coffee (same as in the case3).
- About B Co.: same as in Case3
- The transaction between A Co. and B Co.
  - The purchase price was 20% higher than the usual market price.
  - Same coffee beans were available from other importers.
  - The total price A Co. paid to B Co. was USD 12 million in year 2016.
  - D1 started the transaction in order to improve B Co.'s profitability.
  - After D1 fully disclosed his relationship with B Co. and the price, the board of A Co. approved the transaction.

21

### Case 7: remuneration of directors1

- A Co.: same as in the Case 1.
- In 2016, A Co. decided to start handling coffee.
- In doing so, A Co. decided to appoint a new director.
  - The new director N was appointed at the shareholder meeting of A Co.
  - N is a non-executive director and is not appointed as an officer of A Co.
  - N is expected to give advices on the A Co.'s new business as an expert on coffee market.
- N's remuneration:
  - USD 0.3million/year
  - In the course of negotiation, N told the amount to D1 and D1 accepted it immediately.
  - D1 and other directors did not made any research on the remuneration of non-executive directors in competitors or any other companies.
  - Directors of A Co. thought that although USD 0.3million is rather expensive, it does worth for the knowledge and specialties N had.
  - The remuneration was approved at A Co.'s shareholder meeting appointing N.
- X, a shareholder of A Co. thinks the remuneration is excessive. Can X challenge it?

22

### Remuneration of directors

- Rules on remuneration of directors.
  - A board can authorize a remuneration if it is in an arm's length terms.
    - Directors' remuneration can be authorize by a board (§159(1)(a)).
    - Three conditions for the authorization (id. (f))
      - (i) to authorize "is in the best interest of the company" (ii) to authorize "is reasonable in the circumstances"
      - (iii) "the payment...is on made on terms that are no worse than arm's length from the perspective of the company."
    - Even if a remuneration does not satisfies the three conditions above, a company can pay the remuneration if it is approved by its members (§160(1)).
  - The remuneration in Case 7 is approved by A Co.'s members.

23

### Case 8: remuneration of directors2

- Does the conclusion in Case 7 change if the facts are changed as following?
- A Co.: same as in Case 1.
- In 2016, A Co. decided to start handling coffee.
- In doing so, A Co. decided to appoint a new director (same as in Case 7).
  - The new director N was appointed at the shareholder meeting of A Co.
  - N is a non-executive director and is not appointed as an officer of A Co.
  - N is expected to give advices on the A Co.'s new business as an expert on coffee market.
- N's remuneration:
  - USD 0.3million/year
  - In the course of negotiation, N told the amount to D1 and D1 accepted it immediately.
  - D1 and other directors did not made any research on the remuneration of non-executive directors in competitors or any other companies.
  - Directors of A Co. thought that although USD 0.3million is rather expensive, it does worth for the knowledge and specialties N had.
  - The remuneration was approved by the board but not by A Co.'s shareholder meeting.
- X, a shareholder of A Co. thinks the remuneration is excessive. Can X challenge it?

24

## Case 9: remuneration of directors<sup>3</sup>

- Does the conclusion in Case 8 change if the facts are changed as following?
- A Co.: same as in the Case 1.
- In 2016, A Co. decided to start handling coffee.
- In doing so, A Co. decided to appoint a new director (same as in Case 7).
- N's remuneration:
  - USD 0.2million/year
  - In the course of negotiation between D1 and N, N told D1 that he want 0.3million/year. Based on the information gathered by D2, D1 insisted 0.15million/year is appropriate.
  - D1 and N negotiated for several times and both sides conceded to each other's demand. Finally, they agreed on 0.2 million/year.
  - Directors of A Co. approved the remuneration on the reason that even though it is higher than they expected knowledge and specialties N had are indispensable for A Co....
  - The remuneration was not approved by A Co.'s shareholder meeting.
- X, a shareholder of A Co. thinks the remuneration is excessive. Can X challenge it?

25

## Remuneration of directors

- Rules on remuneration of directors.
  - A board can decide if it is in an arm's length terms.
  - Directors' remuneration can be authorize by a board (§159(1)(a)).
  - Three conditions for the authorization (id. (f))
    - (i) to authorize "is in the best interest of the company"
    - (ii) to authorize "is reasonable in the circumstances"
    - (iii) "the payment...is on made on terms that are no worse than arm's length from the perspective of the company"
  - Alternatively, a company can pay the remuneration if approved by its members (§160(1)).
- Remunerations in both Cases 8 and 9 are not approved by A Co.'s members.
- Whether the remunerations in each case satisfies §159(1)(f) must be considered, especially (iii).

26

## Remuneration of directors

- Arm's length terms
  - 1) Negotiated and agreed between independent and equal parties
  - 2) the terms that can be evaluated as substantially same as those between independent parties.
- Cf. "fairness" in self-dealings.
- Independent parties
  - Parties of usual business contracts.
  - Fiduciary and its principal are not independent and equal parties.
- Better to consider procedural aspects first, then substantial ones.
  - In Case8, it is not arm's length in both aspects.
  - In Case9, it can be evaluated as independently negotiated, i.e., arm's length in procedural sense.

27

## Case 10: remuneration of officers

- Suppose N was appointed as an officer of A Co. but not as a director.
- Does the procedure for setting the remuneration of N differ from that of directors?
  - Specifically, does the remuneration, always or under specific circumstances, have to be approved by the shareholder meeting of A Co.?

28

## Remuneration of officers

- Possible views on remuneration of officers.
  - View1: It can be paid under a contract without a member approval.
    - §156(1) requires a member approval on a severance payment.
    - §156(2): "(1) does not restrict the payment of any benefits required to be...paid in good faith under or in connection with the officer's contract of employment"
  - View2: a member approval is required for paying remuneration to an officer.
    - §157 prohibits provisions of company's property to its officers without a member approval
      - "a benefit in connection with the transfer of the whole or any part of...property of the company".
- Which is the rule?
  - Taken together with §156, §157 can be interpreted as excluding remunerations.
  - If so, there are no procedural failures in Case 10.
  - However, the provisions of the draft are unclear.

29

## Case 11: remuneration of officers<sup>2</sup>

- Suppose N is appointed as an executive director and officer at the same time.
- Does the procedure needed for setting the remuneration of N for his capacity as an officer differ from that of Case 10?

30



## Remuneration of officers/directors

- The unclarity in rules on remuneration of officers creates further difficulties.
  - If a director is also appointed as an officer, procedures for setting remuneration as an officer and as a director *may* differ.
- View1 (no member approval is required for officer's remunerations)
  - No equivalent of §159 (1)(f) for officers.
  - Excessive remunerations can be legal if it is payed as remuneration for an officer.
- View2 (a member approval is required for officer's remuneration): the overall remuneration regulation will be totally perverse.
  - Officer: always need a member approval.
  - Director: can be paid remuneration without member approval.
  - Officers are (can be) monitored by directors, but not vice versa.
- Note that even if a director is not specifically appointed as an officer he can still be an officer under §131(a).

31

## Remuneration of officers/directors

- Rules on remunerations of officers should be clarified.
  - The main reason for this inconsistency is unclarity in rules on officer's remuneration.
  - Results from incomplete copy and paste of Australian law.
- ★ A proposal for modification1.
  - Director: §159
  - Officer: specifically provides that a board can authorize remuneration (probably by adding specific provisions in or after §156).
  - Director and officer: specifically provides that both remunerations as a director and as an officer are regulated under §159.
- ★ A proposal for modification2.
  - In addition to proposal1, revise §159 to always require a member approval.
  - Also removes ambiguity concerning "arm's length" rule under current §159(1)(f).
  - However, whether to adopt this idea is totally a policy matter.

32

## Case12: Competing with the company1

- About A Co.: same as in Case1
- 2016/6/1, A Co. started to consider entering into coffee business.
  - Based on the decision at the board meeting on the day, D2 started to prepare a report on coffee market for the next board meeting.
  - On 2016/7/1, D2 submitted the report to the board and made a presentation based on it at the board meeting.
- 2016/7/14, D1 started coffee business at his wholly owned company (E Co.).
  - The sole director of E Co. was D1.
  - D1 kept these facts secret to D2, D3 and employees of A Co.
- Did D1 breach his duties to A Co.?

33

## Competing with the company

- The draft does not contain regulations specifically tailored for situations where directors compete with the company.
- However, there are related provisions.
  - The director must make disclosures under §144(1).
    - When he has "a material personal interest in a matter that relates to the affairs of the company".
  - §140(a): using information obtained as a director to benefit himself in the course of competition consists a breach of duty.
  - §139: using his position as a director for his personal business consists a breach of his duty.
- Case 12 involves breaches of (at least) two duties.
  - D1 made no disclosure (§144(1)).
  - D1 used information obtained as a director at A Co.'s board meeting on 2016/7/1.
- Some cases can also be handled under §164.

34

## Case13: Competing with the company2

- Does the conclusion in Case12 change if the facts are changed as following?
- About A Co.: same as in the case1
- As of 2016/7/14, A Co. never considered entering into coffee business.
  - Until now, A Co. never entered or considered entering into the business.
- 2016/7/14, D1 started coffee business at his wholly owned company (E Co.).
  - The sole director of E Co. was D1.
  - D1 kept these facts secret to D2, D3 and employees of A Co.
  - The business went so well.

35

## Competing with the company

- The draft does not contain regulations specifically tailored for situations where directors compete with the company.
- However, there are related provisions.
  - The director must make disclosures under §144(1).
    - When he has "a material personal interest in a matter that relates to the affairs of the company".
  - §140(a): using information obtained as a director to benefit himself in the course of competition consists a breach of duty.
  - §139: using his position as a director for his personal business consists a breach of his duty.
- Case 13 involves no conflict of interests.

36

## Case14: Corporate opportunity1

- About A Co.: same as in Case1
- 2016/6/1, A Co. started to consider entering into coffee business (same as in Case12).
- 2016/7/14, F Co.'s CEO P told D1 the following:
  - F Co. is considering selling its wholly owned subsidiary (F2 Co.).
  - F2 Co. is engaging in wholesale business of coffee beans.
  - P was looking for someone who is interested in purchasing F2 Co.
- 2016/9/1, E Co. purchased F2 Co. from F Co.
  - E Co.'s sole shareholder and sole director was D1.
  - D1 did not tell D2 or D3 about the offer from P
  - Instead, he started considering the purchase of F2 Co. by E Co. just after the offer by P
- Did D1 breach his duties to A Co.?

37

## Usurping corporate opportunity

- The relevant provisions in the drafts are similar to those on a competition with the company.
  - Disclosure (§144(1)).
  - No improper usage of company's information (§140).
  - No improper usage of his position as a director (§139).
- A business opportunity offered to a company consists "information" obtained as its director.
  - In Case14, D1 improperly used the information obtained as a A Co.'s director.
- According to cases in Commonwealth countries, this type of conflicts can be handled under the unfair oppression clause.

38

## Case15: Corporate opportunity2

- Does the conclusion in case14 change if the facts are changed as following?
- About A Co.: same as in Case1
- 2016/6/1, A Co. started to consider entering into coffee business.
  - 2016/7/1, D2 reported at the board meeting that it would cost too much to enter the business now.
  - D2 also reported that if A Co. make investment for the new business, it will be difficult for A Co. to make necessary investment for the existing tea business.
- 2016/7/14, F Co.'s CEO P told D1 the following (same as in the case14):
  - F Co. is considering selling its wholly owned subsidiary (F2 Co.).
  - F2 Co. is engaging in wholesale business of coffee beans.
  - P was looking for someone who is interested in F2 Co.
- 2016/9/1, E Co. purchased F2 Co. from F Co.
  - E Co.'s sole shareholder and director was D1.
  - D1 told D2 about the P's offer.
  - D2 replied D1 that A Co. did not have enough money for purchasing F2 Co. based on his 7/1 report.

39

## Usurping corporate opportunity

- The rules are similar to those on a competition with the company.
  - Disclosure (§144(1)).
  - No improper usage of company's information (§140).
  - No improper usage of his position as a director (§139).
- A business opportunity offered to a company consists "information" obtained as its director.
- In Case14, there is no improper usage of information by D1.
- Case15
  - D1 properly offered the opportunity to A Co. first.
  - A Co. was not willing to take advantage of the opportunity.
  - It can be understood that there is no conflict of interest between D1 and A Co.
  - In practice, it is better for D1 to make disclosure about the purchase nonetheless.

40

## Case16: Illegal actions by the company1

- About A Co.: same as in Case1.
- In 2016, A Co. started handling coffee (same as in Case1).
- The new business went well in 2016. However, in June 2017 a newspaper revealed the following:
  - Some of coffee beans sold by A Co. contained a specific harmful agricultural chemical, which was prohibited by a food safety regulation.
  - D1 recognized the problem by the end of 2016.
  - However, D1 kept on buying and selling the bean since it was cheaper and better in quality compared to the competitive products. The bean was popular among consumers.
  - These press reports turned out to be true.
- By the end of 2017, A Co. suffered loss of USD 100 million by this scandal.
- Can A Co. demand D1 to pay damage?

41

## Duty to obey law

- Directors and officers have a duty to obey law (§141)
  - i.e. duty to prevent herself from engaging in illegal actions.
  - In Case16, D1 intentionally engaged in the illegal action.
- Current §141 limits the scope of laws to be obeyed only to Companies Act.
  - "A director or officer must not act...in a manner that contravenes *this* Law or..."
  - However, there is few rationale for this limitation.

42

## Case17: Illegal actions by the company2

- About A Co.: same as in Case1.
- In 2016, A Co. started handling coffee (same as in Case1).
- In June 2017, a newspaper revealed that A Co.'s coffee beans contained a harmful agricultural chemical which was prohibited (same as in Case16).
- D2 and D3 did not know the problem until the press uncover.
  - D1 was in charge of the quality management of the coffee beans.
  - D2 was CFO and D3 was not an officer or managing director of A Co.
  - D1 never told D2 or D3 about the problem.
  - D2 and D3 never asked D1 or investigated about the safety of the beans A Co. sold.
  - If they checked the report by specialists examining the bean and/or examined the farm producing the bean, they could easily find out that the prohibited chemical was used.
- Did D2 and/or D3 breached their duties to A Co.?

43

## Duty to obey law and monitoring

- Directors also have a duty to monitor their colleague directors, officers and employees.
  - No specific provision, but a part of the duty of care (§137(1)).
  - Directors other than who committed an illegal action may (but not always) be held as breaching his duty.
  - Case17 is this type of problem.
- If D2 or D3 did hear or recognize about D1's action
  - §137(2)(a)
  - §137(2)(d)
  - are not satisfied.
- If D2 or D3 did not inform themselves about serious risks of A Co.'s business, §137(2)(c) is not satisfied.
  - They do not have to gather information daily by themselves.
  - Instead, they can structure an internal control system.

44

## Duty to obey law and monitoring

- §163 provides that if a reliance on information by a director satisfies following conditions, it will be presumed as reasonable.
- (1)(a) information supplied by
  - (i) "an employee of the company whom the director believes on reasonable grounds to be reliable and competent...";
  - (ii) a professional adviser or expert;
  - (iii) "another director or officer in relation to matters within the director's or officer's authority"; or
  - (iv) "a committee of directors on which the director did not serve..."
- and (1)(b) where
  - the reliance was made in good faith and
  - after making an independent assessment by the director
- the presumption is rebuttable (§163(2)).

45

## 事例研究（多数派株主と少数派株主との紛争解決）レジюме

### Case Study of Corporate Law #3

#### **Dispute Resolution between Majority Shareholders and Minority Shareholders**

July 3, 2015

#### Case 1:

Company P, a company limited by shares, had three shareholders. Individual A held 100 shares, Individual B and Individual C held 50 shares each, all of the shareholders were natural persons. All of the outstanding shares were common stock, which had one voting right for each share. Company P had a board of directors where each shareholder, i.e. Individuals A, B and C, was a member of the board. Individual A was the chairman of the board of directors of Company P. After several years, Individual A, without sending out a convocation notice to each shareholder, held a general shareholders meeting. While Individual B who heard of the shareholders meeting could attend the meeting, C could not as he did not have any chance to hear about the meeting. At the shareholders meeting, Company P passed (a) removal of Individuals B and C from directors of Company P and (b) appointment of Individuals D and E as new directors of Company P. Further, after completion of the registration of removal of previous directors (Individuals B and C), and appointment of new directors to the registry office, the new board of Company P approved the purchase of land from Company Q at the higher price than the fair market value of the land. Company Q was a wholly owned by Individual A.

#### **Questions:**

1. What can Individuals B and C assert against Company P?
2. What can Individual B and C assert against Individual A?

#### Case 2:

Individuals A, B and C were the shareholders of Company R, a company limited by shares, where Individual A held 600 shares, Individual B held 350 shares and Individual C held 50 shares in Company R. All of the outstanding shares were common shares. Under the constitutional document of Company R, the special resolution at the general shareholders meeting with a majority vote was required to sell and transfer the shares in Company R.

After several years, the relationship between Individual C and the remaining shareholders became bad, and Individual C started to seek disposal of the shares in Company R. One day, Individual C found a potential purchaser of the shares, Company S. After negotiation taken place, Company S agreed to purchase the shares that Individual C holds at US\$ 5 million. Individual C asked for the approval of share transfer to Company S at the general shareholders meeting of Company R, but the general shareholders meeting rejected the share transfer, since Individuals A and B voted against the share transfer. Note that Company S was a business competitor to Company R.

Accordingly, Individual C could not sell the shares in Company R to Company S.

The value per share was;

- (a) US\$ 10,000@share, if evaluated by dividend discounted method;
- (b) US\$ 35,000@share, if evaluated by method by referring to similar industry;
- (c) US\$ 50,000@share, if evaluated by net asset value method; and
- (d) US\$100,000@share, if evaluated by income approach.

#### **Questions:**

1. How should be the interest of Individual C protected?
2. Does your analysis change if the number of shares held by each shareholder were as follows?

Individual A – 450 shares  
Individual B – 150 shares  
Individual C – 400 shares

\* Supplemental Explanation:

“Dividend discounted method” means the evaluation method of shares where the shares are evaluated based on the amount of dividend.

“Method by comparing similar industry” means the evaluation method of shares where the shares are evaluated by referring to average share price, average of the amount of dividend, profits and net asset amount, of the similar industry.

“Net asset value method” means the evaluation method of shares where the shares are evaluated based on the net asset amount of the company.

“Income approach” means the evaluation method of shares where the shares are evaluated

based on the income of the company generated.

**Case 3:**

Company T was founded by Mr. X, owned 100% by him, and grew to a big company under his management. After many years when Mr. X passed away, three sons of Mr. X, Individuals A, B and C inherited the shares in Company T. Respective number of shares of each son was, 400 shares for Individual A, 300 shares for Individual B and 300 shares for Individual C. Company T had the board of directors which consisted of the three sons.

After starting the new operation by the new management, there were several occasions that the opinions of Individuals A and B oppose each other, and Individual C always supported Individual B.

One day, at the board meeting, Individuals B and C proposed the agenda of issuing 2,000 new shares in Company T and allot 1,000 shares to each of Individuals B and C, but none to Individual A. Accordingly, if the shares were issued and allotted as planned, the number of shares held by each son would be 400 shares for Individual A, 1,300 shares for Individual B, and 1,300 shares for Individual C after the share issuance and allotment. The actual value of each share in Company T was US\$10,000.

**Questions:**

1. Assume that Company T issued the new shares at US\$1,000 per share.
  - (1) What is the economic consequence of such issuance of shares among the shareholders?
  - (2) What Individual A can do or assert in such situation?
2. Assume that Company T issued the new shares at US\$10,000 per share.
  - (1) What is the consequence of such issuance of shares among the shareholders?
  - (2) What Individual A can do or assert in such situation?
3. What if there was a bona fide business reason to issue the shares and raise the funds? Assume that Company T needed to raise substantial amount in order to build a new plant, and the shares were issued for the purpose of raising the necessary fund.

**Case 4:**<sup>1</sup>

Company U engaged in the business of leasing aircrafts. Companies A, B, and C, who together hold 60% of the outstanding shares of Company U, adopt a policy of withholding payment of dividends on Company U's shares and obtaining the benefits of their control of Company U solely through the leasing of aircrafts at a bargain price for air carrier business that they operate. Company D, a minority shareholder of Company U holding 40% of the outstanding shares who did not approve the policy, is unable to take advantage of the policy because it does not operate air carrier business.

**Question:**

What are the measures that can be taken by Company D to protect its own interests?

**Case 5:**<sup>2</sup>

Company A, a company limited by shares, has a controlling shareholding in another company limited by shares (Company B), holding 80% of the shares. Company A was controlled by the family member of the founder of the business.

For a period of 10 years, and despite the steady build up of profits over that time which have led to an increase in the fair value of the shares of Company B, the controlling shareholder Company A has refused to vote in favour of any dividend in the hope of buying back the 20% of the shares of Company B held by the minority shareholders. Each time the matter has come before the general shareholders meeting, the board of directors has recommended that the shareholders do not vote in favour of any dividend but instead retain the profits in Company B. Some family members held senior positions in Company A and Company B and so received a satisfactory level of remuneration. Therefore, they do not feel they have any need to receive dividends. A minority shareholder of Company B has decided to sue the majority Company A for damages in respect of the failure to vote in favour of the payment of dividend for such a long period.

Meanwhile, for valid business reasons, the management of Company B decides to sell one of its businesses to Company A, together with the assets and liabilities pertaining to such business at fair price. Under the constitution of the Company B, it was required to obtain the special resolution at the general shareholders meeting in order for the Company B to sell important assets. Thus, Company B held duly held the shareholders meeting, where the said assets sale was approved with the affirmative voting by Company A.

Later, the plan of Initial Public Offering (IPO) of Company B came up. In order for Company B to conduct IPO, the Company B needed to do reverse share split, whereby make per value of shares more appropriate for the listed shares. The ratio of reverse share split was for 20 shares to 1 share.

Some minority shareholders of Company B have several complaints.

**Questions:**

1. One minority shareholder of Company B has decided to sue to obtain a court order annulling the sale of the business as well as its asset on the ground that Company A, although authorized by law to vote on the sale, had a conflict of interest and should have refrained from voting. What would be the consequence?
2. In the course of the reverse share split, three minority shareholders of Company B, who held only 18 shares each, were unable to obtain the new share after the reverse share split, receiving cash instead. Is there anything that these three minority shareholders can assert?

<sup>1</sup> The case is based on the illustration on d.(1)(b) of ALL *Principles of Corporate Governance* § 5.11: *Analysis and Recommendations Part V: Duty of Fair Dealing Chapter 3. Duty of Fair Dealing of Controlling Shareholders* (ALL-CORPGOV § 5.11) (1994).

<sup>2</sup> This case is inspired by the case shown in page 227 of Pierre-Henri Conac, *Shareholders and Shareholder Law* in Mathias Stiems and David Gabel, *Comparative Company Law – A Case-Based Approach* (2013).

**Case 6:**

V Company, a producer of oil and gas, owns 60% of the common stock of W Company, a refiner of oil and gas, which has been purchasing its raw material from third parties. W Company developed a great business opportunity to invest in the other oil and gas business operator, X Company. Since the management of W Company was convinced that the investment in X Company would be extremely profitable, the managements of W Company reported to V Company, as its parent company, about the investment opportunity in X Company. However, the management of V Company strongly opposed to W Company's investment in X Company, and even ordered the management of W Company that they should not invest in X Company. Accordingly, W Company gave up its plan to invest in X Company. However, 3 months later, V Company acquired all equity interest in X Company, and made its own 100% subsidiary. Minority shareholders of W Company complained about such acquisition by V Company.

**Questions:**

1. What made the minority shareholders of W Company so unhappy?
2. What are the remedies available for such minority shareholders of W Company?
3. What if Company V held 95% of the outstanding shares in Company W?

**Case 7:**<sup>3</sup>

Assume that a 60% majority shareholder and two 20% minority shareholders form a company engaged in the sale of a particular product. Under the constitutional document of the said company, the approval at the general shareholders meeting with a majority vote was required to sell and transfer the shares in such company. At the time the shareholders commit their capital to the business, they all agree that the company needs only two active managers. As a result, the majority and one of the minority shareholders assume active management roles in the business, while the other minority shareholders assume active management roles in the business, while the other minority shareholder chooses to remain as the passive investor. 6 months later, the three individuals realize for the first time that the growing business will require a third manager. With the support of the other two shareholders, formerly passive minority assumes the third management position. For the next twenty years, all three shareholders participate actively in the management of the business. However, at the end of that time period, the majority unjustifiably removes both minority shareholders from their positions.

**Question:**

Is there any remedy available to the two minority shareholders?

<sup>3</sup> This case is based on the example shown in Page 719 of Douglas K. Moll, *Shareholder Oppression & Reasonable Expectations: Of Change, Gifts, and Inheritances in Close Corporation Disputes*, 86 Minn. L. Rev. 717 (2001-2002).



## 事例研究（取締役の違法行為に対する救済措置（株主代表訴訟））レジュメ

### Derivative actions and remedies for oppressive or unfair conducts: cases

Manabu Matsunaka  
Nagoya University



1

### Case1: breach of duties and derivative action

- X is a shareholder of A Co.
  - A Co. issues 1000 shares.
  - X holds 10 of them since the incorporation.
- D1, a director of A Co., involved in a self-dealing.
  - Suppose that details are the same as in the Case 3 in "directors' duties" section.
- X thinks D1 should compensate A Co. for the damage he caused.
  - However, D2 and D3 are hesitating to make action on behalf of A Co.
  - Can X take an action to make D1 compensate A Co.?
  - If he can, what is the required procedure for X?

2

### Case1: Case3 of duties of directors

- About A Co.
  - Engaging in wholesale and retail business of tea.
  - Directors: D1(CEO), D2 and D3
- In 2016, A Co. started handling coffee.
  - All directors supported the judgment.
  - A Co. purchased coffee beans only from B Co.
- About B Co.
  - One of companies importing coffee beans from African countries.
  - Wholly owned by D1 and the sole directors was D1.
- The transaction between A Co. and B Co.
  - The purchase price was 20% higher than the usual market price.
  - Same coffee beans were available from other importers.
  - The total price A Co. paid to B Co. was USD 12million in year 2016.
  - D1 started the transaction in order to improve B Co.'s profitability.
  - The transaction was not approved by the board of A Co. and D1 made no disclosure to A Co. at all.
- Can A Co. demand D1 to pay the damage? If so, how much can A Co. get from D1?

3

### Derivative actions

- Shareholders can make actions on behalf of the company.
  - Anyone can sue for herself.
  - Here, X wants to sue on behalf of A Co.
    - If X (A Co.) wins, A Co. will recover damage from D1, not X.
    - Usually, directors (or officers) act on behalf of the company.
- Which section in the draft provides for the rules on derivative actions?

4

### Derivative actions

- A shareholder and other person in §168(1)(a) may make a derivative action if the court grant a leave (§169(1)).
- The conditions and procedure for the court to grant a leave (§169(2)).
  - (a) to (d) must be satisfied
    - (a): non action by the company itself
    - (b): the applicant acting in good faith
    - (c): being in the best interests of the company
      - (c) is presumed *not* to be satisfied if conditions in (3) are satisfied.
    - (3) essentially lets a board to reject a derivative action as long as they make independent and reasonable decisions.
  - (d): existence of a serious question to be tried
- Also the applicant basically have to make a notice under (e).

5

### Case2: breach of duties and derivative action2

- Suppose X successfully made the derivative action in Case 2 and the court judged that D1 should compensate A Co.
  - The court ordered D1 to pay A Co. USD 2 million.
- X hired a lawyer and paid him USD 10,000.
- X also paid fee to the court.
- Can X get reimbursed for these expenses?

6

## Oppression remedies

- Oppressive conducts (§164)
  - If (a), (b) or (c) is
  - either (d) or (e),
    - Members (and other persons in §166) can apply court for following reliefs.
- Reliefs (§165): especially following ones are important.
  - (a): winding up
  - (d)(e): purchase of (plaintiff's) shares by other member(s) and/or the company.
  - (c)(f)(j): regulating, restraining or requiring current or future conducts of a person (a member and or a director) or the company.
  - (k): damages
  - These reliefs are illustrative, not comprehensive.
- Reliefs must correspond with the oppressive conducts in question.

7

## Case3: oppression of minority shareholders

- In 2010, X, Y and Z incorporated A Co.
  - All three hold 1/3 of A Co.'s shares (300 shares in total, 100 each).
  - All three were managing directors.
- In 2013, a conflict arose among X, Y and Z.
  - Y and Z tried to drive out X.
  - In June 2013, the board of A Co. decided to deprive managing authority of X.
  - In the same month, general shareholder meeting of A Co. decided to pay no dividends this year.
    - A Co. had sufficient profits to make dividends then.
    - A Co. had been making dividend of USD 500 per share since 2011.
    - This is continuing as of 2017.
  - At the same time, the board of A Co. made following decisions.
    - Raise the remuneration of each managing director to USD 150,000 per year from USD 100,000.
    - Set the remuneration of non-managing directors at USD 1000 per year.
- X wants to exit from A Co. What can he demand and to whom?

8

## Case3: point of view

- Do the conducts of A Co. amount to oppressive conducts under §164?
  - Consider total effects of the conducts.
    - Deprive X of the managing authority
    - Set dividends to zero *and* raising the remuneration of managing directors since 2013.
  - Are these oppressive to, unfairly prejudicial to, or unfairly discriminatory against X?
- If so, can the court order A Co. or Y/Z to purchase the share of X under §165?

9

## Case3: explanations

- Do no dividends with higher director's remunerations amount to oppression?
- If all of the shareholders are directors: higher remunerations substantially compensate for lost dividends.
- When only a part of shareholders are (managing) directors:
  - Y and Z: dividends+remunerations
    - until May 2013: USD 500\*100shares+USD 100,000=USD 150,000
    - from June 2013: 0+USD 150,000=USD 150,000
  - X: dividends+remunerations
    - until May 2013: USD 500\*100shares+USD 100,000=USD 150,000
    - from June 2013: 0+USD 1,000=USD 1,000

10

## Case3: explanations

- Purchases of oppressed party's shares as an appropriate remedy.
  - Provides an oppressed shareholder with exits from the company.
  - A purchase by *oppressing* shareholders is the most common relief (§165(1)(d)).
  - In addition, the court can order the company to purchase (ld. (e)).
    - \*If company, instead of other shareholders buy oppressed shareholder's share, there can be an (bad) effect to its business and creditors.
- Is these an appropriate remedy for Case 3?
  - Can the purchase by Y, Z or A Co. put an end to the oppression to X?
  - Is X relieved from and/or compensated for the oppression?

11

## Case4: a dispute on dividend policy1

- A Co.
  - B Co. is a majority shareholder of A Co.
  - C and others are minority shareholders of A Co.
- A Co. has distributed 90% of its net profit every year since its incorporation in 2000.
  - This was because B Co. needed cash to make investment for its own business.
  - Since A Co. has not retained most of its earnings, it lacked a fund to make investment in a new profitable business brought to A Co. in 2014.
  - D bank told directors of A Co. that D would not lend money for the investment as long as A Co. does not change its dividend policy.
  - B Co. opposed to change the dividend policy and A Co. has been keep on distributing 90% of its net profit in years 2014 and 2015.
- In 2016, all minority shareholders including C sued for relief.
- Can C and other minority shareholders get any relief? If so, what is an appropriate relief?

12

### Case4: point of view

- What is effects of the A Co.'s dividend policy on its shareholders?
  - Effects on B Co.
  - Effects on C and other minority shareholders of A Co.
- How should the attitude of C and other minority shareholders affect the judgment on oppression?
- What are appropriate remedies?
  - Does not have to be limited to one remedy.

13

### Case4: explanations

- Effects of the A Co.'s dividend policy on its shareholders.
  - Effects on B Co.: obtained money needed.
  - Effects on C and other minority shareholders of A Co.: A Co. lost the profitable investment opportunity.  
→favorable for B Co., but unfavorable for A Co.'s shareholder in general.
    - Although B Co., a shareholder of A Co., suffer from A Co. losing the new business, profits from investing dividends from A Co. can compensate the damage.
- The attitude minority shareholders
  - Unanimously opposing the existing policy.
  - This will be an additional factor toward affirming oppression.

14

### Case4: explanations

- What are appropriate remedies?
- Winding-up A Co. (§165(1)(a))
  - might be able to solve some (but not all) of the problem caused by oppression.
  - but it is too excessive.
- Damage: B Co. pays to C and other minority shareholders
  - is difficult solve the problem: the dividend itself will continue in the future, which cause the same problem afterwards.
- Purchase of minority share (including C's share)
  - Purchase by B Co. and/or A Co.
  - C and other minority shareholders obtain exit: freed from future oppression.
  - C and other minority shareholders can be compensated for the damage caused to A Co. by losing the new investment opportunity, if the price of purchase is fair.
- Another remedy might be to regulate future dividends of A Co., but this cannot compensate for the past damage caused to A Co.

15

### Case5: a dispute on dividend policy2

- A Co.
  - B Co. is a majority shareholder of A Co (60%).
  - C, D and others were minority shareholders of A Co.
- A Co. has made no dividend since its incorporation in 2000.
  - This was initially based on the intent of the entire shareholder to prioritize investment in new fields rather than distribution.
  - Until present, A Co. has successfully found investment opportunities.
  - Since 2014, some of the minority shareholders including C insisted to make modest (about 30% of annual net profits) dividend to shareholders.
- In 2016, a part of minority shareholders including C sued for relief.
  - Altogether, C and other dissenting minority shareholders hold 20% of A Co.'s shares.
  - The remainders of minority shareholders, who altogether hold 20% of A Co.'s shares, supported the existing dividend policy.
- Can C and other dissenting minority shareholders get any relief? If so, what is an appropriate relief?

16

### Case5: point of view

- Is continuing the dividend policy amounts to oppressive, unfair or prejudicial to some members?
- What factors are different from Cases 3?
- The reason why A Co. adopted the dividend policy.
- Effects of the dividend policy to shareholders.
  - esp. (in)difference between majority and minority shareholders.
- Must also look to attitudes of minority shareholders.

17

### Case5: explanations

- What factors are different from Cases 3 and 4?
- The reason and effects of the dividend policy:
  - The "no dividend" policy was not for benefiting a majority shareholder or other particular parties.
  - The profits were invested in new businesses: the value of A Co.'s share raised by the investment.
    - E.g., 100 (original share value) + 20 (dividends) or 120 or more (capital gain) + 0 (dividends)
  - Total values for each shareholder is not decreasing. This is also the case for both majority and minority shareholders.
  - Also some of minority shareholders themselves are supporting the dividend policy.
- Cases in Commonwealth countries have denied relief for no or low dividends where:
  - it led to increase in funds/reserves for shareholders
  - there are sound business reasons for the policy.

18

## Case6: share issues1

- In 2010, X, Y and Z incorporated A Co.: same as in case1
  - All three hold 1/3 of A Co.'s shares (300 shares in total, 100 each).
  - All three were managing directors.
- In 2015, a conflict arose among X, Y and Z.
  - Y and Z tried to drive out X.
  - In June 2015, the board of A Co. decided to issue 300 shares.
  - Y who proposed the issuance, explained that A Co. needed working capital.
  - X opposed, but Y and Z voted for the issuance.
  - In the resolution, terms of the issuance was set as following:
    - issue price: 1000USD/share. This was based on an accountant B's appraisal.
    - Y and Z have to pay USD 500/share by the time of issuance. The remainder can be paid within a year.
    - A Co. issues to Y and Z (150 shares each).
- In November 2015, Y and Z proposed X to sell all of its shares to them.
  - The price they offered was USD 800.
  - Y and Z insisted that this was a "fair price" reflecting minority discount.
- X rejected the offer and sued for a relief. Can X get any relief? If so, what is an appropriate relief?

19

## Case7: share issues2

- In 2010, X, Y and Z incorporated A Co.
  - X and Y hold 100 shares each, and Z hold 300 shares.
  - All three were managing directors since A Co.'s incorporation.
- In 2015, a conflict arose among X, Y and Z.
  - X and Y tried to drive out Z.
  - In June 2015, the board of A Co. decided to issue 300 shares.
  - Y who proposed the issuance, explained that A Co. needed working capital.
  - Z opposed, but X and Y voted for the issuance.
  - In the resolution, terms of the issuance was set as following:
    - issue price: USD 500/share. An accountant B's appraisal was USD 1000/share.
    - A Co. issues to X and Y (150 shares each).
- In November 2015, the general shareholder meeting of A Co. appointed W instead of Z as a director.
- Can Z get any relief? If so, what is an appropriate relief?

20

## Case8: clause of constitutions

- A Co. is a listed public company
- A Co. issued 1million shares.
  - 400,000 shares are held by a founding family.
  - 150,000 shares are held by shareholders friendly to the management and founding family.
  - The rest of the shares are held by various shareholders including individuals and institutional investors.
- In 2015, A Co. passed the following resolution at its shareholder meeting:
  - Shareholders holding shares for 2 years or more are entitled to have two voting rights per share.
  - Other shareholders have one voting rights per share.
  - The founding family, friendly shareholders and a part of individual shareholders who are attached to the A Co.'s products and are or willing to be long term shareholders voted for the resolution (800,000/1,000,000 > 75%).
  - In contrast, institutional investors and other shareholders voted against it (200,000/1,000,000).
- Dissenting shareholders sued for a repeal of this "long term shareholder" clause.

21

## Case8: point of view

- Does §164 apply to listed companies?
  - §164 mainly focuses on closed companies.
  - How about the words themselves in §164?
- Consider the effects of "long term shareholder" clause in Case 8 to following groups of shareholders.
  - The founding family
  - Other shareholders supporting the clause
  - Institutional shareholders and other dissented shareholders
- Can the court order a repeal of a constitution clause as a remedy?

22

## Case8: explanations

- Does §164 apply to listed companies?
  - §164 does not explicitly exclude listed companies.
  - However, the court should usually be restrictive: shareholders of listed companies can simply sell their shares at the market, which means there are little needs for providing exits to them.
- The effects of "long term shareholder" clause in Case 8.
  - The founding family (400,000 shares): the percentage of voting rights rises (e.g. from 40% to 50%).
  - Other shareholders supporting the clause: may have to sell their shares in cheaper price, but give consent anyway.
  - Institutional shareholders and other dissented shareholders
    - may lose voting rights.
    - Esp. serious for institutional investors that buy or sell shares frequently.
- Can the court order a repeal of a constitution clause as a remedy?
  - See §165(1)(b).
  - The remedies listed in §165(1) are not comprehensive but illustrative.

23

## Case 9: conflict over business policy

- About A Co.
  - Engaging in wholesale business of tea.
  - Shareholders: X, Y and Z (1/3 of all shares each).
  - Directors: X (CEO), Y and Z
- Shareholders/directors are divided over A Co.'s business policy.
  - In June 2014, X and Y insisted that A Co. should go into retail business as well as wholesale business.
  - Z opposed their idea because 1) the retail business requires knowledge different from wholesale business 2) their idea harms relationship with existing customers (retail store).
  - In August, each side prepared the report based on specialists opinions and debated on the policy again for three hours, but did not reach any agreements.
  - Two weeks later, they gathered again and had discussion for three hours.
    - Again, they did not reach any agreements.
    - After the discussion, they voted on whether to go into the new business. The board passed a resolution to go forward by two (X and Y) to one (Z).
- Z sued for a relief asserting that the new policy is against the interest of members as a whole.

24

## Case9: point of view

- Policy consideration
  - Should the courts intervene in this type of conflicts?
  - Consider the question above as a policy matter, not as a matter of interpretation of statutes or legal doctrine.
  - When answering the question above, take effects of letting the court to intervene in to consideration, especially on directors and interests of shareholders.
- Then, consider the words in §164.

25

## Case9: explanations

- General principle
  - The courts should avoid substituting their judgments for business judgments by directors.
  - Directors can and have incentives to make better judgments on business matters than judges (as we saw at the "business judgment" part).
  - If the courts intervenes in this type of conflicts, directors owe the risk of being overturned, which in turn harms shareholder's interests because of reduced risk taking.
- §164(d) and (e)
  - (d) "contrary to the interests of *the members as a whole*; or"
  - (e) "oppressive to...a member or members"
  - In Australia, the equivalence of (d) is considered as a separate and independent ground for the relief (E.g., *Turnbull v NRMA Ltd.* [2004] 50 ACSR 44. See generally Ford [10.450.3]).
    - MCL §164 is consistent with this interpretation.
  - This opens the door to an intervention by the court into business judgments.

26

## Case9: explanations and recommendations

- Differences between §164(d) and (e):
  - (d): causing damages to the shareholders as a whole, i.e., to the company.
    - E.g., appropriating assets of the company to himself.
  - (e): causing damages to a part of the shareholders. I.e., a shareholder damaging other shareholders.
    - E.g., conflicts over dividend policies in the previous cases.
- ★ It is recommended to delete (d) in §164.
  - Delete §164(d) to limit the scope of §164 to conflicts among shareholders.
    - Damages caused to the company are handled by duties of directors and derivative actions.
  - The equivalent in UK also contains similar words but in more nuanced fashion: "the interests of members generally or of some part of its members" (§994(1)(a)).
  - However, UK courts seem to draw a distinction between oppressive remedies and derivative claims (see *Palmer* §8.3811.1).
- If the draft is not going to be modified, we must limit the scope of §164(d) to where directors causes damages to *both the company and particular shareholders directly*.

27

## Case10: voluntary exit

- About A Co.: same as in case 9.
  - Shareholders: X, Y and Z (1/3 of all shares each).
  - Directors: X (CEO), Y and Z.
- Shareholders/directors are divided over A Co.'s business policy (same as in case 9).
  - In June 2014, X and Y insisted that A Co. should go into retail business but Z opposed.
  - In August, they discussed intensely based on their reports but failed to agree.
  - Two weeks later, after having another discussion, the board passed a resolution to go forward.
- In October, Z told X and Y that he will leave A Co. both in terms of directorship and shareholding.
  - They negotiated on the purchase of Z's share but failed to agree on the price.
  - Z wanted to sell his shares in 10% higher price than an offer by X and Y
  - Z told X and Y that unless they accept the price Z insisted, he will not resign from director and keep on receiving the remuneration as a director.
  - In April 2015, W was appointed as a new director replacing Z at general shareholder meeting of A Co.
- Z sued for a relief. Can Z get any relief? If so, what is an appropriate relief?

28

## Case10: point of view

- Is Z forced to leave?
- What is the effect of giving Z any remedies?

29

## Case10: explanations

- Effects of giving minorities who already decided to exit the company remedies.
  - Strengthen Z's bargaining power.
  - Even where remaining shareholders are negotiating fairly with the minority shareholder.
- Objects of §164
  - §164 does not give shareholder a right for voluntarily exiting the company at the price he wants.
  - Nor intends to empower one side of the parties in negotiations for purchases of shares.

30

## ミャンマー法整備支援プロジェクト第4回本邦研修 研修員

1	テイ ミン エー
	<b>Ms. Htay Myint Aye</b> Additional District Judge, Western Yangon District Court, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 ヤンゴン西部地方裁判所 県裁判所補充判事
2	キン ティツ スウエ
	<b>Ms. Khin Thit Swe</b> Deputy Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草部 副部長
3	チュー チュー アウン
	<b>Ms. Kyu Kyu Aung</b> Staff Officer, Office of the Union Judiciary Supervision, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 連邦司法監督事務局 所付
4	チィ チィ タン アウン
	<b>Ms. Kyi Kyi Than Aung</b> Deputy Director, Commercial Contract Division, Union Attorney General's Office 法務長官府 商業契約部 副部長
5	ティツ ティツ ウィン
	<b>Ms. Thit Thit Win</b> Deputy Director, Constitution Division, Union Attorney General's Office 法務長官府 憲法部 副部長
6	ウィン メイ
	<b>Ms. Win May</b> Deputy Director, Legislative Vetting and Advising Division, Union Attorney General's Office 法務長官府 法案審査助言部 副部長
7	チョー トゥー ヘイン
	<b>Mr. Kyaw Thu Hein</b> Assistant Director, Commercial Contract Division, Union Attorney General's Office 法務長官府 商業契約部 部長補佐
8	サン トゥツ
	<b>Mr. Hsan Htut</b> Assistant Director, Legislative Vetting and Advising Division, Union Attorney General's Office 法務長官府 法案審査助言部 部長補佐
9	ニーラー ム
	<b>Ms. Nilar Mu</b> Director, Directorate of Investment and Company Administration, Ministry of National Planning and Economic Development ミャンマー国家計画経済開発省 投資企業管理局 部長
10	タンダー ソー
	<b>Ms. Thandar Soe</b> Deputy Director, Directorate of Investment and Company Administration, Ministry of National Planning and Economic Development ミャンマー国家計画経済開発省 投資企業管理局 副部長
11	ラ ラ ウィン
	<b>Ms. Hla Hla Win</b> Staff Officer, Directorate of Investment and Company Administration, Ministry of National Planning and Economic Development ミャンマー国家計画経済開発省 投資企業管理局 部付

### 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 野瀬 憲範(NOSE Kazunori)

国際協力専門官 / Staff Officer 井倉 美那子(INOKURA Minako)

ミャンマー第4回本邦研修日程表

日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	
6/28	日	移動日				
6/29	月	10:00 【JICAブリーフィング】	11:00	13:00 【ICDオリエンテーション】 慶應義塾大学	14:00 【講義】 「法律相互間の体系的整備の重要性」 慶應義塾大学 教授 松尾 弘	17:00 赤れんが 共用会議室
6/30	火	10:00 【講義等】 事例研究（設立） 名古屋大学准教授 松中 学 弁護士 黒田 裕	12:30 赤れんが 共用会議室	14:00 【講義等】 事例研究（設立） 名古屋大学准教授 松中 学 弁護士 黒田 裕	17:00 赤れんが 共用会議室	
7/1	水	10:00 【講義等】 事例研究（会社機関の役割と取締役の義務） 名古屋大学准教授 松中 学 弁護士 黒田 裕	12:30 赤れんが 共用会議室	14:00 【講義等】 事例研究（会社機関の役割と取締役の義務） 名古屋大学准教授 松中 学 弁護士 黒田 裕	17:00 赤れんが 共用会議室	
7/2	木	10:00 【講義】 「会社法の重要性について」 東京大学 教授 神作 裕之	12:30 赤れんが 共用会議室	13:30 【訪問】	17:00 東京地方裁判所商事部	
7/3	金	10:00 【講義等】 事例研究（多数派株主と少数派株主との紛争解決） 弁護士 黒田 裕 名古屋大学准教授 松中 学	12:15 13:15 所 長 主 催 意 見 交 換 会 日比谷パレス	14:00 【講義等】 事例研究（多数派株主と少数株主間との紛争解決） 弁護士 黒田 裕 / 名古屋大学准教授 松中 学 東京大学准教授 加藤 貴仁	17:00 赤れんが 共用会議室	
7/4	土					
7/5	日					
7/6	月	10:00 【講義】「ASEAN諸国の会社法制及びその運用上の問題点について」 静岡大学 教授 土生 英里	12:30 赤れんが 共用会議室	14:00 【講義】 「会社法の法案起草について」 法務省民事局参事官室 局付 野澤 大和	17:00 赤れんが 共用会議室	
7/7	火	10:00 【講義等】 事例研究（取締役の違法行為に対する救済措置（株主代表訴訟）） 名古屋大学准教授 松中 学 弁護士 黒田 裕	12:30 赤れんが 共用会議室	14:00 【講義等】 事例研究（取締役の違法行為に対する救済措置（株主代表訴訟）） 名古屋大学准教授 松中 学 弁護士 黒田 裕	17:00 赤れんが 共用会議室	
7/8	水	10:00 【講義等】 事例研究（会社法と他の法律との間の整合性の確保） 弁護士 黒田 裕 名古屋大学准教授 松中 学	12:30 赤れんが 共用会議室	14:00 【講義等】 事例研究（会社法と他の法律との間の整合性の確保） 弁護士 黒田 裕 名古屋大学准教授 松中 学	17:00 赤れんが 共用会議室	
7/9	木	10:00 【講義】 「商業登記について」 法務省民事局商事課 局付 辻 雄介	12:30 赤れんが 共用会議室	14:00 【演習】 総合発表準備	17:00 赤れんが 共用会議室	
7/10	金	10:00 【発表・総括質疑応答】 ミャンマー側からの総合発表/総括質疑応答	12:30 赤れんが 第5教室	14:00 【評価会・修了式】	赤れんが 第5教室	
7/11	土	移動日				



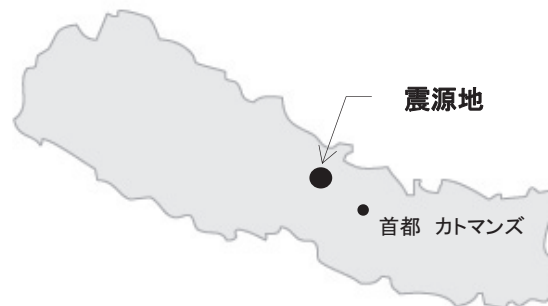
## ～ 特別企画 ～

### ネパール連邦民主共和国における大地震 —そのとき現地では—

国際協力部教官

内 山 淳

#### 第1 はじめに



2015年4月25日（土）午前11時56分（現地時間）、ネパールの首都カトマンズから北西に約77キロメートル<sup>1</sup>を震源地（深さ18キロメートル）とするマグニチュード7.8<sup>2</sup>の地震（本震）が発生した<sup>3</sup>。

ネパールの国土には、インド・プレートとユーラシア・プレートとの衝突によって形成されたヒマラヤ山脈がそびえ、その中には世界最高峰のエベレスト（ネパール名「サガルマータ」）も含まれている。今なお、その造山活動が続いているため、ネパールでは、古くから、幾度も大地震に見舞われてきた<sup>4</sup>。

今回の地震では、カトマンズ市内を始めとして、ネパール各地で甚大な被害が生じた。

被災による衝撃と悲しみは想像を絶しており、そのことを簡潔な文面で著わしたネパール元検事総長からのメール（別添1）を拝見すると、思わず目頭が熱くなる。

<sup>1</sup> 直線距離で77kmは、東京・箱根間又は大阪・姫路間に相当。

<sup>2</sup> 1995年の「阪神・淡路大震災」はM7.3。2011年の「東日本大震災」はM9.0。

<sup>3</sup> アメリカ地質調査所（USGS）等の発表による。

本震直後の同日午後零時30分（現地時間）にもM6.6、翌26日午後零時54分（現地時間）にもM6.7の余震が発生。本稿執筆時点での最大余震は、翌5月12日午後零時50分（現地時間）のM7.3。

<sup>4</sup> 記録が残っている中で過去最大とされるのは、1934年の「ビハール・ネパール地震」（M8.1）。この他にも、カトマンズに大きな被害をもたらした地震としては、1255年（推定M8.0）、1833年（推定M7.9）の各地震が知られている。

地震によって亡くなられた方々は、ネパール国内だけでも 8500 名以上に上るとされている<sup>5</sup>。また、人命のみならず、世界遺産に登録されていたカトマンズ盆地内の歴史的建造物が数多く崩壊するなど、文化的な喪失も大きい<sup>6</sup>。

司法関係についてみても、最高裁判所や地方裁判所では、建物壁面に亀裂が入ったため、以後は使用できなくなるなど、各所で被害が発生している（写真後掲）。

今回の地震で崩れ落ちた建築物の多くは、耐震性に乏しいレンガ造の建物であり、そのことも被害拡大の一因とされている<sup>7</sup>。この点、ネパールでは、レンガ造などの崩壊しやすい建物が広まらないようにするため、1994 年に新建物法（New Building Codes）を導入したが、今回の被害を防ぐことはできなかった<sup>8</sup>。

今回の地震における被害状況は、すでに各種報道やインターネット等で明らかにされており、本稿は、被害状況全般について詳報することを目的とするものではないため、これ以上の言及は割愛したい。

本稿では、今回の地震での被害のうち、現地の長期派遣専門家に関わる事象に焦点を当て、地震発生直後期における現場の実情をお伝えすることを主な目的としている。

そのために最も有効なのは、現地に常駐する長期派遣専門家からの「生」のメールや写真を用いることであると考えた。また、そのようなメールや写真は、今後、法整備支援に関わる法曹や国際協力関係者にとっても、貴重な財産になると思われる。

本稿が公刊される頃には、本震発生から約半年近くが経ち、日本の中では、ネパールでの大地震の記憶が薄れている時期かもしれない。このような時期に、本稿を通じ、今回の大地震をもう一度振り返っていただき、法整備支援の現場の様子を改めて感じていただければ幸いである。

---

<sup>5</sup> ネパール警察等の発表による。

<sup>6</sup> 1979 年、「カトマンズ盆地」（Kathmandu Valley）として世界文化遺産に登録。カトマンズ王宮広場（ダルバール広場）等の 7 つの寺院や史跡で構成。

カトマンズのダルバール広場には、主に 17～18 世紀の寺院が立ち並んでいるが、その一部は崩壊。世界遺産ではないが、カトマンズのランドマークであるビムセン塔（別名ダラハラ塔、高さ 52 m）も倒壊。

文化的建造物の防災については、「カトマンズの歴史都市における文化遺産の災害脆弱性に関する事例的研究」（『歴史都市防災論文集』Vol.4, 板谷直子ほか、立命館大学歴史都市防災研究センター、2010 年）を参照。

<sup>7</sup> 「被害拡大するネパール大地震」（NHK「時論公論」2015.4.28 放送）。

この他、被害拡大の要因として、カトマンズ盆地の軟弱地盤を指摘するものもある（「2015 年ネパール地震のテクトニクスとカトマンズの極軟弱地盤」酒井治孝、日本地質学会ホームページ）。

<sup>8</sup> 新建物法はあったものの、運用面が不十分であったとの指摘がある（「THE DEADLY AFTERMATH IN NEPAL」（『TIME』2015.5.11 号））。

## 第2 現地の写真

- 1 いずれの写真も長期派遣専門家の皆さんが撮影したものである。  
まずは、地震直後の街の様子を撮影したものを紹介したい。  
レンガ造の商店や住居が大きく崩壊している様子がはっきりと分かる<sup>9</sup>。



---

<sup>9</sup> いずれもカトマンズ市内。

住居だけでなく、崩壊後の寺院<sup>10</sup>や倒壊防止措置中の建造物<sup>11</sup>などをみると、地震の大きさを改めて感じる。



<sup>10</sup> カトマンズ市内。最高裁判所から南へ約1kmのタパタリ（Thapathali）地区にあるヒンズー教寺院。

<sup>11</sup> カトマンズ盆地内。カトマンズ市内から東へ約12kmのバクタプル（Bhaktapur）にある旧王宮広場（バクタプル・ダルバール広場 Durbar Square）付近。



配給を待つ列や屋外に並ぶテントを見ると、被災による日常生活の困難さが伝わってくる<sup>12</sup>。



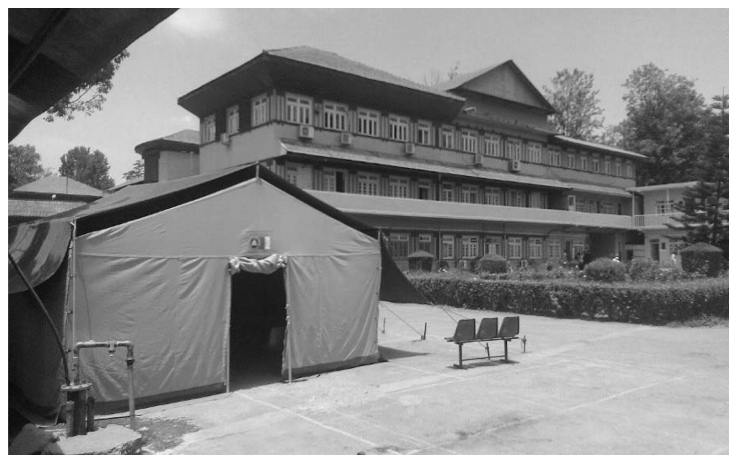
---

<sup>12</sup> いずれもカトマンズ市内。

2 次に、司法関係として、カトマンズ市内にある最高裁判所の写真を何点か紹介したい。最高裁判所本館の壁面が剥離し、敷地を囲む塀が倒壊している。



最高裁判所本館は、館内の天井等に大きな亀裂が入るなどしており、調査の結果、倒壊の危険があるため、使用禁止となった。その代わりに、裁判官執務用のテントが敷地内に設置された。



※テント内の写真は、ネパール最高裁判所提供。



3 カトマンズ市内だけでなく、地方の裁判所も同様の被害を受けた。

カブレパランチョク地方裁判所<sup>13</sup>の建物は、壁面に大きな亀裂が入ったため、使用禁止となり、裁判官執務用のテント<sup>14</sup>が屋外に設置された。



※上の写真は、地震前のもの。



<sup>13</sup> Kavrepalanchok 郡，ドゥリケル Dhulikhel 市内に所在。プロジェクトのモデルコートの中の1つ。同市は、カトマンズから東へ約 32km。ヒマラヤ山脈が一望できる峠がある古都。現在は、郡内の政治的中心地。

<sup>14</sup> 青いテントに書かれた文字は、中国語。「被災者を救う，災害救助」等の意味（日本語表記に置き換えると「救災」）。

- 4 山間部でも、家屋も崩れ落ちている。配給物資を待つ人々が車に集まっており、被災生活の大変さが改めて分かる<sup>15</sup>。



<sup>15</sup> カブレパランチョーク郡ナラ村（カトマンズから車で約1時間、バクタプールの北東）。ローカル NGO が村人に150人分の食料を届けたときの写真。この地域は、震災以前から、片道30分以上かけて山に水を汲みに行くような場所とのこと。

### 第3 現地の長期派遣専門家とのメール

実は、本震発生の前日(24日)まで、プロジェクト関係者がネパールを訪問中であり、同日、長期派遣専門家やプロジェクト関係者が、日本側関係者とテレビ会議を実施した。

このときは、まさか翌日にこのような地震が起こるとは夢にも思っていなかったが、今考えると、もし本震が1日早く発生していたら…と思うと、背筋が寒くなる。

本震発生当日以降における長期派遣専門家とのやりとりは、別添2のとおりである。安否確認から被災後の生活状況まで、現地の様子が実感できる貴重な内容である。これは、ひとえに、長期派遣専門家が精力的に各所を訪れて、実情の把握に尽力された賜物である。

### 第4 おわりに

今回の地震後、現地の長期派遣専門家やスタッフの皆さんと随時連絡が取れたことで、被災地の実情を詳しく知ることができた。非常時にあっても冷静に対処され、職務を遂行された現地の皆さんに心から敬意を表したい。

また、日本側の長期派遣専門家やスタッフだけでなく、ネパール側の司法関係者も無事であったとの報を受けた。これだけの被害の中においては、不幸中の幸いというべきであろう。ただ、他方で、多くの人々がその尊い命を奪われたことも忘れてはならず、亡くなられた方々に対しては、心から御冥福をお祈りしたい。

以上<sup>16</sup>

---

<sup>16</sup> ネパール全般についての情報は、各種ホームページや書籍に詳しいが、比較的入手しやすく、信頼性があるものをいくつか挙げる。

外務省ホームページ、『世界歴史叢書 ネパール全史』(佐伯和彦, 明石書店, 2003年), 『世界人権問題叢書 92 現代ネパールの政治と社会 一民主化とマオイストの影響の拡大』(南真木人, 石井溥・編, 明石書店, 2015年), 『ネパールを知るための60章』(社団法人日本ネパール協会編, 明石書店, 2000年), 『地球の歩き方 ネパールとヒマラヤトレッキング』(ダイヤモンド社)。

ネパールの法整備支援については、JICA や当部のホームページを参照。

(別添1)

ネパール元検事総長ユバラジ・サングローラ氏<sup>1</sup>からのメール（4月28日付け）

【原文】<sup>2</sup>

“Dear all

On Saturday, we, the faculties and staff, were in our next campus, a beautiful place located 35 KM out of kathmandu. The place is the top of a small hill.

We were busy planting saplings of fruit trees in the campus. It was a fun making event with work.

Suddenly, when we were eating lunch after a lot of works, experienced that the earth started shacking, and it was so intense that we could not stand up.

A small kitchen instantly broke and made our cook slightly hurt. Our newly under-construction buildings started shacking up and down. Nearby there were big trees and we suspected them fall on us. The cars were dancing.

I shouted to all to go in the mid of the ground. Then I sat down as I could not move. It was already one minute gone.

I stood up and saw far in other hills. They were full of dusts, as if there were countless of bomb blasts. I then realized that they were the hills where I repeatedly worked with my students.

All houses were broken. Many people died. Many animals died. I listen them calling me desperately asking for tents, medicines, and foods. We are doing as much is possible. We are collecting woods to burn the dead body. I never imagined that this kind of things could happen to poor innocent people.

The whole day yesterday spent visiting Bhaktapur<sup>3</sup>, which is fully destroyed. Man bodies our under rubbles.

I inspired security personnel to work hard. They were working hard in such a danger.

Wrath quacks shocks continued the whole day yesterday and yo day morning. We risked to visit sites hit by the earthquakes. There were many bodies waiting for funereal. I was shocking to see children died and unearthed.

With too much pain

Yubaraj”

---

<sup>1</sup> Dr. Yubaraj Sangroula。2014年夏、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）での講義、最高検察庁での講演会のために来日。現在は、カトマンズ・ロースクール（Kathmandu School of Law）総長。

<sup>2</sup> 文面には、被災直後期ゆえの乱れもあるが、あえて原文ママにし、適宜、改行した。

<sup>3</sup> バクタプル。カトマンズの東方約12kmにある古都。氏の自宅や勤務先は、バクタプル近郊。

#### 【日本語訳】 4

皆さんへ

日曜日、私たち教授陣と職員は、カトマンズから 35 キロ離れた、小高い丘の上にある美しいキャンパス予定地にいました。私たちは、果樹の苗木をキャンパスに植えていました。忙しいながらも、楽しい作業でした。

作業後、昼食を取っていると、突然地面が揺れ出し、あまりにも強い揺れで立っていられなくなりました。小さなキッチンがたちまち壊れてしまい、私たちの料理人は軽傷を負いました。建設中の建物は大きく上下に揺れ、近くには大きな木がいくつかあり、私たちの上に倒れてこないかと心配になりました。自動車も踊るように揺れていました。

私は、皆にグラウンドの中央に向かうように叫びましたが、動けなくなり、座り込んでしまいました。すでに1分が経過していました。

立ち上がって他の丘を見渡すと、まるで無数の爆弾が炸裂したかのようにホコリが舞い上がっていました。そしてそれらの丘が、学生と共に何度も作業をした場所であることに気付いたのです。

家屋は全て破壊され、大勢の人々が亡くなりました。動物も多く死にました。私は、被災者たちがテントや医薬品、食料を求めて、必死に呼んでいる声を耳にしました。私たちはできる限りのことをしています。遺体を焼くための木材も集めています。これまで、何の罪もない貧しい人々にこのようなことが起こるとは想像だにしませんでした。

昨日は一日中、バクタプルを訪れました。バクタプルは、完全に破壊され、人々の遺体ががれきの下敷きになっていました。私は、治安要員に懸命に働くよう指示し、彼らはこんな危険な状況下でも懸命に働いていました。

地震の衝撃は、昨日一日中そして今朝も続きました。私たちは、危険を冒しながらも被災地を訪問し、多くの遺体が葬儀を待っているのを目にしました。私は、埋葬されていない子供たちの遺体を見て、大きな衝撃を受けました。

悲しみとともに

ユバラジ

---

4 一部意訳あり。

(別添2)

**【4月25日(土)：地震発生日】<sup>1</sup>**

現地時間 11:56 (日本時間 15:11), 本震が発生。

その後、日本で地震報道があり、長期派遣専門家に安否を確認するメールを送信したところ、無事との返信があった。

-----  
〈受信時刻〉 21:57      〈送信者〉 長期派遣専門家Aさん

〈本文〉

ご連絡ありがとうございます。

私も他のみんなも、ともに無事です。

心配していただきありがとうございます。

\*\*\*\*\*

**【4月26日(日)：翌日】**

昨日に引き続き、他の長期派遣専門家からも、無事との返信があった。

-----  
11:52 長期派遣専門家Bさん

大丈夫です。ご心配おかけしました。

-----  
12:18 長期派遣専門家Bさん

ネットが不通だったのですが、先ほどつながったので、確認できたメールには返信いたしました。

日本にいる家族には、昨日、地震直後、国際電話で安全を報告済みです。

-----  
12:26 長期派遣専門家Bさん

余震がたびたび起こります。

阪神大震災、東日本大震災の経験が生かせるように努めます。

またネットが不通になるかもしれないので、つながっているうちにいろいろ返信しておきたいと思います。

-----  
15:35 長期派遣専門家Dさん

JICA 事務所員は全員大丈夫です。

5月のミッション<sup>2</sup>については、後ほど所長と相談する予定です。

協議後、ご連絡させていただきます。

\*\*\*\*\*

<sup>1</sup> 特段の記載ない限り、日付は全て「平成27年(2015年)」, 時刻は「日本時間」(24時間表記)。

メールは、プライバシーや読みやすさを考慮し、趣旨を変えない範囲で、表現を変更。

<sup>2</sup> 地震が発生しなければ、5月10日から当部教官らプロジェクト関係者がネパールへ出張する予定であった。



**【4月27日（月）：2日後】**

プロジェクト・オフィスが入居する最高裁判所別館を訪問した際の状況や、被災生活の様子についてのメールが届いた。

-----  
**13:51 長期派遣専門家Bさん**

皆様

お疲れ様です。

先ほど最高裁に行ってまいりました。

事務官10名ほど、警察10名ほど来られておりました。

建物は損壊しておりませんでした。

我々のアネックス<sup>3</sup>を含め、建物全体が現在施錠されており、立ち入り禁止になっています。

キショールギミレ書記官（12月研修参加者）がおられ、少し会話をしたのですが、最高裁職員は、無事とのことでした。

-----  
**15:30 長期派遣専門家Bさん**

水道、電気は、こちらは大丈夫です。

ミネラルウォーターは、4本ほど備蓄があります。

食料は、お店がほとんど閉まっている状態であり、空いている店があれば教えてください。

現在、一日一食ということで、備蓄の食糧を宿泊客で朝食だけ分け合っている状態です<sup>4</sup>。

あと数日は、それに加え、板チョコ1枚半、リッツクラッカー2袋の備蓄で過ごせるのではないかと思います。

最高裁のオフィスに4月訪問団<sup>5</sup>の皆さんがお土産でもってきてくれたお菓子が置いてあったと思ったので、それを食べに最高裁まで行ったのですが、あいにく建物は立ち入り禁止でした。

\*\*\*\*\*

**【4月28日（火）：3日後】**

プロジェクト・オフィスの状況、市内の様子、避難状況について、詳しく記載されたメールが届いた。想像以上に過酷な状況である。

他方、カウンターパートの裁判官と会った際、情報収集するなど、困難な状況下でも、職務を遂行されている。

-----

---

<sup>3</sup> プロジェクト・オフィスは、最高裁判所の別館（annex）に入居していた。地震後、最高裁判所は、耐震性に問題があって使用禁止となった本館の代わりに、別館を使用することにしたため、プロジェクト・オフィスは、カトマンズ市内のサンセットビュー・ホテルの一室に移転。

<sup>4</sup> 長期派遣専門家Bさんは、地震前からホテル暮らし。

<sup>5</sup> 地震発生前日まで、アドバイザー・グループ（AG）委員の大学教授らプロジェクト関係者がネパールに滞在していた。



10:20 長期派遣専門家Dさん

皆様

お疲れ様です。返信が大変遅くなり申し訳ありません。

昨日、国連の勧告を受け、事務所建物<sup>6</sup>から避難し、一時的にエヴェレストホテル<sup>7</sup>が執務室となっています。

ネットにはアクセスできず、自宅は繋がったり切れたりという状況です。

-----  
16:28 長期派遣専門家Cさん

皆様

おつかれさまです。

本日 10 時過ぎ、自転車にて避難先の滞在場所から最高裁のプロジェクトオフィスの状況を確認しました。

警備員の話によれば、本館ビルは損傷があるが、JICA プロジェクトのオフィスのある別館は大丈夫とのことでした。

別館の建物の電気はありませんが、入り口から階段、そしてオフィス内部に特に大きな損傷は見られませんでした。

オフィスでは、キャビネットのドアが開いていたり、山積みの書籍が落下していましたが、コンピューターやプリンターは落下しておらず、だいじょうぶなようです。

二次災害にならないよう 1 分ほどでさっと確認しましたが、簡易修理した天井の小さい板が落下した他は、変化はありません。

拙いネパール語で警備員に確認したところ、裁判所の関係者は、本日まで出勤していないとのことです。

-----  
17:04 長期派遣専門家Bさん

お疲れ様です。

オフィスが開きましたか。

今日は雨が降ってきたので視察を切り上げ、早めに戻ってきましたが、明日もし晴れたらお菓子を食べに行きます（置いてありますよね?）。

今日は国立競技場<sup>8</sup>近くの売店が開いておりましたので、朝食のほか、サモサ<sup>9</sup>を食べることができました。

6 プロジェクト・オフィス（最高裁判所別館内）とは別に、JICA ネパール事務所がある。カトマンズ市内中心部から南に少し行ったパタンと呼ばれる地域にあった。歴史的建造物が崩壊したパタン・ダルバール広場（世界遺産）まで徒歩圏。

7 カトマンズ市内にあるホテルだが、震災直後から約 2 週間、ホテル内会議スペースを仮 JICA 事務所としていた。その後、別のホテルに移動して業務を継続していた際、同ホテルの耐震性に問題があることが判明し、同ホテルは閉鎖となった。

8 カトマンズ市内中心部にあり、最高裁判所の近く。

9 インドなどでもよく食べられている軽食。ゆでてつぶしたジャガイモなどの具材（香辛料で味付け）を小麦粉で作った薄い皮で三角形に包み、油で揚げたもの。

町の店舗もようやく後片付けのために従業員がこられている店が増え始め、大きな余震がなければ、数日中に営業を始めるお店も増えるのではないかと思います。

---

### 18:07 長期派遣専門家Cさん

皆様、こんにちは。

せっかく日本の緊急援助隊が先ほど現地に到着したはずなのに、カトマンズは午後からの雷雨でお出迎えです。

知っている限りでは、他の現地専門家は、前から住んでいるところにそのまま住み、私は、住んでいたマンション<sup>10</sup>が一部損壊したので、友人のところを転々としています。

家族がいること、義理の家族の面倒も見ないといけないので大人数になること、そして、お二人のところへ移動するのは、かなり距離があり、大変なので、特に相談していません。

公共の避難先である公園やフットサル場、お寺等ではなく、あくまで友人や知人のところ（ただし、彼らが昔住んでいたところなので、それほど快適ではありませんが、贅沢はいえませんが）を転々としています。

全て壊れた訳ではないのですが、壁にひびが少し入ったレベルではなく、厚い壁に大きな穴が開くほどの箇所が生じたことから、住民が不安になり、大きな余震があることから、その場を離れて知り合いのついでで寝る場所を探し回りました。

かなり大きな余震が初日から続いたため、荷物は車に積み、夜は屋外に大きなビニールシートを張り、毛布をかけて寝ました。

翌日は、夜遅くに雨が降りびしょ濡れになりながら、車に逃げ込み、夜を明かしました。安全が確認できるまでは、落下や倒壊の危険があるため、貴重品やコンピューター、最低限の着替え、毛布、懐中電灯等を取りに、5分程度2回、家に戻っただけで、家を出ましたが、親戚、友人のネットワーク<sup>11</sup>があるため、食事（キャンプのように屋外で自炊）は、十分にとることができています。

現在は、元のマンションの近くの幼稚園（同じマンションで親しい友人が昔住んでいた家を貸しているところ）の部屋に、すし詰め状態で4家族2部屋を使用して滞在しています。

熟睡できないのでやや寝不足ですが、度重なる大きめの余震による精神的な緊張を除けば、体調は悪くありません。

小学校低学年の娘と1か月前に膝の手術をし、現在、松葉杖を突きながら歩く義理の父との移動は、それなりに大変です。

先ほど、やっとインド人エンジニアがマンションの簡易検査に来て、土台や支柱に大きなダメージは見られず、すぐに倒壊する危険はないとの結果が出たところですが、任期終了<sup>12</sup>までに再度居住することは無理だと思っています。

現在、ホテルもほぼ満室状態、地方から逃げてきた人、カトマンズでも家が倒壊した人々が

---

<sup>10</sup> 地上11階建ての高いマンションで、室内も含めて、かなりきれいで丈夫そうな建物。住宅街にあるが、付近でも群を抜いて高い建物。

<sup>11</sup> Cさんの配偶者は、ネパール出身の方である。

<sup>12</sup> 長期派遣専門家3名とも、任期は2015年9月。

家を探している状況ですので、未だしばらく時間がかかりそうです。

カトマンズの街の状況は、昨日から余震が格段に減ったことで、商店も徐々に開きはじめ、交通量もかなり増えてきています。

子供が通うアメリカンスクールも、施設の安全性のチェックが終わるまで再開しないという連絡がありました。

---

#### 18:40 長期派遣専門家Aさん

ご連絡ありがとうございます。

私は現在、自宅に居ます。

しばらく電気及びネットが切断されていたのですが、少し前に電気も来て、ネット接続も繋がるようになりました。したがって、メールも見ることができています。

自宅前のスーパーが開き、食料品などを買い込むことができるようになりました。

急遽、ポテトチップスなどを買い込んだのですが、かじってみたら、かび臭く食べられたものではありませんでした。

普段見ることのない製品でしたので、この機会に売れなかった商品を在庫一掃処分しようとしているのではないかと思いました。

以上のように、買い込む商品の質には気をつける必要がありますが、買い物自体は出来る状態にあります。

---

#### 20:37 長期派遣専門家Aさん

先ほど最高裁判所に行ったのですが、偶然、庭先<sup>13</sup>で、最高裁長官、最高裁判事ら、最高裁の主要メンバーが会議をしていましたので、少しだけですが、お互いの安否・状況について情報交換を行うことが出来ました。

長官によると、最高裁本館は亀裂が激しく執務を行える状況にはないとのことで、当面の代替場所を探さなければならないとのことでした。

おそらくは、建て替えが必要となってくるだろうと思います。

また、代替場所が見つかるまでは、最高裁の機能はストップしてしまうだろうと思われま

す。一方で、プロジェクト・オフィスの入っている別館の方は軽症でした。

参考までに後のメールで写真<sup>14</sup>を添付させていただきます。

\*\*\*\*\*

#### 【4月29日(水):4日後】

昨夏(2014年)のネパール共同研究(UNAFEIで実施)に参加したネパール研修員のうち数名から短信があり、みんな無事とのことであった。

もっとも、このうち1人は、地震当日から4夜連続で、家族と共にテント暮らしをして、今

---

<sup>13</sup> 最高裁の敷地には、駐車場や前庭スペースなどがあり、比較的開けた状態である。

<sup>14</sup> 写真は、前記「第2 現地の写真」のとおり。

日、久しぶりに自宅に戻ったとのことであった。

また、長期派遣専門家Aさんによると、最高裁事務総長、最高裁事務局長と話した際、現在、工事業者が最高裁の建物を検査中で、その結果、引き続き使用できるのか、建替えが必要なのが決まるとのことであった。

\*\*\*\*\*

#### 【4月30日（木）：5日後】

JICA 専門員（弁護士）を通じ、長期派遣専門家Cさんから、現地誌（日刊紙）の情報として、最高裁判所本館の耐震性に問題があることが分かった。

---

#### 18:54 JICA 専門員

昨日（4月29日）、ネパールの建築物構造の専門家（国立トリブバン大学工学部<sup>15</sup>。建築物の建設許可等を行う政府機関である「バワン・ニルマン・ビバーク」の専門家等）が確認したところ、倒壊の危険性があるため立入禁止を決定した。

状況は、1）建物が建っている地面に穴が開いている、2）建物の土台が割れている、3）敷地を囲む塀が壊れている。

カトマンズ、ラリトプール、バクタプール、ラスワ、ダーディン、ヌワコット、シンドパルチョーク、カブレ、ドラカの各裁判所<sup>16</sup>も倒壊の危険性があるとのこと。

---

#### 17:58 長期派遣専門家Aさん

本日（4月30日）、最高裁事務局長と面談を持ちました。

専門家チームが最高裁の本館を調査したところ、建物の継続使用は現状では不可能であるという調査結果が出ました。

そこで、最高裁としては、JICA プロジェクト・オフィスが入っている別館に本館の機能を当面の間、移転させるそうです。

そして、JICA プロジェクト・オフィス部屋を最高裁のスタッフが使用する必要があるため、空けてもらいたい旨の要請がありました。

最高裁の現在の状況を勘案すると、致し方ない要請であると思われるため、受けようと考えています。

したがって、JICA プロジェクトで新しい執務室を探す必要性が出てきています。

また、本日、司法省の面々及び最高裁事務局長ともお会いしました。

全員怪我なく無事でした。

---

<sup>15</sup> 同大学は、カトマンズにメインキャンパスがある総合大学。ネパール随一の名門大学。

<sup>16</sup> これらのうち、カトマンズ（Kathmandu）、ラリトプール（Lalitpur）、バクタプール（Bhaktapur）、ラスワ（Rasuwa）、ダーディン（Dhading）、ヌワコット（Nuwakot）、シンドパルチョーク（Sindhupalchowk）、カブレ（Kavrepalanchowk）は、いずれも首都カトマンズと同じく、「バグマティ県」（Bagmati）に属する郡。ドラカ（Dolakha）は、バグマティ県の東隣の「ジャナクルプール県」（Janakpur）に属する郡。

これで最高裁・司法省の主要メンバーにつき、全員無事が確認されました。

\*\*\*\*\*

**【5月4日（月）：9日後】**

プロジェクト・オフィスの明渡しや今後の調査団受入れの可否について話し合われており、地震後まだ1週間余だが、職務内容に関する議論が始まっているのは、驚きである。

-----  
**20:42 長期派遣専門家Bさん**

本日、プロジェクト・オフィスを最高裁執務室として使用するために、最高裁事務総長への明渡しが完了しました。

(プロジェクトの現地スタッフが立会。)

-----  
**22:52 長期派遣専門家Cさん**

調査団の受け入れに関しては、カトマンズでの安全な宿泊先の確保や移動の安全性や確実性、カトマンズにある最高裁との関係者との協議が実際にできるかどうか等、本来の目的を達成できるかどうかの総合的な判断が必要のように思います。

現在、義理の姉の家に必要な荷物だけを運び、1か月半の期限付で生活しています。

まだ被災したマンションには、荷物が半分弱くらい残っています。

運転手の家が倒壊の危険で、本日（5月4日）、カトマンズの役所(?)から、退避命令が出されたため、自分の車で移動はできません。

\*\*\*\*\*

**【5月7日（木）：12日後】**

JICA ネパール事務所やプロジェクト・オフィスが別のホテルに移転する予定との連絡があった。

\*\*\*\*\*

**【5月12日（火）：17日後】**

大きな余震が立て続けに発生したとの報道があったため、長期派遣専門家に安否を確認するメールを送信したところ、無事との返信があった。

-----  
**17:54 長期派遣専門家Bさん**

外出中でしたが大丈夫です。

長期派遣専門家Aさん、Dさんも大丈夫です（Cさんは日本です<sup>17</sup>）。

---

**18:06 長期派遣専門家Aさん**

ご連絡ありがとうございます。

プロジェクト・オフィスのスタッフ、Dさんともに無事が確認できています。

Bさんも無事で何よりです。

\*\*\*\*\*

**【5月14日（木）：19日後（最大余震2日後）】**

司法関係機関の建物の安全性について、詳細な連絡があった。

---

**22:51 長期派遣専門家Aさん**

本日（5月14日）、司法省に行き、次官と面会を持ちました。

次官によると、司法省の建物は無事だったが、最高裁やOAG<sup>18</sup>の研修を受け持つNJA<sup>19</sup>及び地方のいくつかの裁判所の建物は、地震のダメージで崩壊の危険もしくは一部すでに崩落してしまっており、使用不可能となってしまったとのことでした。

（地震がネパールの祝日である土曜日に起きたことは本当に不幸中の幸いだったと思います。平日であれば、おそらく法曹関係者の被害も相当出ているのではないかと推察されます。）

なお、カトマンズの司法省職員に被害はなかったそうです。

一方で、地方の法曹関係機関の職員の中には、亡くなった方も何人かいるとのことでした。国会は閉鎖中であり、（日本が起草に関与した）民法の審議開始までにはまだ時間がかかりそうです。

\*\*\*\*\*

**【5月15日（金）：20日後（3日後）】**

検事総長府と最高裁判所の現状について連絡があった。

---

**16:53 長期派遣専門家Aさん**

本日（5月15日）、OAGに訪問し、検事総長、部長検事らと面談しました。

OAGの建物は、二度の地震で崩落の危険があるため使用はできず、職員はOAGの前の庭にテントを張り、そこで業務をこなしていました。

政府からは、3か月後の完成を目指してプレハブを作るということで、それまでは、最悪、テントで業務を継続することになるだろうとのことでした。

---

<sup>17</sup> 本震発生前から、5月に一時帰国する予定であったため。

<sup>18</sup> 検事総長府（Office of Government Attorney）。

<sup>19</sup> 国家司法学院（National Judicial Academy）。

ただし、OAGの前の庭はスペースが非常に限られており、またこれから雨季に入るため、業務に大きな支障を来すだろうと予想されます。

一方で、地方も含めて、検察関係者の犠牲は出なかったようです（1名、足を骨折したとのことでした）。

この点、非常に安心いたしました。

なお、その後、最高裁にも行きましたが、崩落の危険がある本館だけでなく、地震の専門家が安全を保証したはずの別館にも職員は入らずに、やはり庭で業務を行っていました（実際には、ほとんど業務らしきことはできていないように見受けられました）。

先日の大きな余震の影響もあり、建物の中に入る事自体、非常に不安で難しいようです。

\*\*\*\*\*

### 【5月18日（月）：23日後（6日後）】

地方の裁判所の現状について連絡があった。

---

#### 20:59 長期派遣専門家Aさん

本日（5月18日）、カブレ地裁に行き、3人の判事と面談しました。

カブレ地域は、カトマンズよりも被害が大きかったと報道されているところであり、どの程度の被害があるか非常に心配していたのですが、町中の建物の多くが崩れているといったような印象は受けませんでした。

ただし、カブレ地裁の建物は、かなり亀裂が入ってしまっており、判事たちはテントを張り、そこで職務を行っていました。

判事によると、建物の専門家がチェックしたが、使用は不可能という判断をしたということでした。

私も内部を確認しましたが、とても使えるような状況ではないと感じました。

なお、新たな建物建設のめどは立っておらず、おそらく相当の間は、テントで業務をこなすことになるだろうと思われまます。

私見ですが、以上の状況で、カブレ地裁をモデルコートとして引き続きプロジェクトに協力を求めるかについて、今後、慎重な判断が必要になってくるように思えます。

現地の状況について、写真<sup>20</sup>を添付させていただきます。

\*\*\*\*\*

---

<sup>20</sup> 写真は、前記「第2 現地の写真」のとおり。



## 【5月19日（火）：24日後（7日後）】

日本ではなかなか接することができない報道内容を紹介しつつ、現状の報告があった。  
また、JICA 専門員（弁護士）からの質問について、現地の様子を回答している。

---

### 11:16 長期派遣専門家Cさん

カブレ地裁の写真を見ると、カブレ地裁の建物の被害は、私の住んでいたマンションの被害とほぼ同じ（我が家は、壁の一部が先の余震で崩落）か、少しましなようですが、このレベルの被害で余震が続くような状況では、室内で穏やかに仕事に集中することはできず、当然、屋外テントでの作業となるのが良く分かります。

参考までに、これまでの新聞報道で建物の再建や被害に関する記事をお知らせします。  
なお、分野が異なるのですが、カトマンズ近郊で大きな被害のある郡では、地方の末端保健医療施設はほとんど壊滅状態のようです。

- 1) 5月12日の大きな余震の前の記事ですが、5月9日付の現地の英字紙によると、被害を受けた建物は2年以内に立て直す計画のようです。
  - 2) 最高裁だけでなく、近くの官庁街であるシンハ・ダルバールの一部の建物も被害を受けており、省庁のいくつかは外部の建物や屋外で作業しているとのこと。
- 

### 11:36 長期派遣専門家Cさん

- 3) 5月8日時点での被害の大きかった郡別の死亡者数、負傷者数、倒壊家屋数を示すデータによると、カブレ郡は、この調査の時点で分かっているだけでも37.17%もの家屋が被害（亀裂や倒壊等、様々なケースを含むと考える）に遭っていることが分かります。特に、街中よりも表街道から離れた村がひどいとの報道を見たことがあります（例えば、カブレの商業的中心地バネパ等ではなく、南部のパナウティやナモブツダ周辺等）。カトマンズで得た市内の被害の情報から他の地域を推測すると、被災した多くの建物が、古いものや煉瓦を泥で固めた壁で作られた地方に集中しているのではないかと思います。煉瓦でも泥ではなく、コンクリートで隙間固めた壁でしっかり作られた家屋は、比較的丈夫なようです。
- 

### 17:50 長期派遣専門家Aさん

- ・法廷もテントで行っているのか、まだそこまでに至っていないのか。  
→テントは3つあり、3人の裁判官が執務室兼法廷ということで使用していました。先方によれば、一応、法廷事務も開始したということでしたが、実質的にどこまでできているかは不明です。
- ・事務作業、起案等で、PCなどは使っているのか。  
→裁判官の使用しているテントには、ノートパソコンが備え付けてありました。一方で、事務の人がパソコンを使用している様子はありませんでした。

- ・電源はどうしているか。  
→裁判所に電気自体は来ているので、そこからコードを引くなりして電源を確保していたかと思います。
- ・裁判記録、証拠書類等の管理、紛失・破損防止はどうしているか。  
→記録の一部は、まだ建物の中にあると思います。  
現在使用する必要がある記録は、外側に持ち出しており、必要に応じてテントに持ち込んで裁判官が確認していました。  
震災により記録の破損、紛失が生じたということはないと思います。
- ・過去の記録、電子データは見ることはできるのか。  
→必要な記録は、外に持ち出して、随時、見ると思います。  
電子データは、裁判官の利用しているパソコンからは見ることができると思います。
- ・業務に関する当面の問題点。  
→建物の再建築が未定の状態で、どのように雨季に対応するかだと思います。  
外側に持ち出した記録を保管するテントみたいなものが必要になってくるかもしれません。  
雨季に外で仕事をするのは難しいと思いますので、現在裁判官のみに割り当てられているテントを事務職員にも割り当てる必要があると思います。  
裁判所前のスペースも限られているので、その中で裁判所事務をどう割り振るかということも問題になってくると思います。  
ちなみに、カブレ弁護士会の建物も使用できなくなってしまったので、これをどうするのかという問題もあります。
- ・カブレのテントは中国製のようなのですが、最高裁、カブレその他、他国からの支援を受けているのでしょうか。  
→聞いたところ、ネパール政府から割り当てられたという話でした。  
なお、カブレには、中国から大量のトラックが入っており、道路を埋め尽くしていました。

以 上

## ～ 国際協力の現場から ～

### 少年鑑別所の法務教官出身者として

主任国際協力専門官

白 井 涼

#### はじめに

今回、この「国際協力の現場から」を担当することになり、本 ICD NEWS の発行目的は何かということも含めていろいろと思い悩みましたが、最終的には自分が何を一番書きたいかということを考えて本稿を執筆させていただくことにしました。国際協力部の機関紙としての目的から外れるようではありますが、いずれ国際協力の分野で少年矯正についての支援をすることになった際、何かの役に立つかもしれないということにして御容赦いただければと思います。

私は約 10 年前、教育系の仕事に就きたいと考えて法務教官採用試験を受験・合格し、少年鑑別所の法務教官として働くことになりました。学生の頃は少年鑑別所の存在もよく知らず、たまたま採用されただけではありましたが、働いているうちに少年鑑別所の法務教官という仕事に誇りを持つようになりました。

ところで、法務教官が統括以上の幹部職員になるためには基本的には試験を受けて合格する必要がありますが、逆に試験を受けなければ定年まで少年と直接関わることができるということになります。私は少年と関わっていることが好きでしたので、特に幹部を目指そうという思いはありませんでしたが、法務教官として勤務する中で、もっとやりたいこと、変えられたら良いと思うことが出てきていました。そしてそれを実現するためには現場の一教官では限界があると感じ、6 年目になって幹部候補の道を選ぶことにしたのですが、やりたいことの一つに法務教官という仕事をもっと世の中に理解してもらうためにできることをするということがありました。

なお、せっかく世に誇れる仕事をしているのに世間での認知度がまだまだという点では国際協力部の仕事も同じかもしれないと思うところです。

#### 少年鑑別所の法務教官について

まず、少年鑑別所について簡単に紹介させていただきます。少年鑑別所は、二十歳未満の少年がいわゆる悪いことをした際、家庭裁判所の決定により 25 日前後入ってもらう施設です。入所から 4 週間以内に家庭裁判所で審判—大人でいう裁判—が開かれ、少年院等の施設に入るか保護観察所の保護観察処分として街に帰るかなどが決め

られることになるのですが、その判断を決める一つの材料として、その少年がどうい  
う少年なのかを調べるための施設ということになるわけです（8週間まで入ることも  
ありますし、警察による取調べ期間中の勾留場所として指定される場合などほかの機  
能もありますが割愛させていただきます。）。もっと詳しいことは専門書等に任せると  
して、ここで確認しておきたいのが、少年鑑別所は「教育施設ではない」ということ  
です。

では、そこで法務教官が何をしているかですが、まずは、入所した少年に少年鑑別  
所での生活ルールを教え、そのルールに従って生活してもらうことがメイン業務の一  
つになります。その他、少年を家庭裁判所の審判に連れて行ったり、少年の食事の準  
備・片付け、衣類の洗濯など様々な業務がありますが、法務教官のもう一つのメイン  
業務となるものが「行動観察」という業務になります。「行動観察」とは、文字どお  
り少年の行動を観察し、それを記録することですが、鑑別技官（心理技官）が行う各  
種心理テストや面接等と相互補完しながら少年がどのような少年であるかを理解する  
手段の一つです。

具体的にどういった視点で少年を観るのかということですが、例えば、入所時には  
「気を付け」「礼」の挨拶の後、氏名や生年月日の確認をしますが、そのときであれば、  
声の大きさや話し方のほか、指先の動き、視線なども気に留めて観察しますし、日常  
の様子であれば、掃除の仕方、入浴のときの身体の洗い方、爪の切り方、そういった  
ことにも着目します。審判のときであれば、隣に座る親との距離—数十センチ空いて  
いるとかぴったり寄り添っているか—そういったことも意識して観るようにしていま  
す。そのように少年の何気ない状態を観察するほか、こちらが意図的に課題を与える  
ということもします。「事件について」「家族について」「友達について」などをテー  
マにした作文や「思い出の場面」「私の学校時代」といったテーマの作画を課題とし  
て与えるわけですが、作文ならばその内容はもちろん、総量、漢字の使用量、文章構  
成能力など、作画だと色づかい、色の塗り方、下描きからのはみ出し方などからも見  
えてくるものがあります。しかし、それらは入所期間中に少年に会いに来られる家庭  
裁判所の調査官でも見ることができます。法務教官にしか観ることができないものは、  
課題を与えてから取り組み始めるまでの時間、取り掛かってから完成するまでの時間、  
取組時の表情、そういったものになります。表面上反省的な内容の作文を記載欄ぎり  
ぎりまで書いている少年が、それをさらさらと書き終えて好きな漫画を読んでいると  
いうこともありますし、1時間を要して「ぼくははんせいしています」と一行しか書  
いていない少年というのもしつたりします。

少年鑑別所で少年を「観る」ということは、ただ「反省しているか否か」を観てい

るのではなく、人の助言を受け止めることができるのか、自分で考えて行動することができるのか、考えたことを実行する能力があるのか、そういったことも観ているのです。これは人によるかもしれませんが、経験を積むと入所の際の様子のみを観て、その少年の知的能力や大まかな性格などが感覚として分かるようになります。その感覚はその後、各種テスト等が行われて鑑別技官がまとめた少年の特徴と異なることもありますが、一致することが多いです。ただ、この感覚は審判における判断根拠にはしてもらえませんし、人にうまく伝えることができないとせつかく身に付けた能力もただの自己満足に終わってしまいます。そこで、観察し自分が理解したことを記録に残すということが重要なのですが、それに関しては少年鑑別所の法務教官はまだ不十分な面もあり、今後の課題という気がしています。

## 国家公務員として

少年鑑別所で勤務を始めたころは、誰のために仕事をするのかと言えば、目の前にいる少年のためであると考えていました。事件を起こした少年たちなので背景には被害者がいるわけであり、その気持ちというのも考えるようにはしていましたが、それでも一番は少年のことでした。その後、幹部候補の道を選び、半年間の研修を受けた後に少年院の教育部門、用度係（物品購入や修繕、国有財産の管理などを担当）の経験を経て国際協力専門官をしている今、国民の税金で仕事をしているということを意識するようになっています。何か事業をするときには予算が必要になるわけですが、国の予算も余裕があるわけではありませんので、費用対効果というものが重要になってきます。細かいところでは、文書を1枚印刷するのに白黒とカラーでは値段が変わるわけですが、その文書がカラーである必要があるのか、そういったことを意識することも大切だと考えています。ただし、例えば少年院で少年が国費で資格取得をする場合、それがどれだけ国民のためになるのですかと問われると国民全員に納得していただけるように答えることは容易ではありません。少年の非行性が除去されて再犯防止につながるならば、それは広く国民のためになると言えると思いますが、資格取得そのものが再犯防止になるという単純な話にはならないからです。

国費を使っているという意識のほかにもう一つ、常日頃から意識していることは、プライベートも含めて自分の言動が所属組織に与える影響についてです。例えば、近所の散髪屋に行くときでも自分の職業を明かすからには、そこでの言動というものも意識するようになっています。もしもある少年院において少年に対する暴行などの事件があった際、散髪屋の店員さんに他の客との会話の中で「お客さんの中に法務教官の人いるけど、その人はそんなことしそうにないよ」と言ってもらい、今度はそのお客



さんが「床屋で聞いた話だけど…」と伝えてくれることで社会の信用を回復するという可能性も考えているのです。

## 国際協力専門官として

ここからは国際協力部の仕事に目を向けますが、非行少年と国際協力部で支援をしている対象国を同じように見てしまうのは失礼かもしれませんが、一朝一夕で結果が出るものではなく、10年後など未来に芽が出る可能性を期待して行う部分があるという点で似ている面があると感じています。例えば、招へい事業としてある国の大臣を日本に招いた場合、大臣が母国に帰ってすぐに効果が出るかということそうではないかもしれません。しかし、非行少年への教育と同じで直接的な利益が出ないことだからこそ、民間企業ではなく国の予算で行うことなのだとも言えます。ただ、そこで直接に関わっている私たちはその論理だけを盾に漫然と勤務するのではなく、国費を利用していることを意識し、少なくとも自分なりにはその効果を説明できるようにしておかなければいけないと思っています。

自分の言動を意識するという点においては、国際協力専門官の場合、自分の言動が所属組織等だけではなく、日本という国の印象につながる可能性もあり、特に大切だと考えています。この2年と少しの間、どこまでできていたかということ甚だ自信はありませんが、これからも外国出張や外国の方を日本でお迎えした際は、日本人として好意を持ってもらえるような言動をしていきたいと思っています。

## 最後に

最近、テレビで自分が出張で行ったことのあるラオスについての番組を見つけると自然にチャンネルを合わせています。これは今後、異動で国際協力部を離れても続くと思います。

最初に少年鑑別所に配属されたように、国際協力部もたまたま異動してきた部署ではありますが、今後は少年矯正を思うのと同じように国際協力部についても自分の所属した部署として誇りを持って宣伝していきたいと思っています。

以上

## ～ 寄稿 ～

### 祝！ クメール語スピーチコンテスト第2位

#### 序文

現在、カンボジア王国で活躍されている辻保彦専門家が、先日、クメール語（カンボジア語）のスピーチコンテストで第2位を獲得するという嬉しい知らせが届きました。

すでにご存じの方も多いと思いますが、辻専門家は、昨年（平成26年）9月まで当部教官（検事）として勤務された後、長期派遣専門家（プロジェクト・チーフ）としてカンボジアに赴任されました。現在は、首都プノンペンに常駐しながら、日々御活躍されています。

辻専門家は、赴任前からクメール語を学び始め、赴任後も、個人レッスンや語学教室を利用して、毎日、クメール語を学ばれており、その語学習得への情熱は、並々ならぬものがあります。

現在では、クメール語での日常会話はもちろん、難しいクメール文字についても習得されています。ですから、例えば、現地の方々とクメール文字を使ってソーシャル・ネットワークキング・サービスで直接やりとりができるというわけです。

このような日々の積み重ねが、今回の素晴らしい結果につながったのではないかと思います。

現地語の習得は、国際協力にとって非常に重要な要素と言われますが、「コンテスト第2位獲得」という吉報を御紹介することで、長期派遣専門家の大変さと喜びを少しでも多くの方々にお伝えできればと考え、本職が辻専門家に寄稿の執筆を依頼しました。

以下は、辻専門家による寄稿です。どうぞ、コンテストの様子を御堪能ください。

国際協力部教官 内 山 淳



## クメール語スピーチコンテスト

カンボジア長期派遣専門家 辻 保彦

私は、2015年6月13日にプノンペンで開催されたクメール語スピーチコンテストに参加しましたので、その感想を綴らせていただきます。

このスピーチコンテストは、プノンペンにあるクメール語学校の主催で実施されたもので、今回が記念すべき第1回大会でした。参加者は合計22名で、出身国の内訳は日本人7名、フランス人6名、オーストラリア人2名、イギリス人2名、アメリカ人1名、イタリア人1名、ベルギー人1名、韓国人1名、北朝鮮人1名でした。

参加者は、カンボジア在住歴やクメール語学習歴に応じて、初級・中級・上級の3つのクラスに分類され、各クラスごとに順位を競います。

テーマは、「クメール語のおすすめ勉強法」「私が好きなクメール語の言葉」「カンボジアでの体験談」という3つの課題の中から自由に選択してテーマを1つ決め、1人当たり3分以内でスピーチを行います。

スピーチが終わると審査員から質問があります。カンボジアの教育大臣や大学の学長などがゲストとして招かれ、審査員を務めました。

私は、カンボジア在住歴8か月、クメール語学習時間300時間と申告したところ、初級クラスに分類されました。テーマを何にしようか悩んだ末、カンボジアの乾杯文化について自分なりの考えを披露することにしました。

2週間前から準備と練習を重ねて、コンテスト当日を迎えました。当日は観客席が満員御礼状態で、熱気に包まれる中、私の出番が回ってきました。

以下、私のスピーチの内容を全文引用します。

皆さん、パーティーはお好きですか。

今日はパーティーの乾杯についてお話しします。

日本のパーティーでは、乾杯は最初と最後の2回だけです。これに対して、カンボジアでは、1つのパーティーの中で何度も乾杯をします。

私の分析によりますと、カンボジアの乾杯には2つの種類があります。今から説明しますので、皆さんはパーティーの様子を想像しながら聞いて下さい。まず1つ目。パーティーの席で誰かが冗談を言ったりおもしろい話をしたとき、その場の全員が一斉に笑います。このとき全員の心が1つになります。そこで、みんなでグラスを持って「乾杯！」。

次に2つ目。パーティーの初めの頃はみんな話題が豊富ですが、2時間、3時間と経過するうちに、みんなしゃべる話題がなくなってシーンとなります。1分、2分と待ってみても、誰もしゃべりません。こんなとき、誰が言うともなくグラスを持って「乾杯」。これは沈黙を避けるための乾杯です。このような2つの乾杯のやり方は、カンボジアの人たちがとにかく楽しいことが大好きだということを表していると思います。私は、今ではカンボジアの乾杯のやり方がすごく気に入っています。日本にも導入したいです。

【審査員】クメール語と日本語では、どちらが難しいですか。

【 辻 】クメール語の方が難しいです。いくら文法を勉強しても、誰も文法どおりにしゃべってくれないからです。

【審査員】日本人は文法どおりにしゃべるんですか。

【 辻 】すみません。日本人も文法どおりにはしゃべりません。

【審査員】ありがとうございました。

このように日本語で書くとたいしたことはしゃべっていないわけですが、ありがたいことに2位に入賞させていただき、ホテルの中華料理レストランの食事券をいただきました。また、他の参加者が流暢にクメール語を話すのを聞いてモチベーションを更に刺激されました。

来年も開催が予定されているようですので、今度はできれば中級クラスで参加して優勝を狙いたいと思います。



スピーチ中



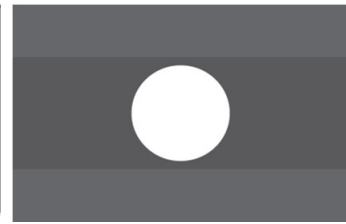
表彰式



## E~MAIL

各国プロジェクトオフィスから

To : icdmoj@moj.go.jp  
From : Asia



さて、週間  
安居「うあん  
10月19日土  
私も、この  
くさん、食べ  
また、この  
祈りを捧げま  
ビエンチャ  
くの露店が並  
オークパン  
私も、それを  
ちなみに、  
お坊さんの  
なりましたの

先日、軍事博物館に行ってきました。  
同博物館は、ネピドー郊外に膨大な敷地を有しており、じっくり見学すれば数日はかかる展示の量です。  
私たちが訪れたときは、ほとんど入場者がいなかったためか、最初は冷房が全く効いていない状態で、体力を奪われ、しかも、不必要に長い通路を延々と歩いたせいで、徐々に部屋ごと飛ばして次に行くというような不真面目な見学者になってしまいました。  
それでも、独立の英雄アウンサン將軍をはじめとする「30人の志士」や、彼らと日本軍との関係についての展示など、じっくり見たら興味深い展示もありました(私たちはそこにたどり着くまでにすでに疲労困憊していました)。  
また、報告書にも記載していますが、国立図書館にも行ってきました。  
蔵書数はまだ少なく、オンライン検索への入力もまだまだという状態ですが、注目すべきは、ヤシ(多分パルミラヤシ?)の葉に刻まれた貝葉経のコレクションで、その多さとこれまでの保存の努力に脱帽します。  
ネピドーの新しい観光名所としてもおすすめです。

(ミャンマー長期派遣専門家 坂野一生)



仏教国のカンボジアにはお坊さんがたくさんいます。  
ミャンマーのお坊さんが小豆色の服を着ているのに対して、カンボジアのお坊さんは鮮やかなオレンジ色のお坊さんは一般人と同じ言葉を使ってはならず、特別な言葉を使わなければならないとされています。  
たとえば「私は食べます」という表現は、一般人であればクニョム・ニャムですが、お坊さんの場合はアト  
お坊さん自身が言葉使いに注意しなければならないだけでなく、一般人がお坊さんと会話をする場合にも、なりません。  
たとえば、女性が「はい」と返事をするときは「チャー」ですが、お坊さんに対しては「カナー」と言わなければもし間違えてお坊さんに「チャー」と言ってしまうと、お坊さんがそれまで修業によって蓄えた功德がゼロに自分は何も悪いことをしておらず100%相手のミスなのに、誠にお気の毒です。  
そんなとき、普通の人であれば相手に対して文句の一つも言いたいところですが、お坊さんは澄み切った心ので、相手に対して怒りや恨みの感情を持つことすら許されません。  
ある知人女性が、間違えてお坊さんに「チャー」と言ってしまったところ、お坊さんの周りにいた人たちは「あ」という表情を浮かべたようですが、お坊さん本人は眉一つ動かさず笑顔をたたえていたそうです。

(カンボジア長期派遣専門家)

報告書 158～159 をお送りした際、今年は、7月22日(注:2013年)がお坊さんが雨季の修行に入る「カオパンサー」(雨ご)入り)であるとお話ししましたが、民事訴訟法サブ・ワーキンググループのメンバーが帰国した日に当たる曜日は、修行の終わりを祝う「オークパンサー」(雨安居明け)でした。

日の朝、自宅近くのお寺を覗いてみたのですが、「パービエン」と呼ばれる肩掛けを身に着けて着飾った人々がた物をもってお寺を詣でしていました。

日の夜、ラオスの人々は、船の形をしたろうそく立てや、家の庭のあちこちに火を灯したろうそくを並べ、精霊にす。

ンでは、カオパンサーの直後にボートレースが行われるため、この時期メコン川周辺には数えきれないくらい多びます。

サーの日の夕方には、そんな露店に交じって、バナナの葉っぱにろうそくを挿して作った小舟が売られるので、買ってろうそくに火を灯し、メコン川に流しました。メコン川の精霊に感謝する意味があるそうです。

日中に行われるボートレースは、人出がすごいと聞いていたので、私はもっぱらテレビ観戦でした。

雨季の修行期間中は、多くの方は結婚式や祝いの行事を控えていましたが、オークパンサーでお祝い事が解禁にで、これからラオス式の結婚式に招待される機会が訪れるのではないかと少し楽しみにしています。

(元ラオス長期派遣専門家 中村憲一)



ベトナムの交通状況の凄まじさについてはご存知の方も多いと思われるかもしれませんが、よく観察してみると、左右ともにミラーを付けずに走行しているバイクがかなりあることに気がきます。

このカオスの中、よくまあ側方・後方を確認せずに運転できるものだと思います、ある人に、なぜミラーをつけないのかと聞いたところ、「後ろを見ていると危ないから。」とのことでした。

え?いや、善解すれば、交通ルールが必ずしも守られておらず、いつ、だれが前方に突然割り込んでくるか分からない中、集中力を分散させて背後に気を遣うよりも、むしろ全神経をもって前方を見ていた方が安全だ、ということでしょうか。路上の全員が全集中力を前方に集めて前方の危険を回避すれば理論上事故は起こらないはず……

なるほど、これがベトナム流合理主義かといふ納得しそうになりましたが、はて、そんなものなのでしょうか。

交通における合理主義といえば、信号機についても似たような話があります。

当プロジェクトオフィス近くの信号機は、赤信号は点きますが青信号は点きません。

壊れているのかと思いましたが、一か所だけではないので、もしや意図的にそのような設定になっているのかと思い、これについてもある人に尋ねたら、「赤信号は止まれ、それ以外は行ってよしだ。」とのことでした。

なるほど、国民には往来の自由があり、明示的に禁止されない限りは通行してよい、ということでしょうか……

真偽のほどはともかく、思いもよらぬところで、憲法論に発展しそんな深淵な話を聞く羽目となりましたが、何が安全で、何が合理的かといったものについての考え方には国を超えた客観的なものがあるはずと認めていただけに、何やら考えさせられる問答でした。

(ベトナム長期派遣専門家 松本剛)

服を着た人が多いです。

マー・チャンです。  
特別な言葉を使わなければ

なりません。  
になってしまうそうです。

を持っていなければならない

っちゃー、やっちゃった！」

辻 保彦)



## － 編 集 後 記 －

私が国際協力部に異動してから早いもので4か月がたち、毎年一層暑くなっている日本の夏をこうして大阪で迎えることとなりました。

日本の夏を大阪で迎えると言いましたが、実は7月のほとんどを大阪以外で過ごしました。7月前半の2週間は本誌でも記載のありました第4回ミャンマー本邦研修にて東京へ、後半1週間は初めての海外出張でミャンマーへと、大阪を離れてかなりミャンマーづくしの充実した1か月となりました。更に白状しますと、今年のゴールデンウィークは、個人的にミャンマーを訪問しておりますので、異動後4か月でどっぷりミャンマーに漬かっております。そんな中、ミャンマーでは各地で大洪水が起こって、甚大な被害を及ぼしているというニュースを聞き、大変心配しております。25万人を超える被災者が出ており、土砂崩れや冠水で家を失った人たちも多いと聞き及んでおります。ミャンマーの豊かな水田地帯も壊滅状態になっており、今後の食糧不足という点でも心配です。既に日本は支援物資を送って援助しているようですが、引き続きの援助を願うところです。

さて、今号は巻頭言を高橋邦夫前在ネパール日本大使からいただきました。私を含めた当部の職員もそうですが、実際にネパールにいらっしゃったことのある大使は、この大地震の惨状には特に心を痛めていらっしゃったことと思います。と同時に、新憲法作成への動きも見られているようで、ネパールの方たちの復興への強い思いも感じました。

当部内山教官による特別企画「ネパール連邦民主共和国における大地震－そのとき現地では－」では、新聞やニュースでは知ることのできなかつたプロジェクト関連の被災状況が記載されています。特に震災直後の長期派遣専門家の方のメールからは、食料入手の困難さや建物の崩壊の危険性等、現地の生の声が聞こえてきます。数箇月たっても、建物へのダメージは大きいものでプロジェクトにも大きな影響を及ぼしているようです。亡くなった方の御冥福をお祈りするとともに、一刻も早い復興を願ってやみません。

「特集」では、ベトナムの新プロジェクト「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」を中心に取り上げました。同プロジェクトは本年4月から開始され、まだ概要を御存じない方も多いかと思っておりますので、是非御一読ください。

「出張報告」では、カンボジアの現地セミナーの報告となります。同セミナーは民法関連不動産登記共同省令及び民事訴訟法関連不動産登記共同省令を取り上げており、セミナーでの充実した資料も添付されておりますので是非御覧ください。

「寄稿」では、カンボジアの辻専門家にクメール語スピーチコンテストについて執筆いただいております。現地に行かずか数箇月でそのような目に見える成果を出され、更に語学力に磨きをかけようとするその姿勢は、私も見習わねばならないと強く感じました。

「国際研修」では、第3,4回ミャンマー本邦研修について取り上げております。第4回の研修は、私が初めて担当した国際協力部での研修でした。記事の中にもあるように、本研修は事例研究を中心に行っており、研修員同士や講師の先生との白熱した議論を見ると、自分たちの国への真摯な思いを強く感じます。私自身、初めての研修でなかなかうまくいかないことも多く、研修員の方は不便を感じることも多かったかもしれませんが、本研修での反省をいかし、そういった研修員の真摯な思いに少しでも応えることのできる研修を今後作り上げていきたいと思っております。今回の研修は、11名の研修員のうち、なんと9名が女性の方たちでした。残り2名の男性陣は少し肩身が狭かったかもしれませんが（笑）、お昼は皆で集まって一緒に食べたり、休憩中はお菓子をつまんだりとプチ女子会のような様子でした。どこの国でも、女性はお菓子とおしゃべりが好きですね！私も、一番年下で親しみやすかったのだと思いますが、お昼と一緒に食べたり、アイスやお菓子を分け合ったりと研修員に温かく接していただきました。何よりもうれしかったのは、そういった研修員の方たちと7月後半のミャンマー出張で再会できたことです。今後、再会できる方は限られているかもしれませんが、研修でお会いした方々の顔を思い浮かべながら、より一層業務に励んでいきたいと思っております。

「国際協力の現場から」は、当部の白井主任国際協力専門官が執筆しております。国際協力部では唯一の矯正出身の専門官として、検察や民事局出身者とは違った視点で国際協力を見ており、大変興味深い記事となっております。

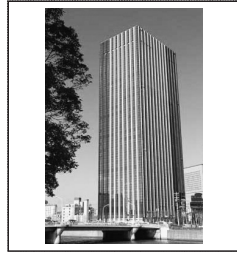
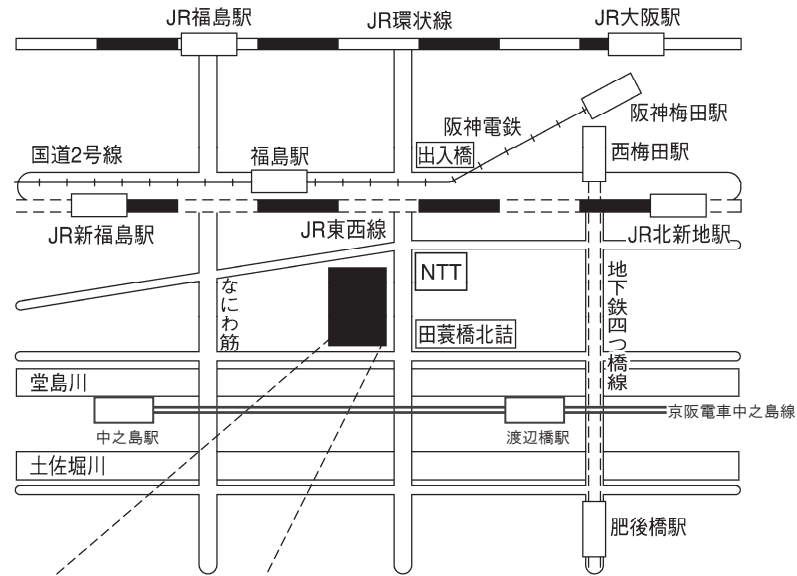
「E～MAIL（大阪らしく、「ええメール」と読むとのこと。）」では、現地の長期派遣専門家の方から定期的にいただく報告書が添付されているメールを引用させ

ていただいております。報告書には記載されない現地での気付きや日々の暮らしの様子を書いてくださるので、我々関係者のみではもったいないと思い、掲載させていただきました。気軽に読むことができますと思いますので、ちょっとした一休みにお読みいただければと思います。

最後になりましたが、お忙しい中御寄稿くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

国際協力専門官 井倉 美那子





大阪中之島合同庁舎

#### アクセス

- 阪神福島駅から …… 徒歩 5分
- JR新福島駅から …… 徒歩 6分
- JR福島駅から …… 徒歩 8分
- 地下鉄肥後駅から …… 徒歩10分
- JR大阪駅から …… 徒歩14分
- 京阪渡辺橋駅から …… 徒歩 7分

## ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

### 法務省法務総合研究所 国際協力部

〒553-0003 大阪市福島区福島1-1-60 大阪中之島合同庁舎

電話：(06)4796-2153/2154

F A X：(06)4796-2157

ホームページ：[http://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_icd.html](http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html)

メールアドレス：[icdmoj@moj.go.jp](mailto:icdmoj@moj.go.jp)

編集：法務省法務総合研究所

発行：2015年9月